

陣ノ内遺跡

合志市立合志小学校新築事業に伴う埋蔵文化財発掘調査

2007
合志市教育委員会



古今考図(竹迫城絵図) 合志市合志歴史資料館蔵(衛藤久米男氏旧蔵)



陣ノ内遺跡全景

熊本県合志市文化財調査報告第1集

陣ノ内遺跡

合志市立合志小学校新築事業に伴う埋蔵文化財発掘調査

2007

合志市教育委員会

序 文

合志市教育委員会では、平成17年度（当時合志町）より合志市立合志小学校の新築移転工事の計画に先立ち、陣ノ内遺跡の発掘調査を実施いたしました。

陣ノ内は、平成16年半ばまで旧合志町中央町民グラウンドとして地域住民に親しまれ、グラウンドが整備される以前は合志中学校旧校舎が建てられていました。そのため、建設当時の土地削平による遺構の破損・消失が懸念されておりましたが、調査の結果、弥生時代中期以降の甕棺墓を始め環濠や集落跡など、比較的良好な状態で多数の遺物・遺構が確認されました。

また、この地域は、中世竹迫氏の館跡として竹迫城絵図（文政8年）に記された「陳ノ内」と同一のものと判断され、本調査は竹迫城の城域を推測すると共に、合志の歴史を知るうえで貴重な資料になると思われます。

本報告書の刊行が、広く市民の皆様方の埋蔵文化財に対する関心と理解を深めるとともに、学術研究および本市の古代歴史を繙くことにいささかでも寄与できれば幸いです。

なお、本調査を実施するにあたり、文化財保護の観点から多大なるご協力とご支援をいただきました県教育委員会をはじめ、地元関係者の皆様方、ご指導・ご助言を賜りました諸先生方に、深く敬意と感謝を申し上げます。

平成19年3月31日

合志市教育長 末永節夫

例　　言

1. 本書は、熊本県合志市幾久富1302番地に所在する陣ノ内遺跡についての埋蔵文化財発掘調査報告書である。
2. 発掘調査は、平成17年4月6日～8月31日にかけて継続的に行った。
3. 発掘調査は合志町教育委員会が実施した。調査担当は米村大(文化財発掘調査員)である。
4. 調査地における実測作業は株式会社埋蔵文化財サポートシステムに委託し、一部米村、三宅一生が行った。
5. 調査地における写真撮影は米村、一部を三宅、仁田真由美が行った。空中写真は九州航空株式会社に委託した。
6. 整理作業は合志市総合センター「ヴィーブル」において行った。
7. 遺物の実測は米村が行い、拓本は齊藤良子が行った。
8. 清書は後藤浩美、井上美保、齊藤良子が行った。
9. 確石経は熊本県立装飾古墳館において赤外線カメラによる撮影を依頼し、前川清一氏(熊本県教育センター)に分析を依頼した。確石経の文字データー分析を元興寺研究所に御協力を頂き、狭川真一氏(同研究所)に所見を賜った。
10. 中近世陶磁器の指導を美濃口雅郎氏(熊本市教育委員会)に依頼した。
11. 石器の石材鑑定は斎藤富士雄(同市合志歴史資料館館長)に依頼した。
12. 遺物の写真撮影は米村が行った。
13. 遺物、写真、図面は合志市西合志郷土資料館において保管している。
14. 土色などの色調は、「新版 標準土色帖」(1967年 日本色研事業株式会社発行)に従った。
15. 本書の執筆は米村が行い一部を井上が補助し、米村が編集した。第Ⅰ章第1節は仁田が執筆した。第V章文献等補足調査は大山智美氏(九州大学博士課程)、鶴嶋俊彦氏(人吉市教育委員会)、青木勝士氏(熊本県玉名地域振興局)より玉稿を賜った。
16. 金石文の拓本を菅房行氏(金石文研究会)に、石造物の実測は大波和称氏、渡辺康祐氏(熊本大学学生)に御協力を頂いた。
17. 鹿児島竹追家文書の調査を所蔵者の竹追種俊氏、大山氏、藤井鴻に依頼した。
18. 文章の校正是山戸宇機夫、浦田信智、仁田、川上直美、井上、米村が行った。

凡　　例

1. 現地での実測図は、以下の縮尺で行い本書収録の際には以下の縮尺で作成した。

遺構配図	現地50分の1	本書500分の1・300分の1・200分の1
遺構実測図　甕棺墓	現地10分の1	本書20分の1
木棺墓・土坑	現地10分の1・20分の1	本書20分の1・40分の1
土壙墓（人骨出土状況）	現地5分の1	本書20分の1
地下式土壙	現地20分の1	本書50分の1
土層断面図	現地20分の1	本書50分の1・80分の1
2. 本書における遺物の縮尺は土器3分の1、石器、鉄製品が3分の2で掲載する。

目 次

序文

例言・凡例

第Ⅰ章 はじめに

第1節 調査に至る経緯	1
第2節 調査体制	1
第3節 調査の方法と経過	2
1. 調査の方法	2
2. 調査の経過	3

第Ⅱ章 遺跡の環境

第1節 遺跡の位置と環境	4
--------------	---

第Ⅲ章 調査成果

第1節 遺跡の概要	9
第2節 弥生時代の遺構	13
第3節 中近世の遺構	39

第Ⅳ章 まとめ

1. 弥生時代	62
2. 中近世	62

第Ⅴ章 文献等補足調査

第1節 竹迫城絵図の成立と中世竹迫氏の動向（大山智美）	64
第2節 合志城（竹迫城）の遺構（鶴嶋俊彦）	85
第3節 竹迫城に係る戦国期の様相について（青木勝士）	101

写真図版

報告書抄録

挿図目次

第1図	陣ノ内遺跡周辺遺跡分布図	6	第30図	20号土坑実測図	33
第2図	陣ノ内遺跡位置図	9	第31図	3号溝実測図	33
第3図	基本土層図(トレンチNo.2)	10	第32図	II区検出面遺物出土状況・出土遺物実測図	34
第4図	陣ノ内遺跡遺構配置図	11	第33図	検出面出土石器実測図	35
第5図	遺構配置図(弥生時代)	12	第34図	検出面出土遺物実測図	36
第6図	1号溝土層断面図	13	第35図	遺構配置図(中世)	38
第7図	1号溝遺物出土状況図 出土遺物実測図	14	第36図	6・7・10・11号溝土層断面図	39
第8図	1号溝出土遺物実測図	15	第37図	字宮ノ前地籍図(明治初期作成)	40
第9図	2号溝土層断面図	16	第38図	字陣ノ内地籍図(明治初期作成)	41
第10図	2号溝出土遺物実測図	17	第39図	中世遺構配置図 八龍周辺遺構実測図	42
第11図	1号壺棺墓実測図1	18	第40図	8・9号溝土層断面図 (トレンチNo.1~3)	43
第12図	1号壺棺墓実測図2	19	第41図	11号溝出土遺物実測図	44
第13図	2号壺棺墓実測図	20	第42図	10号溝出土遺物実測図	44
第14図	3号壺棺墓実測図	21	第43図	10号溝出土遺物実測図	45
第15図	4~10号壺棺墓 1~6号木棺墓遺構配置図	22	第44図	10号溝出土遺物実測図	46
第16図	4号壺棺墓実測図	23	第45図	9号溝出土遺物実測図	47
第17図	5号壺棺墓実測図	24	第46図	8号溝出土遺物実測図	47
第18図	6号壺棺墓実測図	25	第47図	6号溝出土遺物実測図	47
第19図	7号壺棺墓実測図	26	第48図	7号溝出土遺物実測図	48
第20図	8号壺棺墓実測図	26	第49図	5号溝出土遺物実測図	48
第21図	9号壺棺墓実測図	27	第50図	21号土坑実測図	49
第22図	10号壺棺墓実測図	28	第51図	22号土坑実測図	50
第23図	1号木棺墓・5号土坑実測図	29	第52図	23号土坑実測図	50
第24図	2号木棺墓実測図	30	第53図	土橋状遺構実測図	51
第25図	3号木棺墓実測図	30	第54図	1号地下式土壤実測図	52
第26図	4・5号木棺墓実測図	31	第55図	3号地下式土壤実測図	53
第27図	6号木棺墓実測図	32	第56図	検出面出土遺物実測図	54
第28図	7号土坑実測図	32	第57図	1・14・11号土壤墓実測図	57
第29図	8号土坑実測図	33	第58図	礫石経実測図	58

表 目 次

第1表	合志市の遺跡	7	第3表	遺物観察表(中世)	55
第2表	遺物観察表(縄文・弥生)	37	第4表	礫石経集成表	60

第V章文献等補足調査目次

第1節 表一 「竹迫文書写」編年一覧 77	竹迫氏略系図 83
史料編 「竹迫文書写」 78	表二 竹迫家所蔵史料一覧 84
第2節 第1図 合志城中央部遺構群 87	第6図 合志城南部遺構群(1) 94
第2図 合志城東部遺構 89	第7図 合志城南部遺構群(2) 95
第3図 合志城北部遺構群(1) 90	第8図 合志城縄張り図 97・98
第4図 合志城北部遺構群(2) 91	第9図 合志城遺構群区分図 99・100
第5図 合志城北部遺構群(3) · 西部遺構群 92	
第3節 第1図 古今考図(竹迫城絵図) 107・108 合志市合志歴史資料館蔵(斎藤久米氏旧蔵)	第6図 医音寺跡石造物実測図 117
第2図 竹迫周辺地籍図 · 土地利用図 109・110	第7図 国泰寺跡・嚴照寺石造物実測図 118
第3図 合志氏関係領城図 111・112	第8図 嚩照寺石造物実測図 119
第4図 陣ノ内遺跡周辺地籍図 113 (国土調査図に明治初期旧字図合成図)	第9図 嚩照寺・金福寺跡 · 今町遺跡石造物実測図 120
表1 合志氏関係資料一覧 114・115 (城郭・金石・仏像等・史料)	第10図 須屋城周辺地形図 134
第5図 清寿院跡石造物実測図 116	第11図 須屋城周辺地籍図 134
	第12図 花園土塁(烏栖城)周辺地形図 135
	第13図 花園土塁(烏栖城)周辺地籍図 135
	第14図 竹迫城周辺地籍図 136

合志氏関係史料集

佐々木合志系図

写真図版目次

- 卷頭図版 1 古今考図（竹迫城絵図）
合志市合志歴史資料館蔵（江藤久米男氏旧蔵）
- 卷頭図版 2 陣ノ内遺跡全景
図版 1 昭和23年11月23日米軍撮影
〔国土地理院〕
- 図版 2 昭和36年国土地理院撮影
〔国土地理院〕
- 図版 3 (1)古今考図（竹迫城絵図）
合志市合志歴史資料館蔵（江藤久米男氏旧蔵）
(2)古今考図（竹迫城絵図）
合志市合志歴史資料館蔵（神殿エツ氏旧蔵）
- 図版 4 (1)Ⅲ・Ⅳ区1・2・3号
甕棺墓出土状況
(2)2号溝土層推積状況
(IV区西壁面)
(3)1号甕棺墓出土状況
(4)1号甕棺墓出土状況
(5)3号甕棺墓出土状況
(6)Ⅲ区墓域群
(7)9号甕棺墓出土状況
(1号溝)
(8)10号甕棺墓出土状況
- 図版 5 (1)1号木棺墓・5号土坑
完掘状況
(2)1号木棺墓・5号土坑
土層推積状況
(3)2号木棺墓完掘状況
(4)2号木棺墓推積状況
(5)3号木棺墓完掘状況
(6)5号木棺墓土層推積状況
(7)7・10・11号溝墳推積状況
(手前地下式3号土壤)
(8)10・11号溝土層推積状況
(手前地下式2号土壤)
- 図版 6 (1)10号溝土層推積状況
(トレンチNo.1)
(2)8・9号溝完掘状況
(3)9号溝土橋状造構完掘状況
(4)9号溝土層推積状況
(トレンチNo.1)
(5)21号土坑半裁状況
(6)24号土坑土層推積状況
(7)1号地下式土壤完掘状況
(8)1号土坑墓人骨出土状況
- 図版 7 (1)14号土壤墓人骨出土状況
(2)11号土壤墓人骨出土状況
(3)砾石経出土状況
(4)13号土壤墓人骨出土状況
(5)清寿院跡
(6)原口新城跡堀底道（アカサカ）
(7)豊國宮本横穴群上段壁面
(8)北東部惣構え
(町道住吉線工事壁面)
- 図版 8 弥生土器・中近世出土遺物
- 図版 9 中世陶磁器
- 図版10 近世陶磁器1
- 図版11 近世陶磁器2

第Ⅰ章 はじめに

第1節 調査に至る経緯

陣ノ内遺跡発掘調査を開始したのは、平成18年2月27日の旧合志町と旧西合志町の市町村合併により合志市が誕生する約1年前である。当時、旧合志町内には3つの小学校があった。その内で最も古い歴史を持つ合志小学校では、校舎の老朽化および耐震性の不足から、合志小学校新築事業により校舎の移転新築計画が進められていた。小学校として相応しい立地条件等を考慮した結果、小学校に隣接する町民グラウンドが新校舎の移転先に選定された。そこは合志中学校の旧校舎跡地であり、昭和53年以降はグラウンドとして広く活用されていたが、埋蔵文化財の包蔵地でもあった。

平成16年11月に確認調査を実施したところ、トレンチ12本のうち7本から土器や遺構が検出され、文化財の本調査が必要と判断された。本調査は、約2万m²におよぶ敷地面積のうち新校舎建設予定部分のみに調査範囲を絞り、平成17年4月から8月までの5ヶ月間で速やかに実施することとなった。

第2節 調査体制

発掘調査および整理報告書作成（平成17・18年度）

調査主体 合志市教育委員会（旧合志町教育委員会）

調査責任者 末永節夫（合志市教育長）

藤井 鴻（元合志町教育長）

調査事務局 【合志市教育委員会】

園田 康通（事務局長）

山戸宇機夫（合志市文化振興課長）

辻 健一（同課長補佐）

浦田 信智（同課文化財係長）

森田 健二（同係主査）

仁田真由美（同係主査）

【旧合志町教育委員会】

青木 和子（元合志町生涯学習課長補佐）

坂本浩一郎（元同課社会教育係長）

合志 良一（元合志町学校教育課長）

鍬野 文昭（元同課総務係長）

中鶴美智代（元同係主査）

宮崎 淳子（元同係主査）

調査担当者 米村 大（文化財調査員）

井上 美保（文化財整理調査員）

調査指導者 美濃口雅郎（熊本市教育委員会）、前川清一（熊本県教育センター）、鶴嶋俊彦（人吉市教育委員会）

青木勝士（熊本県玉名地域振興局）

調査協力者 地元の方々、鷗田正守、西住欣一郎、坂田和弘、長谷部善一、木村元浩、廣田静学、宮崎敬士、

池田朋生、角田賢治、岡本勇人、西慶喜、濱田敦靖、中世史研究会、菅房行、大山智美、大波和弥、

渡辺康祐、狹川真一、原田昭一、竹追慎俊、熊本県文化財資料室、熊本県立装飾古墳館、

元興寺文化財研究所、嚴照寺、仏教寺、合志市文化財保護委員会

（敬称略）

発掘作業員 藤木敏章、鷲田佐和子、青木吉子、松岡千草、山隈リツ子、合志照代、緒方久美子、斎藤エイ、斎藤ハツヨ、齐藤良子、松井洋子、後藤浩美、橋本孝博、藤木悌一、澤田美智子、渡辺文男、野田誠昭、松村龍男、林豊靖、大塚英樹、三宅一生、三宅幸生、鷲田義秋、池田慶子、池田富代子、岡元美子、佐野新子、内田英美、村上照美、笠ウメ子、国武いつ子
整理作業員 青木吉子、齐藤良子、後藤浩美、緒方久美子、佐野新子、宮田京子、正泉寺直美、松尾すみ子

第3節 調査の方法と経過

1. 調査の方法

本遺跡の名称は遺跡地図登録において陣ノ内遺跡（じんのうちいせき）として登録されており、本来「明治初期作成地図」と「古今考図」においては「陣ノ内」の「陣」が正式と思われたが混乱を避けるため從来の登録名称に従った。また遺跡は上庄官ノ前・幾久富陣ノ内に跨っている。調査対象面積は約1800m²、最終的に確認された遺構は弥生時代・中近世であった。調査期間は平成17年4月6日～8月22日まで行った。

調査は工期が決定していた段階での協議から確認調査の結果を踏まえ、遺構の遺存度が高い校舎建設範囲の中央～南部に絞り込んだ。調査区は旧合志町中央グランド内にあたり、以前の旧合志中学校建設の際、大きく地形が改変されており、旧地形は東から西、北から南にかけて低くなりその比高差は約2mを測る。確認調査の結果、北東部では表土直下に黄褐色ローム層が確認され、旧合志中造成時に約1m程削平されていたため、調査は行わなかった。

調査区は校舎の範囲を対象としていることから変則的な形となる。任意で南東部をI区、南部をII区、北西部をIII区、北東部をIV区と分け、遺物の取り上げを行う。また実測図作成のため国土座標軸に合わせ方眼を調査区内に設定した。設定したグリッドの一辺の長さを10mとし、東端から西端にかけてA→M、北端から南端にかけて1→8までの記号と番号を割り振り、その両軸の組合せで場所を示すことにした（第4図）。

重機による表土剥ぎはⅠ層グランド整地層、Ⅱ層旧中学校整地層を基本的に除いた面を検出面とした。発掘作業は表土剥ぎと並行して順次、作業員を雇用し手作業による遺構検出を行った。I区は旧合志中学校体育館基礎の搅乱が激しかった。搅乱は人頭大の石が約2mの深さに及んでいたため取り除くことは行っていない。I区南側で確認された8・9号溝の関係を確認するためトレンチNo.1～3を設定した。II区はトレントNo.2の延長上にベルトをIII区の境にした。II・III区中央部では検出面において弥生時代の遺構を捉えることが困難であったため、調査終盤に重機を投入し掘り下げを行った。III区南部では弥生時代の甕棺墓が確認され、その周辺に土坑、木棺墓の遺構がトレントにおいて認められたが切り合いが多く、検出面においても遺構ラインを押さえることはできず、スコップで確認できる面まで一気に掘り下げ、検出作業を行った。III・IV区はトレントNo.2の延長上において境界とした。IV区の2号溝は上層に一部、遺物が認められたことから、取り上げを行ない重機により下層上面まで掘削した。

溝の掘削は検出後、切り合い及び層位を確認するためトレントを設け、下層上位まではスコップで掘り、下層はできるだけ丁寧に掘り遺物を探した。甕棺墓の掘削は実測と交互に行ない、実測はS=10分の1で測量する。木棺墓はベルトを残した遺構については土層断面図（S=20分の1）を作成した。礫石絆は4分割し、取り上げを行った。地下式土壤は検出面より2mを越す深さで、周囲の状況から安全面を考慮し、確認された3基中1基を完掘、1基を半裁、1基は竖孔のみ確認した。遺構配置図はS=50分の1で作成した。写真撮影は35mmで土層堆積状況、遺物出土状況、完掘状況を撮影し、一部中型カメラを使用した。調査終盤にラジコンヘリコプターにより空中写真撮影を行った。

2. 調査の経過

- 4月 6～25日 表土剥ぎ
- 18日 作業員9名 本格的に調査開始、I区遺構検出を行い、1・7・10・11号溝を確認
 - 21日 II区遺構検出
 - 22日 11号溝掘削、2号溝検出
 - 26日 7・11号溝掘削、10号溝掘削
 - 28日 III区南側遺構検出
- 5月 1日 IV区遺構検出、10号溝掘削
- 6日 IV区近世墓検出
 - 9日 III区北側遺構検出、10号溝掘削
 - 10日 9号溝検出、10号溝掘削
 - 11日 I区近世墓掘削、III区遺構検出
 - 16日 III区南側掘削
 - 20日 III区南側遺構掘削、礫石経検出、10・11号溝掘削
 - 23日 磚石経掘削
 - 24日 III・IV区2号溝検出
 - 25日 IV区遺構掘削
 - 26日 IV区遺構掘削、11号溝掘削
 - 27日 IV区遺構掘削、10・11号溝掘削、1号壺棺墓半裁
 - 30日 8・9号溝掘削
- 6月 1日 基準点測量(埋蔵文化財サポートシステム)
- 3日 基準測量坑の設置、8・9号溝掘削
 - 6日 5・8・9号溝完掘、2号溝掘削
 - 7日 I・IV区柱穴半裁
 - 9日 7号溝掘削、現地見学西住氏・木村氏
(熊本県教育委員会)
- 13日 IV区北側掘削、2・3号壺棺墓掘削
- 15日 合志小学校6年生(約60名)見学
- 16日 III区北側遺構掘削
- 21日 3号溝・21号土坑掘削
- 23日 2号溝上～中層重機により掘削
- 24日 合志小学校2年生見学
- 25日 II区完掘状況撮影
- 28日 III区遺構検出、1・2号溝掘削
- 7月 7日 III区南側壺棺墓検出
- 11日 III区南側4～8号壺棺墓掘削
 - 12日 3号地下式土壤・1号溝(II区)掘削
 - 14日 3号地下式土壤半裁
 - 15日 III区南側重機により掘削
 - 16日 現地説明会(約70名)
 - 18日 熊本県教育委員会より作業員8名の方々応援頂く。
 - 19日 壺棺墓実測(埋蔵文化財サポートシステム)
III区柱穴掘削
 - 22日 1号木棺墓・5号土坑土層断面実測
 - 23日 III区南側墓壙群完掘状況撮影
 - 28日 II区東側重機により掘削
- 8月 1日 空撮(九州航空株式会社)
- 3日 1号地下式土壤掘削
 - 5日 1号溝遺物出土状況図・10号壺棺墓実測
図作成
 - 8日 木棺墓・土坑実測
 - 10日 トレンチNo3土層断面実測
 - 22日 八龍周辺地形測量



体験学習



発掘作業

第Ⅱ章 遺跡の環境

第1節 遺跡の位置と環境

合志台地は透水性が強く、雨水は地下に浸透することから、起伏の少ない傾斜の緩やかな地形である。菊池川水系である合志川は阿蘇外輪山の鞍岳を源とし、その合志川に流れ込む支流は台地を侵食する谷地形を形成している。本遺跡はこの侵食作用によって形成された台地の斜面部に位置し、北側には合志川支流である芋拔川が流れれる。

台地上で営まれる農業は現在、水利が発達し水田化されるが、近年まで畑作地帯であった。水田化できるわずかな谷地形に限られ、火山灰より形成された肥沃でない土地であった。「竹追に嫁ろかゲズの木に登ろうか」という諺えは農業の生産性が低く、厳しい土地であったことを表している。芋拔川の「芋」(からむし)は麻の意味であり、古来より織物の生業を窺わせる。桑(養蚕)、栗、稗、柿、芋、陸稻、蕎麦などの畑作主体の生業が営まれていたと考えられる。

縄文時代

旧合志町内では旧石器時代の遺跡は発見されておらず、縄文時代早期の押型土器が出土した森遺跡、野付遺跡が最古となっている。御手洗遺跡は縄文時代後期「御手洗式土器」の標式遺跡である。桑鶴遺跡では縄文晚期～弥生時代にかけての住居跡が確認されており、故坂本經堯氏の記録によれば、縄文後期の初の圧痕が残る土器片が出土したとある。中野遺跡では縄文晚期の遺物が多く出土している。二子山石器製作遺跡(国指定史跡)では玄武岩質安山岩を母岩として打製石器を製作した痕跡が良好に遺存する。

弥生時代

弥生時代において菊池川流域では県下でも支石墓が集中する地域であり、権現原遺跡における伝伯楽屋敷跡の安山岩の露頭はこの支石墓の可能性が指摘されている。弥生後期の妻棺より南海産のゴホウラ製腕輪が出土した御領遺跡、弥生時代中期～後期の集落があったと考えられる陣ノ内遺跡・宮ノ前遺跡がある。木瀬遺跡では弥生時代後期の住居跡から「S字文」鏡が出土している。中林西原遺跡群～千経塚遺跡、陣ノ内・宮ノ前・小園遺跡、御領・野付遺跡、桑鶴・森遺跡の中期から大きく4つのまとまりが認められる。それぞれに集落を形成していた可能性があり、小河川や湧水点に近い台地縁辺部に営まれる。後期の遺跡は後川辺遺跡群、木瀬・蛇ノ尾城跡が認められ集落は増加する⁸¹⁾。その他に竹迫宇土遺跡では弥生時代中期の遺物が表採されることから日向川流域にも集落が営まれていた可能性がある。日向川流域は遺跡の空白地であることから今後、発見される遺跡が包蔵されていると考えられ、注意をしておかなければならない。塩浸川下流域の高木原台地には環濠集落である石立遺跡、八反畑遺跡が存在する⁸²⁾。

古墳時代

芋拔川から鶴川と合流する付近で名称を変える塩浸川上流域右岸には中林古墳が造営され円墳が2基認められる。また上庄川流域右岸の後川辺にはヤンボシ塚古墳を含み円墳2基と道路工事の際に石蓋土壙墓が発見されている。千経塚遺跡では発掘調査が行われ方形周溝墓6基が検出されている。古墳は塩浸川の中～下流域に分布しており、黒松古墳群及び周辺に集中している。上流域における弥生時代の集落は古墳時代には継続しないようであり、古墳時代の集落は上流域より中流域に移動し、低地に進出したものと推測される⁸³⁾。

塩浸川流域においては横穴群の分布が左岸に限られることは興味深い。山本郡の分立した合志郡の範囲(合志・西合志・潤水・旭志・菊陽・大津町)には前方後円墳が分布しておらずこの地域の特色が挙げられる。

『日本書記』持統十(696)年「追大式を以て、伊豫國風連郡の物部薦と肥後國皮石郡の人壬生諸石に授く。並びに人ごとに、綱四匹、糸十鉤、布廿口、稻一千束、水田四町を賜ふ。戸の調役を復す。以て久しく唐地に苦しむを慰む。」白村江の戦いに出兵し、唐軍の捕虜となり33年を経て帰国した皮石郡の壬生諸石の勞に報いた記事がある。

古代

貞觀元(859)年合志郡から山本郡が分立し肥後國は14郡になる(『日本三代実録』卷2)。『和名類聚抄』によれば

合志郡は合志郷、小川郷、山道郷、鳥嶋郷、口益郷、鳥取郷の6郷からなり比定地は諸説あり定まっていない。郡衙の推定地は高木原・千束遺跡、上鶴頭遺跡、住吉神社が挙げられるが不明な点が多い。熊本県遺跡地図において合志市合生字小合志が「合志郡家推定地」とあるが発掘調査では確認されていない。

高木原遺跡では坂本氏が奈良時代の銅製帶金具(丸柄)や骨臓器を採取されている。千束遺跡では発掘調査の結果、方形に巡る溝、掘立柱建物、骨臓器、円面鏡、輸入陶磁器が出土している。

上鶴頭遺跡は9世紀中頃の口字形の配置をもつ掘立柱建物群が検出され、「正」「大正」「西正」「生」などの墨書き器が大量に出土し、短期間に廃絶している。近くには9世紀前半代頃まで遡る可能性がある田島廃寺(泗水町)がある⁽⁴⁾。骨臓器の内蓋に「目代」の墨書きがあり、官人層の存在が窺える梶原遺跡や西の郡倉と推測される上鶴頭遺跡は菊池川にも近く、合志郡内であったかという問題がある⁽⁵⁾。

『三代実録』には貞觀18(876)年、合志郡擬大領である日下部辰吉が奈我神社(旭高永神社か)近くの河畔で白亀を獲り、瑞兆として朝廷に報告したとある。住吉では円面鏡が出土しており、郡衙の長官である日下部辰吉の存在からも住吉に郡衙が存在した可能性は高い。周辺に位置する南桜ヶ水遺跡(旧旭志町)の梵鐘破片、墓誌銘の鉄板を伴う骨臓器、湯舟遺跡(旧旭志町)では鉢帯などの出土がある。

『延喜兵部省式』には官牧として二重馬牧と波良馬牧がみられる。二重馬牧は菊池郡大津町から阿蘇郡阿蘇町一帯と波良馬牧は南小国から小国にかけて想定されている⁽⁶⁾。旧合志町の延喜式駿路の豊肥支路沿いには竹迫の駿駒馬、坂本駅(菊陽町原水)の北側台地縁辺部に馬立などの地名があり、馬の飼育が行われていた可能性がある。

これまで述べたように弥生時代以降の遺物には豊富な装身具や鉄製品などからは、人口を養うことができるだけの食料を生産性の低い土地の特徴に合わせて様々な生業を営んでいたものと想像される。しかし人口の増加する古代の時期において狹小な谷平野に限られるこの地域は古代の租を納めることは困難であったことが推測され、どのようにして生活を営んでいたか興味が持たれる。古代の税制については不明な点も多いが海岸部の公民が水田耕作を営んでいたとは考え難い。地形に制約されるこのような地域は他の郷に口分田を班給してもらうため移動を余儀なくされた可能性がある。

熊本県教育委員会による出口遺跡、揚土遺跡、峠遺跡の初堀調査において墨書き器が出土している。八反田A・B遺跡、八反畠遺跡、追原遺跡、八反原遺跡においても墨書き器が認められ、7世紀後半～9世紀後半の遺物が出土しており、8世紀後半～9世紀前半の遺物が主体である⁽⁷⁾。出口遺跡、揚土遺跡、峠遺跡出土遺物の年代を今後、調べることにより主体となる遺物の年代の下限が9世紀中葉に収まるのであれば山本郡分立(859)の年代と一致し、郡衙との関連した集落の存在した可能性は高くなる。また近接する豊岡天神本遺跡では土師器の骨臓器⁽⁸⁾から奈良時代の唐式鏡(瑞雲双鷦鷯花鏡)が出土しており、郡司クラスの存在が窺える⁽⁹⁾。

古代の郷は河川の流域を基本としており、それに従えば塩浸川流域は合志郷となる。この流域においては古墳の集中城が黒松古墳群周辺にあり、山本郡分立後の合志郡内でも突出する。高木原・千束遺跡は古代の延喜式駿路成立以前の鞠智城に通じるルートの車路を挟み立地し、合志川に近い水陸交通の結節点にある。一つの手掛かりとして郡衙に関連した両遺跡の地名を考えると高木原は「こうぎばる」と呼ばれ、郡家(こうけ)が転音した可能性さらに、千束は正倉に納められる穀穂の単位である「束」との関係の可能性はなかろうか。

地理的な側面や山本郡分立(859)以前の旧合志郡における中心位置、古墳分布、墨書き器が多く出土した集落とその時期、合志郡擬大領である日下部辰吉の存在(876)などから考慮すれば高木原・千束遺跡が初期における郡衙の可能性を挙げておきたい。

中世

古代の律令体制は10世紀初頭には崩壊し、国司が徵税請負人となり地方政治を一任された。国司は郡司や有力農民に租税を請け負わせる方式を探った結果、次第に成長した開発領主は国司と対立を深め中央の貴族や寺に土地を寄進(寄進地系莊園)することで領地の支配権を確立していく。合志郡内の鎌倉時代安楽寺領莊園として片俣領(大津町矢護川)、富庄(旧泗水町富納)、恵良(旧西合志町合生)、佐野莊(旧泗水町南田島)、田島莊(旧泗水田島)などがみられる(「安楽寺領注進状案」西合志町史)。合志莊は正暦3(992)年太宰府安楽寺領となる(「天満宮託宣記」)。久安4(1142)年「竹迫別符」が觀世音寺に関係する莊園(「東大寺諸莊園文書目録」)が



第1図 陣ノ内遺跡周辺遺跡分布図

第1表 合志市の遺跡

遺跡番号	遺跡名	所 在 地	時 代	種 別	指 定	備 考
1	中野古墳	宋 中村	古墳	古墳		円筒形之基、うち1基は動植物と呼ばれている
2	中野古墳	宋 中村	古墳	古墳		円筒形之基、うち1基は動植物と呼ばれている
3	中林古墳群	宋 西山・城山	古代・弥生	古墳		円筒形之基、うち1基は動植物と呼ばれている
4	後川古墳群	宋 後川	古墳	古墳		円筒形之基、うち1基は動植物と呼ばれている
5	ヤンボ古墳	宋 村園	古墳	古墳		円筒形之基、うち1基は動植物と呼ばれている
6	千束城跡	宋 城跡	中世	城		円筒形之基、うち1基は動植物と呼ばれている
7	野竹古墳	福原 野竹	古墳	古墳		円筒形之基、うち1基は動植物と呼ばれている
8	野竹古墳	福原 野竹	古墳	古墳		円筒形之基、うち1基は動植物と呼ばれている
9	瓦合古跡	竹谷 瓦合	中世	古墳	市	古墳、一處石柱塔
10	陣ノ内跡	麻久富 駿ノ内	動植物	墓塚		圓錐形、圓錐形墓塚
11	荒ノ内跡	上庄 古村	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
12	竹原古跡	小山 竹原	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
13	竹原古跡	小山 竹原	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
14	木舟古跡	上庄 木舟	古墳	古墳	市	圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
15	虚空破壊穴	上庄 脊ノ尾	古墳?	古墳?	市	圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
16	御子王古跡	御子王	古墳	古墳	市	圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
17	御子王古跡	御子王	古墳	古墳	市	圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
18	桑田古跡	竹谷 桑田	古墳	古墳	市	圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
19	八久保古跡	竹谷 八久保	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
20	竹田古跡	竹田 宇子	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
21	野川古跡	野川 西山	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
22	野川古跡	野川 大曾根	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
23	御田古跡	竹谷 御田	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
24	森浦跡	森浦 佐野	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
25	森田古跡	森田 佐野	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
26	森田古跡	森田 佐野	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
27	森田古跡	森田 佐野	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
28	森浦跡	上庄 森浦	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
29	冲田遺跡	野々島 冲田	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
30	栗原古跡	合生 栗原	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
31	栗原古跡	合生 栗原	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
32	北野古跡	上庄 北野	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
33	船井古跡	上庄 船井	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
34	上庄遺跡	上庄 上庄	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
35	城守遺跡	上庄 城守	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
36	城守古跡	上庄 城守	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
37	アミダ古跡	野々島 古河 - 関田	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
38	絆赤寺古跡	合生 赤寺	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
39	絆赤寺古跡	合生 赤寺	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
40	添田古跡	野々島 添田	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
41	水田古跡	水田 田中	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
42	水田古跡	水田 田中	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
43	麻屋古跡	野々島 麻屋	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
44	分塙古跡	上庄 分塙	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
45	保原古跡	野々島 保原	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
46	保原古跡	野々島 保原	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
47	向原古跡	上庄 向原	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
48	アナド古跡	上庄 向原	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
49	向原古跡	合生 向原	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
50	古河古跡	野々島 古河	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
51	古河古跡	野々島 古河	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
52	中尾古跡	野々島 天野 - 中尾原	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
53	黒松古跡	合生 黒松	古墳	古墳	市	圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
54	生坪古跡	合生 生坪	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
55	八反田古跡	合生 八反田	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
56	八反田古跡	合生 八反田	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
57	小谷大寺	合生 小谷大寺	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
58	弘生古跡	合生 弘生	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
59	南浦ハマ古跡	合生 南浦ハマ	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
60	江原古跡	合生 江原	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
61	高木古跡	合生 高木	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
62	高木郡	合生 高木	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
63	合志郡御田原塚史跡	合生 王道寺	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
64	玉瀬古跡	合生 玉瀬	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
65	玉瀬古跡	合生 玉瀬	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
66	堀口古跡	堀口 堀口	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
67	八反田古跡	野々島 八反田	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
68	野々島古跡	野々島 北	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
69	八反田古跡	野々島 八反田	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
70	フタノ古跡	野々島 フタノ	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
71	野々島古跡	野々島 野々島	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
72	西会所古跡	野々島 東原	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
73	野々島古跡	野々島 太夫	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
74	花園遺跡	野々島 花園	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
75	花園遺跡	野々島 花園	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
76	野々島古跡	野々島 花園	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
77	井天牛田遺跡	野々島 井天牛田	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
78	受采今野跡	野々島 外原	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
79	在園古跡	野々島 在園	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
80	中条古跡	野々島 中条	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
81	木の内古跡	野々島 木の内	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
82	篠山遺跡	野々島 篠山	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
83	小会志古跡	合生 小会志	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
84	立山古跡	立山 立山	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
85	立山古跡	立山 立山	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
86	若狭古跡	野々島 若狭	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
87	中野古跡	野々島 中野	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
88	木原野寺跡 A・B	野々島 木原野	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
89	野の山	野の山	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
90	山古	山古	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
91	向島	向島	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
92	東星城跡	城跡	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
93	妙童寺跡	廟宇	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
94	メヌカ古跡	古墳	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
95	入和古跡	野々島 入和	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
96	吹越城跡	合生 吹越	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
97	吹越城跡	合生 吹越	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
98	草ヶ島古跡	上庄 草ヶ島 - 清日 - 新地	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
99	移田古跡	上庄 移田	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
100	鈴原跡	上庄 鈴原	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
101	出口跡	上庄 出口	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
102	諸土跡	上庄 諸土	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
103	中野古跡	中野 中野	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
104	中野古跡	中野 中野	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
105	中野古跡	中野 中野	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
106	今町遺跡	野々島 今町	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基
107	今町遺跡	野々島 今町	古墳	古墳		圓錐形、圓錐形墓塚、土手基

ある。

竹迫氏については『肥後国誌』において12世紀末に合志郡地頭職として中原親能の四男師員が下向するに始まるとある。また『竹迫系図』で竹迫氏は中原系で、肥後の鹿子木氏、筑後の三池氏と同族関係である。しかし、『妙正寺文書』では、竹迫の城主として鹿子木筑後介種次が竹迫を称したとされる。『竹迫家譜』では、「公種駿河守 永正大永ノ間大友義鑑ニ從医イ農後ニ移ル」がみられる。

一方、合志氏について『合志系図』では「佐々木長綱 延元二(1337)年合志郡真木ニ下ル 合志氏ト称ス」、「重隆 住吉城住居」、「隆岑 竹迫公種ノ諱ヲ得竹追城ニ遷ル」とある。南北朝期になると、北朝方として合志幸隆が菊池氏と対峙し、正平4(1349)年には大友氏とともに「菊池本城」を攻め、陥落させている。文明13(1481)年に肥後國守護職の菊池重朝が、家臣などを集めて開催された連歌会「万句連歌發句」では合志太郎重隆、合志藏人佐隆門の二名の合志氏と弘生式部少輔朝氏が確認できる。永正元(1504)年に菊池能運の死去に伴い、菊池惣領家督は肥前氏(菊池政隆)、阿蘇惟長(菊池武經)、託磨氏(菊池武包)に統く。永正2(1505)年阿蘇惟長を推戴する誓紙に合志藏人少輔隆岑、合志掃部助隆冬の二名の合志氏が確認できる。永正17(1520)年、大友重治は鹿子木親員、田島重賢らに支えられ隈本に入り、菊池義國(義宗義武)と改め、肥後國守護職を称した。義国は兄大友義鑑から独立を目論み行動したことから、義鑑は天文2(1533)年～天文4(1535)年にかけて対決し、義国を没落させた。義鑑は天文12(1543)年、肥後國守護職に正式に補任される。天文19(1555)年の義鑑横死の混乱に乗じた菊池義武は再度挙兵し、合志氏は義武方に参加し、6月26日に「合子ノウラコバ」で農後勢と戦う。しかし義鑑の後継である義鎮が天文20(1551)年に肥後北中部を制圧する。義鎮は旧菊池家家臣である赤星・隈部・城氏ら在地領主の既得権を承認し、在地行政権を委ねる。一方で、小原鑑元を南闇城督に置き、肥後国支配を強めた。天正6(1578)年、大友宗麟が日向耳川の戦いで島津義久に敗れると、天正8(1580)年に隆造寺隆信は赤星統家を攻め、統家の叔父合志親賢は赤星方に援軍を送るが破れ、隈部親水が隈府城主となる。島津義久は隈本に親納忠元を送り、6月に大友・龍造寺方の合志親為を久保田(菊陽町久保田)で攻撃している。この久保田合戦で合志方の大津越前守平川党が敗陣し、大津勢130余人が討死している。翌9年に島津氏は相良義陽を配下とし、翌10年に阿蘇方であった甲斐氏の島津方への降伏を受けて、合志親為も降伏している。翌11年には、甲斐氏の島津方からの離反を受けて合志親為は甲斐氏の支援をするが、翌12年に龍造寺方から攻められている。同年、山鹿刑部少輔、三池氏が合志氏に亡命にくると、島津氏から離反の嫌疑をかけられ、合志親重が関係修復に努めている。天正13(1585)年、甲斐宗運の死去と共に島津方の阿蘇氏への攻撃が本格化し、合志宣頼が合志親重の隠居を条件に家督存続を島津方と交渉するが、決裂し親重は下城している。合志氏の降伏後は島津方の新納右衛門尉が竹迫城守将となり、旧合志領は島津方の管理下に置かれたとみられる。天正15(1585)年豊臣秀吉の九州平定が行われると、竹迫城には新納武藏守が置かれ、対豊臣戦の防御陣地になるが、島津方の退却で放棄され、合志千代松丸が復帰している。しかし、豊臣系大名の佐々成政、加藤清正の肥後入国で、合志氏の在地支配は否定され、合志氏は没落し、近世に細川藩士として庶子家が存在したとみられる。

註1) 坂本經堯1983『肥後上代文化資料集成』肥後上代文化研究会

註2) 補田信智1993『八反田A・B遺跡・八反烟道跡』西合志町文化財調査報告第3集

1994『石立遺跡・八反田C遺跡』西合志町文化財調査報告第4集

註3) 米村大・杉井涼子2006『豊岡宮本横穴群』合志町文化財調査報告書第2集

註4) 金田一精2007『池辺寺瓦考』『肥後考古学15号』

註5) 工藤敬一1983『上鶴頭遺跡の性格についての一推論』『上鶴頭遺跡』熊本県文化財調査報告書第63集

註6) 板橋和子1998『律令制下の馬牧・牛牧』『新熊本市史 通史編第一巻』

註7) 補田信智1995『第7章 山本郡の独立』『西合志町史』

註8) 紗田龍生氏より土師器窯の年代について下限が9世紀前半との御教示を頂いた。

註9) 猪川真一氏の御教示

参考文献

合志町史編纂協議会1998『合志町史』合志町

西合志町史編纂委員会1995『西合志町史』西合志町

第Ⅲ章 調査成果

第1節 遺跡の概要

旧合志町教育委員会では4月より8月まで合志市立合志小学校新校舎建設に伴い陣ノ内遺跡の埋蔵文化財発掘調査を実施し、弥生時代、中世の遺構などが検出された。

合志市幾久富に所在する陣ノ内遺跡は合志台地に立地する。北側には合志川の支流である塙浸川（学扱川）により谷地形が形成され、独立丘状に竹迫城跡がある。合志小学校側の崖下にある菊池川水系の学扱川と体育館裏の湧き水の池が「ウマンタライ」と呼ばれ、以前は水の豊富な場所であったと考えられる。

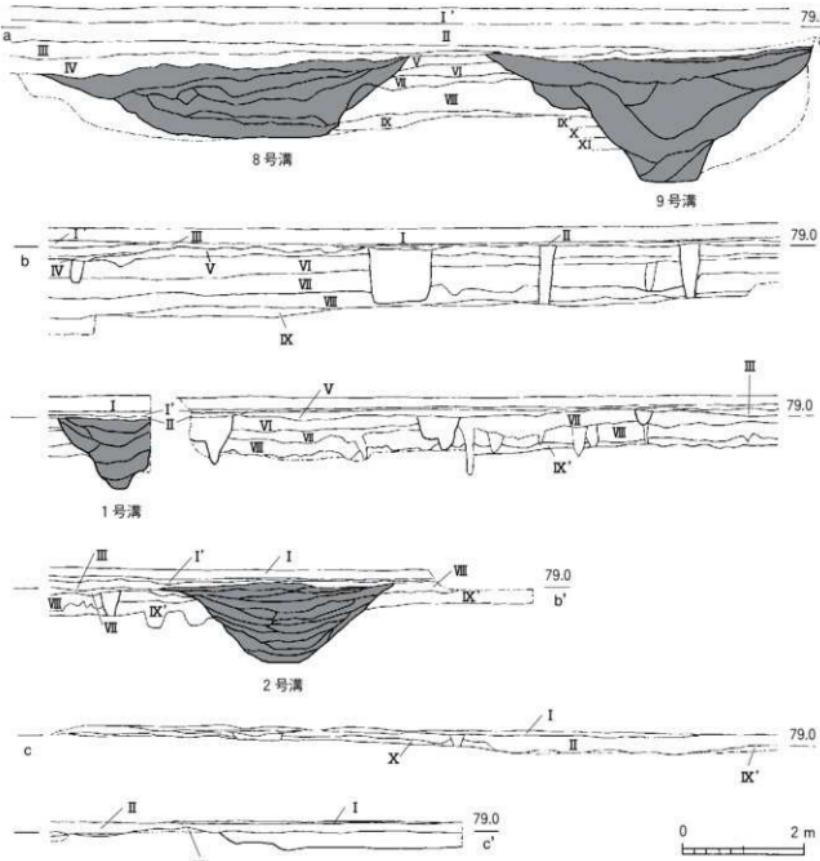
調査区は元中央町民グラウンドの敷地内に位置する。昭和22(1947)年旧合志中学校が創設され、その建設の際、大きく地形が改変される。旧地形は東から西、北から南にかけて低くなりその比高差は約1~1.5mを測る。I区では体育館跡の基礎があり、搅乱が激しい。

基本土層(第3図)はI~XI層が認められた。各層の時期は細かく遺物を押さえておらず、明確に判断はできなかった。推測される時期はI・II層が近代、III・IV層が近世の包含層とみられる。

確認調査トレンチ及び本調査トレンチにおける層位を比較することにより高低差を導き出し、旧地形の復元を試みた。第4図に示すグリット番号箇所におけるIX'層クロニガとXI層黄褐色ローム層との比較を行った。I区北側のC-3グリット XI層 = 79.0m、C-6グリット XI層 = 79.2mを測る。トレンチNo.1の延長上にある各グリットの層位の標高はE-5グリット XI層 = 78.8m、F-6グリット XI層 = 78.6m、G-8グリット IX'層 = 77.65m、XI層 = 77.4mである。トレンチNo.2の延長上の北側にあるE-2グリット IX'層 = 79.0m、G-4グリット IX'層 = 78.75m、J-6グリット IX'層 = 77.55m、XI層 = 77.2m。トレンチNo.3北東側M-2グリット IX'層 = 78.2m、XI層 = 78.0m、L-3グリット IX'層 = 78.1m、M-5グリット IX'層 = 77.5m、



第2図 陣ノ内遺跡位置図



トレンチNo 2

[基本土層記注]

I 層 明褐色灰色 (Hue7.5YR7/2)

粒子粗く、砂粒が非常に多く混入。… [グラウンド整地層]

II 層 暗褐色土 (Hue10YR3/3)

粘性あり、ややしまる。炭化物・後土片少し混入する。

… [田中学校整地上]

III 層 黒褐色土 (Hue10YR3/2)

粘性あり、しまる。大粒がボツボツと混入する。やや硬い。

明褐色粘質土の細繊維が少量混入

IV 層 黒褐色粘質土 (Hue10YR3/1)

粘性強く、ややしまる。8cm程の石が混入する。

明褐色粘質土粒が若干、混入。

V 層 暗褐色粘質土 (Hue10YR3/3)

サラサラとして軟らかい。粘性強く、しまる。

土器片混入、10cm程の石など混入する。

VI 層 黒褐色粘質土 (Hue10YR3/2)

粘性とても強く、よくしまる。

粒子とても細かく、たいへん軟らかい。2cm程の中疊混入。

VII 層 暗褐色粘質土 (Hue10YR3/3)

粘性とても強く、しまる。軟らかい。

VIII 層 暗褐色粘質土 (Hue10YR3/3)

粘性とても強く、よくしまる。明褐色粘質土の粒片が微量に混入。

IX' 層 黒褐色粘質土 (Hue10YR3/2)

粒子細かく、粘性とても強くしまる。軟らかい。

X 層 クロニガ

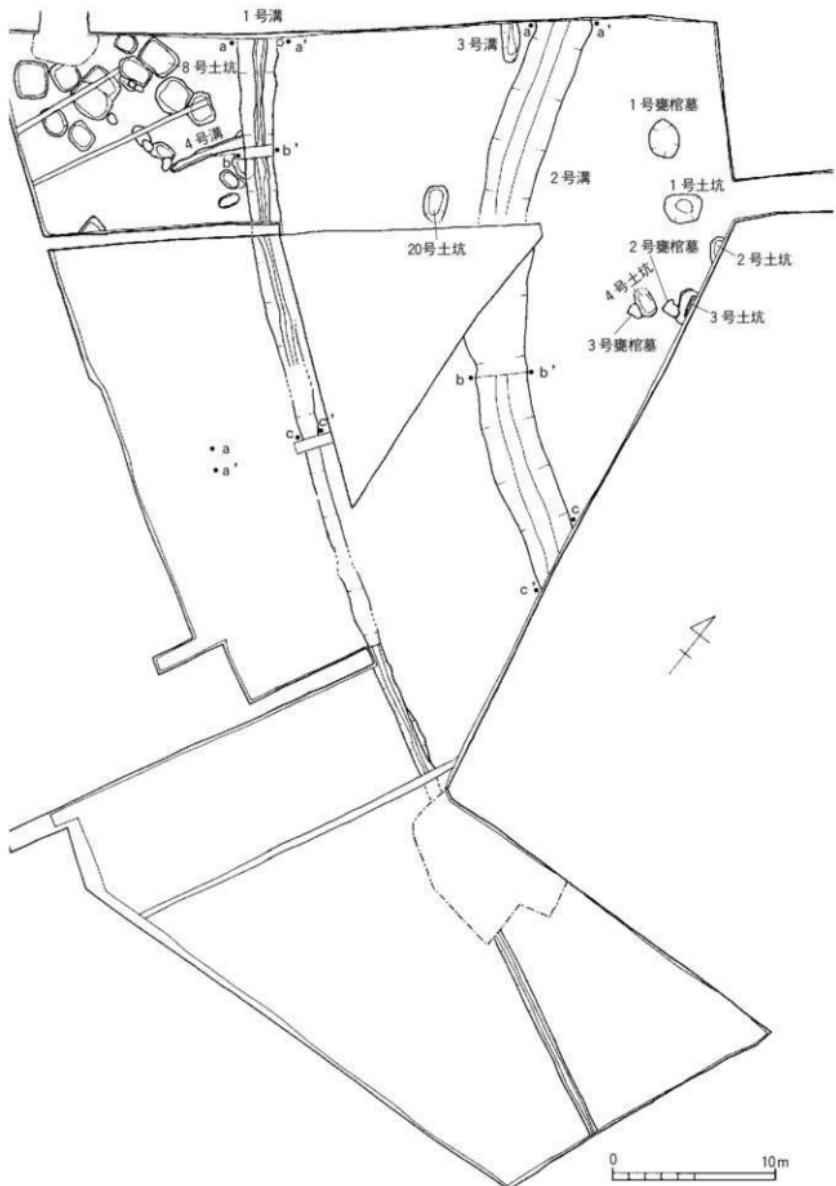
XI 層 ニガシロ

XI' 層 黄褐色ローム層

第3図 基本土層図（トレンチNo.2）



第4図 陣ノ内遺跡遺構配置図



第5図 遺構配置図（弥生時代）

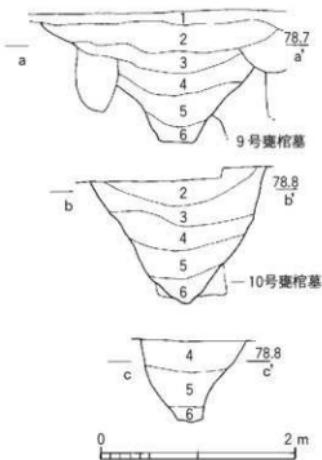
XI層 = 76.9mを測る。(以下、グリット略)

E - 2・G - 4・J - 6は同じII'層であり、比高差は約1.5mを測り、G - 4からJ - 6にかけては斜面がきつくなる。この点は(北)E - 5→F - 6→(南)G - 8、(北)L - 3→(南)M - 5においても同様であり、10号溝付近から南側にかけてきつい斜面地の旧地形を復元できる。東西方向は調査区東端C - 6→南端M - 2では比高差1.2mを測るが南北方向と異なり、緩やかに下がる地形であったと推測される。グランド北東端の未調査である新体育館造成地付近はXI層 = 77.1mと最も低いことから、昭和54年作成の地形測量図にみられる谷地形と考えられ、伝承にある堀底部分の一部であった可能性がある。

検出された遺構は弥生時代中期の壺棺墓と木棺墓、土壙墓と考えられる土坑がIII区南端とIII・IV区の境付近で確認された。後期～終末期の環濠が2条も検出された。

合志市合志歴史資料館所蔵「古今考図」(「竹追城絵図」)にある「陳ノ内」が調査区にあたり、竹追氏の館と記述がみられる。調査した結果、堀と考えられる溝跡が複数確認され、15世紀を中心とする輸入陶器などが検出された。西側には原口新城跡があり、調査区が竹追氏に関連した館跡の一郭と推測している。

絵図には「清寿院」とあり、調査区の西側に現在も祠と石塔が残っている。清寿院の造営時期は金石文、古文書から天文期に築造された可能性が高い。10号溝の基底面には宗教的施設と推測される地下式土壙3基が検出される。時期は17世紀前半もしくは16世紀まで遡る可能性があり、10号溝もその時期に比定される。また礎石経も調査区西端において3基確認でき、うち1基の時期は石の墨書に弘化三(1846)年とある。近世～近代の墓も検出されており清寿院との関連性が窺える。



1号溝土層注記

- 1層 緑褐色土(Hue10YR3/3)
粘性強く、しまる。中疊若干混入。
- 2層 黒褐色粘土(Hue10YR2/1)
粒子細かく粘性とても強い。よくしまる。
- 3層 黒褐色粘質土(Hue10YR2/2)
粒子細かく。粘性強くしまる。樹根痕見られる。
- 4層 暗褐色土(Hue10YR3/3)
粘性強くしまる。
- 5層 黒褐色粘質土(Hue10YR3/2)
とても軟らかい。粒子細かく。粘性とても強く、極めてよくしまる。
- 6層 黒褐色粘質土(Hue10YR2/2)
軟らかい、粒子細かく、粘性極めて強く、よくしまる。

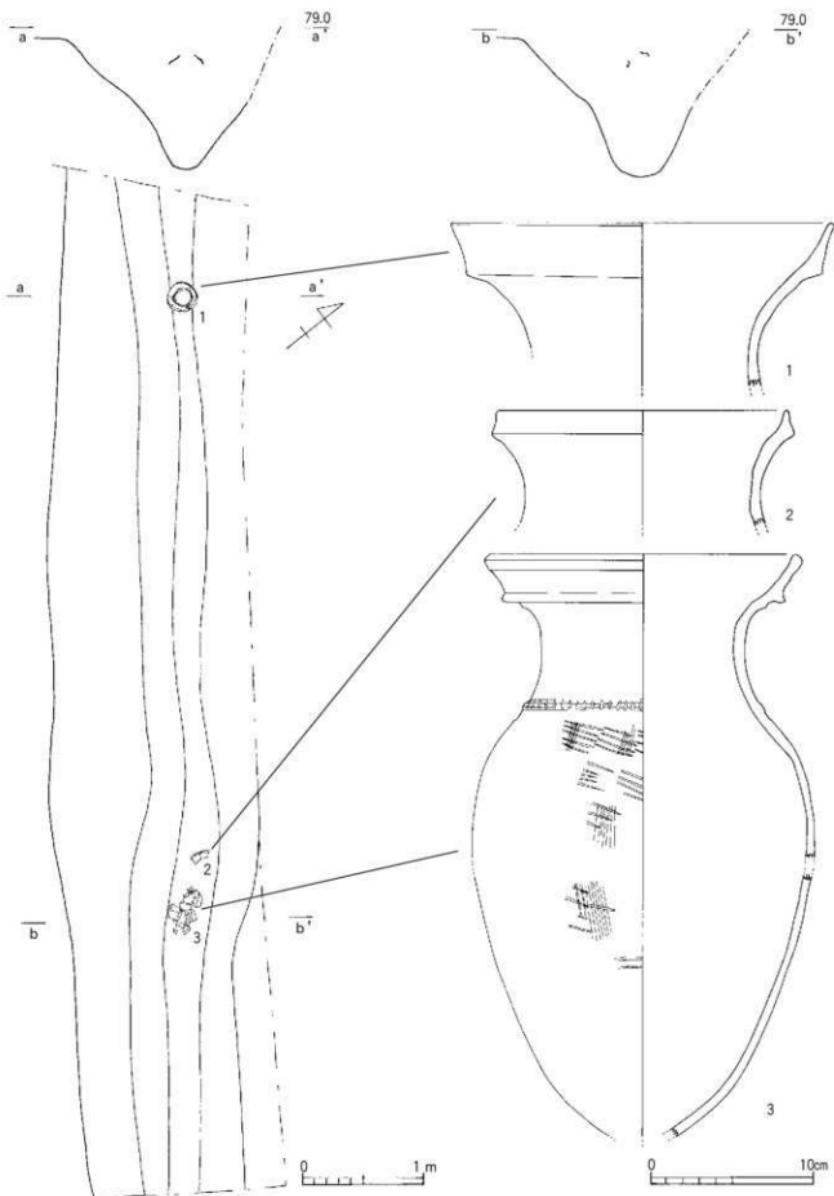
第6図 1号溝土層断面図

第2節 弥生時代の遺構

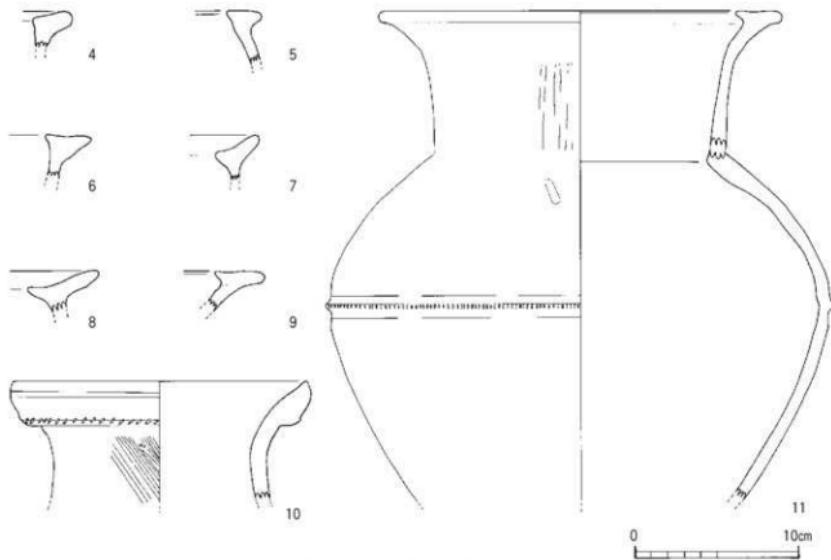
弥生時代の遺構は2号溝北側(III・IV区の境付近)1～3号壺棺墓と1号溝南側(III区南端)、4～10号壺棺墓と1～4号木棺墓、木棺墓ないし土壙墓と考えられる1～5・7号～19号土坑が検出された。弥生時代中期の壺棺墓を始め、墓群は2つのまとまりが認められる。後期～終末期に使用されたと考えられる環濠2条も検出された。1号溝は調査区東端(I区)から西端(III区)に延び、約70mを測る。2号溝は1号溝の北側にあたり、IV区～III区にかけて約35mを検出した。

1号溝

東南東(I区)より北西(III区)にかけて検出された環濠である。II区から緩やかに弧を描き、北西方向にIII区側へと延びる。土層断面図を作成したa-a'～c-c'の規模はIII区西壁面a-a'の位置で幅2.46m、深さ1.20m、基底面の標高は77.0mを測る。III区中央付近b-b'の位置で幅1.78m、深さ1.40m、基底面の標高は77.64mさらにII区中央c-c'の位置では幅1.08m、深さ0.80m、基底面の標高は78.22mを測る。I区東壁面における基底面の標高は78.6mであり、遺存度が悪い。東側のI区において旧合志中学校建設時に削平されていることがわかる。基底面の標高は東側から北西側へ低くなってしまい、旧地形に応じている。断面図はY字状を呈しており、基底面に近い部分は段を形成し、



第7図 1号溝遺物出土状況図・出土遺物実測図



第8図 1号溝出土遺物実測図

さらに傾斜がきつくなる。

1号溝はⅢ区の墓壙群北側に位置しており、中期後半に比定される9・10号壺棺の墓壙を切っている様子が、土層断面a-a'・b-b'において確認できた。10号壺棺墓は壺棺自体が壊されていた。

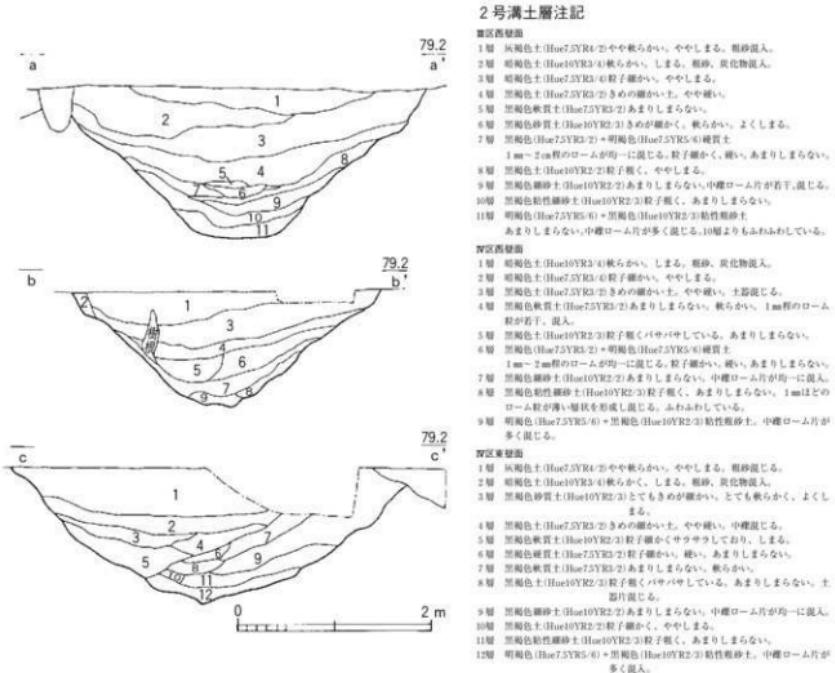
遺物の出土量は多くはなく2~3層にわざかに認められた。特にⅡ区北西側において壺形土器3点が2~3層にかけて口縁部を下に伏した状態で出土している。いずれも溝の中央に位置しており、出土状況からは人為的に廃棄もしくは埋置されたものと推測される。

下層から出土した遺物は少なく、小片が多い。そのなかで図示した第8図-8・11(下層)、5・6(最下層)は鋤先状口縁をもつ特徴から中期に比定され、9・10号壺棺墓との新旧関係からも流れ込みと判断される。埋没時期は上層出土の壺(第7図1~3)が弥生時代終末期頃と推測される。使用された時期は埋土が自然堆積とみられ、10号壺棺墓より新しいことから後期~終末期と考えられる。

遺物(第7・8図)

4~8は鋤先状口縁をもつ壺形土器である。11は壺形土器の広口壺である。復元口径24.8cm、残存高は30.2cmである。頸部はほぼ直立し口縁部にかけて緩やかに外反する。口縁部は鋤先状を呈する。胴部は張り出した最大径の位置に刻み目凸帯が巡る。調整は内外面ともミガキが施され、頸部から胴部にかけて黒色顔料が塗付されている。

1~3は頸部が外反しながら立ち上がり、口縁部付近でやや屈曲し複合口縁を有する壺形土器である。1は口径23.5cm、2は復元口径17.6cm、3は復元口径19.6cmを測る。頸部と口縁部の境には稜が作り出される。3は頸部と胴部の境目が不明瞭でその部分に刻み目の凸帯を巡らす。胴部はほとんど膨らまず長胴を呈する。調整はタタキが施され、その後ハケで仕上げる。1~3ともに焼成は甘く、橙色である。10は頸部~口縁部まで残る壺形土器である。口縁部は粘土を貼り付け、肥厚しており、口縁下端部に刻み目を施す。3の複合口縁壺は在地の特徴である長胴を呈し、口縁部は外來系の影響が認められる。1~3の壺形土器の時期については弥生時代終末期



第9図 2号溝土層断面図

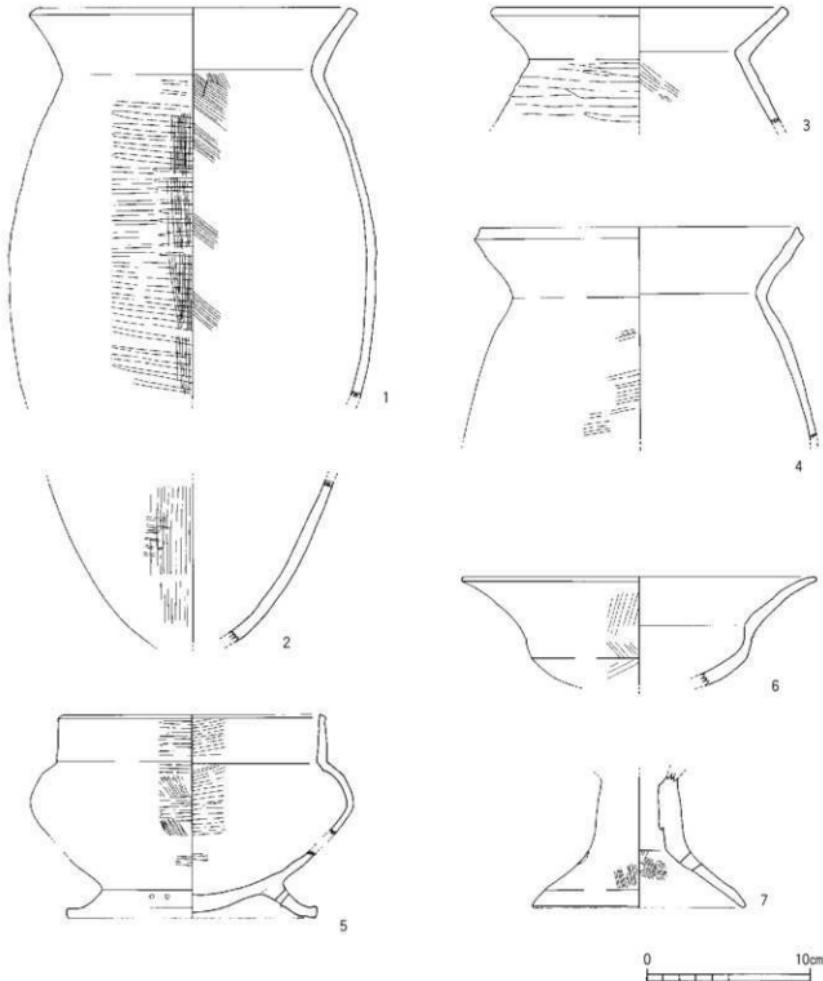
頃と考えられる。

2号溝（第5・9図）

2号溝はIV区～III区にかけて約35mの堀濠を検出した。東南東から北北西にかけて緩やかに弧を描いている。土層断面図を作成したa-a'～c-c'の規模はIII区西壁面a-a'の位置で幅3.69m、深さ1.75m、基底面の標高は77.36mを測る。IV区西壁面b-b'の位置で幅3.44m、深さ1.18m、基底面の標高は77.78mである。IV区東壁面c-c'の位置では断面が直交しておらず幅約3m、深さ1.4m、基底面の標高は77.58mを測る。断面形はU字状を呈しており、III区西壁面では溝壁面上位の立ち上がりが緩やかであることから段を有する構造の可能性がある。中層には極細ローム粒を含む非常に硬くしまった層が全体に見受けられた。IV区東壁面では溝の内側から流入した堆積を示している。基底面の標高は中央が最も高くなっている。溝の延長上となるI区北東端にトレシチを設け、確認を行ったが検出できなかったことからその付近が陸橋部にあたる可能性が考えられる。埋没時期は出土遺物から弥生時代終末頃に比定される。遺物は1層に多く、図示した第10図の出土遺物は全て1層に帰属する。下層からはほとんど出土しなかった。

遺物（第10図）

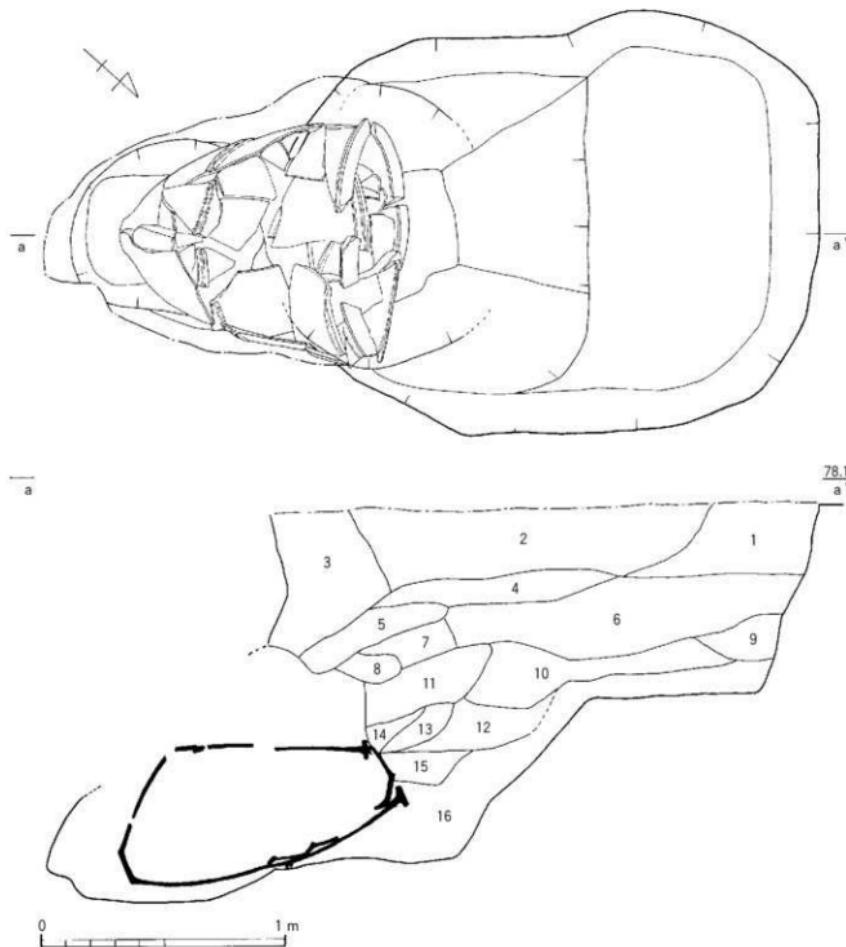
1～4は長財であったと考えられる壺形土器である。1は復元口径20.1cm、3は復元口径18.2cm、4は口径20.1cmを測る。1～3の外縁にはタタキが施されている。1・2・4の口縁部は「く」の字形を呈している。1の胸



第10図 2号溝出土遺物実測図

部最大径は中位よりやや上にあるものと思われる。5は同一個体と判断した小型脚付土器である。復元口径15.9cm、復元される器高12.3cm、底径15.4cmを測る。内外面ともにミガキが丁寧に施されている。6は高環形土器の坏部である。丸みをもち口縁部の境で屈曲し、外に長く開いている。7は高環形土器の脚部である。短い脚部の根の開いた筒型を呈し、穿孔が施される。外面は赤色顔料と思われる痕跡がある。

時期については1の変形土器、5の小型脚付土器が弥生時代終末期頃（うてなB期）に相当するものと考えられる。共伴関係にある6の高環は柳町の高環B類に類似する。



1号棗棺墓土層注記

1層 褐色粘質土(Hue7.5YR4/3)ローム・クロニガブロックが多く混入し、ややしまる。

2層 暗褐色粘質土(Hue7.5YR3/3)しまりはあまりなく、サラサラした質感。ロームブロック粒を含む。

3層 にぶい褐色粘質土(Hue7.5YR6/3)ローム・クロニガブロック粒を含み、ややしまる。

4層 明黄褐色粘質土(Hue10YR7/6)ロームブロック主体でクロニガブロックをわずかに含む。

5層 黒褐色粘質土(Hue7.5YR3/1)クロニガブロック、平面的な広がりが認められる。

6層 暗褐色粘質土(Hue7.5YR3/3)あまりしまりがなく、クロニガブロックが多い。

7層 褐灰色粘質土(Hue7.5YR4/1)ロームブロックを含む。

8層 黑褐色粘質土(Hue7.5YR3/1)ロームブロック細粒をわずかに含む。

9層 にぶい褐色粘質土(Hue7.5YR6/3)黄褐色粘質土粒を多く混入する。

10層 黒褐色粘質土(Hue7.5YR3/1)にぶい褐色粘質土(Hue7.5YR6/3)

11層 暗褐色粘質土(Hue7.5YR3/3)クロニガブロックが多い。

12層 黒褐色粘質土(Hue7.5YR3/1)クロニガブロック主体。

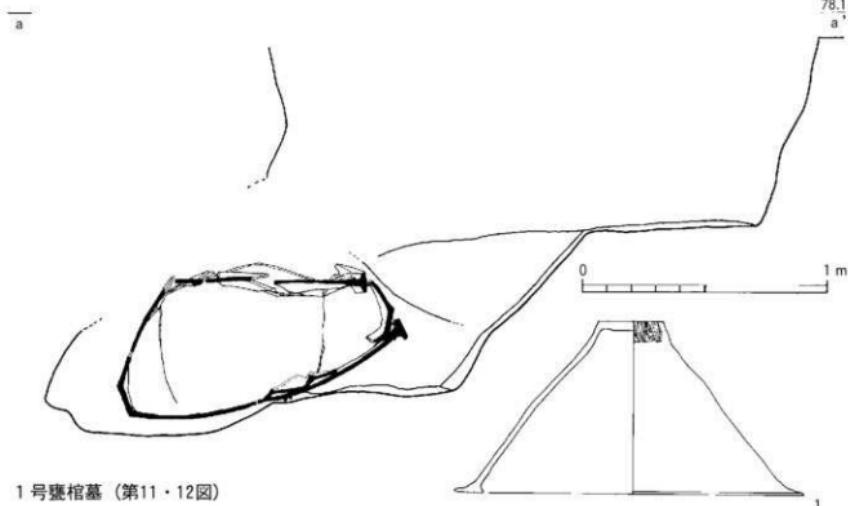
13層 にぶい黄褐色粘質土(Hue10YR6/4)ロームブロックを多く含む。

14層 にぶい黄褐色粘質土(Hue10YR6/4)13層よりロームブロックが多い。

15層 暗褐色粘質土(Hue7.5YR3/3)ボンボソしている。

16層 明黄褐色粘質土(Hue10YR7/6)

第11図 1号棗棺墓実測図1



1号壺棺墓（第11・12図）

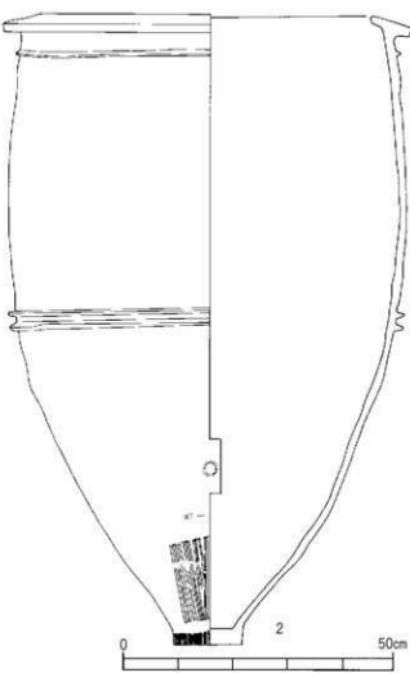
III区北側で検出された下壺の壺と上壺の鉢からなる合わせ口の壺棺である。

口縁部方向はN-42°-Wで、正位置からの傾斜角度33°である。1次墓壙の平面は隅丸の長方形となり、長軸2.24m、短軸1.62mを測る。検出面より深さ0.78mに1.4m×0.65mのステップを1段設ける。2次墓壙の長軸は約1.8mで径1.0mの円形が斜め下方に掘られている。検出面より下壺底部の接地する基底面までの深さは1.60mあり、基底面の最も深い標高は76.42mである。

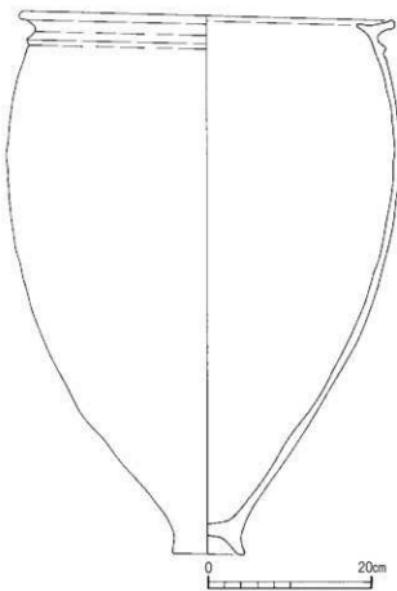
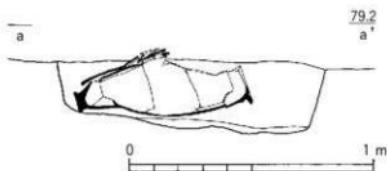
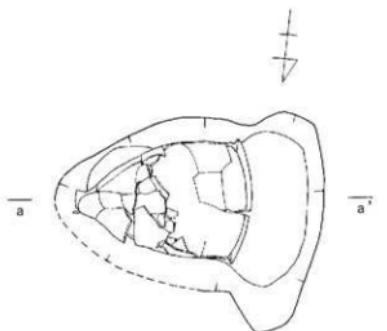
下壺内に上壺の鉢が落ち込んでおり、内部には土が流入し、粉状の人骨がわずかに残存していた。16層により壺棺の傾斜を安定させ1次墓壙に壺棺を埋置後7~15層を詰める。5層クロニガの塊が1次墓壙を塞ぐように平面的に広がっていた。また1次墓壙の壺棺上面から墓壙壁面には軟らかな土が充満していた。

上壺は大型の鉢形土器である。口径60.9cm、器高31.8cm、底径12.0cmを測る。口縁部はわずかに外側に傾斜し、内側へ短く突出する鋸先状の形態をもつ。調整はハケを丁寧にナテ消しており、底部においてはハケが認められる。外面全体に黒色顔料が塗付された痕跡が残る。

下壺は大型の壺形土器である。口径76.2cm、器高



第12図 1号壺棺墓実測図2



第13図 2号斎棺墓実測図



2号斎棺墓出土状況

115.0cm、底径14.5cmを測る。底部はやや厚い平底である。胴部は最大径となる胴部中位よりわずかに内傾する。口縁部は外に低く傾斜し、T字形を呈する。口縁直下に三角凸帯1条と胴部中位よりやや下方にコの字形凸帯が巡っている。調整はハケを丁寧にナデ消し、底部においてはハケ及びハケ工具の痕跡が認められる。胴部下位にみられる人為的な穿孔は埋葬時における基底面に接地する面に施されていた。また接地面は黒色顔料がほとんど残っていないが本来、全面に塗付されていたものと考えられる。

時期は中期中頃の須玖式に相当する。

2号斎棺墓（第13図）

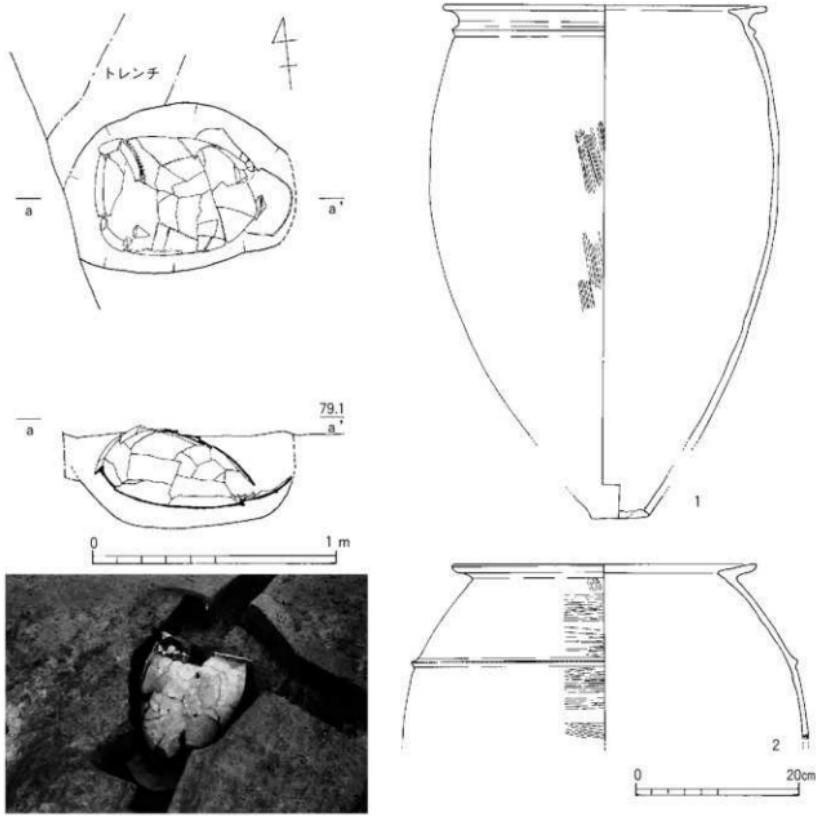
IV区北端で検出された斎棺墓である。すでに削平を受け胴部上位の一部は失われていた。

口縁部方向はN-97°-Wで、正位置からの傾斜角度は15°である。墓壇の規模は、長軸1.09m、短軸0.70m、深さ0.30m、基底面の標高は78.8mを測る。掘り方は口縁部方向が横広くなつており、断面は箱形となる。

図示していないが調査区端に長軸約2m程の3号土坑が確認され、2号斎棺の墓壇と切り合い関係にあり、3号土坑が古いことがわかる。全掘していないため形状が不明である土壙幕の可能性がある。

斎棺に転用された変形土器は口径47.0cm、底径8.9cm、器高66.0cmを測る。器形は底部が上げ底を呈し、胴部下位から底部にかけてすぼまる。胴部上位に最大径があり、その付近より、緩やかに内湾しながら立ち上がる。口縁部は鋸先状を呈し、わずかな窪み、外側へ上がる。口縁部直下には三角凸帯が1条巡る。

時期は黒髮式中段階（梅ノ木4b期）に相当する。



3号堀棺墓出土状況

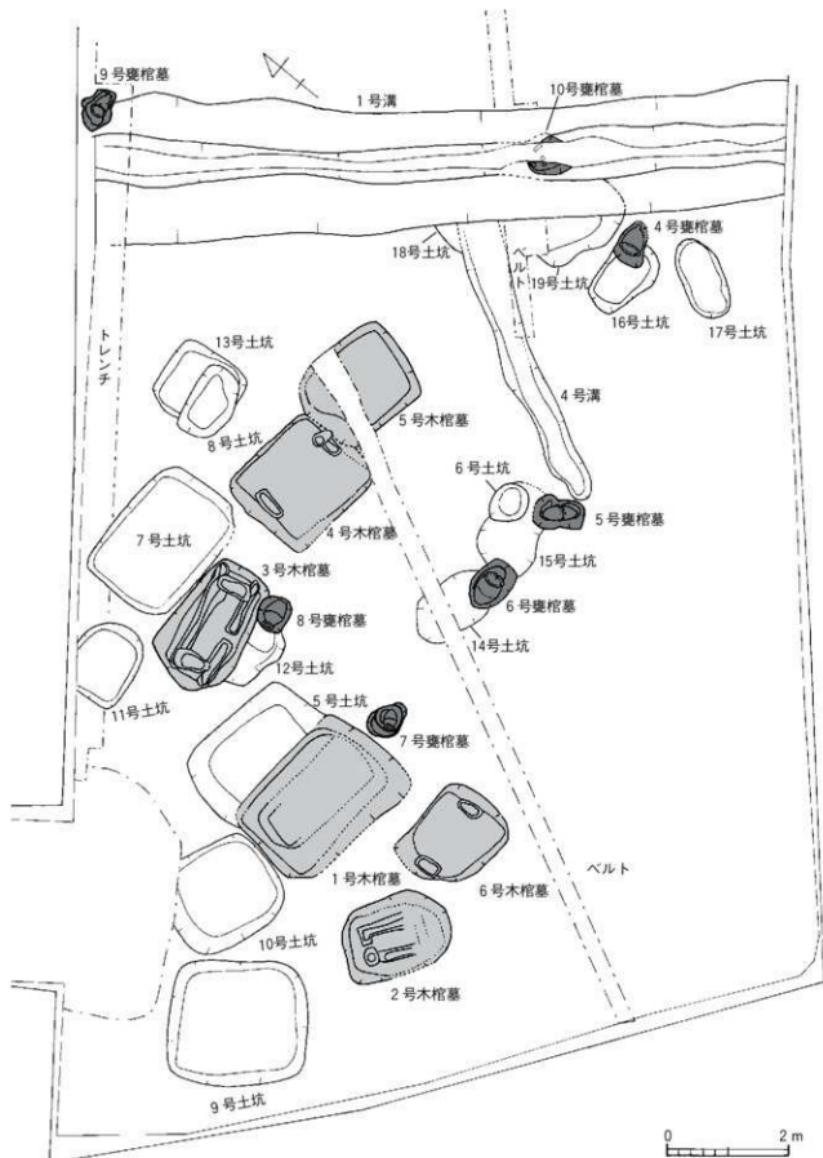
第14図 3号堀棺墓実測図

3号堀棺墓（第14図）

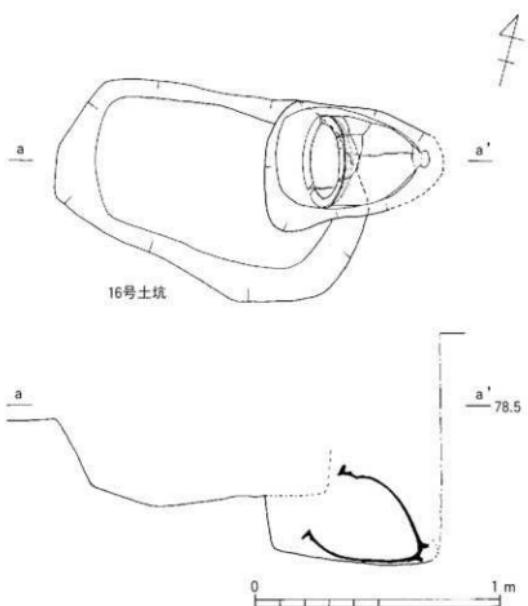
2号堀棺墓に近接して検出された。削平を受け口縁部の一部は欠損していた。口縁部方向はN-84°-Wで、正位置からの傾斜角度は15°である。墓壇の規模は長軸0.96m、短軸0.68m、深さ0.40mで、基底面の標高は78.65mを測る。堀棺の底部には別個体である堀が散かれた状態で出土した。この堀は胴部から口縁部の一部であった。堀棺の底部は元々、欠損していたものと考えられ、これを補修する目的で別個体の堀が使用されたと思われる。3号堀棺墓と重複し、古い4号土坑が認められた。基底面に棺痕跡と思われる凹みがみられることから、木棺墓と推測される。

堀棺に転用された菱形土器は口径39.9cm、底径7.1cm、器高63.3cmを測る。底部側近くの胴部は一部欠損しており、人為的な打ち抜きが施されたのかは分からぬ。胴部は底部から緩やかに内湾しながら開き胴部中位や上方に最大径を有し、そこから内傾して口縁部に達する。口縁部はわずかに内傾する。口縁直下に断面三角形の凸帯を1条貼付する。

底部を補修する為に使用されたと考えられる菱形土器は、復元口径37.2cm、復元器高21.6cmである。胴部から



第15図 4～10号石棺墓・1～6号木棺墓遺構配置図



4号壺墓出土状況

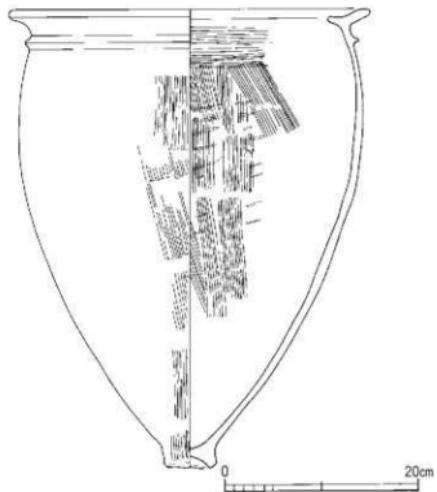
底部にかけて欠損しているため全体の形状は不明である。胴部の内傾がきつく、口縁部は逆L字状を呈し内側に傾斜して下がる。頸部下位から胴部においては黒色顔料の塗付された痕跡が認められる。

時期は黒髪式中段階（梅ノ木4b期）に比定される。

4号壺墓（第15・16図）

1号溝に近接する位置で検出された。16号土坑と一部、墓壙が重複し切られる。口縁部方向はN-104°-Wで、正位置からの傾斜角度は28°である。墓壙の平面は細長の円形を成し、断面は箱形を呈している。墓壙の規模は、長軸0.74m、短軸0.44m、深さは約0.30mで、基底面の標高は77.86mを測る。実際は検出できなかったが検出の可能な面から約0.9mあり、ある程度の深度を有していたものと推測される。

壺棺は転用された壺形土器である。口径37.0cm、底径5.4cm、器高46.6cmを測る。底部の上げ底は打ち抜いた痕跡が認められ、脚部は短くなっている。底部のくびれは顯著で緩やかに立ち上がる。最大径となる胴部上位よりわずかに内湾し、口縁部に達する。口縁部は鶴先状を呈し、上面がわずかに雀み、外側上方へ傾斜する。口縁部の直下に三角凸帯が1条巡る。



第16図 4号壺墓実測図



第17図 5号斂棺墓実測図



5号斂棺墓出土状況

調整は外面にハケ調整が認められ、内面に1次調整の工具によるものと想定される痕跡が残る。その痕跡のうえから縦方向にハケ調整が施されている。内外面ともに煤が全面に付着していたことからも日常用の土器であったことが推定できる。

時期は梅ノ木5期に相当すると考えられる。

5号斂棺墓（第15・17図）

6号斂棺墓に近接して検出された。上蓋と下蓋からなる合せ口の斂棺である。口縁部方向はN-41°-Wで、正位置からの傾斜角度37°である。墓壙の平面は「8」の字状になっており、上蓋側が横広くなっている。断面は段を有する。墓壙の規模は、長軸0.82m、短軸0.42m、深さ0.31mである。基底面の標高は77.79mの位置にある。上蓋と下蓋の壺形土器の器形は類似し、両者とも外面に煤が付着していることからも日常土器の斂棺に転用していることがわかる。

上蓋の壺形土器は口径24.6cm、底径7.2cm、器高36.7cmである。底部は脚台状で裾が開く。胴部の最大径は胴部中位よりやや上方にあり、そこから緩やかに内湾し口縁に至る。口縁部は内傾し内側に多少張り出し、上面がやや窪む。口唇部は丸みを帯びる。調整は内面に指頭痕とナデがみられ、外面に縦方向のハケ調整が施される。胴部上位に沈線を施す。

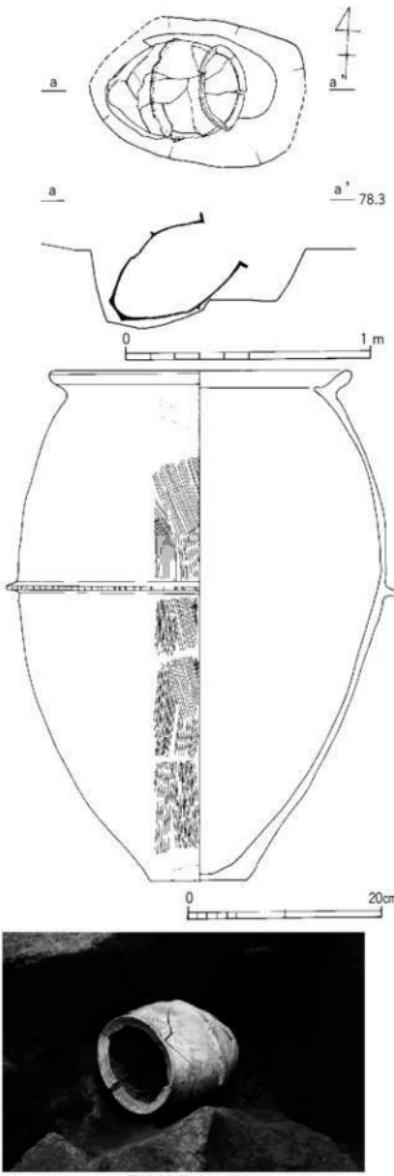
下蓋の壺形土器は口径27.4cm、底径5.2cm、器高36.6cmである。底部は上げ底であったとみられるが人為的な打ち焼きの痕跡が認められる。外面の胴部上位には沈線が巡る。

時期は梅ノ木5期に相当すると考えられる。

6号斂棺墓（第15・18図）

口縁部方向はN-88°-Eで、正位置からの傾斜角度は34°である。墓壙の断面形は段を形成する。墓壙の規模は長軸0.89m、短軸0.57m、深さ0.33mである。底面の標高は77.81mの位置にある。

中型の斂棺である壺形土器は口径31.0cm、底径9.9cm、器高52.2cmを測る。底部は平底で、胴部中位から上位にかけて丸みを帯び、口縁部に至



6号壺棺墓出土状況

第18図 6号壺棺墓実測図

る。口縁部の内傾する度合いが強く、口唇部が丸い。最大径は胴部中位のやや上に位置する。胴部中位にはやや垂れ下がりぎみの台形状の凸帯を貼付する。外面には縱方向のハケとナデ調整が認められ、内面はナデ調整が施されている。

時期は梅ノ木5期に当ると考えられる。

7号壺棺墓（第15・19図）

Ⅲ区南側の墓壙群における壺棺のなかで最も南西に位置している。口縁部方向はN-127°-Wで、正位置からの傾斜角度は27°である。墓壙の平面はやや歪な円形で、断面は丸底となる。墓壙の規模は長軸0.53m、短軸0.44m、深さ0.34m、基底面の標高は77.95mを測る。

壺棺は壺形土器の広口壺である。口径18.1cm、底径7.9cm、器高30.6cmである。底部は平底であり膨らみをもたずに立ち上がり、やや肩を張る。口縁部は朝顔状を呈する。胴部上位には刻目が施された凸帯が1条巡る。

調整は外面にミガキが丁寧に施されている。頸部から口縁部には縱方向のミガキが放射状に認められる。胴部上位に縱方向のミガキが施されるのに対して下位は横方向のミガキがみられる。胴部下半には人為的に穿孔された痕跡がある。外面には一部、赤色顔料が塗付されている。

時期については梅ノ木4b～5期に相当するとみられる。

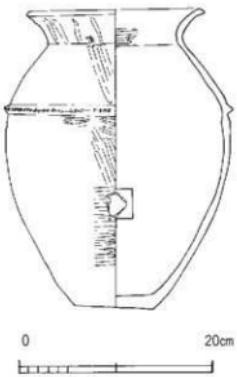
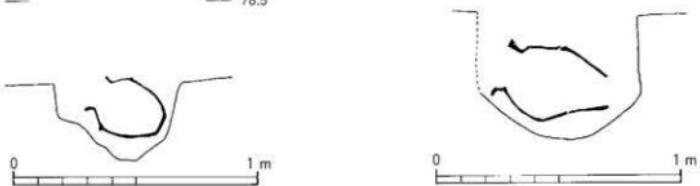
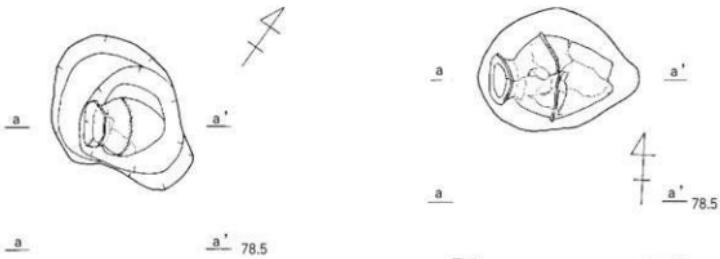
8号壺棺墓（第15・20図）

7号壺棺墓とはほぼ方位が揃い、並ぶような位置で検出された。口縁部方向はN-94°-Wで、正位置からの傾斜角度は16°である。墓壙の規模は、長軸0.67m、短軸0.5m、深さ0.50mである。底面の標高は77.81mを測る。

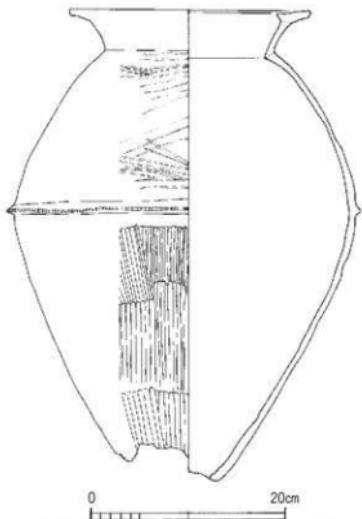
壺棺は壺形土器の広口壺である。口径24.6cm、底径8.0cm、器高48.0cmである。底部は人為的な穿孔の痕跡が認められる。胴部は底部より直線的に開き、胴部中位の最大径にあたる位置に刻目を施した三角形の凸帯を貼付する。頸部はやや長く、外傾しながら口縁部に立ち上がる。口縁部は内側に張り出す錐先状の口縁である。

内面はナデによる調整であり、外面はミガキ調整が施される。凸帯を境に上位は斜めヨコ方向のミガキであるのに対し、下位は縱方向のやや幅が広いミガキである。外面は黒色顔料が塗付される。

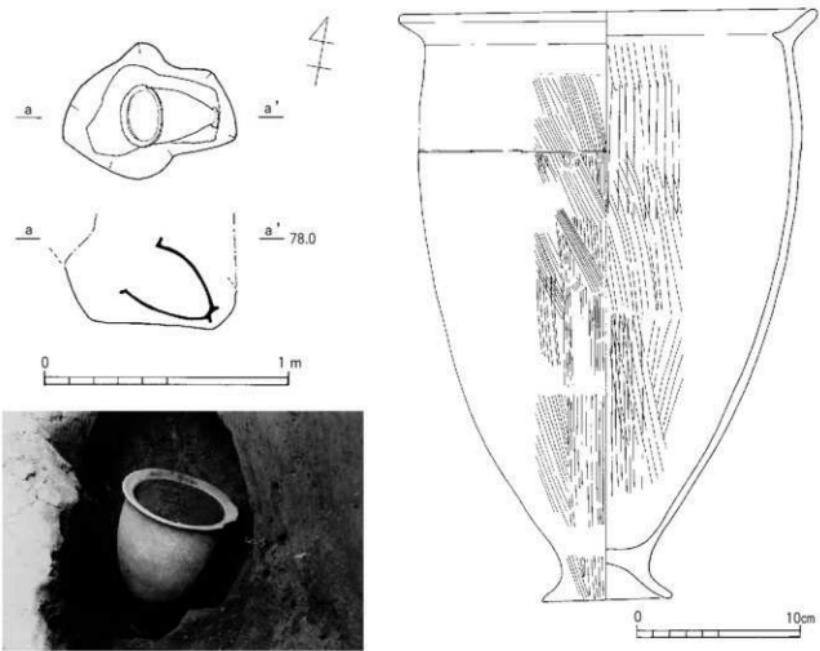
時期は梅ノ木4b～5期に比定される。



7号墓出土状况
第19图 7号墓实测图



8号墓出土状况
第20图 8号墓实测图



9号斐棺墓出土状況

第21図 9号斐棺墓実測図

9号斐棺墓（第15・21図）

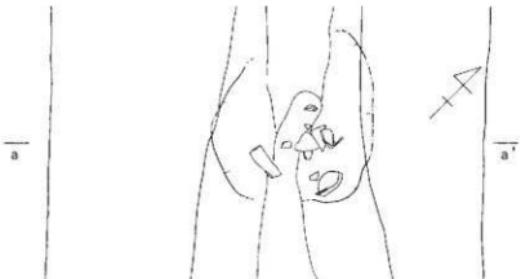
IV区西壁面において1号溝と重複し検出された。土層断面の観察から切り合い関係は9号斐棺墓が古いことがわかる。口縁部方向はN-102°-Wで、正位置からの傾斜角度は31°である。口径25.7cm、底径8.0cm、器高36.3cmである。墓壙の規模は長軸0.70m、短軸0.35m、深さ2.50mである。基底面の標高は77.66mを測る。土層断面において1号溝は79.0mで検出でき、少なくとも弥生時代の生活面がこの高さにあったことが推測される。その面から墓壙基底面までの深さは約1.4mを測る。

斐棺は転用された菱形土器である。底部は上げ底状を呈し、脚台の裾は聞く。胴部は底部から内済しながら開き、胴部中位よりやや外傾ぎみに立ち上がる。さらに胴部上位で口縁に向かってわずかに内傾する。口縁部は内傾し内側に多少張り出しが認められる。口縁部上面は窪み、外側に傾斜して聞く。胴部最大径の位置に沈線がみられる。内外面ともに斜め縱方向のハケ調整が強く施される。

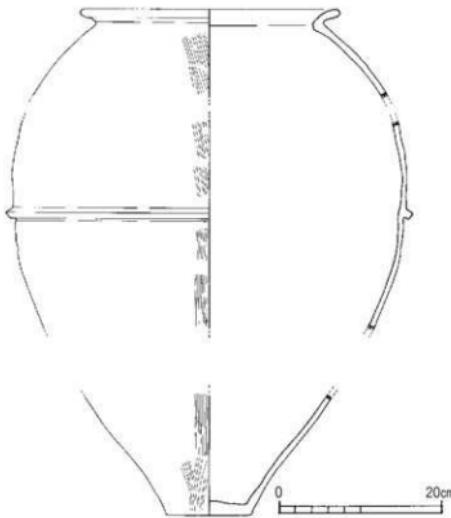
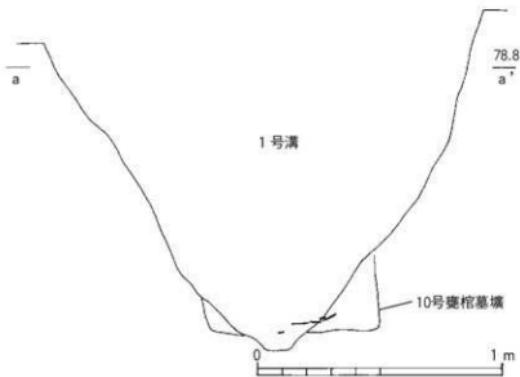
時期は梅ノ木5期に比定される。

10号斐棺墓（第15・22図）

10号斐棺墓は1号溝の基底面において検出された。1号溝の造成時に破損したものと考えられる。斐底部は原位置を保っており、口縁部方向は西向きと推定される。墓壙の平面は円形をなしており、断面は箱形を呈する。掘り方の残存する深さは約0.3m、1号溝の検出面から基底面の標高約77.8mまでの深さは約1.3mを測る。同一



10号墓出土状況



第22図 10号墓出土状況

個体と判断された1号溝出土の遺物片から壺棺の器形を復元した。壺形土器は直径65.0cm、復元口径32.0cm、底径10.6cm、復元高62.0cmを測る。底部は平底で外傾しながら胴部中位に立ち上がり上位は強く内傾し、くの字状を呈する口縁部に至る。胴部中位に垂れ下がりぎみのコの字形の凸帯が貼付される。内面はナデ調整、外面はハケ調整を施す。

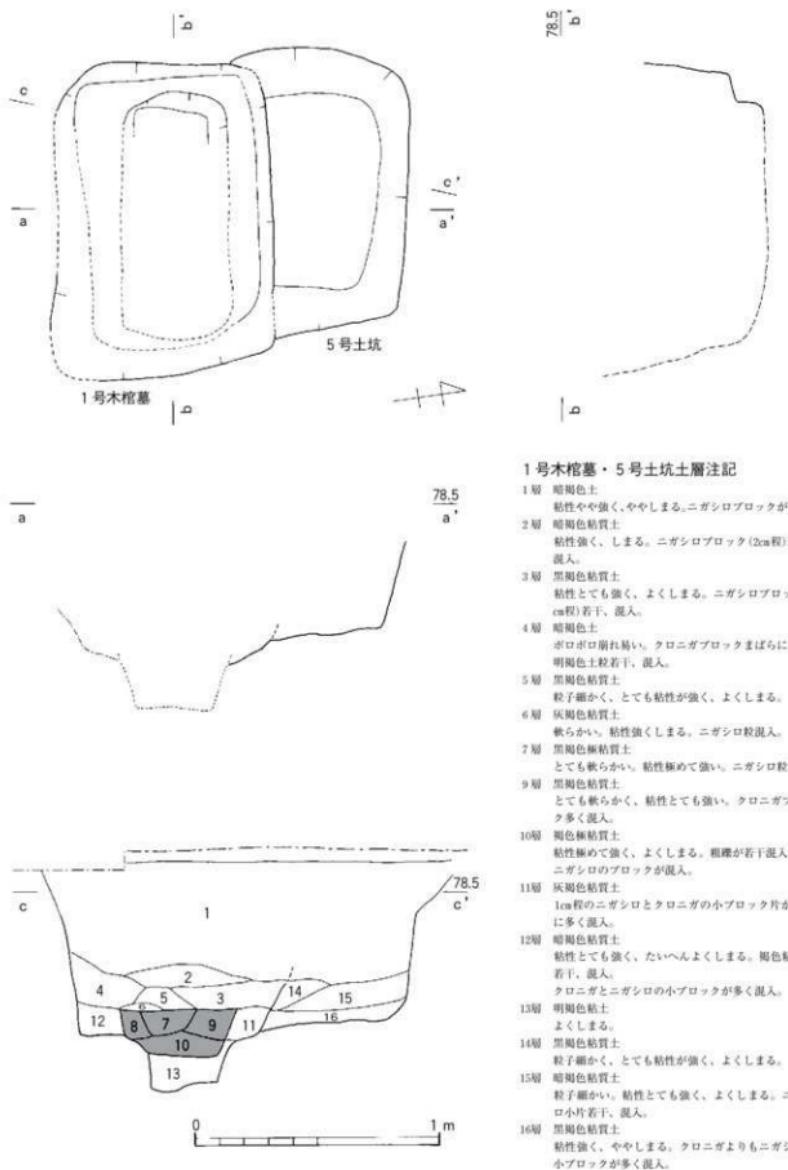
1号木棺墓（第15・23図）

当初、V層（暗褐色粘質土）において検出を試みたが困難であり、トレンチを設けた。同時に確認できる面まで掘り下げ確認した。調査者が墓壙という認識がなかったこともあり、各土坑・木棺墓は土層観察用のベルトを必要な箇所に設けていない。

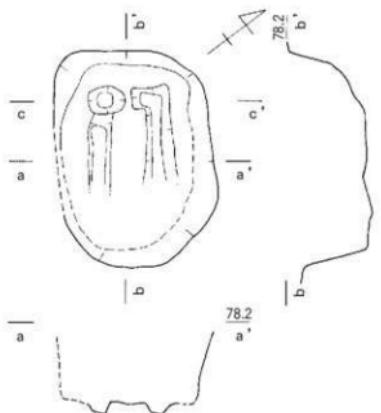
墓壙の主軸はN-82°-Wである。墓壙の平面は隅丸長方形を呈し、二段墓壙の構造となる。規模は長軸2.54m、短軸は推定1.8m、深さ1.30mを測る。基底面の標高は76.8mである。棺痕跡は7~10層にあたり、棺の幅は約0.9m、高さは約0.2mを測る。13層は明褐色粘質土で置き土と思われる。

5号土坑（第15・23図）

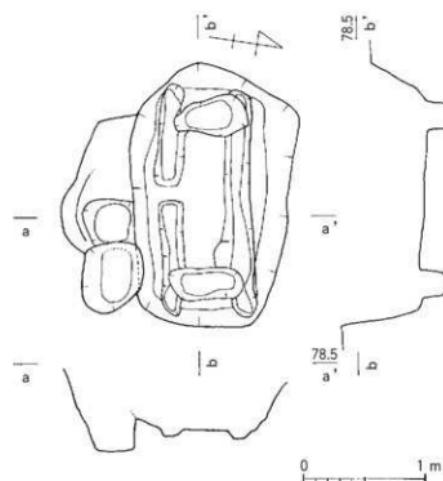
墓壙は1号木棺墓に一部、壊されている。構造や墓壙群内から検出されていることから土壙墓と考えられる。



第23図 1号木棺墓・5号土坑実測図



第24図 2号木棺墓実測図



第25図 3号木棺墓実測図

2号木棺墓土層注記

- 1層 灰褐色土(やや軟らかく、粘性強い。ややしまり、粒子細かい)
- 2層 灰褐色粘質土(軟らかい、粘性強い。しまる)
- 3'層 灰褐色土(しまりがなくボソボソする)
- 3層 灰褐色粘質土(ニガテクを含む)
- 4層 灰褐色粘質土(ニガテクをほとんど含まない)
- 5層 灰褐色土(ニガブロック含む。しまりはなく、粘性強い)
- 6層 灰褐色粘質土(粒子細かく粘性強い)。褐色粘質土を含む。ややしまる)
- 7層 灰褐色土(ニガブロック含む。しまりはなく、粘性強い。ボロボロと崩れやすい)
- 8層 灰褐色粘質土(ややしまり。ニガブロックを含む)
- 9層 灰褐色土(ニガシロ粒を含む。粘性強くややしまる。ボソボソしている)
- 10層 にぶい褐色粘質土(ニガ粒を含む)

る。墓壙の主軸がN-79°-Wの隅丸長方形である。墓壙の規模は長軸2.32m、短軸1.4m以上、深さ0.65mを測る。基底面の標高は77.4mである。

2号木棺墓（第15・24図）

主軸方向はN-53°-W、墓壙掘り方は椭円形を呈し、長軸1.78m、短軸は1.27m、深さ0.66mを測る。基底面の標高は77.54mを測る。棺痕跡が基底面において認められる。小口板と長側板を設置するための掘り方は幅0.15~0.20mを測る。小口の掘り方は深さ0.07m、側板の掘り方は0.20mとなる。断面の2~6層が棺内の流入土及び棺を設置するための埋土とみられる。推定される棺の幅は0.74mである。

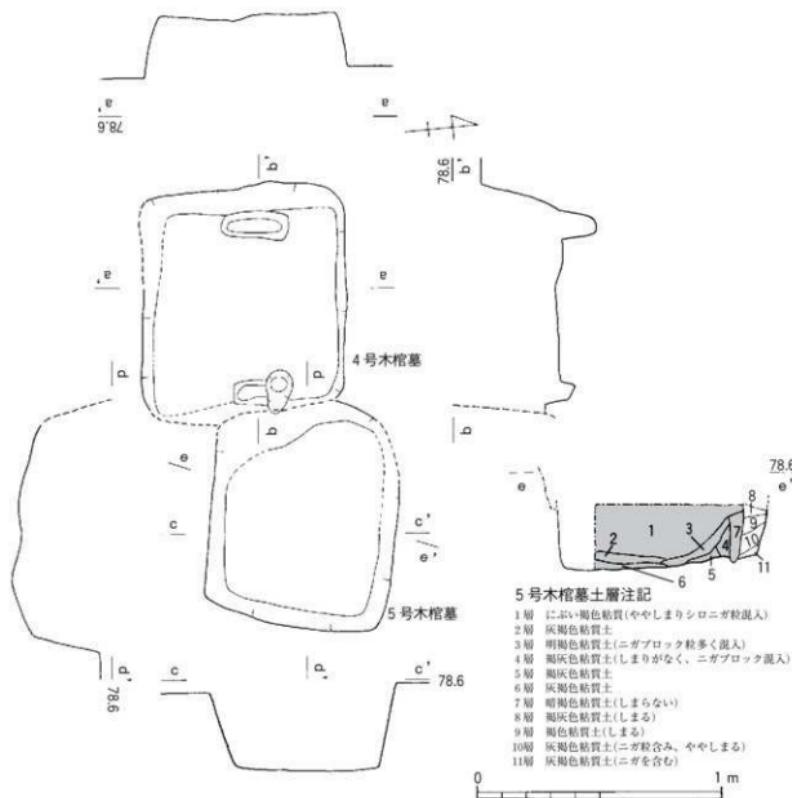
3号木棺墓（第15・25図）

土層断面図の作成は行えなかったが基底面において棺痕跡が確認された。組み合せ式の木棺墓である。主軸方向はN-81°-Eである。墓壙の規模は長軸は2.18m、短軸1.28m、深さ0.66mを測る。基底面の標高は77.96mである。墓壙は隅丸長方形であり、壁面はやや外側に向く。棺痕跡は側板の掘り方を小口の掘り方が切り込んで検出された。小口掘り方の長さ0.6m、幅0.25~0.3m、深さは基底面より0.22m、側板掘り方の長さ1.86m、幅0.21m、深さ0.07mを測る。

想定される木棺は両側板が小口を挟んで、さらに棺長軸方向に突出するものと考えられる。

4号木棺墓（第15・26図）

5号木棺墓と重複し、検出された。墓壙の主軸はN-84°-Wの方位をとり、掘り方は方形を呈する。墓壙の規模は長軸推定約1.8m、短



第26図 4・5号木棺墓実測図

軸1.65m、深さ0.34mである。

平坦な基底面において小口板を設置するための掘り方が検出された。小口板の掘り方は長さ0.55m、幅0.21m、深さ約0.05~0.15mを測る。

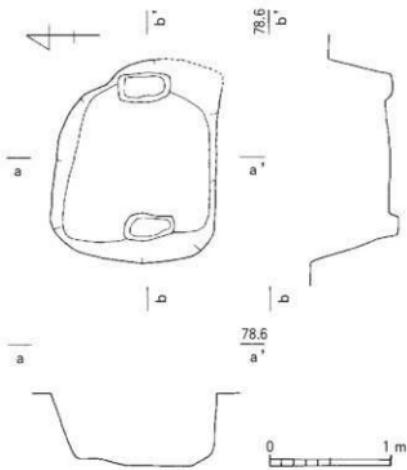
5号木棺墓（第15・26図）

墓壙の主軸はN-80°-Wである。墓壙の平面は方形を呈する。規模は長軸1.76m、短軸1.50m、深さ0.35mを測る。基底面の標高は78.19mである。

7層は側板の痕跡と推測される。1~6層は棺内の流入土と考えられる。基底面は中央がやや高くなるものの、比較的平坦である。側板と推測される7層は、基底面にわずかな落ち込みが認められる。基底面の丁寧な精査を行えていないため、棺の痕跡が残存していた可能性も残る。

6号木棺墓（第15・27図）

墓壙は隅丸の長方形を呈し、主軸はN-89°-Wである。墓壙の規模は長軸1.64m、短軸1.32m、深さ0.72mを



第27図 6号木棺墓実測図

測る。基底面の標高は76.36mである。

平坦な基底面において小口板を設置するための掘り方が確認された。小口側の掘り方は長さ0.41～0.44m、幅0.22～0.24m、深さ0.07mを測る。

7号土坑（第15・28図）

隅丸の長方形を呈した土壙墓と考えられる。墓壙の主軸N-88°-Wの方位である。規模は長軸2.34m、短軸1.68m、深さ0.98mを測る。中央がやや盛り上がる基底面の標高77.55mである。その中央部における横断は平坦をなす。

8号土坑（第15・29図）

13号土坑と重複しており、切り合は8号土坑が13号土坑を切る。主軸N-43°-W、長軸1.68m、短軸1.36m、深さ0.4mの不整形な土坑である。基底面の標高は78.3mである。

1層は焼土・炭化物が多く認められる層であり、骨片も混入した。また擦痕が認められた人頭大の石材が出土する。2層は暗褐色粘質土においても骨片を含んでいた。

時期は出土遺物があまり認められず、混入した遺物片から中期後半の可能性が考えられる。

20号土坑（第5・30図）

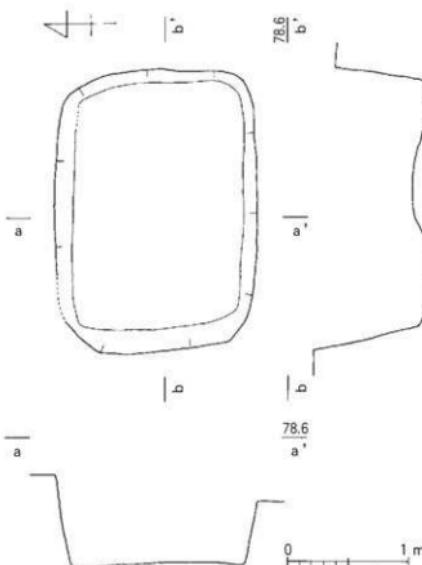
2号溝に近接して南側の位置に検出された。墓壙の主軸N-60°-Eで、隅丸の長方形を呈した土坑である。規模は長軸2.72m、短軸1.84m、深さ0.6mを測る。規模は基底面の標高は78.24mである。

出土遺物は少なく、1は縄文晩期の浅鉢片であり、2は弥生時代中期と考えられる高坏片が出土する。

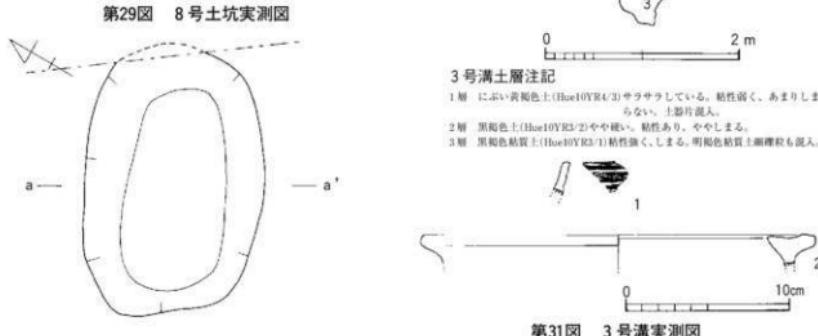
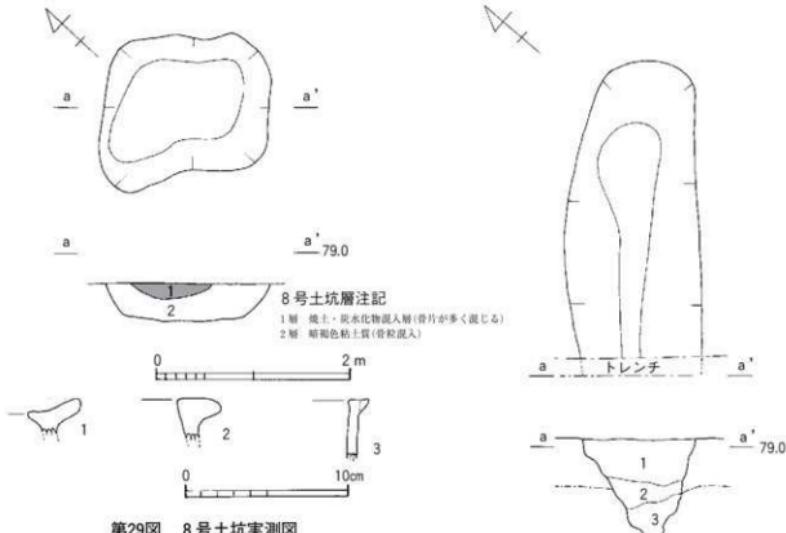
3号溝（第5図・31図）

IV区北西側、2号溝の南に近接する位置で検出された。調査区端から北東側に約3m延び、集結する。幅約1.3m、深さ約1.0m、基底面の標高は78.05mを測る。断面はV字形を呈する。

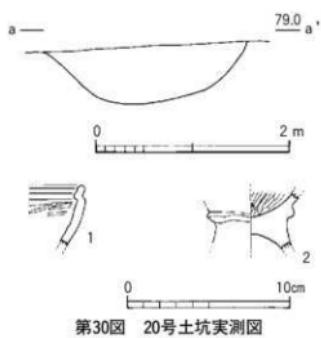
出土遺物は少なく、1は細線羽状文の口縁端部片が認められ、縄文時代後期の鳥井原式に相当する。2は菱形土器片であり、鋤先状口縁を呈する



第28図 7号土坑実測図



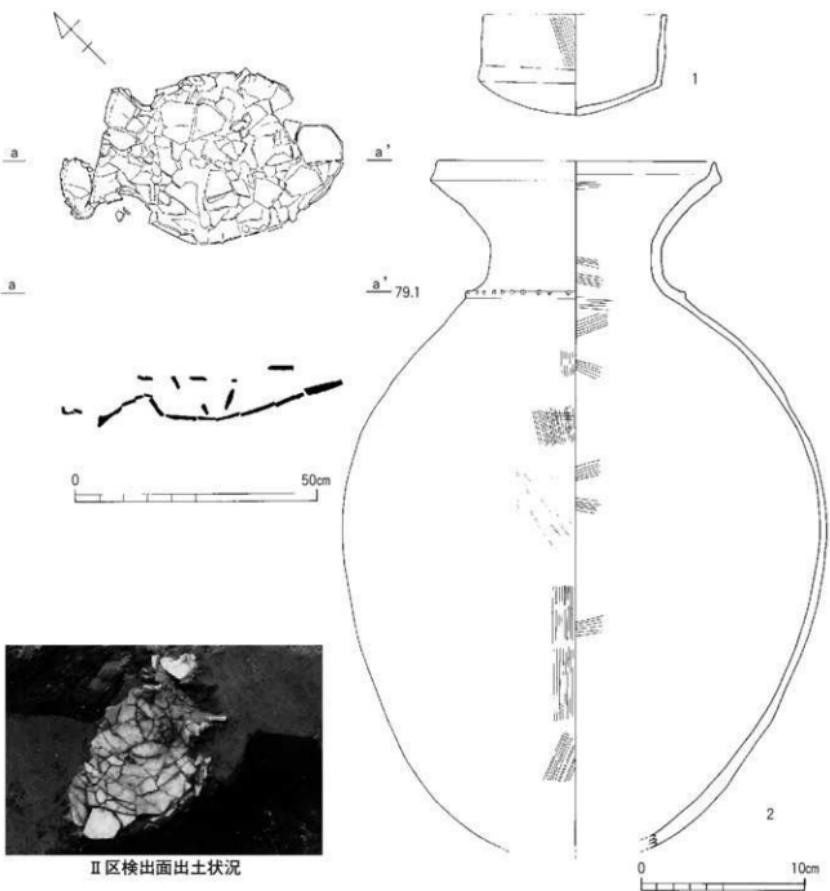
ことから弥生時代中期である。



II区検出面出土遺物（第5・32図）

II区中央(a-a')において検出された1の小型丸底土器と2の複合口縁の壺形土器である。壺の上部は削平により欠損していた。壺は横向きになっており、その口縁部直下に小型丸底壺が正置よりやや傾いた状態であった。出土状況から原位置を保っているものと考えられるが、遺構ラインは確認できなかった。

1の小型丸底壺は口径11.2cm、器高6.2cmを測る。底部は丸底を呈し、体部の境に稜が付きほぼ直立して口縁部に達する。器壁は非常に薄い。内面はナデ調整、外表面はナデ・ハケ調整



第32図 II区検出面遺物出土状況・出土遺物実測図

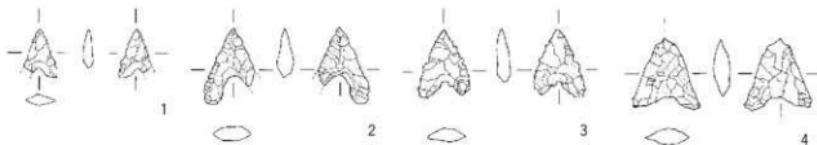
が施される。胎土に黒色粒を含むが緻密である。

2の壺は口径16.1cm、残存高は42.3cmを測る。胴部がやや膨らみをもち胴部中位に最大径がある。頭部直下に刻み目を施した凸帯が巡る。口縁部は大きく開き、断面三角形をなす。内外面ともにハケ調整が施される。

時期は弥生時代終末期頃に比定される。

検出面出土遺物（第33・34図）

1～4は黒曜石製の石礫である。5・6は石匙であり、5が玄武岩系の石材であり、6が安山岩系の石材を使用している。7・8は石包丁である。7は玄武岩系、8は安山岩系の石材である。8は二次的な加工が行われている可能性がある。石器は図示している以外にも打製石斧なども認められた。9は土錘である。10は軽石製の円形石製品で、中央に穿孔が施される。用途は不明である。



11～13は縄文土器であり、今回一部のみ図を掲載している。他には貝殻条痕が認められる。破片も多く出土しており、縄文後～晩期の遺物と考えられる。11は古閑式と思われる深鉢型土器の口縁部である。12・13は縄文時代前期の曾畠式である。

14～17は弥生土器の壺形土器である。

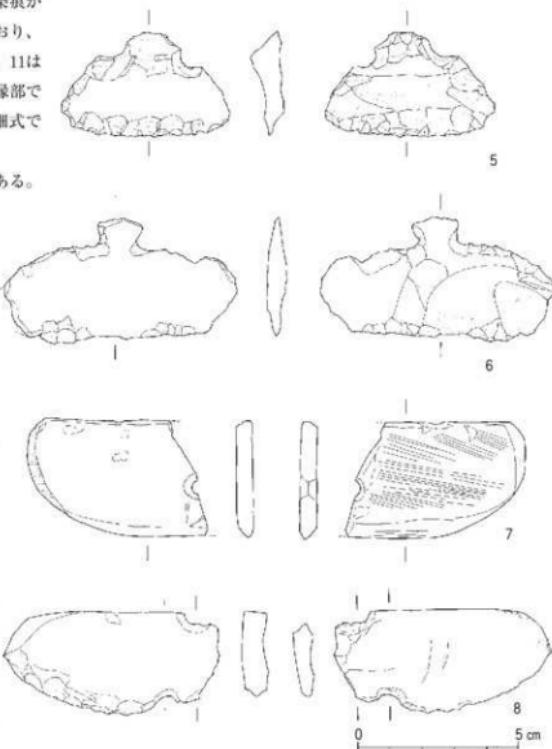
14は広口壺である。口径14.1cmを測り、外面にはミガキ調整が丁寧に施される。

15は口縁～頸部にかけて残存する。復元口径は18.0cmを測る。口縁部が外に開きながら立ち上がり、端部付近でさらに外側に開く。頸部から肩部の境には刺突文が認められる。外面にはタテ方向のミガキ調整が施される。

16は復元口径16.4cm、推定される器高43.0cmを測る。口縁部が外に開きながら立ち上がり、端部付近でさらに外側に開く。胴部最大径は中位にある。長胴である胴部にはタタキが施され、底部付近はケズリに近い痕跡が残る。

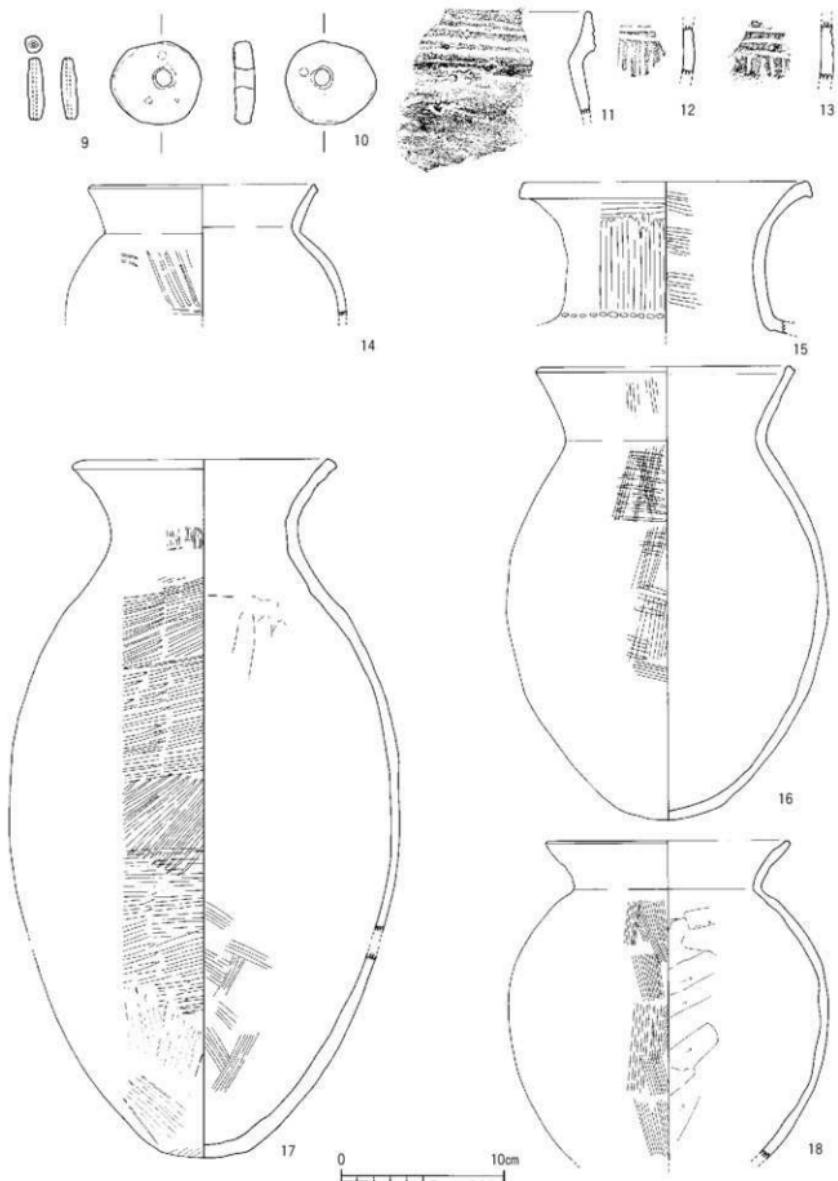
17は中型壺であり、復元口径15.9cmを測る。口縁部は外傾して開き、胴部の膨らみは小さい。外面にタタキのうちにハケ調整が施される。

18は布留式系の壺型土器である。復元口径15.0cmを測る。胴部最大径は中位よりやや上にあり、わずかに外反する。器壁は薄い。内面にケズリ調整、外面に細かいハケ調整が認められる。



図版番号	遺構番号	層位	石材	器種	長さ	幅	厚さ	備考
第33図-1	検出面		黒曜石	石鏹	1.6	1.0	0.3	
第33図-2	検出面		黒曜石	石鏹	2.4	1.3	0.4	
第33図-3	検出面		黒曜石	石鏹	2.1	1.6	0.4	
第33図-4	検出面		黒曜石	石鏹	2.2	2.1	0.5	
第33図-5	検出面	上層	玄武岩系	石匙	5.2	3.2	0.9	
第33図-6	検出面		安山岩系	石匙	(7.2)	3.7	0.6	
第33図-7	検出面	中層	玄武岩系	石包丁	(5.3)	3.6	0.5	(孔径) 0.7
第33図-8	検出面		安山岩系	石包丁	6.7	3.1	0.7	2次加工?
第34図-9	検出面	I 区北西	土鍬		3.8	1.0		(孔径) 0.2
第34図-10	検出面		軽石	不明	5.6×5.0	5.6×5.0	1.2	(孔径) 1.0

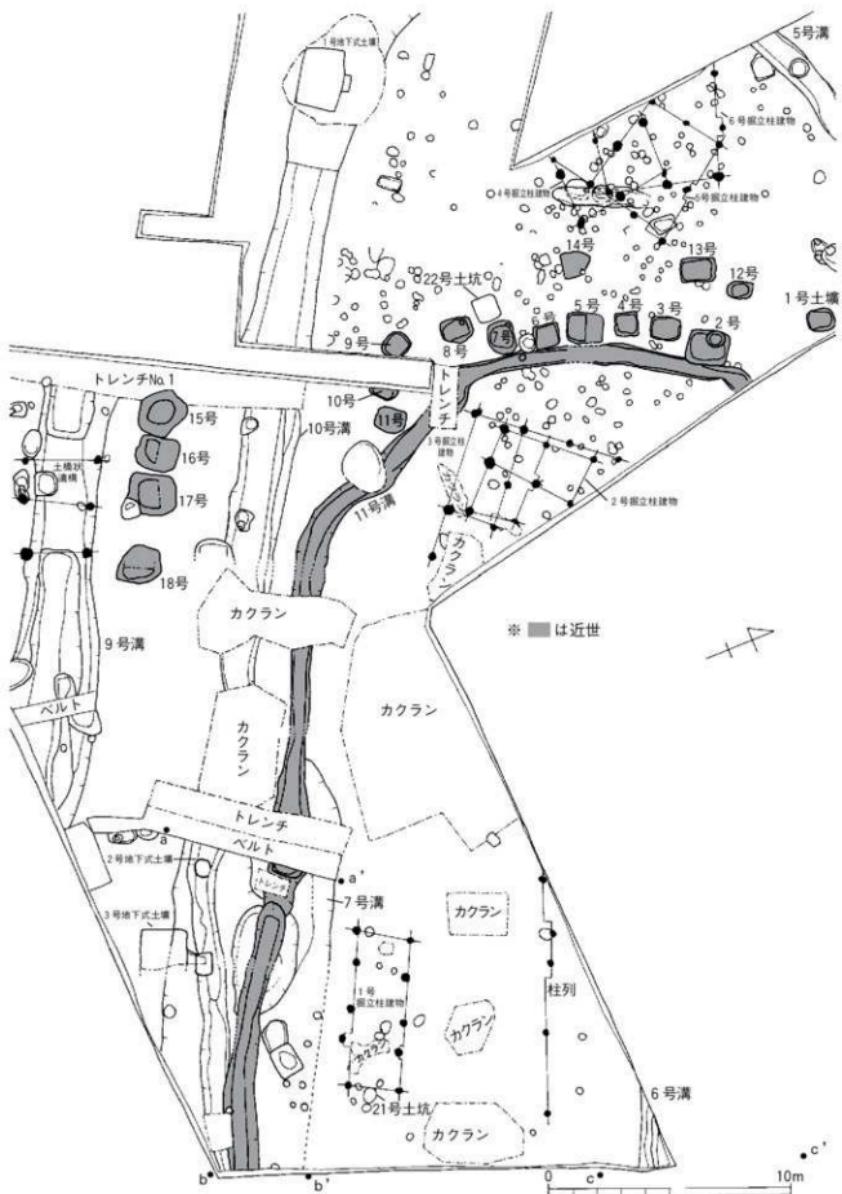
第33図 検出面出土石器実測図



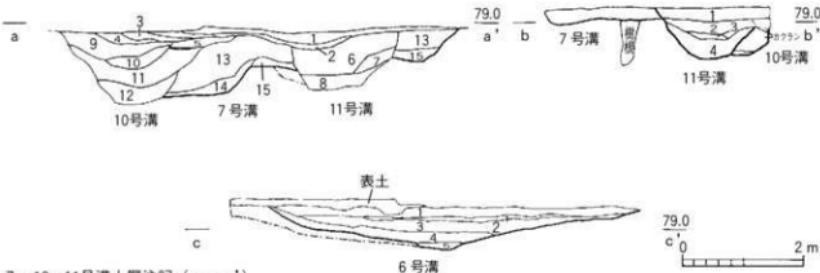
第34図 検出面出土遺物実測図

第2表 遺物相観表(編文・衍生)

区分番号	遺物名	層位	色調(外)	色調(内)	口径	高さ	底径	胎土	調整(外)	調整(内)	備考
第7回-1	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR6/6)	青色(Hue 5YR6/6)	23.5	(10.0)		ミガキ		
第7回-2	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(17.6)		砂利中量	ナメ		
第7回-3	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/4)	青色(Hue 5YR7/4)	(19.6)	(36.0)	砂利少量	ナメ	タマのちハケヌ	ナメ
第8回-1	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/4)	青色(Hue 5YR7/4)	(2.2)		砂利中量	ナメ		
第8回-2	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/4)	青色(Hue 5YR7/4)	(3.2)		砂利少量	ナメ		
第8回-3	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/4)	青色(Hue 5YR7/4)	(2.7)		砂利中量	ナメ		
第8回-4	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/4)	青色(Hue 5YR7/4)	(2.6)		砂利多量	ナメ		
第8回-5	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/4)	青色(Hue 5YR7/4)	(3.6)		砂利中量	ナメ		
第8回-6	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/4)	青色(Hue 5YR7/4)	(2.4)		砂利含む	ナメ		
第8回-7	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/4)	青色(Hue 5YR7/4)	(7.3)		砂利少量	ナメ		
第8回-8	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/4)	青色(Hue 5YR7/4)	(28.4)	(30.2)	砂利一筋下にかけて黒色顔料含む	ナメ		
第8回-9	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/4)	青色(Hue 5YR7/4)	(20.1)	(24.0)	砂利中量	ナメ		
第8回-10	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/4)	青色(Hue 5YR7/4)	(8.0)	(11.0)	砂利中量	ナメ		
第8回-11	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/4)	青色(Hue 5YR7/4)	(31.4)	(31.4)	砂利少く、相い	ナメ		
新10回-1	2号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(9.8)		砂利少く、相い	ナメ		
新10回-2	2号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(6.2)		砂利中量	ナメ		
新10回-3	2号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(20.1)	(13.0)	砂利中量	ナメ		
新10回-4	2号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(15.9)	(12.3)	砂利中量	ナメ		
新10回-5	2号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(21.7)	(6.7)	砂利中量	ナメ		
新10回-6	2号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(8.0)	(11.0)	砂利中量	ナメ		
新10回-7	2号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(60.9)	(31.4)	砂利少く含む	ナメ		
新12回-1	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(76.2)	(11.0)	砂利少く含む	ナメ		
新12回-2	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(47.0)	(66.0)	砂利少く、相い	ナメ		
新12回-3	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(38.9)	(6.2)	砂利中量	ナメ		
新12回-4	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(37.0)	(21.6)	砂利中量	ナメ		
新12回-5	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(37.0)	(6.4)	砂利中量	ナメ		
新12回-6	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(46.6)	(5.4)	砂利中量	ナメ		
新12回-7	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(24.6)	(36.7)	砂利中量	ナメ		
新12回-8	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(27.4)	(36.6)	砂利中量	ナメ		
新12回-9	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(31.0)	(52.2)	砂利中量	ナメ		
新12回-10	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(18.1)	(30.6)	砂利中量	ナメ		
新12回-11	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(48.0)	(48.0)	砂利中量	ナメ		
新12回-12	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(25.7)	(36.3)	砂利中量	ナメ		
新12回-13	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(36.0)	(62.0)	砂利中量	ナメ		
新12回-14	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(2.2)		砂利含む	ナメ		
新12回-15	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(2.4)		砂利含む	ナメ		
新12回-16	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(3.7)		砂利含む	ナメ		
新12回-17	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(3.9)		砂利含む	ナメ		
新12回-18	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(3.5)		砂利含む	ナメ		
新12回-19	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(2.1)		砂利中量	ナメ		
新12回-20	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(24.2)	(1.9)	砂利中量	ナメ		
新12回-21	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(11.2)	(6.2)	黒色粒	ナメ		
新12回-22	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(16.1)	(42.3)	黒色粒	ナメ		
新12回-23	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(6.2)		砂利中量	ナメ		
新12回-24	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(2.9)		砂利中量	ナメ		
新12回-25	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(3.5)		砂利中量	ナメ		
新12回-26	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(6.0)		砂利少量	ナメ		
新12回-27	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(18.0)	(41.0)	砂利少量	ナメ		
新12回-28	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(15.9)	(27.8)	砂利少量	ナメ		
新12回-29	1号窓	普通	青	青色(Hue 5YR7/5)	青色(Hue 5YR7/5)	(15.0)	(19.5)	砂利中量	ナメ		



第35図 遺構配置図（中世）



7・10・11号溝土層注記 (a-a')

- 1層 黒褐色土(Hue10YR2/2)あまりしまらない。中濃混じる。
- 2層 黒褐色土(Hue7.5YR3/1)あまりしまらない。
- 3層 黒褐色土(Hue10YR2/2)ややしまる。粒子細かい。
- 4層 ローム混入粘質土(Hue7.5YR5/4)赤い褐色+Hue7.5YR2/2 黒褐色、粒度は強くしまる。
- 5層 暗色土(Hue10YR2/2 黒褐色+Hue7.5YR5/6 明褐色)ややしまる。ロームの量が多く混じる。
- 6層 黑褐色粘質土(Hue10YR2/2)しまる。中濃、カーボンが若干混じる。
- 7層 黑褐色粘質土(Hue10YR2/2 黑褐色+Hue7.5YR5/6 明褐色)ロームの量が少く混入。
- 8層 黑褐色粘質土(Hue10YR2/2 黑褐色+Hue7.5YR5/6 明褐色)粒子細かい。
- 9層 黑褐色土(Hue10YR2/1)ややしまる。15cmほどの方、貝類混じる。
- 10層 黑褐色土(Hue10YR2/2)あまりしまらない。細かいロームが混じる。
- 11層 黑褐色粘質土(Hue10YR2/2)しまる。軽かい。石、近世陶器混じる。
- 12層 黑褐色粘質土(Hue10YR2/2)ややしまる。軽かい。粒度のロームが若干混入。
- 13層 黑褐色土(Hue7.5YR2/2)あまりしまらない。粒度のロームが少く混じる。カーボン混じる。
- 14層 黑色粘質土(Hue7.5YR2/1)しまる。粒度のロームが若干混じる。
- 15層 黑褐色粘質土(Hue10YR2/2)しまる。中濃混じる。

11号溝土層注記 (b-b')

- 1層 黑褐色粘質土(Hue10YR2/2)粘質弱く、ややしまる。明褐色粘質土の痕跡が混入する。土部多く、土塊も若干混入。
- 2層 黑褐色土(Hue10YR2/2)やや軽かい。粒子細かい。粘質は弱く、あまりしまらない。丸を含む。土部多く、人骨、二足歩行のプロック、焼土块、土塊小片が若干混入する。
- 3層 黑褐色粘質土(Hue10YR2/2)やや軽かい。粒度がとても軽く、たいへんよくしまる。明褐色粘質土多量が混入する。
- 4層 黑褐色粘質土(Hue10YR2/2)とても軽らかい。粒度がとても軽く、たいへんよくしまる。小塊が若干混入。

6号溝土層注記 (c-c')

- 1層 明褐色粘質土(Hue10YR2/3)粒子細かく、粒度があり。しまる。
- 2層 黑褐色粘質土(Hue7.5YR2/4)粒度が強く、よくしまる。
- 3層 黑褐色粘質土(Hue10YR2/2)粒度が若干くまなく、炭化物がまばらに混入。
- 4層 黑褐色粘質土(Hue10YR2/2)粒度がやや粗く、粒度が強い。細かい。炭化物が混入。
- 5層 明褐色粘質土(Hue7.5YR5/6)明褐色の粘質が混入。

第36図 6・7・10・11号溝土層断面図



1号地下式土槽擴掘削作業

第3節 中近世の遺構

7・10・11号溝 (35・36・39図)

I区において3本の溝が重複して検出された。a-a'の土層断面観察を行った結果、7号溝→10号溝→11号溝の新旧関係が明らかになった。いずれも西北西の方向に延びる。

7号溝は幅6.56m、深さ0.24~0.96mの規模であった。西側で終結する手前側には長円形の浅い落ち込みが認められ、段をもつ構造となっている。その位置における基底面の標高は77.64mと最も深い。

10号溝の規模は幅2.48m、深さ0.48~1.00mを測る。断面は緩やかなV字状を呈する。I区より西北西へ直線的に約45m延び、II区中央において緩やかに湾曲し、北北東へ向きを変え、IV区西端で終結する。さらにトレンチNa2を延長した北にあたるトレンチにおいて10号溝の延長した位置に溝が検出されており、これも10号溝と考えている。

基底面の標高はI区南東壁面(b-b')で78.4m、3本の溝が重複する(a-a')で77.6m、トレンチNa1で78.3mとなり、緩やかに湾曲する位置で78.9m、II区北側壁面で78.5m、IV区西端で78.8mさらに同一の溝と考えられる位置が78.8mを測る。

10号溝基底面においては竪坑がI区に2基、II区に1基の計3基が確認された。調査の結果、地下式土槽であることが判明した。(第54・55図)

11号溝はI区より西北西へ直線的に約25m延び、II・IV区付近で矩形を成しており、北北東へ向きを変えている。規模は幅1.72m、深さ0.68~0.82mを測る。断面はV字形に近い。基底面の標高はI区南東壁面(b-b')で78.5m、3本の重複する(a-a')77.9m、緩やかに湾曲し始めた位置で78.1m、IV区北東壁面で78.9mを測る。



第37図 字宮ノ前地籍図（明治初期作成）
 但東裏國村境三一二西裏國村境范百七拾武同
 肥後國今治郡上林村
 全國一等地區界
 山守境ノ前反別



但東城戸内字ヨリ西豊岡村境迄百九拾六間
南高甲字境ヨリ北上莊村境迄百四拾三間

陳陳宇

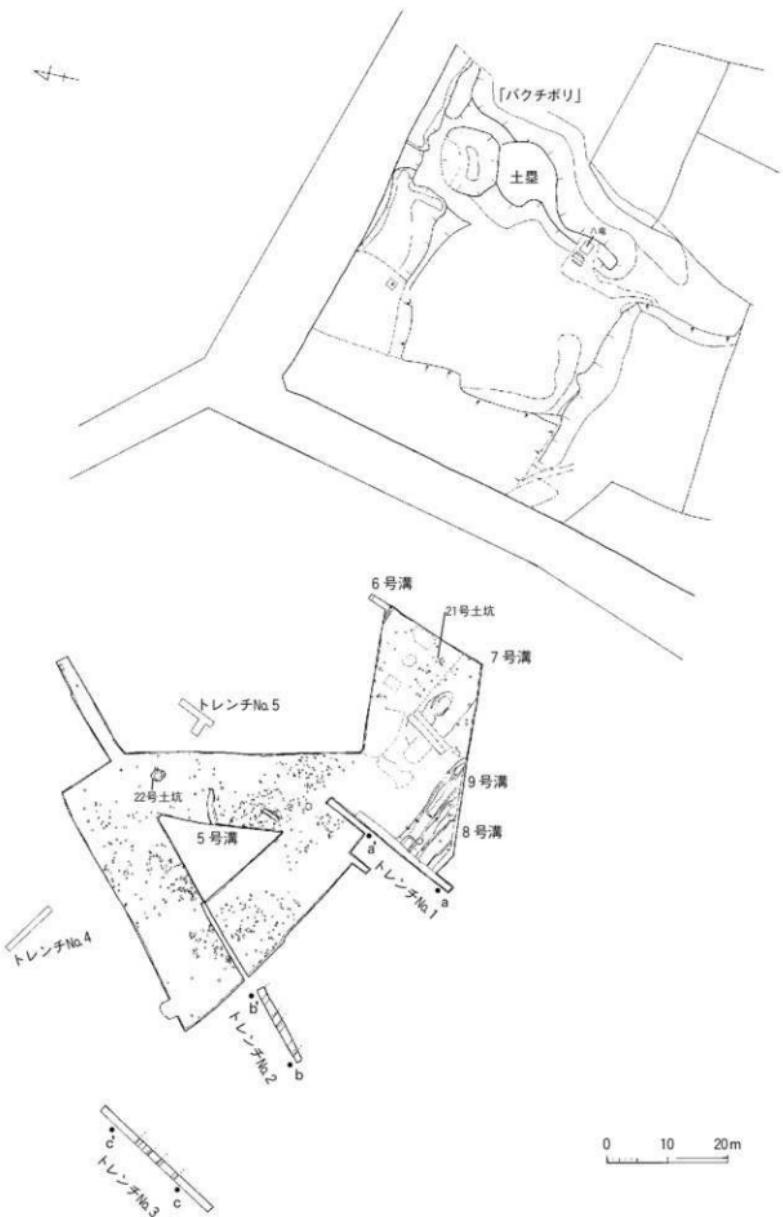
武拾

戴久富村

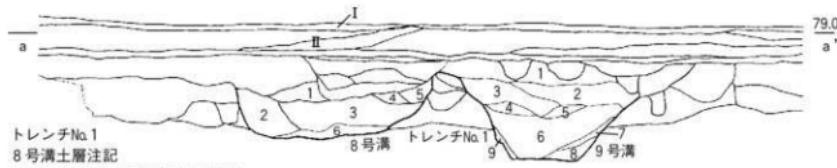
肥後國念志郡

一字全國而一筆限區界

第38図 字陣ノ内地籍図（明治初期作成）



第39図 中世遺構配置図・八龍周辺遺構実測図



トレンチNo.1

8号溝土層注記

- 1層 黒褐色粘質土(Hor10YR2/2)軟らかい、粘性強く、干、硬。
- 2層 黑褐色粘質土(Hor10YR2/2)含泥物質、塊状若千。
- 3層 黑褐色粘質土(Hor10YR2/2)明褐色粘質土粒が若干、硬。
- 4層 黑褐色粘質土(Hor75YR2/2)
- 5層 黑褐色粘質土(Hor10YR2/2)軟らかい。
- 6層 明褐色粘質土(Hor10YR2/3)粒子が細かい。

9号溝土層注記

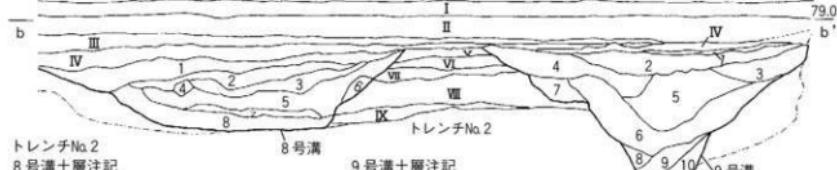
- 1層 黑褐色粘性砂土(Hor10YR2/3)あまりしまらない。
- 2層 黑褐色粘性砂土(Hor10YR2/3)軟らかい。
- 3層 黑色粗砂土(Hor10YR2/1)軟らかい。
- 4層 黑褐色粘性砂土(Hor10YR2/2)近似陶質器混入。
- 5層 黑褐色粘質土(Hor10YR2/3)粒子粗く軟らかい、粘性強くなる。

6層 黑褐色粘性砂土(Hor10YR2/1)にびと褐色の二つの粗粒片が混入。

7層 黑褐色粗砂土(Hor10YR2/2)明褐色ロームの細粒片が少く混入。

8層 黑色粗砂土(Hor10YR2/1)軟弱の明褐色ロームが多く混入。

9層 黑褐色粘質土(Hor10YR2/3)きわめて軟らかい。



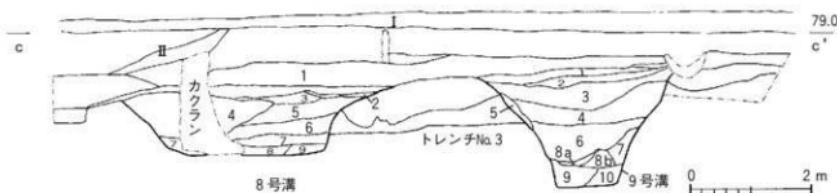
トレンチNo.2

8号溝土層注記

- 1層 黒褐色土(Hor75YR2/2)動性強く、よくしまる。
- 2層 深褐色粘質土(Hor10YR2/2)動性ても多く、いたんよくしまる。
- 3層 明褐色粘質土(Hor10YR2/3)粘質、7cm=13cmほどの石が数点混入する。
- 4層 黑褐色土、7cm=13cmほどの石が数点混入する。
- 5層 明褐色粘質土(Hor10YR2/2)。
- 6層 黑褐色粘質土(Hor10YR2/2)軟らかい、粘性でとても強く、いたんよくしまる。繊維若干混入。
- 7層 黑褐色粘質土(Hor10YR2/2)粒子細く、粘性強いしまる。
- 8層 黑褐色粘質土(Hor10YR2/2)ややく、クロロゲンのブロックが混入する。
- 9層 黑褐色粘質土(Hor10YR2/1)。

9号溝土層注記

- 1層 黑褐色土(Hor10YR2/2)あまりしまらない。
- 2層 黑褐色粘質土(Hor10YR2/3)粒子細く、繊維混入、粘性あり、ややしまる。
- 3層 黑褐色粘質土(Hor10YR2/2)粘性強く、よくしまる。
- 4層 明褐色土(Hor10YR2/3)粘性あるが、あまりしまらない。
- 5層 黑褐色土(Hor10YR2/2)粘性弱く、あまりしまらない。
- 6層 明褐色粘質土(Hor10YR2/1)粘性強く、あまりしまらない。
- 7層 明褐色土(Hor10YR2/3)粘性弱く、ややくしまる。
- 8層 明褐色粘質土(Hor10YR2/2)。
- 9層 明褐色土(Hor10YR2/1)粒子細く、粘性強く、しまらない。
- 10層 黑褐色土(Hor10YR2/1)粒子粗く、やや弱く、しまらない。



トレンチNo.3

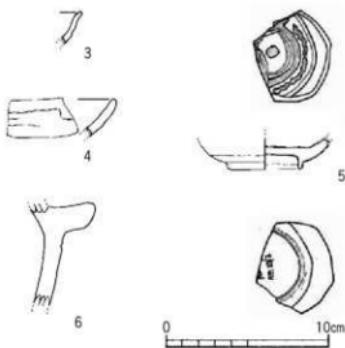
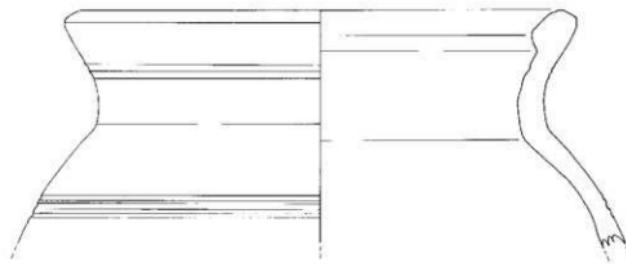
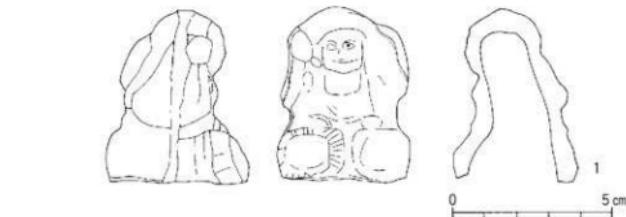
8号溝土層注記

- 1層 褐色粘土。
- 2層 黑褐色土(しまりがなくボソボソする)
- 3層 黑褐色粘土(ややしまり、粒子のキメが細かい)
- 4層 黑褐色粘質土(メルカウニガブロック含む)
- 5層 黑褐色粘土(しまりしない)
- 6層 にじる黒褐色粘土(しまりがなくややざらつく砂粒含む)
- 7層 黑褐色粘質土(含泥質含む)
- 8層 黑褐色粘質土(しまりなく砂粒含む)
- 9層 黑褐色粘質土(砂粒を含む、ニゴブロック混入)

9号溝土層注記

- 1層 黑褐色土(しまりがなくボソボソする)
- 2層 黑褐色土(しまりがない)
- 3層 黑褐色粘土(ややしまり、黃色少ないと)
- 4層 黑褐色粘質土(あまりしまりがない)
- 5層 (にじる黒褐色)(しまりしない)
- 6層 黑褐色粘質土(4層より上よりしまりがなくざらつく感触)
- 7層 黑褐色粘質土(しまりせず砂粒を多く含む)
- 8層 (にじる) 黑褐色粘質土(ニゴブロック含む)
- 9層 黑褐色粘質土(ニゴブロック粒及び砂粒含む)
- 10層 黑褐色粘質土(しまりせず砂粒、ローム粒を含む)

第40図 8・9号溝土層断面図(トレンチNo.1~3)



第41図 11号溝出土遺物実測図

3本の溝ともに重複する(a-a')が最も深くなっている。10・11号溝は重複する位置を除けば東南東側より西北西に緩やかに下がり、屈折し北北東へまた高くなっている。この点は復元される旧地形と一致し、地形の影響を受けていることが考えられる。

11号溝では下層より肥前系陶器瓶胴窯(第41図2)が出土しており、18~19世紀の時期が考えられる。10号溝では下層に肥前系磁器の色絵碗(第43図4)を認めることができ、18世紀後半に比定される。10号溝の埋没時期は中層に廃棄されたと考えられる近世陶磁器が石などとともに多く出土した。

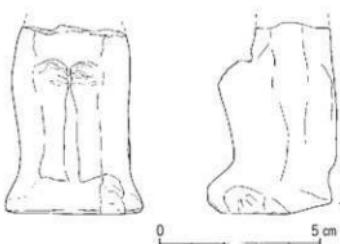
色絵碗の磁器から埋没時期は18世紀後半と考えられる。11号溝は10号溝より新しいことが切り合い関係から確認されており、築造時期が18世紀後半以降となる。11号溝の遺物は土製の大黒天や景德鎮窯系染付碗なども認められた。10号溝の遺物は近世陶磁器以外に土製の座像、青銅製の笄や流れ込みと考える青磁・白磁、瓦質土器、土師質土器などが多く出土した。

6・8・9号溝(第35・36・39・40図)

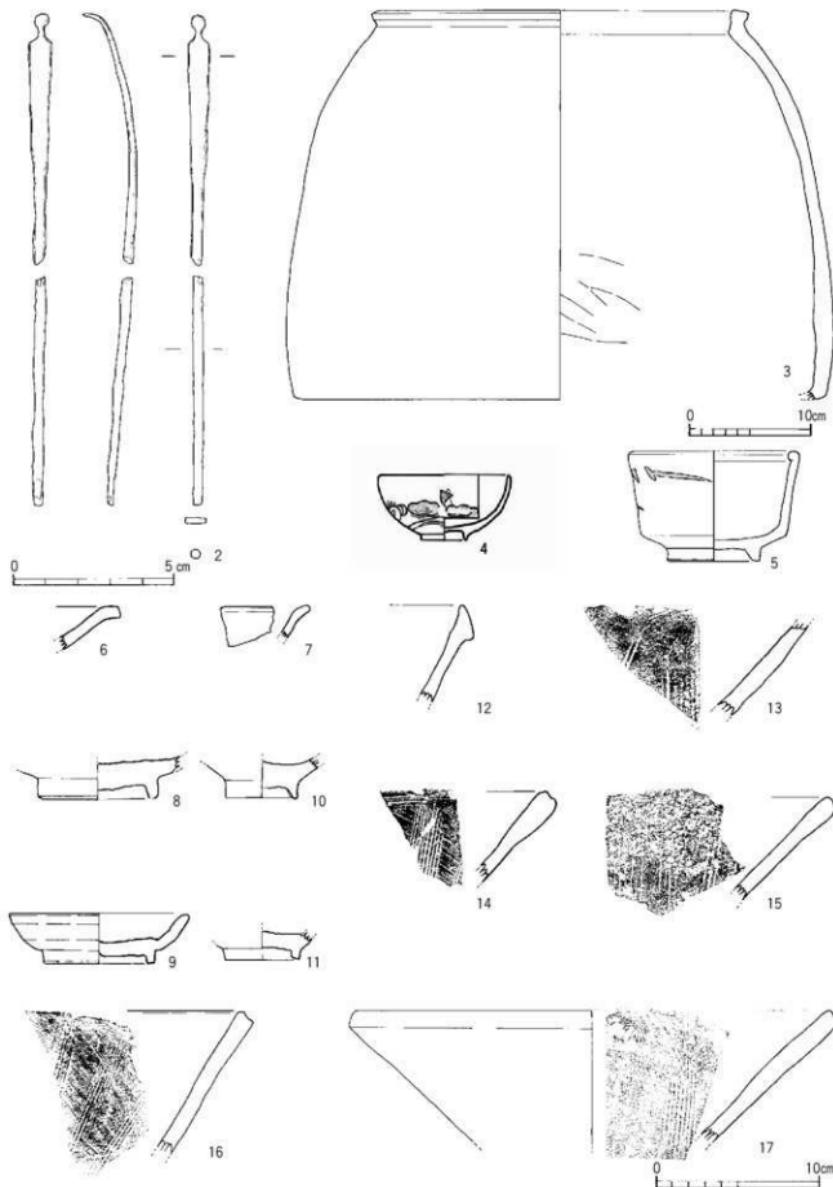
6号溝はI区北端で一部が確認された。検出時は弥生時代の環濠の延長であったことから、それと想定していたが完掘後、遺物より中世の溝であることが判明した。またトレンチを設けた結果幅6.1mで、深さが0.7m、基底面の標高78.8mであることが確認された。遺存する溝は基底面であり、壁面の立ち上がりはすでに削平されている。

I区南西端には8・9号溝が近接して検出された。様相を把握するためにトレンチNo2・3を設けた結果、並行しながら西北に8号溝が約70m、9号溝が約80m続くことを確認した。

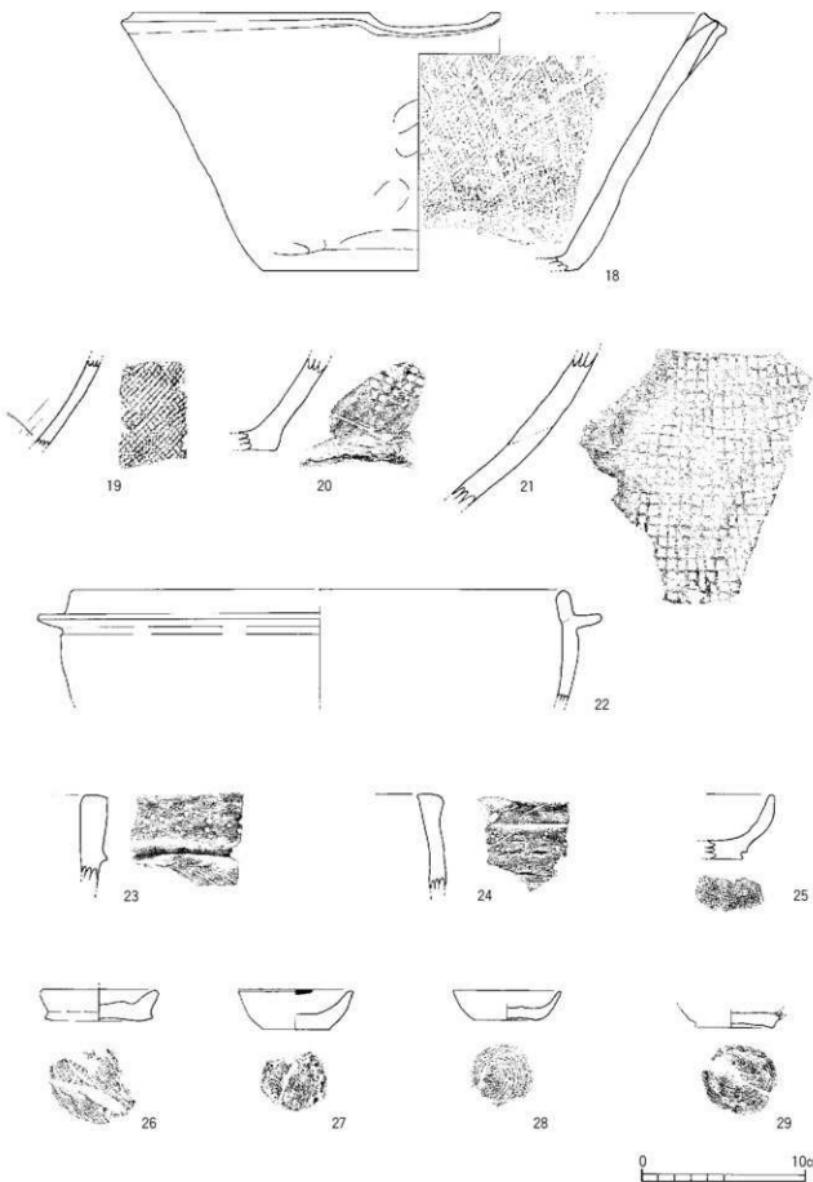
8号溝の規模は幅3.28~4.58m、深さ1.04~1.36mを測る。断面はU字状を呈している。基底面の標高はトレンチNo1において77.24m、トレンチNo2が77.16m、トレンチNo3が77.0mであった。



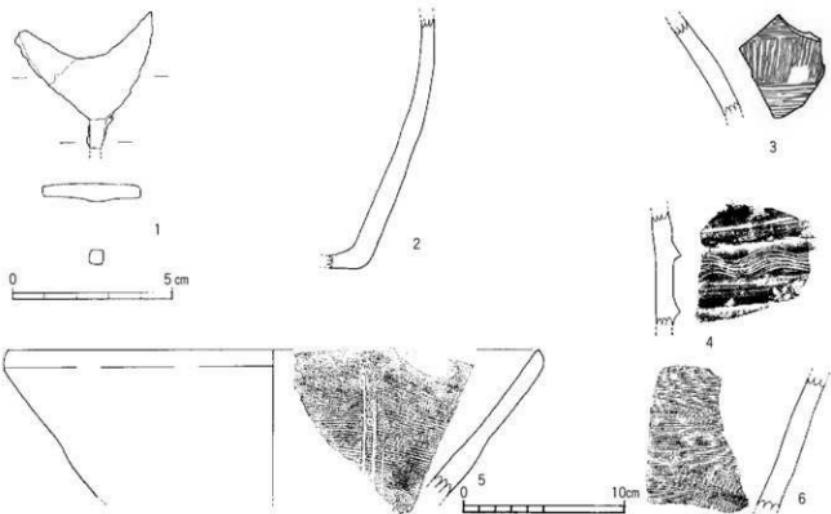
第42図 10号溝出土遺物実測図



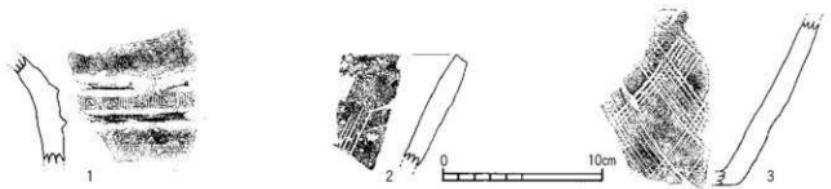
第43図 10号溝出土遺物実測図



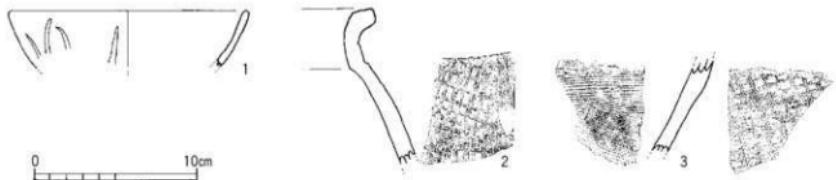
第44図 10号溝出土遺物実測図



第45図 9号溝出土遺物実測図



第46図 8号溝出土遺物実測図

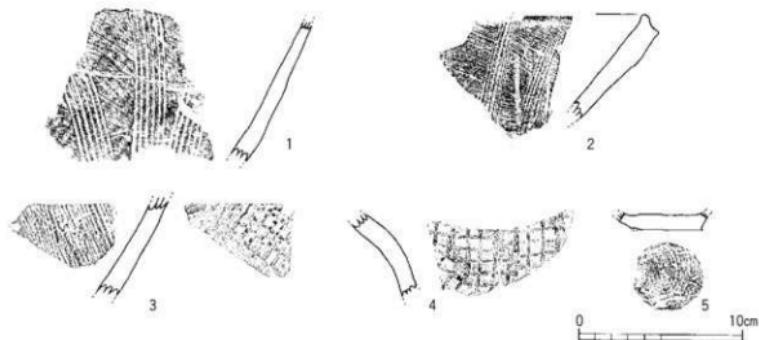


第47図 6号溝出土遺物実測図

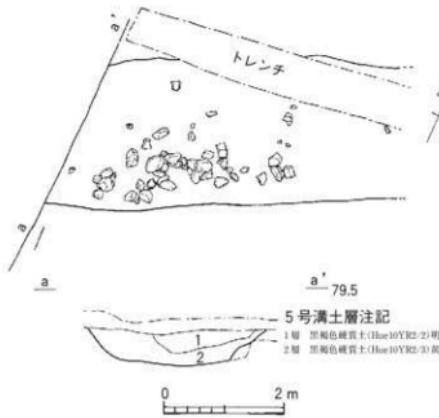
9号溝の規模は幅4.28~5.2m、深さ1.6~2.2mを測る。断面はV字状をなし段構造を南側壁面において認めることができる。

I区において溝の内部に鞍状の高まりが長さ4m程認められ、基底面より約0.5mの高さがある。鞍状の高まりの上面は検出面より約0.2mの段差をもつ構造である。溝掘り方の肩部においては柱穴が並ぶことからこの遺構を土橋状遺構(第53図)と捉えている。

基底面の標高はトレンチNo 1において76.96m、トレンチNo 2が76.44m、トレンチNo 3が76.48mであった。トレンチNo 1~3の土層断面はいずれも北側より堆積した様子が下層において認められる。



第48図 7号溝出土遺物実測図

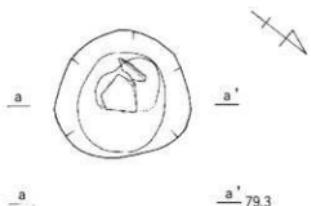


5号溝出土状況

6号溝の時期については下層より龍泉窯系青磁が出土しており、14世紀後半～15世紀中葉に比定されることから、埋没時期がその時期に求められる。8・9号溝の新旧関係は土層の切り合いからは明らかにできなかった。8号溝中～下層において近世陶器は含まれず、中世の遺物片が数点確認された程度である。9号溝下層では17世紀代に比定される肥前系陶器が出土しており、その年代に埋没したと考えられる。以上から、8号溝が9号溝より先行して築造されたと考えられる。

9号溝出土遺物には鐵製の狩俣や粉青沙器の破片なども出土している。

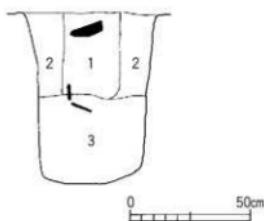
第49図 5号溝出土遺物実測図



5号溝（第39・49図）

IV区西端で検出された。幅約2.4m、深さ0.56m、基底面の標高78.30mを測る。東北東の方位に約5m延び、終結する。

南側に偏って礫が多く出土し、2層上面において確認された。礫のなかには被熱を受けたものもあった。遺物には瓦器碗が出土しており、13世紀代～14世紀中葉の時期に比定される。



21号土坑（第35・50図）

I区において検出された土坑であり、直径0.56m、深さ0.7mを測る。土坑中央には白色粘質土（1層）が柱痕のように認められた。

1層上位に使用痕の認められ被熱を受けた擦痕の残る安山岩が認められた。1・3層から瓦質土器の火鉢片、3層に白磁碗が出土している。遺物は1層の広がりに収まる。1～3層上位からの出土し、2層からは出土していない。

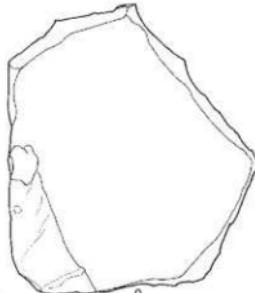
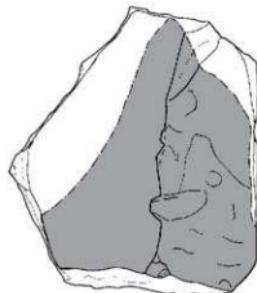
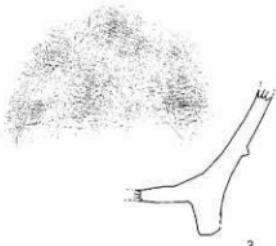
遺構の性格は形状から柱穴と思われるが周辺に同規模の柱穴は認められない。

遺構の時期は白磁皿（森田D群）から15世紀後半頃の年代が考えられる。

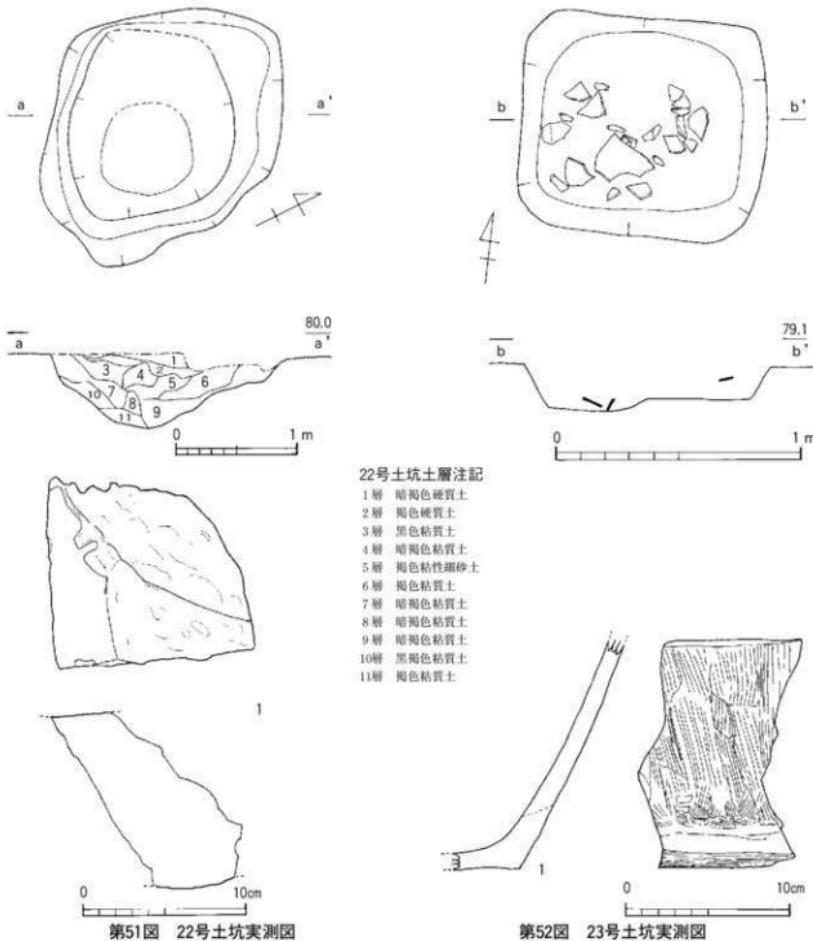


21号土坑土層注記

- 1層 白色粘土
- 2層 黒褐色粘質土
(炭化物を多く含みしまる)
- 3層 姿褐色粘質土(しまりがない)



第50図 21号土坑実測図

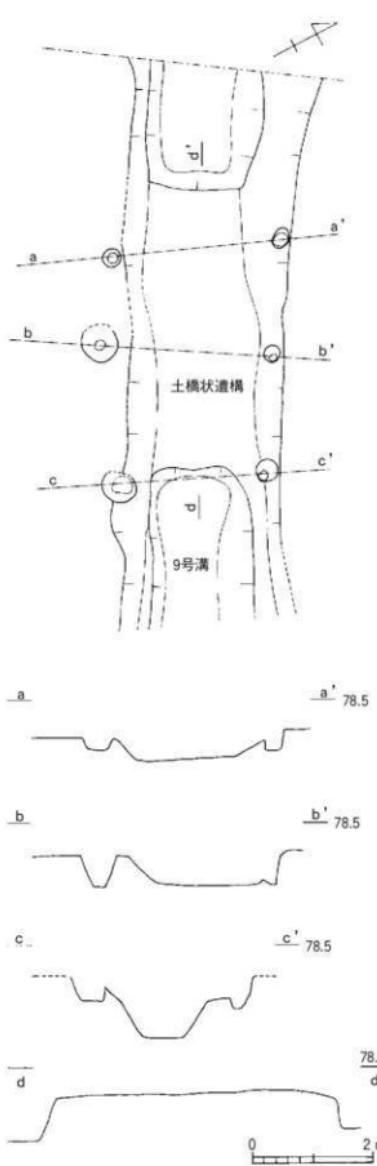


22号土坑（第39・51図）

IV区北端において検出された不整形の土坑である。直径約2m、深さ0.6mを測る。壁面は2段からなり、底面はすぼまる。土層断面はニガシロや黄褐色ロームブロックが認められることから人為的な堆積を示す。上層からはノミ痕が残る加工された凝灰岩片が出土している。

23号土坑（第35・52図）

II・IV区の境付近で検出された正方形に近い形状の土坑である。長軸1.0m、短軸0.9m、深さ約0.2mを測る。備前系の甕底部が出土している。出土状況から廃棄されたものと推測される。



第53図 土橋状遺構実測図

柱列・1~6号掘立柱建物（第35図）

I・IV区のIX'~XI層において検出された。クロニガは亀裂に樹痕なども入り込んでおり、平面のみの判断は困難と考え断ち割りながら確認を行った。柱痕が残存する状況からは削平は旧中学校造成時以前の段階においても造成が行われていた可能性がある。

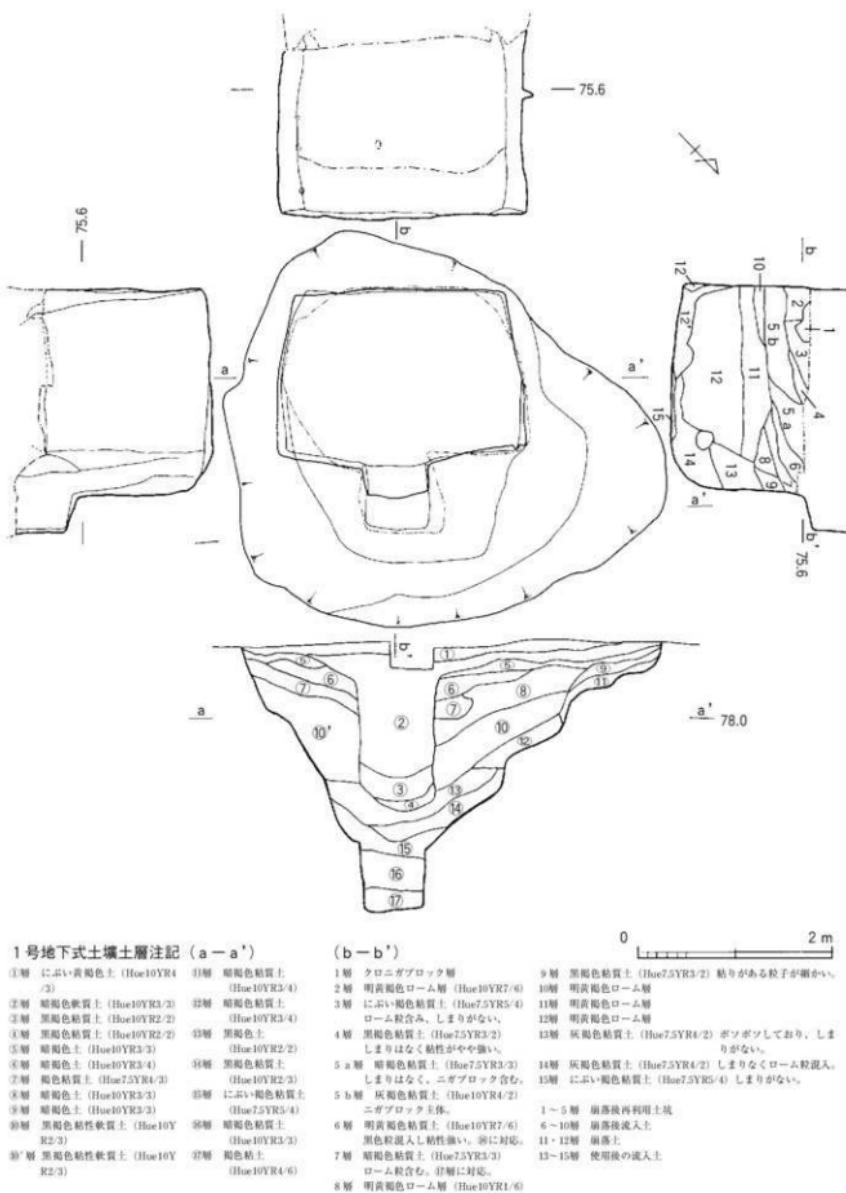
I区において柱列が検出された。全長9.56m(29.0尺)、N-70°-Wの軸方向で並ぶ。柱穴径0.24~0.36m、柱穴の深さ0.04~0.24mを測る。

1号掘立柱建物は桁行6.2m(18.7尺)、梁行2.2m(6.7尺)の4間×1間の側柱建物である。桁行方向は、N-65°-Wで柱列と並行する。柱穴径0.16~0.28m、柱穴の深さ0.08~0.36mを測る。2・3号掘立柱建物はIV区南東端、4~6号掘立柱建物はIV区南西端に検出されており、調査区外の広がりは不明である。2号堀立柱建物は桁行3.96m(12尺)、梁行3.6m(10.9尺)の2間×2間の純柱建物と思われる。桁行方向は、N-42°-Eである。柱穴径0.16~0.36m、柱穴の深さ0.12~0.76mを測る。3号堀立柱建物は桁行6.2m(18.8尺)、梁行6.1m(18.5尺)の3間×3間の側柱建物とみられる。桁行方向は、N-40°-Eである。柱穴径0.16~0.36m、柱穴の深さ0.12~0.4mを測る。4号堀立柱建物は桁行3.96m(12尺)、梁行2.2m(6.7尺)の2間×1間以上の側柱建物で、桁行方向は、N-10°-Wである。柱穴径0.32~0.36m、柱穴の深さ0.06~0.44mを測る。5号堀立柱建物は桁行5.48m(16.7尺)、梁行4.5m(13.6尺)の3間以上×2間と思われる側柱建物である。桁行方向は、N-57°-Eである。柱穴径0.16~0.32m、柱穴の深さ0.16~0.6mである。6号堀立柱建物は桁行4.4m(13.3尺)、梁行4.2m(12.7尺)の2間以上×2間の側柱建物とみられる。桁行方向は、N-15°-Eである。柱穴径0.16~0.44m、柱穴の深さ0.16~0.44mを測る。

時期を特定は困難であるが柱列・1号堀立柱建物・6号堀立柱建物、2・3・5号堀立柱建物は軸方位が近い。

土橋状遺構（第35・53図）

9号溝において基底面より約0.5mの高さに鞍状の高まりが約4mにわたり確認された。溝掘り方の肩部から約0.2mの段下がりの構造である。溝の肩部においては柱穴が並び、柱間はa-a' 2.72m、b-b' 2.80m、c-c' 2.28mを測り、c-c'の軸方位はN-24°-Wである。柱穴径0.24~0.60m、柱穴の深さは0.20~0.52mを測る。これらを土橋状遺構と考えている。



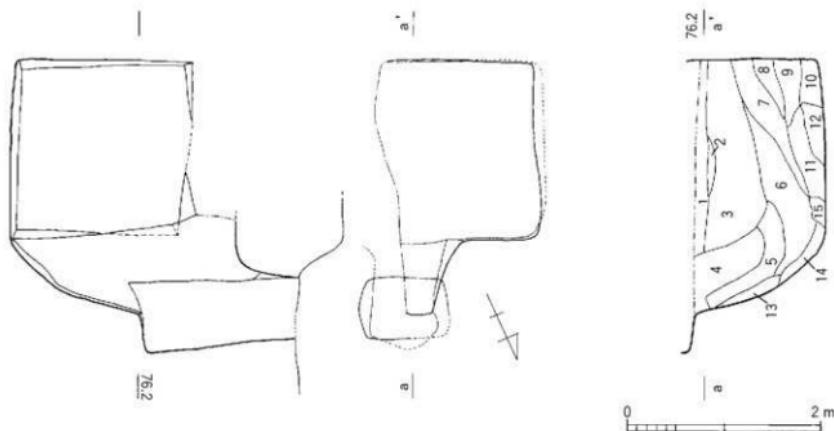
第54図 1号地下式土壤実測図



1号地下式土壌



3号地下式土壌



1号地下式土壌 (第35・54図)

II区において天井部の崩落により生じた大きな土坑状のプランが10号溝と重複し検出された。土層堆積状況は主軸断面における天井崩落層(11・12層)がみられ、その崩落以前、堅坑部からの流入土である13～15層が認められる。5層において馬骨が出土しており、近世陶磁器が上～中層に多く出土していることから再利用されたと思われる。横断面(a-a')は⑩・⑪層が堆積する堅坑部の壁面は遺存している。その層より上位の層は崩落後の堆積層と考えられる。②～④層のU字状の層位は崩落後、堅坑部も崩壊し埋没したと考えられるが原形を留めていない堅坑部の隙間から流入した結果の状況を示すものと推測される。

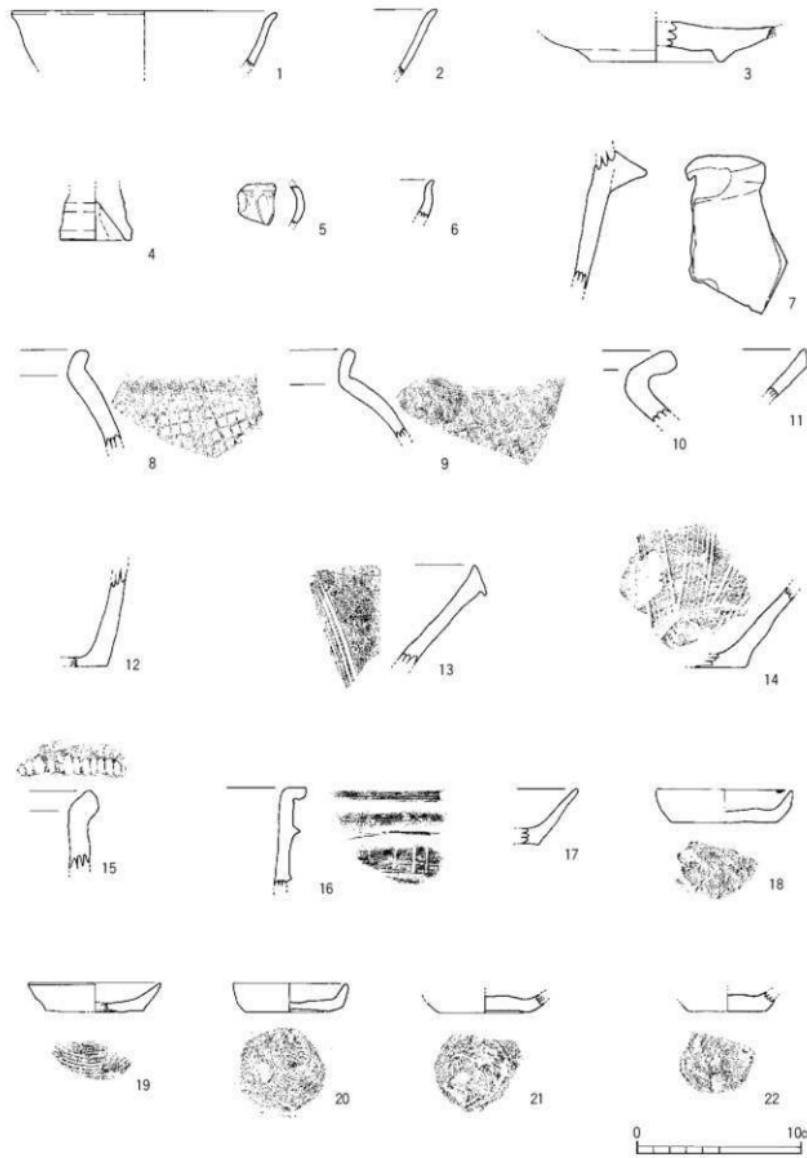
堅坑部の底面は主軸0.30m、横軸0.65mを測る。主軸方位はN-45°-E、室部の平面形態は方形に近い台形を呈する。規模は主軸の長さ1.76m、横軸の長さ2.50mを測る。堅坑部側の室部壁面は直立し、平坦な基底面より高さは約1.4mである。堅坑部の基底面から室部奥壁までの主軸の長さ2.50mとなる。奥壁の両隅に残る持ち送りの角からは天井部が平天井でないことを示す。残存する角の高さは基底面より1.86mである。壁面は直立てしており、U字状の工具痕が斜め方向に残っている。遺物は出土していない。

3号地下式土壌層注記

- 1層 ローム層 (しまりがない)
- 2層 黒褐色粘質土
- 3層 ローム層 (ロームブロック多く含む)
- 4層 粘層 (ローム含む)
- 5a層 ローム混入層 (ロームブロック主体)
- 5b層 ローム層 (5a層よりローム多い)
- 6層 ローム層
- 7層 黑褐色粘質土 (5a層に対応?)
- 8層 黄褐色粘質土 (しまらない)
- 9層 灰褐色粘質土 (しまらない)
- 10層 にぶい褐色粘質土 (しまらない)
- 11層 ローム層
- 12層 ローム混入層
- 13層 粘層
- 14層 ローム層
- 15層 黄褐色粘質土

- 1～3層 崩落後の埋土
- 4～5層 崩落後堅孔より流入した埋土
- 6層 2度目の崩落土
- 7～10層 1度目の崩落による流込土
- 11～12層 1度目の崩落土
- 13～15層 使用後の堆積層

第55図 3号地下式土壌実測図



第56図 検出面出土遺物実測図

第3表 遺物観察表（中世）

器物類別番号	器物番号	遺物番号	層位	種類	色調	口徑	底径	高台高	高台径	備考
武版10-6	41号	11号	中層	肥前系陶器	暗紅色	(31.6)				18-19c
	41号	3	11号	中層	白磁Y型	白				
武版9-7	41号	4	11号	中層	龍泉窯青磁	綠				備文、上田C期
武版9-8・9	41号	5	11号	中層	哥德諸窯系付	褐				
	41号	6	11号	中層	瓦質土器	羽墨				
武版10-1	43号	3	10号	上層	瓦質土器	褐				
	43号	4	10号	下層	瓦質土器	褐色				
武版10-4	43号	5	10号	中層	肥前系陶器	青白	6.0	2.8	0.5	2.8
	43号	6	10号	中層	肥前系陶器	青白	10.5	5.6	6.8	18c後半
武版9-4-1	43号	7	10号	中層	龍泉窯青磁	綠				18c代
武版9-4-2	43号	7	10号	中層	龍泉窯青磁	綠				
武版9-5-1	43号	8	10号	上層	龍泉窯青磁IV型	褐(底部)				
武版9-5-2	43号	9	10号	中層	龍泉窯青磁IV型	褐				
武版9-6-1	43号	10	10号	中層	青白磁	明青白	7.6	(2.2)	1.0	4.4
武版9-6-2	43号	11	10号	上層	白磁薄頸	白	4.6	(2.2)	1.0	
	43号	12	10号	中層	瓦質土器	白	4.8	(1.7)	4.5	
武版10-12	10号	10号	下層	瓦質土器	白	(30.7)	(43.5)	31.9		近世
武版9-13	10号	13号	下層	瓦質土器	白	6.0	2.8	0.5	2.8	
武版9-14	10号	14号	下層	瓦質土器	白	10.5	5.6	6.8	0.8	
武版9-15	10号	15号	下層	瓦質土器	白					
武版9-16	10号	16号	中層	肥前系陶器	白					
武版9-17	10号	17号	中層	瓦質土器	白					
武版9-18	10号	18号	中層	瓦質土器	白					
武版9-19	10号	19号	中層	瓦質土器	白					
武版9-20	10号	20号	中層	瓦質土器	白					
武版9-21	10号	21号	中層	瓦質土器	白					
武版9-22	10号	22号	中層	瓦質土器	白					
武版9-23	10号	23号	中層	瓦質土器	白					
武版9-24	10号	24号	中層	瓦質土器	白					
武版9-25	10号	25号	中層	土師質瓦器	环					
武版9-26	10号	26号	中層	土師質瓦器	小面					
武版9-27	10号	27号	中層	土師質瓦器	小面					
武版9-28	10号	28号	中層	土師質瓦器	小面					
武版9-29	10号	29号	中層	土師質瓦器	小面					
武版10-7	45号	2	9号	中層	肥前系陶器	白				
武版9-2	45号	3	9号	中層	肥前系陶器	白				
	45号	4	9号	上層	瓦質土器	白				
	45号	5	9号	中層	Tr-3 6層	瓦質土器	白			
	45号	6	9号	中層	Tr-3 4層	瓦質土器	白			
	45号	7	9号	中層	Tr-3 7層	瓦質土器	白			
	45号	8	9号	中層	Tr-3 8層	瓦質土器	白			
武版9-1	47号	1	6号	下層	龍泉窯青磁	褐				
	47号	2	6号	中層	須惠質瓦器	褐				
	47号	3	6号	中層	須惠質瓦器	不明				
	47号	4	6号	中層	瓦質土器	大鉢				
	47号	5	6号	中層	瓦質土器	小鉢				
	47号	6	6号	中層	Tr-3 4層	須惠質瓦器	不明			
	47号	7	6号	中層	瓦質土器	火鉢				
	47号	8	6号	中層	瓦質土器	火鉢				
	47号	9	6号	中層	瓦質土器	火鉢				
	47号	10	6号	中層	瓦質土器	火鉢				
	47号	11	6号	中層	瓦質土器	火鉢				
	47号	12	6号	中層	瓦質土器	火鉢				
	47号	13	6号	中層	瓦質土器	火鉢				
	47号	14	6号	中層	瓦質土器	火鉢				
	47号	15	6号	中層	瓦質土器	火鉢				
	47号	16	6号	中層	瓦質土器	火鉢				
	47号	17	6号	中層	土師質瓦器	环				
	47号	18	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	19	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	20	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	21	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	22	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	23	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	24	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	25	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	26	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	27	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	28	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	29	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	30	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	31	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	32	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	33	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	34	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	35	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	36	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	37	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	38	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	39	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	40	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	41	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	42	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	43	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	44	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	45	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	46	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	47	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	48	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	49	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	50	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	51	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	52	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	53	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	54	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	55	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	56	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	57	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	58	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	59	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	60	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	61	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	62	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	63	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	64	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	65	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	66	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	67	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	68	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	69	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	70	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	71	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	72	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	73	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	74	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	75	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	76	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	77	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	78	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	79	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	80	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	81	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	82	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	83	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	84	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	85	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	86	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	87	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	88	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	89	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	90	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	91	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	92	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	93	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	94	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	95	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	96	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	97	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	98	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	99	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	100	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	101	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	102	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	103	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	104	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	105	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	106	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	107	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	108	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	109	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	110	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	111	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	112	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	113	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	114	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	115	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	116	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	117	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	118	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	119	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	120	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	121	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	122	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	123	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	124	6号	中層	土師質瓦器	小面				
	47号	125	6号	中層</td						

分類区分番号	遺物番号	層位	種 別	器 形	色 調	口徑	底径	高さ	進合径	備 考
段級9-18-3	株出面		縦耳器	縦耳器						
段級9-18-4	株出面		縦耳器	縦耳器						
段級9-18-5	10号溝	中層	縦耳器	縦耳器						
段級9-18-6	株出面		縦耳器	縦耳器						
段級10-2	10号溝		波佐見油付	皿		13.6	9.3	3.4	0.6	7.5 (底) 大明年製、18c 横半
段級10-3	10号溝		肥前系油付	皿		(20.5)	13.0	4.8	1.0	11.7 (内) 雪もむぎ、板、外) 壁草文
段級10-5	株出面		近世陶器	碗	灰白色				1.0	4.4 白釉葉 小岱焼?
段級10-8	10号溝	上層	肥前系油付	甕						17c 後半~18c 前半
段級10-9	10号溝		肥前系油付	甕	とくろり					
段級10-10	10号溝	上層	肥前系油付	片口甕					8.9	
段級10-11	10号溝		肥前系油付	瓶					1.5	9.2 白化粧、17c 後半~18c 前半
段級10-12	10号溝		肥前系油付	大甕	褐色					
段級10-13	10号溝		肥前系油付	壺						17c 後半~18c 前半
段級10-14	10号溝		肥前系油付	壺						青花全体、18c 横半
段級10-15	10号溝	中層	九州系油付	土瓶	オーリーブ灰色					丸口目、环脚、18c 横半~19c
段級10-16	10号溝		九州系油付	土瓶(蓋)	オーリーブ褐色	9.2	3.0			18c 末~19c
段級10-17	株出面	Tr-1	豪州系油付	瓶	オーリーブ褐色					難焼 街道古?助土 石英粒子
段級10-18	株出面		豪州系油付	瓶	灰褐色					
段級11-1	株出面	V区	豪州系油付	瓶	淡緑灰色				1.0	6.5 助土黒色粉砂目模様、1610~1630
段級11-2	株出面		近世陶器	瓶	黒色				0.6	4.9 福岡県、裏輪 717c後半
段級11-3	10号溝		肥前系油付	瓶						17c 後半~18c 前半
段級11-4	10号溝		内野山油付	瓶	オーリーブ褐色					17c 後半
段級11-5	10号溝	Ⅴ区上層	内野山油付	瓶		5.2	1.0	4.7		透明白物、17c 末~18c 前半
段級11-6	10号溝		内野山油付	瓶	暗緑色	5.0	0.9	4.7		17c 末~18c 前半
段級11-7	10号溝	1区	肥前系油付	瓶		4.2	5.1	0.6		透明白物、17c 末~18c 前半
段級11-8	10号溝	中層	肥前系油付	瓶		5.2	0.6	4.2		透明白物、17c 末~18c 前半
段級11-9	10号溝		肥前系油付	瓶		9.8	4.3	5.2	0.6	4.1 雪もむぎ文、1750~70
段級11-10	10号溝		肥前系油付	瓶		4.1	5.0	0.5	3.9	大明年製くずれ、18c 後半
段級11-11	株出面	1区	肥前系油付	丸型甕						雪もむぎ文、1820~60
段級11-12	株出面	1区	肥前系油付	倒円甕						
段級11-13	10号溝		肥前系油付	扁反甕		4.8	5.2	0.7	4.0	1820~60
段級11-14	10号溝	上層	肥前系油付	扁反甕		4.0	6.1	1.0	3.8	1820~60
段級11-15	10号溝		肥前系油付	扁反甕				5.3		格子文、1840~60
段級11-16	10号溝		肥前系油付	扁反甕				6.5	0.9	4.1
段級11-17	10号溝		肥前系油付	削茶碗		7.4	7.5	5.5	0.5	3.8 雪もむぎ、雪輪、18c後半~19c初頭
段級11-18	株出面	E-2	波佐見油付	削太甕		6.6	4.9	5.2	0.7	丸足、1820~60



城山170番地



高見1073番地

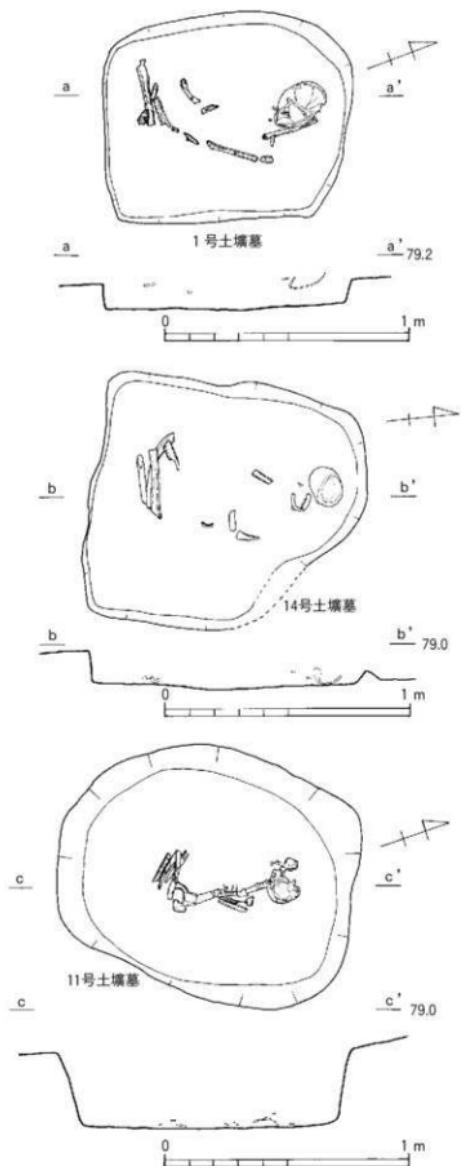


日平1238番地



田久保2215番地

竹迫城城域に残る掘・土壁



第57図 1・14・11号土壤墓実測図

3号地下式土壙（第35・55図）

I区10号溝基底部において2号地下式土坑と近接し、竪坑が検出された。完掘は危険で時間的な制約から半裁で掘削は終えた。2号地下式土壙に関しても近接していることから危険と判断し、竪坑から室部への入り口が南であることを押さえ、掘削は行っていない。

主軸土層断面において室部天井部の崩落と竪坑部からの流入土が確認された。竪坑部の平面は方形に近く、主軸0.63m、横断軸0.92mを測る。竪坑部の基底面は主軸0.36mで、狭い中段から室部基底面へは急勾配の壁面となっている。検出された竪坑部から竪坑部基底面まで高さは1.60m、竪坑部基底面から平坦な室部基底面までの高さは1.33mを測る。

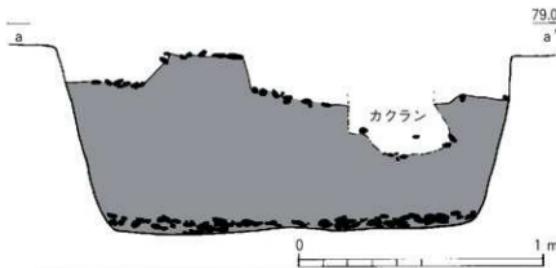
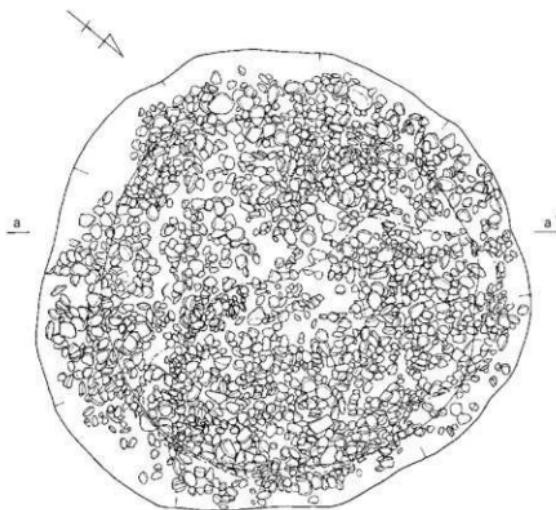
主軸方位はN-25°-E、室部の平面形態は横長の方形を呈していたものと推測され、主軸1.84m、横断軸が推定約2.6mである。竪坑部基底面から室部奥壁までの主軸の長さ2.94mとなる。奥壁の両隅に角が認められ、主軸の天井部は竪坑側が遺存しており室部基底面より約2.3mの高さにある。平天井でないことを示す。側壁は正方形を呈し、直立する。全体の造りからは精度の高さを窺わせる。遺物は出土していない。

1・14・11号土壤墓（第35・57図）

近世から近代にかけて造営されたと考えられる土壤墓がI・IV区において検出された。IV区の土壤墓は北より1・12・13・14号土壤墓が列を成しており、想定される墓道を挟み東側には2～11号土壤墓が並列している。2～11号土壤墓は11号溝の西側に接しており、明らかに溝を認識している。11号溝との切り合い関係からは土壤墓が新しいことが分かる。9号溝の北側にも15～18号土壤墓が検出された。

1・14・11号土壤墓の墓壙内からは人骨が臥屈葬の状態で出土した。頭位は北北東～北東で、顔面は西向きとなる。検出面より墓壙基底面までは約0.1～0.3mで浅い。

釘が多数出土していることから木棺であったことが推定できる。また13号土壤墓からは数珠



礫石経出土状況

第58図 磯石経実測図

を手に握った状態で確認された。

時期が新しいこともあり、全掘はしていないが規模が比較的大きい2・5・13号土壙墓の深さは約0.5~1mと深い。

礫石経（第4・58図）

IV区西端で検出された。近接してもう1基が存在し、トレンチNo.3の壁面においても認められ、計3基が確認された。完掘した1基である円形の土坑からは総数41325点の河原石が出土し、うち1034点において墨書きが確認された。

規模は径約2m、深さ0.76mを測る。礫石経は一部が搅乱を受けていた。礫石経はぎっしりと充填されていた。礫石程の河原石には一字が墨書きされており、遺存状態は良好であった。また楕の付着が表裏関係なく、認められた。なかには縦長の河原石があり、複数の文字が認められた。

写真1（表）「一字一石□□□一部廿八品□□丘寫書」写真2（裏）「當弘化三年七月日」と解読され、弘化3（1846）年の造営時期が特定できた。また写真4「物故□善禪尼」は他に2個体があって、追善供養が目的の1つであると推測される。

他に写真5「姑」、写真6「靈」、「呂」などの文字もあり呪い的なもの可能性を前川清一氏から御教示頂いた。文字の解説データーは元興寺研究所の分析により「法華經」であることが判明した。



1



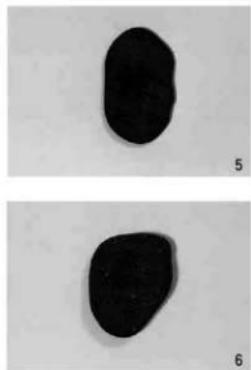
2



4



3



5



6

礫石経

第6表 碳石経集成表

品名	出荷日	数量	出荷先	販売部
糸	2/20	0.19	6.60	
愛媛	1/17	0.16	0.42	
高島	2/9	0.19	2.30	
安田	1/1	0.16	0.16	
安田	1/30	0.16	0.26	
以	4/550	0.19	1.25	
賀屋	2/51	0.16	0.19	
黒澤	2/20	0.16	0.11	
表	4/573	0.29	14.01	
表	1/61	0.16	0.16	
表	1/39	0.16	0.95	
佐藤	3/30	0.16	0.07	店品第一、方便品第二、接客用品第三十二
酒	7/20	0.26	13.30	
干	3/293	0.29	7.17	「干」はなし、「干」でチェック
干	2/42	0.19	1.03	
又	1/124	0.16	2.03	
丸	1/111	0.16	0.59	
木	5/269	0.48	7.07	
木	2/57	0.16	1.39	
原	1/10	0.16	0.24	
於	3/111	0.16	0.59	
三	4/43	0.29	1.05	
生	4/290	0.19	7.09	
美	1/1	0.16	0.02	宝星品第一
美	4/133	0.29	3.25	
美	1/61	0.16	0.07	3
便	3/205	0.29	5.01	
食	7/148	0.16	3.62	
魚	2/54	0.19	1.32	
魚	6/272	0.16	8.00	
魚	5/158	0.16	3.56	
花	3/108	0.29	2.64	
花	2/15	0.16	0.37	筆で検査
價	1/21	0.16	0.51	
價	2/20	0.16	0.51	
火	2/51	0.19	1.26	
油	2/110	0.16	2.69	
油	6/571	0.56	1.96	
萬	1/0	0.16	0.00	漢字一「萬」か。實なら20円検査
萬	4/27	0.16	0.27	
萬	1/30	0.16	0.73	
萬	3/154	0.29	3.77	
月	1/1	0.16	0.02	方便品第二
月	1/11	0.16	0.27	
月	1/28	0.16	0.27	
月	1/22	0.16	0.54	「金」で検査
萬	1/15	0.16	0.37	
萬	1/35	0.16	0.86	
萬	1/29	0.16	0.25	
萬	1/92	0.16	2.25	
照	3/110	0.29	2.69	
照	1/87	0.16	2.13	
透	2/25	0.16	0.61	
透	2/19	0.16	0.50	
透	6/6	0.46	0.00	【上】二「透」か「透」か「透」か「透」か
其	7/455	0.16	11.13	
其	1/11	0.16	0.27	
其	2/39	0.16	0.96	
其	2/29	0.16	0.19	
其	2/33	0.16	0.81	
萬	1/143	0.16	3.50	
萬	1/0	0.16	0.02	萬字または鏡頭か
萬	1/0	0.16	0.00	萬字または鏡頭か
萬	2/31	0.16	2.23	
吉	2/8	0.16	0.20	
超	2/7	0.16	0.17	
左	5/112	0.16	2.74	
久	2/34	0.16	0.50	
久	2/273	0.29	6.68	
安	1/20	0.16	0.49	
安	2/29	0.16	0.71	
便	6/215	0.16	5.11	
便	1/58	0.16	1.44	
吉	1/0	0.16	0.07	
吉	1/51	0.16	1.26	
萬	1/65	0.16	3.59	
萬	3/406	0.16	1.36	
凶	1/0	0.16	0.07	
吉	1/0	0.16	0.00	漢字または鏡頭か
行	7/215	0.16	5.26	
行	2/55	0.16	1.16	
行	2/19	0.16	0.54	
列	1/0	0.16	0.00	漢字または鏡頭か
九	2/15	0.16	0.37	
是	4/108	0.16	2.64	
是	1/50	0.16	0.27	
是	2/29	0.16	0.07	万便品第二、化成品第七、紙巾布品第十六
解	1/6	0.16	0.15	
解	1/0	0.16	0.00	漢字または鏡頭か
利	2/0	0.16	0.05	萬字第三、不軽百貨品第二十
利	1/0	0.16	0.00	萬字または鏡頭か
利	4/4	0.16	0.10	
放	4/9	0.16	0.22	
己	4/8	0.16	0.20	己、乙、巳、乙は鉛なし
己	1/1	0.16	0.00	鏡頭なし
己	1/0	0.16	0.00	
学	1/2	0.16	0.05	不軽百貨品第一、妙珍王本品第二十七
学	1/1	0.16	0.02	自貿易専賣品第二十八
類	1/0	0.16	0.00	
五	2/10	0.16	0.24	
五	1/10	0.16	0.24	

元朝古文化財研究所による検索結果

元興寺文化財研究会による模索データ
〔元興寺文化財研究会所作成した法華經D Bを使用〕

猪川直一氏(元慶寺文化財研究所)の所見

検索は総数415字があり、文字数と該当行数の増減のバランスがほぼ一致し、法要經であることを示す。

該当しなかった文字は95字（約23%）もあり、①別のお経がもう一部入っている②偽頌のような経の一部が入っている③顛文のようなものに入っているなどの可能性がある。

第Ⅳ章　まとめ

陣ノ内遺跡の発掘調査を実施した結果、予想以上に遺構が多く確認された。縄文時代前期の曾畠式や後期～晚期の遺物も認められた。弥生時代中期に造営されたと考えられる壇棺墓群や後期から終末期に使用されたとみられる環濠2条さらに、中世の堀跡と考えられる複数の溝や近世の蝶石経、土壙墓などの内容はこの地域の歴史を復元するうえで貴重な成果となった。

1. 弥生時代

Ⅲ・Ⅳ区には大型の須玖式に相当する壇棺や中型の壇棺と木棺墓の可能性が考えられる土坑2基が確認された。さらにⅢ区南側には小型の壇棺や木棺墓、土壙墓と考えられる土坑のまとまりがあることから2つの墓壙群が形成される。この範囲が墓域であったことが推測される。墓壙群の壇棺は中期中葉～後半の時期に比定される。木棺墓、土壙墓と考えられる土坑の時期ははっきり分からず。Ⅲ・Ⅳ区における大型・中型の壇棺墓が3基に対してⅢ区南側における小型の壇棺墓7基と木棺墓や土壙墓が多く集中する点は内容が異なっている。

2条の環濠が検出されたことはこの地域はもちろんのこと、塩浸川左岸における初の環濠集落の存在が明らかとなった。1・2号溝ともに上層より終末期頃と考えられる遺物が出土している。1号溝は検出された壇棺のなかでも新相の特徴を有する10号壇棺墓を壊していることからも後期に築造が遡るのではないかとみられる。2条の環濠は墓壙群と近接しており、意識的に出来る限り避けるように造営されている可能性がある。また、1・2号溝の構造は異なるが同時期に存在したと捉えることが妥当と思われる。地形的な要因から環濠が造営されたと考えられるが、2号溝の延長上におけるトレンチで確認できなかったことや周辺にどのように連続して伸びるのかは不明である。

遺物については今回、詳細に調べられなかったが中期の遺物が多く、後期は少ないようである。中期の住居跡が周辺に存在した可能性は遺物の量からも推測される。後期の遺物が少ない点は環濠の存在からも集落の縁辺部にあたり、住居及び生活の場は離れたものと思われる。

2. 中近世

「古今考図」（文政八年）に描かれる竹迫氏の館があったとされる「陳ノ内」は絵図にある「清寿院」・「八竜」が現地で確認できることから調査区の位置にあたることが推測される。それを裏付けるように複数の堀跡や輸入陶磁器が検出された。遺物からは15世紀を中心とする造構群である。堀跡の築造時期は明らかでないが遺物や新旧関係などから、11号溝（18世紀後半以降の築造）、10号溝（16世紀後半～17世紀前半）、6・7号溝（15世紀代）、9号溝（埋没時期17世紀代）、8号溝（9号溝より古い）、5号溝（14世紀中葉以降）と推測される。南側が急斜面になり始める付近に溝が造営される。

調査区の地籍図はすでに失われており、明治初期作成の地籍図（第37・38図）と周辺に現存する地籍を比較することにより、調査区の地籍を復元する作業を行った。手掛かりとして近世～近代に築造されたトレンチNo5の墓壙群は41番地に、トレンチNo3北側のトレンチNo4の墓壙群は25番地に推定が可能である。八竜の「バクチボリ」1282番地は松井氏宅（1319番地）の敷地まで続き、その終結点から直交する方向に1297番地の地割が認められることから8・9号溝に連続するものと思われる。しかし八竜の地形測量では現況で確認できる「バクチボリ」から直交する宅地との段差を遺存していると判断すれば7号溝と連続する位置関係にある。（第39図）

旧字図41番地の北に走る細い地割（40番地）は10号もしくは11号溝に比定される。10号溝の基底面には宗教的施設と推測される地下式土壙3基が検出される。時期は17世紀前半もしくは16世紀まで遡る可能性があり、10号溝もその時期に比定される。これらの遺構は清寿院の寺院に関連した施設があったと考えている。清寿院の造営時期は金石文、大山氏の成果による天文期の交代から伝承の時期とも一致し、天文期に築造されたことがいえよ

う。また礫石経「弘化三年」(1846) や近世～近代の墓からは清寿院との関連性が窺える。

陣ノ内遺跡の西側には堀の伝承があり、地形測量図(昭和54年作成)には微谷地形となっており、合志小学校横に用水路がその名残とみられる。東側には前述したように「八竜」に残る「バケチボリ」と呼ばれる堀が現存している。8・9号溝と東西の堀に開まれた範囲が館跡であったことが推定される。

本遺跡は15世紀を中心とした時期における館跡の一郭である可能性が確認された。原口新城跡が防御性を備えた居館の可能性もあり、本遺跡は中世期の建物が検出されていないなど竹迫氏の居館と確定するには限られた面積の発掘調査では困難である。室町期において竹迫氏に関連した館の一郭から合志氏に変わった戦国期(天文期)において清寿院の敷地内となり、近世には清寿院の墓地へ推移したと位置付けたい。

おわりに

発掘調査の結果、縄文時代以来この土地が水場に近いこともあり、生活が弥生時代、中世、近世、近代にわたり営みが行われたことを教えてくれる。しかし遺物の掲載は一部であり、分析はほとんど行えていない。縄文時代の造構は確認できなかったことや弥生時代の周辺にある宮ノ前遺跡・小園遺跡は同じ集落の可能性がある。その内部がどのように構成されていたのか、また谷を挟み、北側に立地する後期～終末期とみられる木瀬遺跡・蛇ノ尾城跡との関係などが今後の課題であろう。

発掘調査から得られる情報のみでは本遺跡の位置付けが困難である。報告書作成にあたって中世における本遺跡に関連する古文書、金石文、地籍図及び「古今考図」など文献等補足調査を実施した。報告書ではこれらを総合し、陣ノ内遺跡の歴史的位置付けを明らかにすることを目的とした。詳細は大山、鶴鳴、青木氏の論稿を参照されたい。

参考文献一覧

- | | |
|-------------|--|
| 佐 藤 伸 二 | 1970-b 「中九州に於ける弥生終末期土器の諸問題」「熊本史学」第35・36合併号熊本史学会 |
| 松 本 健 郎 | 1974 「中九州における古代土器の新資料」「考古学雑誌」第60巻3号 |
| 野 田 拓 治 | 1982 「古代土器の成立と展開特に中部九州における編年試案一」「森貞次郎博士古希記念古文化論集」 |
| 中 村 幸 史郎 編 | 1982 「第9章 第1節方保田東原遺跡出土の土器の編年(案)」「方保田東原遺跡」山鹿文化財調査報告第2集 |
| 西 健一郎 | 1983 「黒髪式土器の基礎的研究」「古文化叢」12号 九州古文化研究所 |
| 西 住 実一郎 編 | 1992 「第IV章 まとめ 5 漢代出土の土器について」「うてな遺跡」熊本県文化財報告書第121集 |
| 木 崎 康 弘 編 | 1993 「狩尾遺跡群」熊本県文化財報告書第131集 |
| 木 崎 康 弘 編 | 1996 「第5章締括」「瀬上・上の原遺跡」熊本県文化財報告書第158集 |
| 原 田 範 昭 | 1999 「中九州における弥生時代後期土器の編年一熊本平野部の土器にみる社会背景一」「先史学・考古学論究」龍田考古会 |
| 龜 田 学 | 2001 「海ノ木遺跡」熊本県文化財報告書第199集 |
| 森田勉・横田賢次郎 | 1978 「太宰府出土の輸入中国陶磁器について」「九州歴史資料館研究論集第4集」 |
| 森 田 勉 | 1982 「14～16世紀の白磁の形大分類と編年」「貿易陶磁研究第2号」日本貿易陶磁研究会 |
| 小 野 正 敏 | 1982 「15、16世紀の染付碗、皿の分類とその年代」「貿易陶磁研究第2号」 |
| 小田原市教育委員会編 | 1990 「小田原城とその城下」「小田原市公益事業協会 |
| 吉 田 正 一 | 1998 「篠原遺跡」酒水町文化財調査報告第3集 |
| 大阪市立東洋陶磁美術館 | 1999 「東洋陶磁の展開」大阪市立東洋陶磁美術館 館蔵品選集 |
| 水 野 哲 郎 編 | 2000 「祇園遺跡」熊本県文化財調査報告第88集 熊本県教育委員会 |
| 山 城 敏 明 編 | 1999 「須地松本B遺跡(2)」熊本県文化財調査報告第73集 熊本県教育委員会 |
| 山 本 信 夫 編 | 2000 「太宰府条功跡X V - 陶磁器分類編一」太宰府市の文化財第9集 太宰府教育委員会 |
| 水 野 哲 郎 編 | 1998 「二本木前遺跡」熊本県文化財調査報告第67集 熊本県教育委員会 |
| 東 洋 陶 磁 学 会 | 2002 「東洋陶磁史」東洋陶磁学会 |
| 青 木 勝 士 | 2003 「古麗能寺遺跡・古麗城下遺跡」熊本県文化財報告書第216集 |
| 角 田 賢 治 | 2004 「船入遺跡」熊本県文化財報告書第217集 |

第V章 文献等補足調査

第1節 竹迫城絵図の成立と中世竹迫氏の動向

大山智美（九州大学大学院比較社会文化学府博士後期課程）

はじめに

今回発掘調査が行われた陣ノ内遺跡は、地元の伝承や通称「竹迫城絵図」と呼ばれる城絵図の中で、竹迫氏の館跡として描かれている付近にある。しかし、竹迫がゆかりの地とみられる竹迫氏に関して、家伝や系団等を除いては、歴史学研究上、動向すら解明されていない。このような状況から、遺跡と遺跡の伝承とがどのように関係するのかを考えるため、本稿では城絵図の成立過程と中世後期の竹迫氏の動向を中心として検討を行う。

なお合志市上庄の竹迫城公園の城郭は通称「竹迫城」あるいは「合志城」とされているが、「竹迫城」か「合志城」かは、現在研究上でも確定されていない。一方で、上庄城や蛇ノ尾城という呼称も存在する。また仮に「竹迫城」と稱した場合、その名称は南北朝期の城館について指すのか、外濠まで含む大規模城郭となった時点を指すのか等、克服すべき課題も残されている。今回は「竹迫別符」という歴史的に広域を指す名称から担当者の定義に従い通称「竹迫城」で表記し、城絵図についても「竹迫城絵図」として記述した。

1 先行研究史の概略

旧合志郡地域に関しては、近世から近代に至るまで、複数の地誌が存在した。最も早くに成立したとみられるのは「合志川芥」で、現在容易に原本を見るすることはできないが、その記述は『肥後国誌』等にも引用されている。昭和7（1932）年に合志芳太郎氏によって「改訂 合志川芥」が出版され、同書には「合志川芥」の記述と共に合志芳太郎氏の見解も記述された。他に「川久保三四郎日記」があったとされるが、「改訂 合志川芥」編纂の時点ではすでに行方不明となっていたようである。他に坂本氏所蔵の「先祖末代記」という書付があり、合志知次郎なる人物の日記が含まれていたようだが、現在のところ昭和40年代を最後に確認されていない⁽¹⁾。一方、竹迫の地や竹迫氏に関する記録も近世から編纂された。宝永4（1707）年に竹迫直種によって「竹迫家譜」等が記され⁽²⁾、直種は前年の宝永3（1706）年冬にも家伝によって「竹迫山王祠記」を編纂している。この「竹迫山王祠記」が肥後国においても「肥後古記集覽」に所収され、『肥後国誌』竹迫手水の項の基礎文献となっている等、実は竹迫直種による叙述が現在に至るまで竹迫周辺の歴史記述の基礎となってきたのである。

戦後、自治体史の刊行が続き「合志町史」（1988）・「大津町史」（1988）・「西合志町史」（1995）・「泗水町史」（1965、2001）と続いた。また論著においては、中世に限れば、地元では青木勤氏の『野史 合志町史抄』⁽³⁾がある。また鶴川達夫によって戦国末期の合志氏当主についての考察が加えられた⁽⁴⁾。また中村一紀氏も「合志川芥」以来の「合志の三家」という問題に整理を試みた⁽⁵⁾。最近では柳田快明氏が泗水町富納が遺跡地とされる太宰府天満宮領富納荘について考察している⁽⁶⁾。以上の先行研究から、「大津町史」を中心に合志氏についての理解は進みつつあるが、史料の残存状況から戦国末期の合志氏当主についての検討が中心となっている。一方、竹迫氏を中原系合志氏とみる等、竹迫氏と合志氏との関係は不明なままである。この政治史的解明の欠如が、旧合志郡の遺跡理解に関しても、例えば南北朝期の文献史料に現れる「合志城」・「合志館」と竹迫城との検討なしに同一視する背景にあるといえよう。残された課題は多くあるが、ひとまず竹迫氏の動向や合志氏との政治的関係を明確にすることが必要であることが再確認される。以下、まず竹迫城絵図成立の背景を明らかにし、次に、竹迫城絵図と竹迫氏の関係史料について検討し、最後に中世後期の竹迫氏の動向を考察していく。

2 竹迫城絵図成立の背景について

①竹迫城絵図について

i 竹迫城絵図原本の現状

現在、竹迫城絵図が2点の合志市歴史資料館に所蔵されている^[7]。1点は衛藤久米男氏旧蔵、もう1点は神殿悦子氏旧蔵である。絵図についてのこれまでの認識は、絵図に書かれた情報から制作時期は2枚とも「文政八年乙丙春」で作者は「肥陰竹迫住 大塚惟矩」とされてきた。しかし、2枚の絵図は若干相違しており、双方がどのような関係にあるかはこれまで不明であった。一方、旧蔵者衛藤久米男氏に伝わっていた他の史料（「衛藤家文書」）も同じく歴史資料館に所蔵されている。「衛藤家文書」もこれまでどのような性格の史料か不明であり、史料点数も「竹陽古今考」2点、「山王祠記」1点、「風流跡書附」1点、その他不明の書冊とされてきた。今回検討した結果、「衛藤家文書」の内容は「竹陽古今考」3点、「山王祠記抄録」1点、「風流跡書附」1点、「(仮)家相図説抄」1点であることが判明した。このうち「(仮)家相図説抄」1点を除く5点と竹迫城絵図2点との関係について注目した。

ii 「衛藤家文書」の「竹陽古今考」三点の関係

前述のように「衛藤家文書」には「竹陽古今考」3点が含まれる。このうち説明の便宜上、3点を仮にA本、B本、C本とする。まず表紙については、A本は表紙に「竹陽古今老考 文政十三年 村上藤八」の記入がある。B本は表紙に「竹陽古今考」のみ書かれ、字は読めないが朱印が3つ捺印されている。C本には表紙はない。次に内容については、A本の内容は各書物の抄録といった内容で、B本には内容に推敲・校正の書き込みがある。そして、その推敲・校正是C本に反映されているのである。以上から、この3点の関係については、B本が原稿、C本が一応の清書本と判断される。ただしC本にも推敲・校正の書き込みがあるため、後日再編纂された可能性がある。実は東大史料編纂所にも「竹陽古今考」の膳写本が存在しており、編纂所本はC本と類似している。よって、明治20年に熊本を訪ね文献史料を膳写した久米邦武は、C本を膳写したものと考えられる。一方、A本は種々の書物の書写、抄録といった内容のため、「竹陽古今考」作成のための準備資料ではないかと考えられる。また残りの「山王祠記抄録」1点、「風流跡書附」1点もA本と同様の性格であると考えられる。

② 「竹陽古今考」と竹迫城絵図の関係

以上、検討した「竹陽古今考」等の「衛藤家文書」と竹迫城絵図とはどのような関係にあるのだろうか。実は、「竹陽古今考」C本には、次のような奥書がある。

【史料一】 竹陽古今考（C本）奥書 ※誤字もあるが原文のまま 変体假名は平仮名に変換

右一書ハ南筑北の関の吏竹迫氏名ハ貞右衛門其先竹迫の城主たりしにより廢城の跡を圖し遺事を求おる等よしにて當境久野先生此城の圖ハ大塚岱谷子に筆を取らしむ遺事は即に筆記せよとの仰付により書類もの数品年來集め 肥陰國主 同治癸未年 久野先生 谷志司郎 勝庵屋謙 竹前山田昌助 同光年 田中達秋 置紙など按署し愚説を加へしものハ私案の文字をしるし候余ハ卿自己の説を交へす書つらね文政十二年巳丑の三月半かしとく々々送り侍りぬ 梯萬（花押）

この奥書によると、筑後国北の関の役人をしている竹迫貞右衛門が、「自分の先祖は竹迫の城主だったと聞いてるので、その城跡の絵図や遺事を書いて送ってほしい」と「久野先生」に依頼してきた。よって先生は絵図を「大塚岱谷子」に描かせ、遺事を私こと「梯萬」にまとめさせ、文政12（1829）年に送ったというのである。

この奥書の内容は実際に絵図に書かれた年紀・作者名と一致している。絵図に捺された2つの落款（朱印）のうち1つは「岱谷」もう1つは「大塚惟矩」と読み、絵図の作者大塚惟矩（号岱谷）は奥書と一致する。よって、絵図と「竹陽古今考」は竹迫貞右衛門の要望を受けて文政8年から作成され、文政12年3月に筑後の竹迫氏へ引き渡されたもので、同じ契機によるものということが判明した。

作成に関わった人物については、絵図を制作した大塚惟矩は「肥陰竹迫住」と書かれ、竹迫周辺の住人であった。惟矩は他にも竹迫周辺で多くの歴史資料を模写・記録している^[8]。彼の玄孫、大塚惟精の経歴によれば竹迫上町に住し、花岡邸に仕えていたという^[9]。おそらく上級藩士に連なる者と考えられる。

一方、「竹陽古今考」の編纂者は「梯萬」の実名は判明していない^[10]。

また竹迫氏から依頼を受けた「久野先生」については、候補者として同時期に熊本藩家老米田（長岡）是容に

仕えていた久野正頼を挙げうる⁽¹¹⁾。久野正頼は識者として知られ、作品も多数遺したとされる⁽¹²⁾。彼が作成の指示をしたすると、実際に作成したのは藩校時習館の関係者や縁故の識者ということになろう。「梯葛」もそうした一人とも考えられる。また、絵図の一写本が熊本大学寄託の北岡文庫所蔵となっていることも作成者達に関係するのであろう。

以上の検討から、筑後八女に居住されていた神殿氏旧蔵絵図が筑後竹迫氏へ引き渡された清書絵図であり、下書きのような線や記入も繁多な衛藤氏旧蔵絵図が地元控だったとみられる。また衛藤氏旧蔵絵図では「私ニ思フ」とあったが、神殿氏旧蔵絵図「惟矩考」とされる等の記入文面の異同についても、大塚惟矩本人が神殿氏旧蔵絵図（清書）を作成する際に「惟矩考」と書き改めたと考えられる。惟矩による仏教寺文書注釈書等、惟矩は自身の考察について、「私ニ思フ」と記すのが常だった。しかし、「竹陽古今考」で「梯葛」が自身の考察について「私案」と書いたので、両者の見解の混同を避け明確にするために、清書の際に書き改めたと考えられる。

絵図に描かれた景観については、今後の研究で明らかにされていくことと思われる。

3 「竹追文書写」の史料検討

前述したように、「竹陽古今考」A本は「竹陽古今考」作成の準備資料であり、当時の様々な書物を抄録していた。この中には依頼者竹迫氏の文書の写も含まれていた。以下では、この「竹追文書写」について検討する。

① 「竹陽古今考」A本中の「竹追文書写」について

「竹追文書写」は、これまで東京大学史料編纂所所蔵の明治20（1889）年の久米邦武による同文書の膳写本（編纂所史料名は「竹追文書」）によってその全体を知りえてきた。同文書の正文（原本）は不明であり、享保年間の竹追種毘作成系図（「享保八年藩士系図」⁽¹³⁾）中で御判物類の紛失が述べられていることから、近世中期以前には写のみしか伝わらない状態になっていたものと思われる。よって本稿では「竹追文書写」と表記した。またこうした事情から久米邦武が底本とした竹追伴七郎家本も写本だったと考えられる。

さて、この東大史料編纂所本（以下東大本とする）とは別に、今回「竹陽古今考」の検討を行った結果、同史料A本に書写されていた「竹追文書写」（以下古今考本とする）は、東大本の底本とは別系統の写本を底本としているのではないかと考えられた。「竹陽古今考」の編者梯葛は、A本に書写した文書をB・C本では年次を推定して系譜中に挿入する形式をとっている。

【表一】に、両本の収録史料数の相違を示した。東大本は明治20年当福岡県山門郡柳川町（現柳川市）の竹追伴七郎氏より拝借して膳写した旨の奥書がある。東大本には、南北朝期の貞和年間1通の他は戦国期が大半を占め、大友義鑑・菊池義武関係の天文年間の文書群と、大友義統や戸次道雪・高橋紹運関係の天正年間の文書群の、大きく2つの時期の文書群の写本で、計24通の文書が収録されている。またその順序は戸次道雪・高橋紹運等の柳川藩祖から受給した文書を先にしている点に特徴があり、これは史料伝来の背景を物語っている。竹追氏は近世には柳川藩士だったが、同藩では道雪公以来の家臣が重要視されており、正文（原本）は失ったといえ、これらの文書が竹追氏にとって藩内での家格を示す重要書類だったことが理解される。一方、戸次道雪と同時期の大友義統からの受給文書を除いては、大友義鑑・宗麟からの文書は後に回されている。これは合戦に対する感覚ではなく書状であることから年代が不明になったり、柳川藩祖との関係に比して重要度が下がったりしたことが背景にあるとみられる。このような東大本（伴七郎家本）の特徴に対して、古今考本の特徴は肥後国との関係を示す文書や大友氏との関係を示す文書に関心を持って写されている。「竹陽古今考」の編纂が、肥後在国時代の竹追氏の事跡まとめることであったため、古今考本では編纂上の必要最小限しか写さなかったことが背景にあるのだろう。しかし、両本成立の背景を考慮しても、菊池重治書状2通が東大本から遺漏しているという点に問題が残った。この点から、古今考本が書写した「竹追文書写」（竹追貞右衛門家本）は東大本とは異本であったと推測された。この問題点を克服すべく鹿児島竹追家の所蔵史料の調査を行った。

② 鹿児島竹迫家所蔵史料調査

平成18年11月、鹿児島市在住の竹迫種俊氏宅を訪問し同家所蔵史料の所蔵確認調査を行った。以前『合志町史』編纂時にも同家を訪問し調査を行った経緯があるが、当時の調査では系図に重点がおかれて、系図以外の史料については扱われていなかった⁽¹⁾。今回、所蔵全史料の確認を行い、仮目録を作成し、合志町に関係する史料を中心に戸写撮影を行った。所蔵史料の大半が近世の柳川藩士時代のものであり、特に幕末のものが中心であった。所蔵史料の概要是【表二】を参照していただき、合志町にも関係する中世の竹迫氏の動向を知りうる「竹迫家御感状写」や系図類について詳しく述べることとする。

i 「竹迫家御感状写」と「竹迫文書写」について

前述したように、これまで確認された「竹迫文書写」は東大本と古今考本である。今回鹿児島竹迫家の「竹迫家御感状写」（以下「御感状写」と表記）を調査した結果、同史料もいわゆる「竹迫文書写」であり、さらに東大本と古今考本との異同の問題の参考となる史料だった。「御感状写」という史料は堅帳のものと巻子装の2点がある。史料名は堅帳の表紙よりとった。2点は同文であり、作成時期は巻子本が古く、宝永2（1705）年に作成されたものである。堅帳については、文久年間頃に系図類を一族から借りて書写したり作成したりした時に、便宜から巻子本を書写したとみられる。巻子本の奥書を次に示す。

【史料二】

＊読点は筆者による

此一本者對豊後大友御代々、依予先祖抽軍忠、忝賜勞書、或焼失、或敗散、聊存有十而其一也、集之候、傳子孫我家敵帝燕石者也、

于時寶永貳正月日

この奥書より17世紀中に既に「竹迫文書」の正文（原本）は失われていたことが判明する。巻子本の作者名は記されていないが、その時期から竹迫直種とみられる。前述したように、直種は宝永2年から数年間で「竹迫家譜」等を記している。18世紀に入つてすぐ竹迫氏の由緒を語る史料が消失してしまったことを憂慮し、記憶と共に直種自身の考察を加えながら、「御感状写」を家譜等と併せて作成したのである。現存の「竹迫文書写」は、直種の手によって成った「御感状写」巻子本を基としつつ、一族それぞれの書写状況によって現在の姿となったと考えられよう。

ii 竹迫氏一族について

竹城絵図や「竹迫文書写」を利用するうえで、竹迫直種や鹿児島竹迫家、絵図（清書版）旧蔵者神殿悦子氏の関係について述べておく必要があろう。

まず、竹迫氏の系譜について略述する。竹迫氏は、これまで家伝等によって中原親能の息中原師員を祖とし、三池氏や鹿子木氏と同族だとされてきた。そして鹿子木氏から竹迫城を委譲されたが、永正年間大友氏を頼つて豊後国に移ったという。以上は宝永年間の「竹迫直種家傳」＝直種一連の著作物が基礎となっており、「肥後国誌」等にも引用され、今日までの理解に繋がってきた。今回、鹿児島竹迫家に所蔵されている近世後期に一族内から借りて書写した複数の系図を比較したが、始祖や中世の部分について一族内の理解も混乱していた様子が窺えた。始祖については藤原姓であるとする一方で、中原系図が混入したり、中世部分には流布本の合志系図が混入したものもみられ、近世以前については一定をみなかつた。よって系図については、始祖や鎌倉期までの部分は今後の検討が必要であろう。戦国期から近世中期までは、作成時期から竹迫直種の「竹迫家譜」や竹迫種民作成の系図（「享保八年藩士系図」所収）が参照しやすく、近世後期以降については鹿児島竹迫家の各系図が参考になった。

近世以降の竹迫氏一族については鹿児島竹迫家所蔵の系図類によって関係を追うことができた。詳細は【略系図】を参照頂きたい。竹迫氏は戦国期に豊後へ移った後、戸次道雪に従い、近世は立花家の家臣となり柳川藩士となつた。近世初頭に立花家が奥州棚倉へ転封された際は従わなかつたようで、肥後國領本の藤崎宮へ縁故を頼り寄寓していたといふ。立花家が柳川へ復帰した際に再び仕え、一族は長男虎種流と二男種家流に分かれた。直

種は虎種の曾孫にあたり別名は具種ともいったようである（『享保八年藩士系図』所収竹迫系図）。鹿児島竹迫家はこの直種弟頼種の直系にある。同様に絵図と「竹陽古今考」を依頼した貞右衛門も虎種流である。虎種の孫で、直種にとっては叔父にあたる元種が、貞右衛門を名乗り鹿子木氏名跡を継いで鹿子木宗見とともに名乗った。文政期に依頼した貞右衛門はこの元種直系で、依頼者の実名は系図より種益と考えられる。種益は文政12年3月に孫種基へ家督を譲り、七月に没している。「竹陽古今考」と「竹追城絵図」は同年3月半に依頼者へ引き渡された旨が【史料一】より明らかだが、依頼者種益の病床に届けるためや家督相続の祝儀という事情も背景にはあったのだろう。旧姓竹追悦子氏はこの貞右衛門より神殿家へ嫁いでいた。絵図を所持されていたこと等、旧蔵詳細については故人のため不明である。一方、「享保八年藩士系図」所収竹迫系図の作者種昆は二男種家流であり、「合志町史」時に調査を行った妙正寺竹迫家も種昆子孫であると判断された。また、東大本の底本所蔵者竹迫伴七郎氏は今回の調査で判明しなかったが、同じく所蔵していた「竹追家記」が竹追志摩介家の系譜を記していることから、妙正寺竹迫家同様、種家流の縁者ではないかと考えられる。「合志町史」編纂時の調査記録によると鹿児島竹迫家の話として、明治に名字を名乗ることが決められた際、住んでいた中間等に竹追名字を許したといふ。系図に記録された以外にも柳川の竹迫姓は多かったとみられる。

以上から鹿児島竹迫家が直種直系であり、「竹追文書写」を使用する際に最も古いと考えられること、絵図等の依頼者貞右衛門の直系子孫が神殿悦子氏で、神殿氏旧蔵絵図が筑後へ引き渡された絵図清書版であることが裏付けられた。

③「竹追文書写」の史料的価値について

前節で述べてきた通り、現存の「竹追文書写」は最大数26通で、内訳は重複を除き東大本24通+古今考2通である。一方、鹿児島竹迫家所蔵の「御感状写」は25通だった。次に、「竹追文書写」の史料的価値について検討する。

前述したように南北朝期の貞和7年1通を除き、大友義鑑・菊池義武関係の天文年間と大友義統や戸次道雪・高橋紹運関係の天正年間の大さく2つの時期の文書群の写本である。天正年間の分については、後述するように他の一次史料でも同時期同内容を確認可能であり、「大宰府・太宰府天満宮史料」・「宗像市史」史料編等でも既に採録されている。ただし東大本の現蔵者不明のため、東大史料編纂所蔵写本によっている。よって天正年間の分については写はあるが既に有効な史料として認識されているといえよう。

次に天文年間の分について述べる。次の史料が竹迫氏が天文頃肥後国に関係した史料とされている。

【史料三】『八代日記』天文九年八月五日条

八月五日 割本ヨリたかはさま・駿川守殿御越候、弓前之後、國中ヨリ使者ハ始テ也。
この記事について、從来『八代日記』校注は「・」（中黒）をつけ「たかはさま」と「駿川守殿」は別人としていた。「竹追様」という解釈だったとみられる。『西合志町史』資料編でもこの解釈を継承している。しかし、竹迫氏系図や「竹追文書写」中に竹追駿河守なる人物が天文年間に存在している。この問題を解決する鍵となるのが、「竹追」との読み方である。現在「竹追」と書いて「タカバ」と読む。地元では慣れ親しんでいるこの読み方も、初めて聞く者にとっては想像が難しい。事実、竹迫氏が移った福岡県においてすら、柳川竹迫氏を紹介した近代の人名録において「タケサコ」と考えていたという事例がこの読み方の難しさを物語っている。

【史料四】竹追ノ呼方之事（『合志町史』所収「妙正寺文書」）

初城下ノ住民城主ヲ呼ニ様ノ敬称ヲ用ヒ竹追様ヲタカハサマサマト言フ然ルニサマサマト重複スルニ依リサマノ二字ヲ省キ終ニタカハサマサマタカバサマト称するニ至ル 是竹追ヲタカバト呼ブ所以也
妙正寺は前述したようにご住職が竹迫氏の子孫で、熊本県植木町の寺である。詳細は【略系図】を参照してほしい。近世・近代に編纂されたとみられる竹迫氏系図を所有し、「合志町史」編纂の際に「妙正寺文書」として収録された。前掲史料は少々文意がとりづらいが、要約すると、城主竹迫氏を「タカハサマ」様と呼んでいたところ、最後が「サマサマ」と重複する煩を厭い、「タカバ」様と呼ぶことにしたというのである。住民が城主の名

前を勝手に変えて呼ぶということは考えにくいため、省略は後世作られた話だと考えられるが、竹迫の読み方が「タカハサマ」からある時期「タカバ」に変化した史実は伝えているものと考えられる。鹿児島竹迫家でも昔「タカハサマ」と呼んでいた話が伝わったいた。

こうした逸話から想像するに、少なくとも中世末までは竹迫と書いて「タカハサマ」と呼んでいたのではないだろうか。戦国時代末に日向地域を統括した武将の日記『上井覺兼日記』においても、同姓の人物を当初「薦持主殿助」と記していたが¹⁵⁾、後に現れた際は「竹迫主殿助」と記している¹⁶⁾。「押」を「挿」と同意で用いているとみられ、日向国でも同姓の者を「タカハサマ」と読んでいたものと考えられる。また地名の「竹迫」についても「高挿」と記した近世の編纂物が多く見られ、読みの音だけは記憶にあっても漢字を想像つかなかつた状況を伝えている。よって少なくとも中世には竹迫と書いて「タカハサマ」と呼んでいたと考えられる。そして、【史料三】についても本来「・」(中黒)をつける必要はなく、「たかはさま駿川守殿」一名が原本より使者としてやってきたと解釈すべきであろう。以上から、竹迫駿河守は天文9年時点で肥後国に存在していたことが裏付けられよう。またこの時の竹迫氏の使者としての役割は、天文年間の大友義鑑と菊池義武の争いに関連したものである。「竹迫文書写」の天文年間の文書群も両者から受けたものであることから、この文書群は有効であると考えられる。

最後に1通のみ現存する貞和7年の文書については、『西合志町史』資料編等で従来より検討を要す史料とされてきた。内容は足利直冬(佐殿)の奉行人とみられる2名が、肥後国名郡岩崎村地頭職を安富氏に安堵するため、現場の詳細を伝えるよう指示したものである。後述するように、関連文書から竹迫氏は近隣の御家人として登場したものとみられる。「南北朝遺文」にも採録されており¹⁷⁾、文言の異同以外疑う点は少ないと考えられる。よって次章で詳細を検討することとし、ひとまず貞和7年の文書も有効ではないかとみておく。

以上、現存する「竹迫文書写」が数種存在するのは、正文が消失し18世紀に竹迫直種が記述したものを竹迫一族各家がさらに写したためであった。各本で文言に若干の異同がみられ(異同は史料編参照)、文書からも「御感状写」・古今考と東大本とは別系統である可能性が高い。虎種流の直種子孫と種家流とのそれぞれの系統の影響があるのではないかだろうか。いずれにせよ、「竹迫文書写」は最大数26通を数え、史料的価値としては實在人物に関する疑いの少ない有効な史料であると考えられる。

4 中世における竹迫氏の動向

本節では、「竹迫文書写」を使用して、中世における竹迫氏の動向を整理し、周辺諸氏との関係を考えていく。本稿では、竹迫氏が名字の地である合志市竹迫を本拠としていたであろう肥後在国時代に焦点をあてたため、天正期以降の戸次・立花家に仕えていた頃は略述にとどまっていることをご了承いただきたい。また肥後国の政治史は、断らない限り、概ね「新熊本市史」通史編に依拠した。

① 竹迫氏の史料上初見と南北朝期の動向

前述のように、竹迫氏の史料上の初見は貞和7(1351)年である。南北朝以前の竹迫氏の動向は不明であり、近世に竹迫直種によって始祖が中原師員であるという見解も出されたようだが、一部系図には藤原姓竹迫氏とされている。「種」を通字としていることから、藤原姓大蔵一族から分かれたことも考えられる。始祖や系譜については今後の検討が必要だが、本稿では「竹迫文書写」を手がかりに動向を検討していく。

初見時期の貞和7年は北朝年号の觀応2年にあたるが、北朝では貞和5年より觀応元年に改元されたにも関わらず、同時に河尻氏の手引きで九州に逃れてきた足利直冬(佐殿)によってまだ使用されていた。よって、貞和年号を使用し続けている勢力は佐殿(直冬)方とみなすことができる。では竹迫氏初見史料を掲げる。

【史料五】史料編「竹迫文書写」一¹⁸⁾

安富岩崎孫三郎泰治申、肥後國岩崎村地頭職案堵事、訴狀具書如此、云當知行實否、云可支申仁之有無、尋究子細、以起請詞、可被注申候所候也、仍執達如件

貞和七

卯月三日

忠兼（花押写）

為性

竹迫筑後介殿

伊倉又次郎殿

この史料で、竹迫筑後介は相論の地玉名郡岩崎村の近隣の領主として登場し、当知行の有無等を報告するよう命ぜられている。年号について「御感状写」・古今考本は貞和五、東大本は貞和七としている。また差出人についても、前者は忠昌、後者は忠兼としている。一方、同様の命が安富氏惣領と考えられる安富民部丞にも出されている。

【史料六】「深江文書」五七（『佐賀県史料集成』第六卷）

安富岩崎孫三郎泰治申、肥後國岩崎村地頭職案堵事、申狀具書如此、尋究當知行之實否、及可支申仁之有無、以起請之詞、可被注申由所候也、仍執達如件、

貞和七

卯月三日

忠昌（花押）

知賢

安富民部丞殿

この史料から【史料五】「竹追文書写」一については、年代では東大本が正しいのではないかと思われる。そして、この4月3日の命令による安富氏や近隣の領主の報告結果を受けて、安富泰治に対して足利直冬の安堵が出された。

【史料七】「深江文書」七四（『佐賀県史料集成』第六卷）

下 安富孫三郎泰治

可令早領知肥後國大野別府内岩崎村地頭職・同村内菅三郎居屋敷壹所并南蠻塚畠地武段事、

右、任嘉元三年七月九日閏東下文・正中二年七月十六日鎮西下知状等、可令領掌之状如件、

貞和七年四月十七日

（花押）

以上、貞和7年の竹迫氏の政治的立場が明らかになる。竹迫氏は肥後の佐殿方の領主であった。この前年に佐殿方の龍造寺家平が「鹿子木安芸大炊助城」を攻めたが⁽¹⁰⁾、「参考太平記」はこの城を合志竹迫城としていた。しかし、これは「参考太平記」が、竹迫氏が独立した領主として存在していたことを認識しておらず、系譜通りに竹迫氏を鹿子木氏と同族だとみなしたためおきた誤認であろう。また柳田快明氏によって当時の佐殿方の進軍経路が指摘され、「鹿子木安芸大炊助城」は鹿子木西莊に存在した城ではないかとも推測されている⁽¹¹⁾。竹迫氏や竹迫周辺の動向は鹿子木氏と距離をおいたうえで一次史料から整理しなければならない。

その後、直冬は大宰府まで攻め上り、佐殿方は北部九州で優位に立った。しかし、義父足利直義（実は叔父）の死去により、急速に勢力を失い、直冬は文和元年11月九州を出た。直冬方だった武家達は、南朝方や北朝方にそれぞれ降ったものとみられる。そして、次の史料から竹迫の地は南朝方の拠点となっていたことが明らかとなる。

【史料八】「小鹿島文書」六一（『佐賀県史料集成』第一七卷）

筆者

橋大崎但馬權守公次軍忠事、

右、肥後國山内徒櫛籠之間、爲御退治御發向之時、去六月、平鹿倉御參陣ニ、同十七日、城攻之時、御合戰致忠節、其後養德寺城衆罷籠、前原御陣御移之時、七月十一日、又平鹿倉城衆罷籠、同八月十二日、伊倉・菊池・同團山内徒散落之後、同十四日、平尾城追落之時御共仕、竹迫因徒櫛籠之間、一族可罷向之由、被仰出之間、馳向追散、同十八日、板井參御陣後、度々菊池御勢使致忠勤、至于今仁致宿直候訖、然則下賜御判、備後證、彌爲成弓箭勇、粗言上如件、

「承了、(花押)」

この史料中の南朝方が立て籠った城郭が、竹迫周辺のどれであるかにわかれには断定できない。ただ、竹迫を名字とする竹迫氏がこの時南朝方であったことは十分考えられよう。実はこの竹迫氏の行動は、同じ合志郡内を本拠とするとみられる合志幸隆の動向が影響していたとみられる。合志幸隆が一貫して北朝方として南北朝期に活動していたことは既に知られている²⁰。竹迫氏が合志郡内で勢力を拡大させるためには、この合志幸隆と争わなければならなかった。このような事情が、竹迫氏が南朝方としての行動する背景にあったとみられる。

そして、南朝方となった竹迫氏は政治的にも重要な地位を担っていた。次の史料がその役割を物語る。

【史料九】『歴世古文書』一所収「水田東文書」²¹（『筑後市史』第三巻 418頁）

（花押）

宛行

老松御社北水田本村宮司職并定樂職事

補任 圓宗坊喜幸宮司拾壹町定樂拾壹町

右以彼仁兩職所定補也、任先例有限御勤、無懈怠可令勤仕之状如件、

天授貳年丙辰十月十三日 種次奉

この補任状の奉者「種次」は『大宰府・太宰府天満宮史料』や『筑後市史』等で詳細不明で某とされてきた。今回の調査で前掲【史料五】中の「竹迫筑後介」の実名が系譜等により「種次」であることが判明した。直冬が九州を去ったのち、竹迫氏が南朝方として活躍していたこと、当時の肥後國や筑後國が南朝方の勢力が強かったことを考えると、天授2年の奉者種次が竹迫筑後介と同一人物であるとするのは無理な比定ではないのではなかろうか。竹迫氏は南朝方の筑後國支配において重要な役割を担ったと考えられる。しかし、現実には本拠の合志郡内で合志氏との勢力争いも続いていたとみられ、これ以後の竹迫氏の筑後國での活動は見られない。

② 竹迫駿河守と大友義鑑と菊池義武の関係

前述のように南北朝期から断片的に竹迫氏の活動が確認されたが、15世紀の竹迫氏の活動は史料的な制約から詳細不明とせねばならない。再び竹迫氏の活動が活発となるのは、16世紀に入ってある。これは、豊後の大友氏が肥後国にも勢力を伸長させる時期と呼応する。

豊後の大友親治・義長親子は肥後支配の手段として義長の息菊法師丸（後の重治、義武）の菊池宗家の家督継承を画策した。その布石として、阿蘇大宮司家の阿蘇惟長に菊池家家督を継承させ、その後を菊法師丸に継がせようとした。この方針から、永正2（1505）年、菊池直轄領内の諸氏が起請文を作成した²²。しかしこの計画には、まず菊池庶家で宗家家督を継承した政隆が惟長擁立に反発した。政隆派は永正6年までに鎮められたが、ついで菊法師丸の後継に惟長自身が抵抗し、また菊池系託摩氏の武包も宗家の地位を巡って争った。しかし、永正17年、南親興討伐を名目に重治（菊法師丸）の肥後入国は果たされた。

竹迫氏はこの16世紀初頭の肥後の内乱に際し、次に挙げるよう、鹿子木親員（後の寂心）の軍勢に参加し、重治入国に味方していた。

【史料一〇】「竹迫文書写」九

今度南親興逆心之處、鹿子木三河守一所於隈本城數日粉骨之条、為其賞拾參町伍段坪付在別紙之事預置候、可有知行候、恐々謹言、

七月五日 重治御判

竹迫五郎兵衛殿

この史料の受給者五郎兵衛、また後掲【史料一一】の左京亮も系図では久種の子鑑種であるとされる。しかし、年代や活動期間から、当時の竹迫氏当主久種の、駿河守以前の官途である可能性も考えられる。鹿子木親員（寂心）が菊池義武（重治）²³の重臣であったことは既に指摘されているが²⁴、竹迫氏は鹿子木氏に近く、大友氏の

肥後支配ないしは義武側に協力的な勢力であったことがわかる。

その後一旦安定した肥後国内は再び戦乱に見舞われる。天文2(1533)年秋以降、菊池義武は中国地方の大内義隆の誘いにのり、兄大友義鑑から離反した。義武は相良氏と通じ翌天文3年には筑後に出兵を開始した。一方、大友氏側も早々に情報を収集し、反撃したとみられる。

この義武による大友氏離反行動に際し、竹迫氏は木山に攻め寄せた敵に義武方として応戦した。

【史料一一】「竹追文書写」一四

昨日廿八、木山ニ敵取懸候處、於塩浸馳向遂合戦、征矢被疵候高名無比類候、永不可有忘却候、必可成扶助候、猶至鹿子木親貞可申候、恐々謹言、

十二月卅日 義國御判

竹追左京亮殿

この史料の年次は義武の名乗りが義國であることから、天文2年と比定される。天文2年から翌3年の動向はこれまであまり明らかになっていなかった。今回、「竹追文書写」を有効な史料としたことで、竹迫氏と同様に合志郡内に本拠をもつとみられる合志氏の、天文期の動向を示した「合志九太夫文書」を含めた政治史の整理が可能となった。天文2年秋、義武は大友氏を離反する動きを現し、義武方の調略は合志氏にも伸びたが、合志氏当主高久は義武離反の動きを大友氏に報じていた。

【史料一二】「肥後国誌」所収「合志九太夫文書」

從敵方之計策状加披見候、被顯心底候之次第感心候、高久申談彌忠義肝要候、恐々謹言、

十一月十七日 義鑑

合志四郎左衛門尉殿

他にも「義國悪行」を契機とした岐部氏からの起請詞を受け取った旨を義鑑が報じている⁽²⁰⁾等、義武の大友氏離反行動は天文2年中から大友氏に露見していたといえる。そして、同年の冬中に大友氏は義武方征伐の第一陣を派遣し⁽²¹⁾、翌3年4月末には木山を落とした⁽²²⁾。つまり、【史料一一】で竹迫氏はこの大友勢第一陣が木山を攻めに向かうのをくい止めべく戦ったことになる⁽²³⁾。

しかし、義武方は天文3年に敗れ、義武は肥後国を一旦退去した。義武の重臣鹿子木親員（寂心）は、当初義武方についていたようだが、義武を離反し大友方となったようだ。また合志氏の動向も、当時の合志氏当主高久は、竹迫氏と正反対で大友氏方についたとみられ、⁽²⁴⁾義武は国中の有力勢力をまとめきれなかったものとみられる。大友氏方だったとみられる合志氏当主高久等は次のような書状を出している。

【史料一三】「大鳥居文書」（『大宰府・太宰府天満宮史料』卷一四） ※傍縞は筆者

遠方之在所御音問祝着候、仍都内闢次第可領知之旨、被成御判候、就夫富納之事、巨細承候、雖先例之旨候、且者對 御神慮、且者連々無御等闇之條、無別儀候、擧目悉着候、召置惣候、致覺悟候、御使被存候、定而可被達候、委曲猶同名從三郎右衛門尉所可申候、御分別專一候、恐々謹言

（異筆）「天文三甲午」

七月廿一日

高久（押）

大鳥居殿 御報

合志郡富納を所領としている太宰府天満宮留守職大鳥氏に対し、高久は郡内闢次第という「御判」を受けたことを報じている。誰からの「御判」であったのかは明らかではないが、天文3年から4年の状況から推測するに、大友義鑑からの御判ではなかったかと考えられる。前述したように天文3年4月末に大友氏方は木山を落としたが、この合戦に対する大友義鑑からの感狀が6月中に諸将に出されている⁽²⁵⁾。高久の受けた「御判」が手形として効果を持ち、太宰府天満宮側へ報じるからには、その「御判」は勝者義鑑よりのものと考えるのが適当であろう。また、翌天文4年には大友氏方の諸将が恩賞による知行地再編成を行ったとみられる。義武を離反し大友氏方についた鹿子木親員（寂心）も百三八町余を加増されている⁽²⁶⁾。合志氏も、被官名を書き上げた史料

中に「合志氏家中諸侍中江坪付之事 天文四年乙未写取」とあり⁽³²⁾、【史料一三】の「御判」による加増を受け給地を再編成したり給人帳を再作成したとみられる。こうした知行地の再編で竹迫氏が合志郡内の勢力を失ったことは十分考えられる。

菊池義武は天文4年以降限本を退去していたが、天文9年に再び蜂起した。この合戦で、竹迫氏は大友義鑑より感状を受けている。

【史料一四】「竹追文書写」一〇

去十八相良長惟以結構、義宗現形之刻、於木郡口遂防戦両度分捕高名之由忠貞感悅無極候、弥可被勵忠儀事
肝要候、必追而可賀申候、恐々謹言、

三月廿六日 義鑑御判

竹追彦五郎殿

受給者の彦五郎は、系図では鑑種弟氏種とされる。この合戦では竹迫氏は大友氏方についていたことが明らかになる。また法体となった鹿子木寂心も大友氏方として動いていた。この寂心のいる限本の地から、同年八月に前掲【史料三】のように竹迫駿河守が大友氏方の使者として八代へ赴いたのだ。この時点で竹迫氏が合志郡内を離れていたかどうかは断定できない。だが、義武は大友氏の内紛（二階崩れの変）に乗じて天文19年にも蜂起し、再び争乱となつたが、この時の争乱の中に竹迫氏の姿はみられない。よって天文9年から19年の間には肥後国自体を離れたことになる。合志郡内を離れたのも天文9年前後とみてよいのではないだろうか。あるいは天文3年に義武方にいたことですでに合志郡を追われ、鹿子木氏の限本で寄寓していた可能性もある。

一方の合志氏は、天文19年の争乱に際して、大友氏を離反し菊池義武方にいた。当時合志氏当主は高久から親賢（後の宣頼）に代わっていたが、親賢は同年5月には反大友姿勢を明白にしていた⁽³³⁾。同年閏5月、菊池義武方の軍勢は木山を奪還し⁽³⁴⁾、津守・隈庄を落とした⁽³⁵⁾。合志氏も義武方としてこの戦闘に参加していた⁽³⁶⁾。こうした離反行為は当然大友氏の討伐対象となり、合志氏は同年6月末から7月初めにかけて大友氏の軍勢の攻撃を受けた⁽³⁷⁾。こうして菊池義武方は鎮圧され、翌天文20年から21年にかけて大友氏の檢使衆が派遣され、事後処理が行われた。離反した合志氏も永禄13（元亀元）（1570）年までの間に当主が親賢から親為へ交替させられ⁽³⁸⁾、親賢は出家して宣頼と号し天正9（1581）年まで隠居させられていた⁽³⁹⁾。この天文期に端を発する宣頼と大友氏の確執が戦国末期の合志氏と合志郡の行方を決定づける。宣頼は、天正期の龍造寺氏や島津氏の肥後国進出に伴い、島津氏に与しようとしたが、息親為やその別名かと思われる親重は大友氏に与し続けようとした。最終的に最後の合志氏当主親重は島津氏によって追放されてしまった⁽⁴⁰⁾。竹迫氏と共に合志氏も合志郡の領主の地位から消えることとなったのだった。

③ 天正期から近世の竹迫氏

話を竹迫氏に戻すと、竹迫氏は天文9年以降に豈後大友氏の許へ移った。鹿子木氏との関係や大友氏の許に寄寓した経緯が、竹迫氏を中原師員の子孫だとする近世の見方に繋がったものと考えられる。また天正年間には大友氏内部で同名の一族が一門格の扱いを受けていたようだ⁽⁴¹⁾。

戦国末の天正期の動向としては、戸次道雪に従って筑前立花城に移っていたとみられ、道雪の重臣となっていた。竹迫氏当主は鑑種で、官途は左京亮→常陸介（守）→日向守と変遷している（「竹追文書写」七・一七）。鑑種は、永禄12年に立花表における毛利方との合戦より、大友方の道雪軍に加わっていることが確認される⁽⁴²⁾。天正3年には、道雪が娘千代へ宛てた譲状中に、鑑種も奉行人として名を連ねている⁽⁴³⁾。その嫡子統種（官途は五郎兵衛尉）は、天正8年とみられる太宰府觀世音寺口の合戦にて戦死した（「竹追文書写」一九）。二男達種は、仮名・官途は彦五郎→進士兵衛（「竹追文書写」二五）で、三男景種と共に天正13年戦死したとされる。

竹迫氏の参加した道雪勢の主な合戦として、天正9年に清水原において戸次道雪に従い宗像勢と戦っている（「竹追文書写」一五・二二）。この時、父の戦死により家督を継いだ統種嫡男龍寿（後の虎種）にも僕從の功を賞した感状が出されている（「竹追文書写」二二・二三）。道雪は大友義統にこの合戦における軍功を報告し、

その中で確認される竹迫氏は「竹迫進士兵衛尉」・「竹迫左京亮」・「竹迫日向守」・「竹迫龍寿」等5名である⁽⁴⁾。

また天正12年、大友勢の戸次道雪・高橋紹運等は筑後黒木氏の猫尾城を攻めた。竹迫氏も道雪の軍勢として参加し、大友義統よりも感状を受けている（『竹迫文書写』一一・一二・一八）。その後、龍寿は立花統虎より「虎」の一子を受け虎種と名乗り、近世、弟種家と共に立花家に仕えた。立花家が奥州棚倉に転封になった際は、祖父種家の母方が鹿子木氏であった縁等から肥後國隈本（熊本）の藤崎宮に寄寓し、立花家が柳川へ復帰した際、兄弟は再び召し抱えられた。虎種は山門郡中尾村三百石を拝領し、物頭役鉄砲組を勤めた。

以上、中世後期の竹迫氏の動向を「竹迫文書写」を中心に検討した。竹迫氏が中原姓とする由緒は、戦国期竹迫氏の鹿子木氏や大友氏との関係で生じたものと考えられる。肥後在国時代の竹迫氏は、鎌倉期の動向は史料の制約から不明であるが、南北朝期には有力な領主として登場し、足利直冬（佐殿）方→南朝方として活躍した。戦国期には鹿子木氏と行動を共にすることが多く、菊池義武と大友氏の対立が合志郡内の勢力争いにも影響し、結果として合志郡内を追われることになった。豈後へ移った後、筑前・筑後で大友・戸次勢として近世を迎えた。一方、合志氏の竹迫進出も從来言っていた永正期よりも天文期と考えられ、またその際の合志当主も系団類のいう隆岑ではなく、親賢期と考えられる。

5 遺跡周辺の寺社について

今回発掘調査が行われた陣の内遺跡は實際には清寿院の跡の一部であった可能性も高まっている。清寿院ほか周辺の寺社について若干史料を紹介し、検討する。

① 清寿院

発掘調査地は16世紀以降は清寿院敷地になっていたと考えられる。同院は平安期かと思われる木造仏残欠を2体有する⁽⁵⁾。また竹迫一帯は太宰府の觀世音寺関係の史料に「竹迫別府」⁽⁶⁾とみえる地域であることから、別府にも関連するような寺院とも考えられ、付近の寺社では最も起源が古いと考えられる。同院敷地内の板碑は天文期の銘を有し、「當院再興」と刻まれていることから一旦荒廃していた同院が16世紀に入って再興されたものとみられる。また「桜林寺藏当麻曼荼羅軸木銘」⁽⁷⁾によると、同曼陀羅が元亀3（1572）年に補修された際の顧主として「満善寺十五世竹迫清寿院二世高来」とみえる。満善寺は河尻の浄土宗寺院であり、その住持の満善寺十五世の「一蓮社口譽」は清寿院の住職も兼務していたとみられる。清寿院はその後も浄土宗寺院として法灯を維持していたことが同院の木造仏銘よりわかる。また近世初頭の檢知帳中で、同院は多くの土地をも所有していたことが確認される⁽⁸⁾。その寺域は大規模であったと考えられる。しかし、明治の廢仏毀釈の影響を受け廃寺となり、さらに合志中学校建設に伴い敷地も縮小移転され、調査地隣接の現在の小堂となっている。

② 専光寺（福原上古闇）

専光寺は「合志川芥」等によると、合志親為の弟親重（出家して一専と号し、後上洛して真宗に改宗し慶勸と改名）が天正12（1584）年に開基したと伝える。しかし、親重は天正期の合志氏当主としても確認される等、合志氏の系譜や開基者の伝承に若干疑問は残る。一次史料においては次が確認される。

【史料一五】「木仏之留 御影様之留」⁽⁹⁾「五 木仏留 慶長十六年」

积准如——

慶長十六年辛亥二月廿八日

願主専光寺积慶勸

右之木仏者肥後國合志郡竹迫之庄御飲村専光寺依□如此也

この史料は、京都本願寺より寺内に安置する木仏を下賜ないしは安置を承認される際に、礼額と引き替えに渡された札を京都側が書き留めたものである。同史料より慶長16（1611）年以前には御領村に道場ないしは寺院の形が出来上がっていたとみられる。寺伝ではこの2年後の慶長18年に飽田郡手取村に移転したとある。

③ 嶽照寺（竹迫上町）

嶽照寺は寺伝によると、小国山隈惟成が竹迫の天台宗福寿院に來住し、出家して了祐と号し、慶長16年5月11日本願寺より寺号を免許されたとされる^{〔1〕}。

【史料一六】「木仏之留 御影様之留」「五 木仏留 慶長十六年」

准如——

慶長十六年辛亥五月十九日

願主嶽照寺了祐

右之木仏者九州肥後國合志郡竹迫町了祐依望如此也

この史料も前掲【史料一五】と同様で、慶長一六年以前には道場ないしは寺院の形が出来上がっていたことを窺わせる。同寺に伝わっていた史料は現在全て不明となっているが、このうち元来同寺に伝わっていたのは准如消息2通とみられ^{〔2〕}、幾久富今町の仏教寺にも准如消息が伝わる^{〔3〕}。このことは合志郡また竹迫周辺の真宗門徒が、近世初頭本願寺の跡目相論によって本願寺派となつた准如側の支持者であったことが理解される。

おわりに

以上、竹迫氏館跡と伝承されてきた陣ノ内遺跡を文献史料側から理解するため、竹迫城絵図成立の背景と中世竹迫氏の動向を検討した。結果として、絵図は近世後期に竹迫氏の依頼によって「竹陽古今考」と共に制作されたものであることや、原本が二枚存在する理由も判明した。また「竹迫文書写」の利用から、旧合志郡に本拠があったとみられた中世竹迫氏の動向は、各時代の戦乱に加わりながら、常に同郡内の合志氏との勢力争いを意識したであろうことが理解された。竹迫氏や合志氏が使用したと考えられる館・城については今後の調査で明らかになっていくと思われる。また陣ノ内遺跡自体は清寿院の敷地でもあったと考えられ、同院は竹迫唯一と思われる古い由緒と、広大な寺地と寺領を保持していたと考えられる。

今回の考察により、中世の一領主竹迫氏と関連史料を素材として旧合志郡地域の政治状況を検討した。結果として、竹迫氏の中世後期の動向とあわせて旧合志郡地域の政治史を動態的に理解することができた。今後、多角的な検討が行われ、さらに解明が進んでいくと思われる。

【付記】

今回の調査に際し、関係者・関係機関のご協力と共に、史料所蔵者である鹿児島の竹迫種俊様、合志市の嶽照寺・仏教寺の両ご住職様にご高配を賜りました。この場にて厚く御礼申し上げます。

〔註1〕『不知火町史』(1972年)等において抄録されている。

〔註2〕東京大学史料編纂所ホームページのデータベースを利用。

〔註3〕同盟印刷株式会社、1985年

〔註4〕同「戦国末期の肥後国竹迫城主合志氏について」(勝俣健夫編『中世人の生活世界』、山川出版社、1996年)

〔註5〕同「肥後國の中世豪族合志氏について」(『地城史研究と歴史教育』、熊本出版文化会館、1998年)

〔註6〕同「戦国期の安楽寺天満宮領肥後国富納莊について」(『熊本大学文学部日本史研究室からの制覇』、創流出版、2005年)

〔註7〕竹迫城絵図の写本については、現在東京大学史料編纂所(ただし同所では「純尾城絵図」の史料名)と熊本大学北岡文庫の2点が確認されている。どちらも衛藤氏旧蔵の原本同様に、向かって左上がりが欠けているため、欠落後に模写されたとみられる。

〔註8〕一例では現在幾久富二子区今町組管理の「合志親賢(宣頼)肖像図」(『合志町史』953頁参照)がある。この肖像画は、その本来の譜より元文3年(1738)年時点で作成されていたものを、19世紀に大塚惟矩が模写したものが現存の画であるとわかる。その最上部裏側には「曾祖父 大塚惟矩君之画子孫須恵 花正四年七月念一日 大塚惟一謹書」とあり、惟矩の系譜を辿ることができる。

〔註9〕『合志町史』1077頁参照。大塚惟矩は福岡県知事、広島県知事などを歴任し、広島の原爆の犠牲になった人物である。

〔註10〕A本表紙の「村上藤八」が「梯弾」であるとも考えられているようだが、詳細は明らかにできなかった。

〔註11〕「當境」とある点から合志郡の境付近とみて、西合志町江良で五代続けて寺子屋を開いていた久野氏も候補に挙げうる。しかし、他国の人物からの依頼を受けることができるのか、また弟子を多く抱えているのかという点が問題である。

〔註12〕上妻博之『肥後文献解題』、舒文堂河島書店、1988年(新訂)

- (註13) 柳川歴史資料集第一・二集、柳川市史編集委員会編、1996・1997年。
- (註14) 「合志町史」238~245頁。
- (註15) 「大日本古記録 上井覚菴日記」中 天正十二年六月廿九日条。
- (註16) 「同」中 天正十二年六月廿五日条。
- (註17) 「同」九州編 三〇五六号
- (註18) 以下「竹迫文書写」については、諸本の異同は史料編を参照いただき、検討のうえ本文中では適当と判断した文言を採用した。また説点は筆者が施した。「竹迫文書写」一については、文言等の検討から、本文中では東大本を採用した。史料編では原則に従い、「脚致状写」を底本とし、異同を記述した。
- (註19) 「佐賀県史料集」第三巻「龍造寺文書」八一
- (註20) 「新熊本市史」通史編第二巻第二編第一章第二節 339頁
- (註21) 「大津町史」等参照。
- (註22) 「太宰府天満宮文書」に正文があるが、中間のため便宜上「歴世古文書」の写を挙げた。
- (註23) 「大日本古文書 家わけ 阿蘇文書」二「阿蘇文書写」259~261頁
- (註24) 菅羽丸は肥後入国後、重治→義国→義宗→義武と名乗りを変えが、本稿では以降義武を統一する。
- (註25) 「新熊本市史」通史編 第二巻中世・第二編第二章第三節等。
- (註26) 「大分県史料」(10)「岐部文書」(岐部増喜氏蔵)三四
- (註27) 「大分県史料」(13)「上津八幡宮司家文書」六・「波津久文書」一五、「大分県史料」(32)「大友家文書録」八二七号等。
- (註28) 「八代日記」天文三年四月廿八日条
- (註29) 史料中にある戦地の「塙浸」だが、合志町竹迫から菊池川支流の合志川へ注ぐ塙浸川が想像される。また、合志町中林の城、通称「千束城」の小字も「塙浸」であり(熊本県立図書館蔵「明治前期地図」(=郡村圖)による)、合志川へ注ぐ付近にある。
- (註30) ただし、合志氏一族の動きは一貫した大友氏方というわけではなかったようだ。一族勘解由左衛門は菊池義武から官途と恩賞を受けている。
- (官途)「肥後國誌」所収「合志九太夫文書」 崇禪所欠
勘解由左衛門尉所望之由令存候恐々謹言
二月五日 義國
- (恩賞)「肥後國誌」所収合志九太夫文書
今度於所々粉骨、為恩貢山鹿志々岐十三町・同郡寺島之内十町宛行所也、早可令領知候條件如件、
天文三年六月二十三日 左兵衛佐義宗
合志勘解由左衛門殿
- (註31) 「大分県史料」(13)「首藤文書」第二巻 四・「波津久文書」一六、「大分県史料」(32)「大友家文書録」八三七等。
- (註32) 「新熊本市史」史料編 第二巻 古代・中世 「鹿子本文書」三
- (註33) 「熊本県史料」中世編第一「鐵照寺文書」一「神領所附寺社方家中侍中名附」。改訂「合志川芥」・青木勸編「歴史 合志町史抄」で述べられているように、この史料については本来合志某(合志忠藏氏)が所蔵していた。現在は東大史料編纂所蔵写本のみ現存するが、同本も所蔵等詳細は不明としている(同所ホームページのデータベースによる)。よってどのような経緯で最照寺に入ったのか不明である。
- (註34) 「肥後國誌」所収合志九太夫文書 五月一二日付合志山城守寛大友義鎮書状
- (註35) 「八代日記」天文十九年四月十四日条
- (註36) 「八代日記」天文十九年四月十九日条
- (註37) 「大日本古文書 家わけ 相良家文書」一 四四二号、「肥後國誌」所収合志九太夫文書 五月廿日付合志山城守寛菊池義武書状。ただしこの日付は閏五月の誤認と思われる。
- (註38) 「八代日記」天文十九年六月二十六日条、「肥後國誌」所収「合志九太夫文書」六月晦日付合志山城守寛菊池義武書状・「同」七月二日付合志山城守寛菊池義武書状、「大分県史料」(10)「岐部文書」六〇。
- (註39) 「熊本県史料」中世編一「合志文書」(合志甚九郎氏所蔵)三 永禄十三年三月廿一日付合志親為宛行状。この時点で当主は親為であると判断される。
- (註40) 「新熊本市史」「鹿子本文書」二一
- (註41) 「上井覚菴日記」下 天正一三年九月五日条。合志氏については別稿を予定している。
- (註42) 「大分県史料」(11)「志手文書」二八。ただし、同史料で挙げられているのは豊後国内の者に限られ、鹿子木氏等も含まれていない。また挙げられている「竹迫」という一族も「たけさこ」という読みがふられており、直ちに同一視することはできない。
- (註43) 「福岡県史料」第四編「立花文書」159頁
- (註44) 「福岡県史料」第四編「立花文書」160頁
- (註45) 「宗像市史」史料編 第二巻 中世II「立花文書」757頁
- (註46) 熊本県立美術館大倉二氏・有木芳隆氏等に写真によってご意見を仰いだ。
- (註47) 「平安遺文」第六巻 二三一五号
- (註48) 渡辺明義「押田寺藏当麻曼荼羅の軸木銘について」(『仏教芸術』一二二号、1979年)にて紹介。「新熊本市史」史料編第二巻にも全文掲載。
- (註49) 熊本県立図書館所蔵 慶長九年・一三年の竹追町・原口村等検地帳。
- (註50) 千葉乗隆編、同朋閣出版、1980年。
- (註51) 「合志町史」264頁参照。
- (註52) 「熊本県史料」中世編第一「鐵照寺文書」二・三。前述したように「神領所附寺社方家中侍中名附」はどのような経緯で最照寺に入ったのか不明である。
- (註53) 「熊本県史料」中世編第一「仏教寺文書」二

【表一】「竹追文書」編年一覧

文書名	年月日	產出	宛所	備考	御感状写番号	東大本番号	古今考番号
忠昌・為性達富春書写	貞和7年4月3日	忠昌 為性	竹追後介 ・伊賀又次郎	「御感状写」・「古今考」は貞和5年、東大本は貞和7年とする。ここでは「深江家文書」との関係から後者は採用。 また差出人を「御感状写」・「古今考」は忠昌・東大本は忠昌とする。「深江家文書」は前者と同じ。	1	1	1
大友義長宮途狀写	(年不詳) 6月11日または6月18日	(大友) 義長	竹追忠五郎	五郎三郎書出	8	24	なし
菊池重治附ヶ状写	(永正17年) 7月5日	(大友) 重治	竹追五郎兵衛	「古今考」A本は月日なし 忠昌・木綿員の出島に対し、絶地を窮行う	9	なし	8
菊池重治附ヶ状写	(永正17年頃か) 8月10日	(大友) 重治	竹追五郎兵衛	「古今考」A本は月日なし 忠昌・木綿員の出島に対し、絶地を窮行う	13	なし	9
菊池重治附ヶ状写	(天文2年) 12月30日	(菊池) 義國	竹追左京亮	「古今考」A本は月日なし 忠昌への敵の攻撃に対する出島を賣す	14	14	10
大友義昌書付写	(天文9年) 3月26日または28日	(大友) 義昌	竹追參五郎	相良氏・鷹党忠心に對し、木綿口での功を賣す	10	12	なし
菊池重治附ヶ状写	(年不詳) 5月29日	(菊池) 義武	竹追鶴河守	使者としての派遣忠心への辛方を賣す	16	13	11
大友義昌書付写	(年不詳) 2月2日	(大友) 義昌	竹追鶴河守	当年の保構の頼保の御札	5	22	5
大友義昌書付写	(年不詳) 2月14日	(大友) 義昌	竹追鶴河守	「古今考」A本は月日なし 忠昌の保構の頼保の御札	2	19	3
大友義昌書付写	(年不詳) 3月6日	(大友) 義昌	竹追鶴河守	当年の保構の頼・中紙の御札 泰者は入田丹後守	3	23	2
大友義昌書付写	(年不詳) 10月1日または11月1日	(大友) 義昌	竹追鶴河守	備保の御札 泰者は山下和泉守	6	18	6
大友義昌書付写	(年不詳) 12月23日	(大友) 義昌	竹追鶴河守	泰者は入田丹後守	4	21	4
大友常輔官途狀写	(永禄2年以前) 2月28日	(大友) 常輔	竹追貞亮	官途書出 常輔守	7	20	なし
戸次道雪官途狀写	(天正8年か) 12月24日	(戸次) 道雪	竹追常務介	官途書出 日向守	17	15	なし
戸次道雪書写	(天正9年か) 7月28日	(戸次) 道雪	竹追舟寿	觀世音寺合戰での親父五郎兵衛の凱旋を賣し、 給地を窮行う	19	5	なし
戸次道雪官途狀写	(天正9年頃か) 2月23日	(戸次) 道雪	竹追參五郎	官途書出 遠矢兵衛	25	17	なし
高鍋昭運感狀写	(天正9年か) 8月5日	(高鍋) 昭運	竹追常務介	子息泰兵衛兄弟の功を賣す	6	6	なし
戸次道雪感狀写	(天正9年以前) 8月23日	(戸次) 道雪	竹追參五郎	生松原合戰の功を賣す	なし	11	なし
戸次道雪・立花純光進署書狀写	(天正9年) 11月24日	(立花) 純光	竹追日向守	清水原合戰の功を賣す	15	7	なし
戸次道雪・立花純光進署書狀写	(天正9年) 11月24日	(立花) 純光	竹追舟寿	清水原合戰の功を賣す	22	9	なし
戸次道雪・立花純光進署書狀写	(天正9年) 12月28日	(立花) 純光	竹追舟寿	宗像表の合戦における忠近の功を賣す	23	10	なし
大友義経感狀写	(天正12年) 9月11日	(大友) 義経	竹日向守	黒木攻めの功を賣す	11	2	なし
大友義経感狀写	(天正12年) 9月11日	(大友) 義経	竹追舟寿	黒木攻めの功を賣す	21	8	なし
戸次道雪附ヶ状写	(天正13年か) 正月19日	(戸次) 道雪	竹追日向守	近年の功を賣し、十町分と植田郡の内経過格闘の 地より窮行う	18	4	なし
大友義経感狀写	(天正13年) 2月16日	(大友) 義経	竹日向守	去年の黒木攻めの功を賣す	12	3	7
立花純光進署書狀写	(年不詳) 12月19日	(立花) 純光	竹追少輔次郎	一字書出 底種	24	なし	

各文書番号とは各文書中の順番のことである。

史料編 「竹追文書状」（底本「御承状」）卷子本・堅紙 番号は原本の順番を基本とする。

※諸本の異同を史料欄に示す。付照には原本を参照のこと。説点は筆者による。

東大本・竹追文書 = 東大本・「竹追文書」 A本・古今考と略記。

一 忠昌・為性通著奉書写

安富岩崎孫三郎泰治申肥後國岩崎村地頭職案堵事、訴狀如此、云當知行實否、云可申中仁之有無、尋究子細、以起諸詞、可致注申由所實正也、仍執達如件。

貞和五

卯月三日

忠昌

為性

竹追城後介檢

伊食又次郎檢

①東大本・異同なし 古今考・如云々、 ②東大本・可致注申輪所候 古今考・可致注申由是正也

③東大本・七 古今考・異同なし ④東大本・豊葉（花押） 古今考・異同なし

二 大友義鑑書状写

為當年之祝儀、大刀一腰中紙三十帖送給候、祝着候、從是一振誠佳例斗候、猶入田丹後守可申候、恐々謹言、

十二月十四日 義鑑御判

竹追鐵河守檢

①東大本・送翰候、古今考・異同なし ②東大本・異同なし 古今考・月日なし

③東大本・異同なし 古今考・判

三 大友義鑑書状写

為當年之儀、碁井中紙廿帖送給候、祝着候、猶入田丹後守可申候、恐々謹言、

三月六日 義鑑御判

竹追鐵河守檢

①東大本・異同なし 古今考・押

四 大友義鑑書状写

為儀幕之儀、木鳥二送給候、祝着候、猶入田丹後守可申候、恐々謹言、

十二月廿三日 義鑑御判

竹追鐵河守檢

①東大本・異同なし 古今考・判

五 大友義鑑書状写

為當年之儀、馬保十給候、祝着候、猶歸る馬王殿助可申候、恐々謹言、

十二月二日 義鑑御判

竹追鐵河守檢

①東大本・島主殿助 古今考・假御頭主殿 ②東大本・異同なし 古今考・月日なし

③東大本・異同なし 古今考・判

六 大友義鑑書状写

馬保二手送給候、祝着候、猶山下和泉守可申候、恐々謹言、

十一月一日 義鑑御判

竹追鐵河守檢

①東大本・十月 古今考・月日なし ②東大本・異同なし 古今考・判

七 大友宗麟官達狀写

常陸守望之由、可存知候、恐々謹言、

二月廿八日 宗麟御判

竹迫左京亮檢

幸東大本・異同なし

八 大友義長官達狀写

五郎三郎所望之由承候、可存知候、恐々謹言、

六月十一日 義長御判

竹迫忠五郎殿

①東大本・十八日

九 菊池重治預ヶ状写

今度兩親卿遊心之處、龜子木三河守一所於隱本城數日粉骨之条、為其實始參同伍段并付在別紙之事預置候、可有知行候、恐々謹言、

七月五日 重治御判

竹迫五郎兵衛殿

①古今考・龍吉本 ②古今考・判

一〇 菊池重治感狀写

去十八相良長唯以結構、義宗現形之刻於木部口邊防戰、画度分捕高名之山忠貞感悅無極候、強可被勵忠義事肝要候、必追而可賈申候恐々謹言

三月廿六日 義鑑御判

竹迫彦五郎殿

①東大本・度 ②東大本・猶 ③東大本・八

一一 大友義穀狀写

去月十九道雪以同心演微中、至黑木表着陣已來於在今所今軍旁、殊分捕三高名之由、忠義無比類候榮華候、亦可勸馳走事肝要候、恐々謹言、

九月十一日 義穀御判

竹迫日向守殿

幸東大本・異同なし

一二 大友義穀感狀写

去年至黒木表臘白軒越山之刻、其方事當城為勤番被殘置候、其境之廣茂攻口同前之条、辛勞令推賢候、亦無油斷任番體要候、猶道雪可申候、恐々謹言、

二月十六日 義穀御判

竹迫日向守殿

①東大本・異同なし 古今考・由 ②東大本・改々 古今考・政口

③東大本・異同なし 古今考・判

一三 菊池重治預ヶ状写

過今退之儀、依龜子木三河守申、辛勞之役存知候、然者以關所五町分可遣之旨、至老中真光寺可申達候、恐々謹言、

八月十日 重治御判

竹迫五郎兵衛殿

①古今考・判

一四 菊池義國狀写

昨日廿八木山ニ敗取體候處、於塙沒腹向遂合戰、征大被審候、高名無比類候、水不可有亡却候、必可成扶助候、猶主應子木親貞可申候、恐々謹言、

十二月卅日 義國御判

竹迫左京臺殿

①東大本…之 古今孝…候 ②東大本…古今孝…亡 ③東大本…龜子木 古今孝…異同なし

④東大本…異同なし 古今孝…日付なし ⑤東大本…異同なし 古今孝…同

一五 戸次道雪立花綱庭連署狀写

前之十三於清水原合戰之期、別而被碎手、分捕高名感悅無極候、必配當之因二種質之可申候、恐々謹言、

十一月廿四日 繩虎御判

道雪御判

竹迫日向守殿

①東大本…十

一六 菊池義武狀写

力使其表出頭之感、各押留之由候、辛勞之至候、何様以面視着之宣可申候、恐々謹言、

五月廿九日 義武御判

竹迫織河守殿

①東大本…候 古今孝…之 ②東大本…抑 古今孝…抑

一七 戸次道雪官途狀写

日向守御望之由、可令接審候、恐々謹言、

十二月廿四日 道雪御判

竹迫常陸介殿

①東大本…異同なし

一八 戸次道雪官途狀写

五六午年以來、於在今所々、則山被勦粉骨、雖忠貞之次第感悅無極候、就中見五郎兵衛尉戰死忠節不淺之段、度々遂言上候之条、必御感不可有餘儀候、仍於隅郡間十町分坪付有別紙事、并達田郡之内近年相運格護地、今度被去渡候、在所役職事無殘所可有裁判候、委細小野和泉守、由布美作人道可申候、恐々謹言、

正月十九日 道雪御判

竹迫日向守殿

①東大本…異同なし

一九 戸次道雪官途狀写

昨日廿七寺所於觀世音寺口、親父五郎兵衛尉戰死高名忠節體盡紙面候、併愚老力落無是非候、必隨而可達上聞之条、御感不可有餘儀候、仍為加恩於郡中三町分之坪付有別紙事預選之候、可有知行候、恐々謹言、

七月廿八日 道雪御判

竹迫龍壽殿

①東大本…異同なし

二〇 高幡綱連狀写

道雪乞尊意と申中、先日皆為御加勢以脚越山脚心懶□入候、殊足頗見五郎兵衛御死去候、不及見其候、進士兵衛殿御如何蒙仰渡候、御兄弟手前無比類之由、併家来之者共申事候、必以面前可申達候、恐々謹言、

八月五日 紹運御判

竹迫常陸介殿御宿所

①東大本…なし ②東大本…奥 ③東大本…御戰死候 ④東大本…伴

一二 大友義敏感状写

去月十九以道雪同心凌微中、至里木表着隨已來、於在々所々軍房、殊其方僕從堅允分捕之由感入候、殊可勸聽是事折要候、恐々謹言、

九月十一日 義敏御判

竹追龍寿①殿

①東大本…なし

一二 戸次道雪・立花統虎連署状写

前之十三於清水原合戰之期、僕從堅之系分捕高名之由候、感入候、必配當之期一様可賀之候、恐々謹言、

十一月廿四日 統虎道雪御判

竹追龍壽殿

①東大本…限尤 ②東大本…越御判 道雪御判

一二 戸次道雪・立花統虎連署状写

前之廿三日於松原像表、別而郎徒鳴原之尤被候、高名感悅候、必以時分一様可賀之候、恐々謹言、

十二月廿八日 統虎道雪御判

竹追龍壽殿

①東大本…廿二 ②東大本…限尤 ③東大本…統虎御判 道雪御判

一二 立花統虎官宣狀写

此惟御望之由任水候、恐々謹言、

十二月十九日 統虎御判

竹追少輔次郎殿

幸東大本…異同なし

一二 戸次道雪官宣狀写

進士兵衛尉御望之由、必可遂報候、恐々謹言、

二月廿三日 道雪御判

竹追彦五郎殿

幸東大本…異同なし

一二 戸次道雪感状写 (御感状写) なし 東大本…(一)

前之十四日於生泰原合戰之期、素前被勵稿骨、鑿號刀被拔數ヶ所、高名無比類感悅無極候、必於配當御者□其甚可申候、仍尖遂言上候間、御感又不可有余儀候、恐々謹言、

八月廿三日 道雪御判

竹追彦五郎殿

●御感状写卷子本奥書 (堅根には奥書なし)

幸説員は筆者による

此二本着對後の大友御代々、依予先祖細軍忠、否賜芳音、或燒失、或敗散、聊存有十而其一也、集之候、傳子孫我家藏蓋石看也、

于時寶永乙酉正月日

●東大本奥書

右竹追文書

筑後國山門郡柳河竹追作七郎謙本明治二十年九月

修史局編修久米邦武採訪明年十一月體寫了

(参考) 「竹迫家記」(東京大学史料編纂所蔵) 竹迫作七郎式彌を明治二十年難写。※成点は筆者による。

統種譜中所取 竹迫氏等討死手負注文写

天正九年七月廿七日萬前國於寺侍觀世音寺口、繩運与秋月宗像勢一戰之刻、竹迫五郎兵衛村戰死候、同時小旗士井五郎兵衛被官、或戰死、或被斬候着御見品候、戰死

竹迫五郎兵衛村 小旗士吉良善兵衛村

攝津左門

森迫行京進 小佐井貞之丞 木野理兵衛

健部善兵衛 美田介右衛門 南甚左衛門

木板長吉 田口長右衛門 同助之丞

五郎兵衛村被官

皆吉持鑑 鳥原備後 同喜兵衛

大塚兵部 同 小次郎 穴見次郎兵衛

中間

角之丞 六助 鑑物

娘姫候衆

竹迫連士兵衛 建部長右衛門

五郎兵衛村被官

佐渡原豊兵衛 鳥原賢之丞 藤嶽介八

穴見肥前 戸井正右衛門 笠田勘ヶ由

大塚太郎 同 三郎左衛門

中間

角内 新五郎 左平 丈鬼

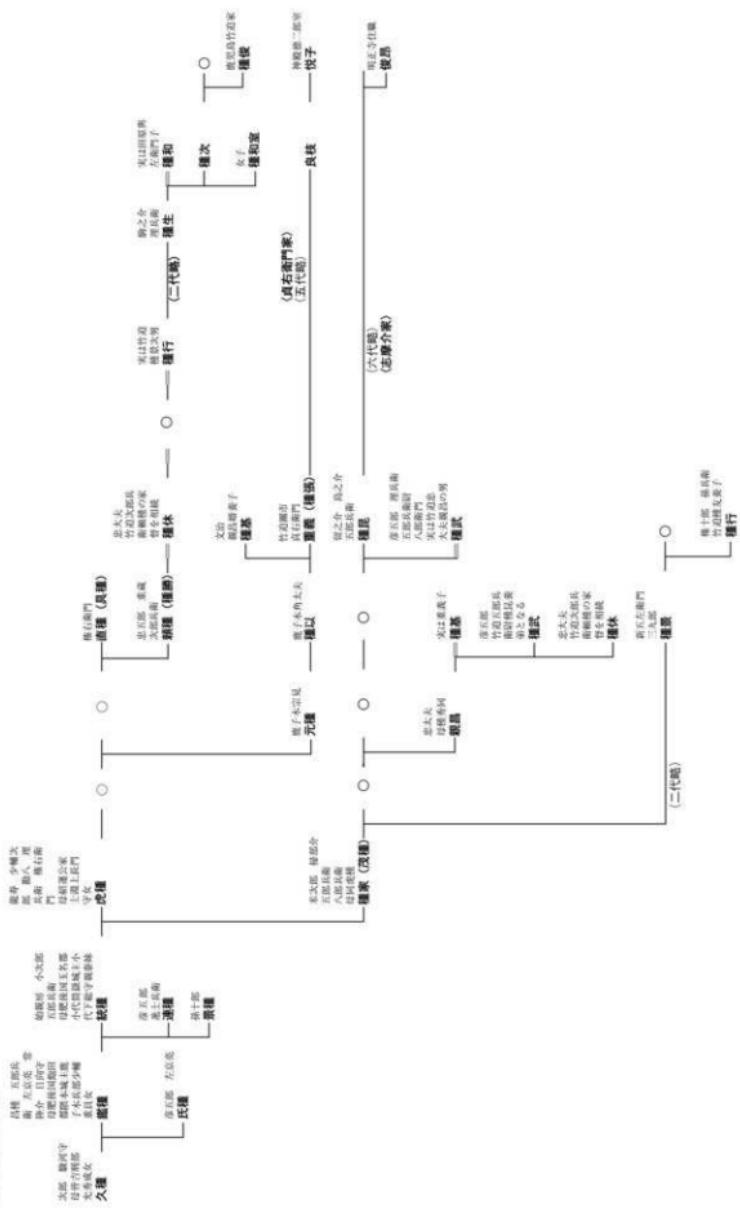
竹誠 摄津左門 中間新兵衛

建部長右衛門 中間戸介 甚内 森迫行京進 中間伊三太

以上

著本稿成稿直前の史料調査時に、所叢者竹迫種像氏より鹿児島中央高校で「御感状写」を既に翻刻を試みられていたことをお教えいただいた。(著方順「史料解説・竹迫家御感状写」「鹿児島中央高校研究紀要」第二〇号、一九九一年) 本稿では、史料批判や文言異同の確認も併せて行う必要があつたため、「御感状写」の文書部分のみ改めて翻刻した。

【竹追氏略系圖】



【表二】竹迫家所藏史料一覽

No.	科名	時代	作成者	題名	内容	道場	形状	説明・寸法	備考
1	復元竹筒文書集					26.0X25.5	腰帯	1 点 137	
	復元竹筒文書集					27.5X26.0	腰帯	1 点 84.0 墓付万丁	
3	復元竹筒文書集	文政七年甲辰十月 (美濃越より)			西園に古傳文書より復り て写したを呈上起	27.5X26.0	腰帯	1 点 537	貴重品此竹筒文書本体復元之 文政 七年甲辰十月
4	(書類)				復元文書	27.0X25.0	腰帯	1 点 28	
5	地主之文書				復元文書	27.0X25.0	腰帯	1 点 12	
6	稻作下賈			竹筒文書南面		27.5X26.0	腰帯	1 点 65.0	
7	小豆島の文書					28.5X30.5	腰帯	1 点 297	
8	近江の文書					27.5X26.0	腰帯	1 点 297	
9	竹筒文書抄寫					27.0X19.5	腰帯	1 点 247	秀吉子より裏見 りは本物と考へ 美濃此一卷は對照本と想ひて假手 て作成されしも其の筆致は秀吉の筆 字と而して也。此之種紙は御室家所持御 石川氏子 手賀守永慶乙正月日
10	竹筒文書抄寫(裏による)	寶永丙酉正月日(秀吉より)					卷子	1巻	
11	(漆跡)					31.0X12.0	腰帯	1 点 328	
12	(漆跡)					31.0X12.0	腰帯	1 点 8.0	元二つ口
13	(漆跡・筋)					30.0X9.0	腰帯	7点	縫合され
14	古文書模集	明治十七年後期	村上正武編集 浅井竹村著述		11.0X9.0	腰帯 小腰帯	25		
15	(文庫)				萬葉大一安永五壬午の續	11.0X15.5	小腰帯	1 点 275	
16	古文書 上・中・下				萬葉大一安永五壬午の續	11.0X15.5	腰帯	1 点 817 627 437	下巻に又久三年二月刻の藤原廉承著之 の印(即)
17	竹筒文書模集	昭和五七年七月	田嶋直吉著述	竹筒上・次	萬葉に一時する腰帯		腰帯	1点	
18	竹筒文書模集	(美濃より)		萬葉対照の腰帯	20.0X5.0	腰帯	1点	豊臣秀吉より 墓引	
19	竹筒文書模集	(美濃より)		萬葉対照の腰帯	21.0X5.0	腰帯	1点	豊臣秀吉より	
20	(腰帶)	元治元年七月		竹筒文書	22.0X4.0	一絆	1点	豊臣秀吉より竹筒文書正	
21	(腰帶)	元治元年七月		竹筒文書	20.0X4.0	一絆	1点	豊臣秀吉より竹筒文書	
22	(腰帶)	元治元年七月		竹筒文書	20.0X4.0	一絆	1点	豊臣秀吉より竹筒文書	
23	(腰帶)	元治元年七月		竹筒文書	21.0X5.0	一絆	1点	豊臣秀吉より竹筒文書	
24	(腰帶)	元治元年七月		竹筒文書	21.0X5.0	一絆	1点	豊臣秀吉より竹筒文書	
25	(腰帶)	元治元年七月		竹筒文書	21.0X5.0	一絆	1点	豊臣秀吉より竹筒文書	
26	(腰帶)	元治元年七月		竹筒文書	21.0X5.0	一絆	1点	豊臣秀吉より竹筒文書	
27	(腰帶)	元治元年七月		竹筒文書	21.0X5.0	一絆	1点	豊臣秀吉より竹筒文書	
28	(腰帶)	元治元年七月		竹筒文書	21.0X5.0	一絆	1点	豊臣秀吉より竹筒文書	
29	(腰帶)	元治元年七月		竹筒文書	21.0X5.0	一絆	1点	豊臣秀吉より竹筒文書	
30	(腰帶)	元治元年七月		竹筒文書	21.0X5.0	一絆	1点	豊臣秀吉より竹筒文書	
31	(腰帶)	元治元年七月		竹筒文書	21.0X5.0	一絆	1点	豊臣秀吉より竹筒文書	
32	(腰帶)	元治元年七月		竹筒文書	21.0X5.0	一絆	1点	豊臣秀吉より竹筒文書	
33	(腰帶)	元治元年七月		竹筒文書	21.0X5.0	一絆	1点	豊臣秀吉より竹筒文書	
34	系縄附	正月十日	竹筒次郎兵衛	清水彦太夫 十時作十巴	萬葉大一	一絆	1点	地頭次郎大	
35	腰帶	宝暦十二年正月廿日			萬葉の腰帯	12.5X6.5	腰帯	1点	
36	腰帶	宝暦十二年正月廿日			萬葉の腰帯	12.5X6.5	腰帯	1点	
37	(腰帶)	宝暦十二年正月廿日			萬葉の腰帯	12.0X6.0	腰帯	1点	
38	(腰帶)	三月		竹筒文書左側	腰帯可付	18.0X10.0	一絆	1点	豊臣秀吉竹筒文書左側江
39	(腰帶)	三月		竹筒次郎兵衛	腰帯可付	20.0X5.0	一絆	1点	豊臣秀吉竹筒文書右側江
40	(腰帶)	三月		竹筒次郎兵衛	腰帯可付	21.0X5.0	一絆	1点	豊臣秀吉竹筒文書右側江
41	(腰帶)	三月		竹筒次郎兵衛	腰帯可付	21.0X5.0	一絆	1点	豊臣秀吉竹筒文書右側江
42	(腰帶)	三月		竹筒次郎兵衛	腰帯可付	21.0X5.0	一絆	1点	豊臣秀吉竹筒文書右側江
43	(腰帶)	三月		竹筒次郎兵衛	腰帯可付	21.0X5.0	一絆	1点	豊臣秀吉竹筒文書右側江
44	(腰帶)	三月		竹筒次郎兵衛	腰帯可付	21.0X5.0	一絆	1点	豊臣秀吉竹筒文書右側江
45	(腰帶)	三月		竹筒次郎兵衛	腰帯可付	21.0X5.0	一絆	1点	豊臣秀吉竹筒文書右側江
46	(腰帶)	三月		竹筒次郎兵衛	腰帯可付	21.0X5.0	一絆	1点	豊臣秀吉竹筒文書右側江
47	(腰帶)	三月		竹筒次郎兵衛	腰帯可付	21.0X5.0	一絆	1点	豊臣秀吉竹筒文書右側江
48	(腰帶)	三月		竹筒次郎兵衛	腰帯可付	21.0X5.0	一絆	1点	豊臣秀吉竹筒文書右側江
49	(腰帶)	三月		竹筒次郎兵衛	腰帯可付	21.0X5.0	一絆	1点	豊臣秀吉竹筒文書右側江
50	(腰帶)	三月		竹筒次郎兵衛	腰帯可付	21.0X5.0	一絆	1点	豊臣秀吉竹筒文書右側江
51	(腰帶)	三月		竹筒次郎兵衛	腰帯可付	21.0X5.0	一絆	1点	豊臣秀吉竹筒文書右側江
52	(腰帶)	三月		竹筒次郎兵衛	腰帯可付	21.0X5.0	一絆	1点	豊臣秀吉竹筒文書右側江
53	(腰帶)	三月		竹筒次郎兵衛	腰帯可付	21.0X5.0	一絆	1点	豊臣秀吉竹筒文書右側江
54	(腰帶)	三月		竹筒次郎兵衛	腰帯可付	21.0X5.0	一絆	1点	豊臣秀吉竹筒文書右側江
55	(腰帶)	三月		竹筒次郎兵衛	腰帯可付	21.0X5.0	一絆	1点	豊臣秀吉竹筒文書右側江
56	(腰帶)	三月		竹筒次郎兵衛	腰帯可付	21.0X5.0	一絆	1点	豊臣秀吉竹筒文書右側江
57	(腰帶)	三月		竹筒次郎兵衛	腰帯可付	21.0X5.0	一絆	1点	豊臣秀吉竹筒文書右側江
58	(腰帶)	三月		竹筒次郎兵衛	腰帯可付	21.0X5.0	一絆	1点	豊臣秀吉竹筒文書右側江
59	(腰帶)	三月		竹筒次郎兵衛	腰帯可付	21.0X5.0	一絆	1点	豊臣秀吉竹筒文書右側江
60	(腰帶)	三月		竹筒次郎兵衛	腰帯可付	21.0X5.0	一絆	1点	豊臣秀吉竹筒文書右側江
61	(腰帶)	三月		竹筒次郎兵衛	腰帯可付	21.0X5.0	一絆	1点	豊臣秀吉竹筒文書右側江
62	(腰帶)	三月		竹筒次郎兵衛	腰帯可付	24.0X10.0	腰帯	1点	貴重品白山本阿彌江公道日麗付二 番頭付但得上記 本阿彌付日麗付二
63	1. 土居一書				新御腰袋	23.5X15.5	腰帯	1点	
64	日本渡の文式、七全				新御腰袋	24.0X15.5	腰帯	1点	
65	(腰帶)	九月		竹筒文書	万次郎丸腰帶のこと	16.0X6.0	一絆	1点	豊臣秀吉
66	美濃の文式	九月		竹筒文書	万次郎丸腰帶のこと	17.0X6.0	一絆	1点	豊臣秀吉
67	美濃の文式	九月		竹筒文書	万次郎丸腰帶のこと	17.0X6.0	一絆	1点	豊臣秀吉
68	(腰帶)	九月		竹筒文書	万次郎丸腰帶のこと	17.0X6.0	一絆	1点	豊臣秀吉
69	復元竹筒文書集	昭和四十年七月	竹筒模倣		万次郎丸腰帶	22.0X10.0	腰帯	1点	豊臣秀吉 万次郎 七子 有村 朝臣之 貞良
70	復元竹筒文書集	昭和四十年七月	竹筒模倣		万次郎丸腰帶	22.0X10.0	腰帯	1点	豊臣秀吉 万次郎 七子 有村 朝臣之 貞良
71	(腰帶)	昭和四十年七月			万次郎丸腰帶	22.0X10.0	腰帯	1点	豊臣秀吉 万次郎 七子 有村 朝臣之 貞良
72	研磨漆事				万次郎丸腰帶	26.0X10.0	腰帯	1点	貴重品 今文正生三月 育之 中村和 助(即)
73	(腰帶)				万次郎丸腰帶	23.5X15.5	腰帯	1点	
74	復元竹筒文書集	昭和四十年七月	竹筒模倣		万次郎丸腰帶	23.5X15.5	腰帯	1点	
75	伊豫勤勤實錄全文、第七章	昭和四十年七月	多田丘園著譜		万次郎丸腰帶	24.0X17.0	腰帯	1点	
76	日本渡の文式、宝	昭和四十年七月	多田丘園著譜		万次郎丸腰帶	24.0X15.5	腰帯	1点	
77	日本渡の文式、宝	昭和四十年七月	多田丘園著譜		万次郎丸腰帶	23.5X15.5	腰帯	1点	
78	千葉郡谷村義信				万次郎丸腰帶	23.5X15.5	腰帯	1点	
79	(腰帶)				万次郎丸腰帶	23.5X15.5	腰帯	1点	竹筒模倣いしい腰帶の寫真

調査結果：諸般の事情から所蔵確認調査を主として行ったため、竹迫家所蔵史料の点数の確認と共に、史料名等の歴史小説の情報収集にとどまった。

全史料中、吉田氏に関係する系図と「御番抄序」については写真撮影を行った。全て近世史料で立花豪士時代のものであり、特に近世後期から幕末に集中しているまた内容については、源流と済度でのお役目である鉄錆・弓削等武道関係の書が多数であった。
保有資料は眞跡であるが、一部破損の基なものでは、年代が古く裏面に記されたためという。

一概状況等歴史当時の整理保存状況等については、日々の閲覧・整理によって特に確認できなかつた場合はそれをもととして、現状に照合してあるので同一性が一目でわかる場合のものである。

図5がはすれそうなもの、同内容と認めたものが同一のビニールに入っていた場合等のみ紙を書いておいた。上記の一覧表については、史料名は基本的に表題、表紙より採り、書裏等による場合は「」で機関名を記した。

第2節 合志城(竹追城)の遺構

鶴嶋俊彦(人吉市教育委員会)

1 城絵図と城名

大山氏の論考にあるように、一般に「竹追城絵図」と呼ばれている城絵図は、文政年間、筑後竹迫氏の要請によって中世竹迫氏の業績をまとめた『竹陽古今考』と同時に作製され、竹迫氏に献呈されたものである。最も精緻な『衛藤本竹追城絵図』によれば、図中の中心に合志氏の本丸(竹迫氏の城「蛇尾城」)、塩浸川の左岸側に「新城」、その南東の「陣ノ内」に竹迫氏の始祖の館が記載される一方、惣構えとみられる「カラホリ」外側にも「竹迫氏屋形跡」や「竹迫氏城跡」と記された箇所があって、竹迫氏の関連遺跡を詳細に調べ上げていることが判る。

しかし、一瞥してわかるように、この城絵図のもう一つの主題は、本丸を中心に惣構えの「カラホリ」に囲まれている広大な城である。当絵図ではその惣構えのある城の城名を明記していないが、絵図左端の「竹迫氏持ノ時ハ前後ノ大沼ヨリ内居城ニヨシ、沼外ハ合志氏ニ至リ引添ト伝ヒ傳フ」や、本丸右下の「大手郭」の説明「合志氏ノ持チニ成ノ勢□□人數多クナリシニヨツテ謀臣合志一傳ト云者繩ヲ引き添ヘシトゾ、惣ボリモ其ノ剥ナルベシ(後略)」という記事から、合志氏の持ち城、本城を表していることは疑いがない。そうした状況から当城絵図の呼称を「竹追城絵図」とすることに、一考の余地を感じる。

一方、「熊本県遺跡地図」では、当城絵図の「本丸」付近を竹追城跡、「新城」を原口城跡として掲載しているのみで、惣構え堀や竹迫氏屋形などは周知の遺跡にはなっていない。これは当城絵図を利用した現地遺構の検討が本格的になされていなかったためである。

本稿は主として現地に残る惣構えを持つ城郭遺構の構造について論及するが、上述したように、その名称を「竹追城」とすることには躊躇をおぼえる。青木氏の論考によって史料上での竹追城や合志城の城歴について検討がなされるだろうが、私見では、惣構えを持つ城郭としての初見を『上井覚兼日記』天正十三年九月二日条、すなわち合志親重の處外の儀(甲斐宗運との密通)による「合志之城」の下城命令の記事であろうと考えている。論述の都合上、本稿では現地に見られる惣構えの堀に囲まれている城郭の総体を上掲の「合志之城」と解釈し、本稿では城郭名として「合志城」を使用することにしたい。

2 地質地形

合志城は合志台地のほぼ中央に位置し、その標高は95m前後である。阿蘇外輪山の西側斜面下にある合志台地は、阿蘇火碎流を基盤岩とする洪積段丘が広く卓越し、標高145.4mの群山を除けば周辺半径6km以内に比高差50m以上の山は存在しない。したがって、合志台地周辺における中世城は、通有の山城の築造に適した地形が確保できないため、浸食谷に面した台地端や残丘を防御に利用した形式が多く、合志城もその事例の一つとなっている。

合志城は戦国時代の軍事的緊張から惣構えをもつ城郭に改造されていて、複数の段丘面と浸食谷を包括した良好で広大な城域が形成されている。浸食谷は菊池川水系に属する合志川の支流である上庄川や塩浸川の源流部で、塩浸川の源流部はさらに芋扱(おこぎ)川、鶴川と呼ばれる支流となっている。

3 遺構群区分

広大な惣張りをもつ合志城を理解するため、遺構群を以下のように地域区分し、次節で江戸時代後期の城郭調査図である「竹追城絵図」と対比させ、その構造的特色を把握する。

- (1) 中央部遺構群(A区)：芋扱川支流の浸食によって形成された独立的な舌状台地にある。ほぼ中央に標高92mの最高所があつて主郭となっている(A1)。主郭の南側、迫地を挟んだ標高80mほどの下位段丘面にも土塁や堀をもつ区画がある(A2)。
- (2) 北部遺構群(B区)：芋扱川北側の標高70~100mの高位・中位段丘面の分水嶺付近に、東西方向の直線的な堀があつて北側の合志台地と遮断する。この直線的な堀と段丘南側の浸食崖との間にある段丘面に遺構群

がある。地形のまとまりから東からB1、B2、B3と細分する。

- (3) 西部遺構(C区)：上庄川と芋汲川が開析した谷と段丘面を横断する堅堀・横堀がある。
- (4) 南部遺構群(D区)：芋汲川と鶴川に挟まれた標高75～92mの段丘面。東から藩政時代の竹迫町がある鶴川右岸の下位段丘面(D1)。地形的に最も高い中位段丘面(D2)。その西側の下位段丘面で今回の調査地である陣内遺跡周辺(D3)。その西側、日吉神社や「新城」周辺の中位段丘面～下位段丘面(D4)。南側段丘の西端部にある字天神本や字西光寺周辺(D5)に細分される。
- (5) 東部遺構(E区)：東部の段丘面を南北に縱断する堀切や土塁遺構。標高は最高所で110m。
- (6) 東南外縁遺構群(F区)：鶴川の左岸の段丘上に位置する遺構群。「竹迫城絵図」によれば、「竹迫氏城跡」「館山(竹迫氏館跡)」「西辻竹迫氏館跡」など、竹迫氏関連遺跡の記載がある。現地踏査を行ったが、十分な遺構確認ができなかつたので本稿では詳細な論述を控えた。

4 遺構群各説

(1) 中央部遺構群(A区)

A1は段丘面が大きく浸食され舌状の残丘地形となっている。大半が「竹迫城跡公園」となっているが、旧状は窓い知ることができる。標高92mの頂上部分は、東西38m、南北48mの平坦地。北西側に幅4m、深さ0.7mの横堀が残るだけで、周りは切岸で仕上げている。絵図や伝承、求心的な立地から、合志城の主郭部分と断定できる。出入り口は、横堀両端の北側と西側の坂道が想定される。

「竹迫城絵図」によれば、この主郭周り東・北・西の三方には二重になったカラホリ(空堀)と切岸が描かれる。空堀は北側に顯著に残されていて、内側の堀は幅18～30m、深さが最大で8mほどの大きなものである。その外側の北側斜面にも同程度の空堀が存在しているが、中央部分は失われている。城絵図が作成された文政期には農家の屋敷となっていて、細川忠利によって実施された寛永15年の「合志古城」の破城の痕跡かもしれない⁽¹⁾。主郭の南西部と東辺には公園通路となっている空堀跡があつて、城絵図のとおり三方を堀が囲んでいたらしい。

主郭の東方では公園化された東西幅40mの広場があり、その東方に空堀跡を踏襲したらしい公園通路がある。この広場は堀に挟まれた空間であったらしく、位置的には主郭に準じる二の丸的な曲輪であったと考えられる。ところで、この曲輪の東端部には、主郭と同等の標高をもつた高まりがある。北側が近世墓地として利用されているものの自然地形のまま、城郭遺構は確認できない。「竹迫城絵図」では省略され、無視された空間となっている。主郭同等の標高がありながら曲輪造成がされていないのは、西側の主郭にのみ求心性を持たせたためであろう。

主郭の西側斜面には、3段の平場(腰曲輪)と通路を兼ねた幅9mの堅堀が残るほか、南東部の竹園の南側民家脇には追に下りる堅堀が遺存していて、竹園部分には横堀が埋没している可能性が高い。

芋汲川の谷に面した西側の下位段丘面は、標高80mの畠地となっている。周囲を高さ5～6mの切岸とした曲輪となっていて、南面に出入り口に想定される窪地が遺存している。

一方、主郭南方の追地の南にある芋汲川の谷に挟まれた標高80mの平坦地(下位段丘面)のA2は、現在は民家敷地や畠となっている。北西部に北側の追に面して直線状に二重の堀と土塁、東に段丘を断ち切る堀切が遺存していて防御性をもたせた区画となっている。「竹迫城絵図」では「長福寺跡 天正ノ頃ノ古墓アリ」「畠 高ミ」といった記載があるだけだが、「肥後国誌」の「竹迫城跡」では「御臺丸」「御姿丸」「備前屋敷」などの地名をあげている⁽²⁾。伝承を信じれば、奥方の居所や家臣屋敷となるだろう。

「竹迫城絵図」ではA区周辺の芋汲川の谷・追を「古ハ沼 今ハ田」「古代ノ國ニ沼トアリ今ハ田」とし、「橋アリシカ」「長橋アリシカ」といった記載もあり、「本丸」の外濠機能を果たしたことを探定している。実際の追地には標高差があり、水濠(沼)とするためには複数の堰が必要となる。なお、主郭北西にある灌漑用水池は、「竹迫城絵図」には「池 寛永後堀」と記載があるが、これは「寛永の城破却以降の造成によって池となった」



第1図 合志城中央部遺構群 S=1/3,000

という意味であろうか。

(註1) 熊本藩は天草島原の乱後の寛永15年、「細川家文書」「部分御旧記 城郭部」の「細川忠利の戸田氏鉢宛状」などによれば、國內の古城のうちの佐敷城跡や水俣城跡、合志の古城を破却している。肥後の破城については、花岡興史「元和一国一城令と佐敷城」(『佐敷花岡城跡保存整備工事報告書』芦北町 1998)に詳しい。

(註2) 「肥後国誌」上巻(昭和46年、清瀬社刊)竹迫城跡の条(P315)。

(2) 北部遺構群 (B区)

合志城の北方には塩浸川と合志川との間に展開する南北幅4kmの広大な洪積段丘が広がる。塩浸川の支流である芋汲川北側の標高70~100mの高位段丘面の分水嶺付近には、合志城を最も特徴付ける東西方向の直線的な堀が帶状溝地として遺存していく「竹迫城絵図」にある「カラホリ」に比定できる。昭和60年から平成14年まで継続実施された「合志北部地区県営畠地帯総合整備事業」によって、東端部などで失われた箇所も多いが、集落に近い部分などでは良好に残されていて、失われた部分も地形図や空中写真によって痕跡を明瞭に確認できる。堀の幅は8~13m、北辺での延長は1.7kmにおよぶ。西端部など、堀の内外に高さ1~2mの土壘が残る部分もあり、土壘をセットで付設していた箇所もある。中間部には3箇所で緩やかながら鍵形に屈曲する箇所があり、横矢をかける工夫とみられる。

この直線的な堀と段丘南側の浸食崖との間を、地形によって東からB1、B2、B3と細分する。B1は耕地整理が進んでいるが、西側の牛舎周辺に懐掘の痕跡が確認できる。B2には南側の浸食崖側にも堀があって、堀に囲まれた空間のB2-1・B2-2がある。南側の堀は浸食崖下の追地との連絡通路に利用できる構造となっている。B2-1は「シンヤマ(陣山)」と呼ばれている。

B2-1・B2-2は、その中間部分には城郭中心部と外部とをつなぐ道路が通過するように、防御上重要な地点であり、主郭A区との距離も追でて250mしかなく、主郭から敵方を遠ざけるために城域に組み入れられた空間ではないかと推測される。

B3でも懐掘の遺構や痕跡が明瞭に確認できる。特に西端部となる山林では土壘とセットとなった懐掘の様子が良好に見られる。下位段丘への傾斜変換点手前で南北方向に向きを変えた懐掘は、上庄川低地への南斜面を堅堀となって下っている。

(3) 西部遺構群 (C区)

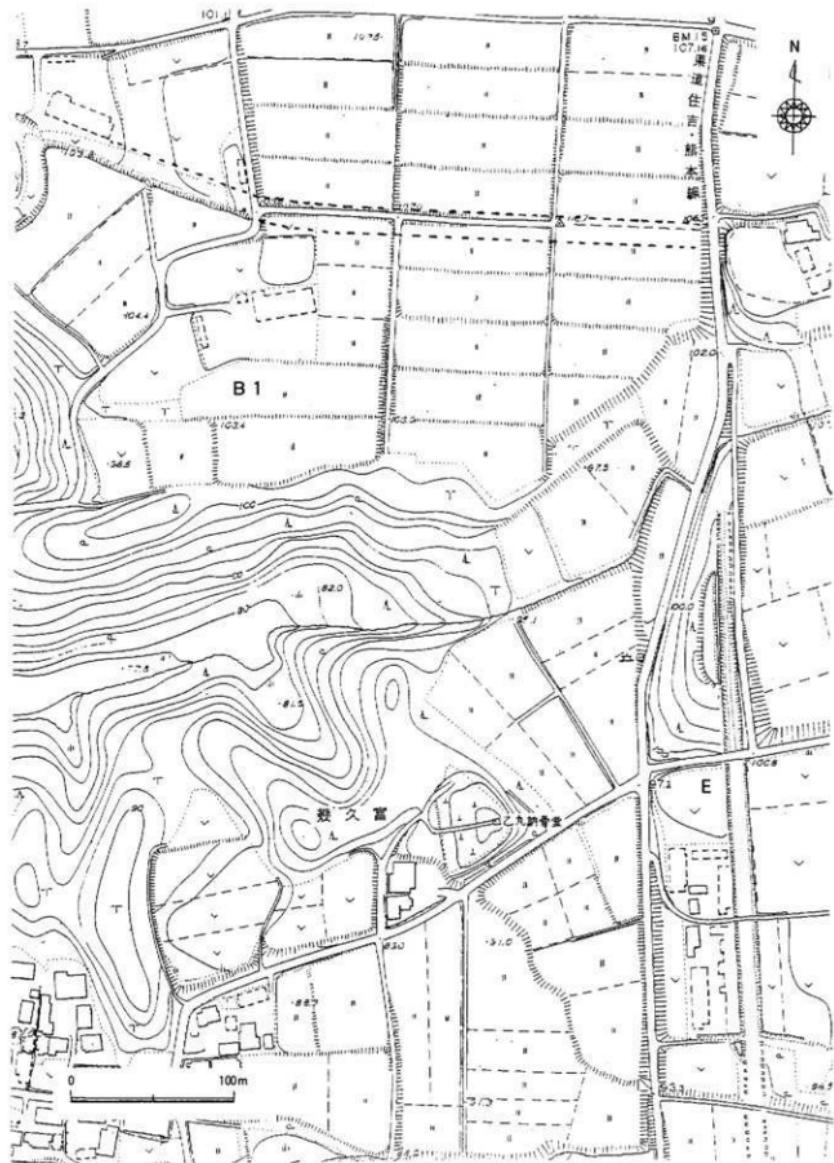
「竹迫城絵図」では料紙が欠損した部分にあたり、描かれていた内容が不明である。B区西端から南西に屈曲した懐掘の横堀が、上庄川の谷とその南の寺崎の段丘面を南北に横断する。耕地整理や道路に利用されていて遺存状態は良くないが、堀幅は6~10m程度である。芋汲川低地とその南の段丘上では堀跡を確認できないが、西光寺付近では段丘崖を利用したものと推定する。延長は1kmとなる。部分的に堀の内側に「見張台」と呼称される土壘が残る。標高70mの段丘面C1には略方形に幅5~7mの堀に囲まれた防御性のある屋敷跡が確認できる。南西側は比高差5mの小山であるが、自然地形のままとなっていて城郭遺構はみられない。その東側の平坦な竹林は「ドウヤマ」と呼ばれている。

また、その東側にある標高80mの丘C2は、幅3mの堀や小規模な土壘によって細かく3区画に区切られている。同一地形面となる北西側の民家敷地の西側切岸下にも幅7mほどの堀が確認できるので、防御性をもつ屋敷跡であった可能性がある。C2の南東斜面には小規模な土壘をもつ鍵形の通路があり、明瞭ではないが虎口の可能性がある。

(4) 南部遺構群 (D区)

芋汲川と鶴川に挟まれた段丘面上にある。懐掘の堀は、「竹迫城絵図」から考えて東端のD1地区では鶴川の河道を利用し、竹迫町南端から以西では土壘や堀跡が部分的に遺存する段丘南斜面を帶状溝地となって東西走する市道部分に推定される。延長は2.2kmとなる。

D1にある藩政時代の在町、竹迫町の起源は明らかでないが、鶴川は町内の水路となるよう人為的に直角に屈曲させており、この付近を城絵図では「シンホリ」(新堀)と呼んでいるなど、町家成立期の河道付替えが想



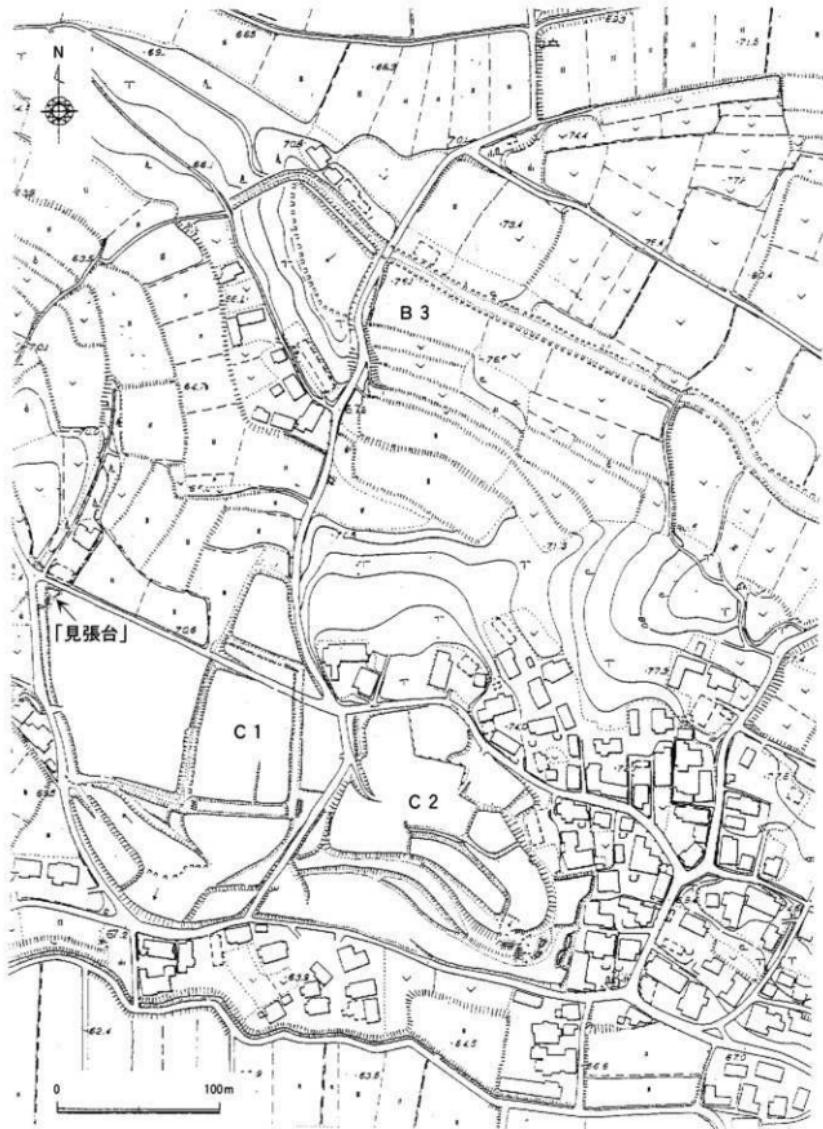
第2図 合志城東部遺構 S=1/3,000



第3図 合志城北部遺構群(1) S=1/3,000



第4図 合志城北部遺構群(2) S=1/3,000



第5図 合志城北部遺構群(3)・西部遺構群 S = 1/3,000

定される。絵図では在町の東端に「竹迫氏末代屋敷跡」とあるが、遺構は未確認である。

D区で地形的に最も高い中位段丘面のD 2地区は、主郭のあるA区と同等の標高で、周辺には崖や切岸がまわり、独立性が高い。特に城絵図で「大手道」とある西端の道路は比高5mの切岸下を直線的に通過するように仕上げられていて、道路西側には墓地となった土塁跡も残っている。

D区内は平坦で、現在は農家や畠として土地利用されている。竹林のあるD 2-1には鍵形に走る幅6mの横堀とこの内側に並行する高さ2mの土塁が良好に残る。この横堀・土塁は、城絵図の「二子村内今町」東方の「カラホリ」に相当する構造であるが、残存する土塁の様子からすると土塁内部は方1町規模の屋敷となっていたようである。また、道を挟んだ西側の宅地にも土塁が部分的に残されていて、一帯が防御性のある屋敷群となっていた様子がうかがえる。

この部分を「竹迫城絵図」では、「大手郭地形高ク廣シ」とし、著者大塚惟矩の私考として「合志氏ノ持ニ成ノ勢□□人數多クナリシニヨツテ謀臣合志一傳ト云者繩ヲ引き添ヘシトゾ惣ボリモ其比ノ割ナルベシ今ニ新ボリト云處々堀切多」と注釈する。合志氏の家臣団が多くなり、謀（はかりごと）を役目とする家来の合志一傳という者が（この大手郭を）繩張りした。また惣ボリ（惣構えの堀）もその頃に（一傳が）一緒に繩張りした、という意味であろう。合志一傳という人物は、「肥後国誌」に引用する「竹迫落城記」によれば、「隠レナキ軍者ニテ其子外記ト相共ニ隆重ニ近侍ス⁽¹⁾」とある。軍者とは軍師・軍配師と呼ばれ、合戦・兵法だけでなく観天望氣や城郭の繩張りにも通じていた軍学者のことである。一傳は最後の合志城主である合志隆重（高重）に近習し、隆重の幽閉先である鹿児島羽繼（現大口市羽作）に天正14年、隆重とともに討死したという⁽²⁾。

D 2から西側に下った標高80mほどの下位段丘面は、芋汲川の開析に起因する迫地が北方から切り込んでいて一区域を形成し、今回の調査地である陣ノ内遺跡が存在する（D 3）。南東部のD 3-1ではやはり武家屋敷を構成したと推定される高さ1.5mの土塁や幅5~6mの堀が確認できる。道路などの地籍の形状から方1町程度の規模の武家屋敷が想定可能である。現在、この屋敷地の持主は「城」姓を名乗っている。

D 3-1の西側は現在住宅地となっているが、その一角の竹林内に幅7mばかりの堀と高さ1.5mの土塁が残されている。土塁上に祭られる「八龍」神社は、「竹迫城絵図」にも見えている。城絵図では「八竜」の西隣に方形の区画が描かれ「陣ノ内」と記す。注記には「竹迫氏ノ始祖此所ニ屋形ヲ構へ居ル（略）」とあり、竹迫氏が土着した当初の館跡だとしている。館主や年代はともかく、上記の土塁や堀の存在をもとに絵図が製作されていると理解してよい。陣ノ内遺跡の遺構の性格は報告に譲る。

D 4は、D 3同様に北方から切り込んだ迫地に挟まれた中位段丘面で、江戸時代に原口村と呼ばれ、日吉神社が鎮座している。「竹迫城絵図」の「日吉宮」裏には「此處新城ト云 処々堀切多」と記載がある。新城を現地で確認すると通路を兼ねた空堀が十字形に交差し、台地を四分割している（D 4-1）。分割されたそれぞれの区画の堀際には土塁が付設されていて向かい合った格好となっている。等質的な武家屋敷の集合といった感が強く、城郭というよりも館や屋敷、神社地に用いられた場所であったと考えられる。東側の下位段丘面は旧小学校や民家の敷地で、西側の迫は埋立てられているなど変更が大きい。1984年に段丘端に近い保育園の改築を原因に発掘調査が実施され「原口城跡」として報告されている。15・16世紀の掘立柱建物5棟や地下式土壙1基が確認され、僧坊跡などに推定されている⁽³⁾。

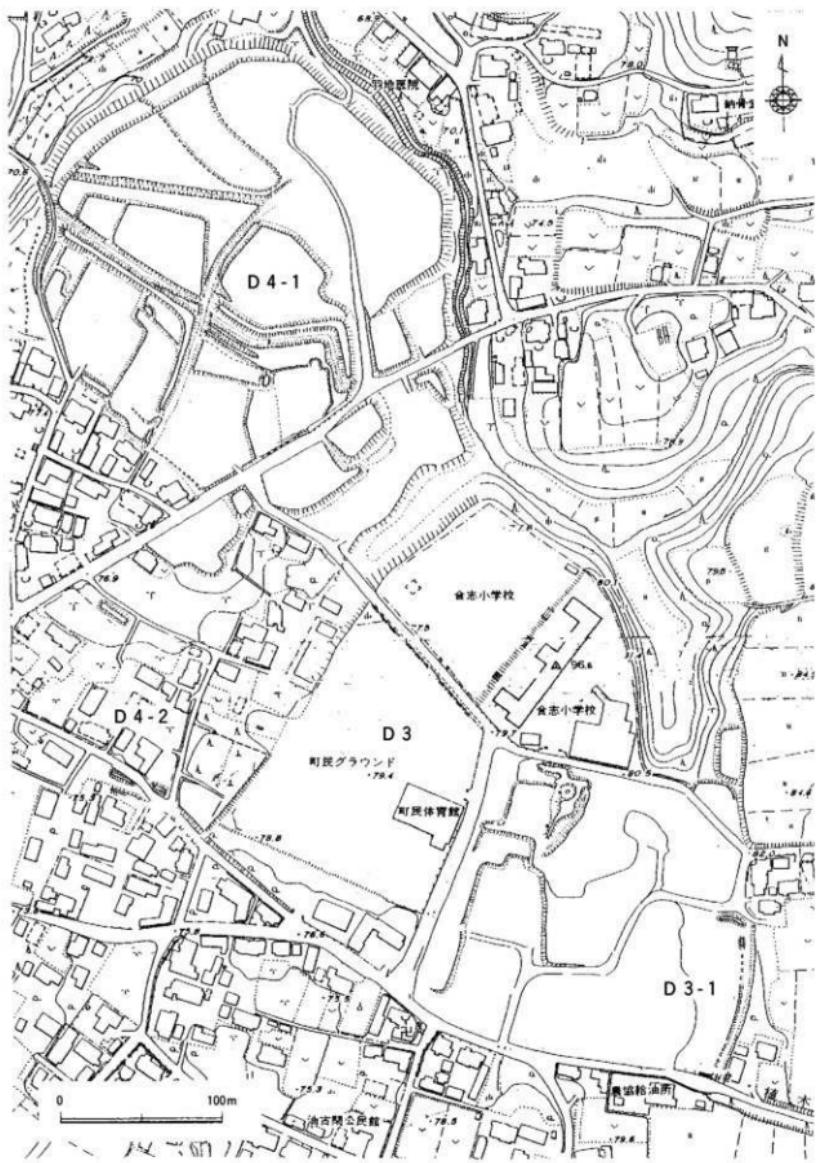
このほか、D 4-2やD 4-3にも土塁が遺存していて、惣構えの堀との間に方1町程度の武家屋敷群が推定できる。なお、D 4-2の南辺には土塁に挟まれた幅5mの堀が藪の中に残されていて、惣構えの堀に推定される。

宇天神本や宇西光寺などの地名がある段丘西端部（D 5）では、惣構えの堀が崖地の道路として残されている。西南隅については二千五百分の一地形図などで帶状崖地が確認できるが、現在、現地にはその痕跡がなく、なお検討の余地がある。

(註3) 「肥後国誌」上巻（昭和46年、清瀬社刊）竹迫城跡の条（P313）。



第6図 合志城南部遺構群(1) S=1/3,000



第7図 合志城南部遺構群(2) S=1/3,000

(註4) 「肥後国誌」上巻(昭和46年、清瀬社刊)竹追城跡の条(P314)。

(註5) 下村 恒史「原口城跡」合志町教育委員会 1984。

(5) 東部遺構(E区)

段丘面を南北に横断する惣構えの堀が明瞭に残されている。堀は極めて直線的で、その総延長は推定で約1kmにおよぶ。市教育委員会によれば、惣堀の北西隅に近い県道工事の際に、堀幅が5m以上、深さ4m以上、V字状の堀の断面が確認されている。標高110mの高位段丘面頂上付近では、堀幅は9mで内(西)側に高さ1mほどの土塁と細長い曲輪が付いている。段丘面から南に下った中位段丘面の堀は、幅13~14mの帯状低地として残る。その南側の耕地整理済みの低地やさらに南側の中位段丘上では、堀の痕跡は不明瞭だが、上記惣堀の延長線上に位置し鶴川に至る農道が堀の痕跡を示すものと推定される。

(6) 東南外縁遺構群(F区)

鶴川の左岸の低地の南東側には標高110mの高位段丘面が広がる。「竹追城絵図」によれば、低地に面した段丘端の3箇所に「西辻・竹追氏屋形跡」「金龍寺」、「竹追氏屋形跡 今館山ト云」、「竹追氏城跡」といった城館の記載がある。遺構が確認できたのは「竹追氏城跡」のみで、北側斜面に堀幅5mの二条の連続豊堀を確認した。これらの城館群はなお精査が必要であるが、段丘周囲の天然の崖を切岸代わりに利用した城郭群と推定され、伝承どおり竹追氏時代の城館群と考えることに年代的な矛盾はない。

5まとめ

合志城は「竹追城絵図」で「惣ボリ」と呼んでいる惣構えの堀(以下、「惣堀」と呼ぶ)をもつ城郭である。惣堀は南側の段丘面では痕跡を追いにくいが、北側の段丘面では横矢掛けの屈曲をもった直線的な形状として顕著に残されていて、実在が確実である。その総延長は5.9kmで、内径は東西2.3km、南北1.3kmとなる。この数値は「合志家記」にいう「竹追城ハ平城也、曲輪一里十七町、東西千三百間、南北七百五十間」⁽⁶⁾と同等の数値である。もちろん中世城としてその城域規模は県下随一となる。

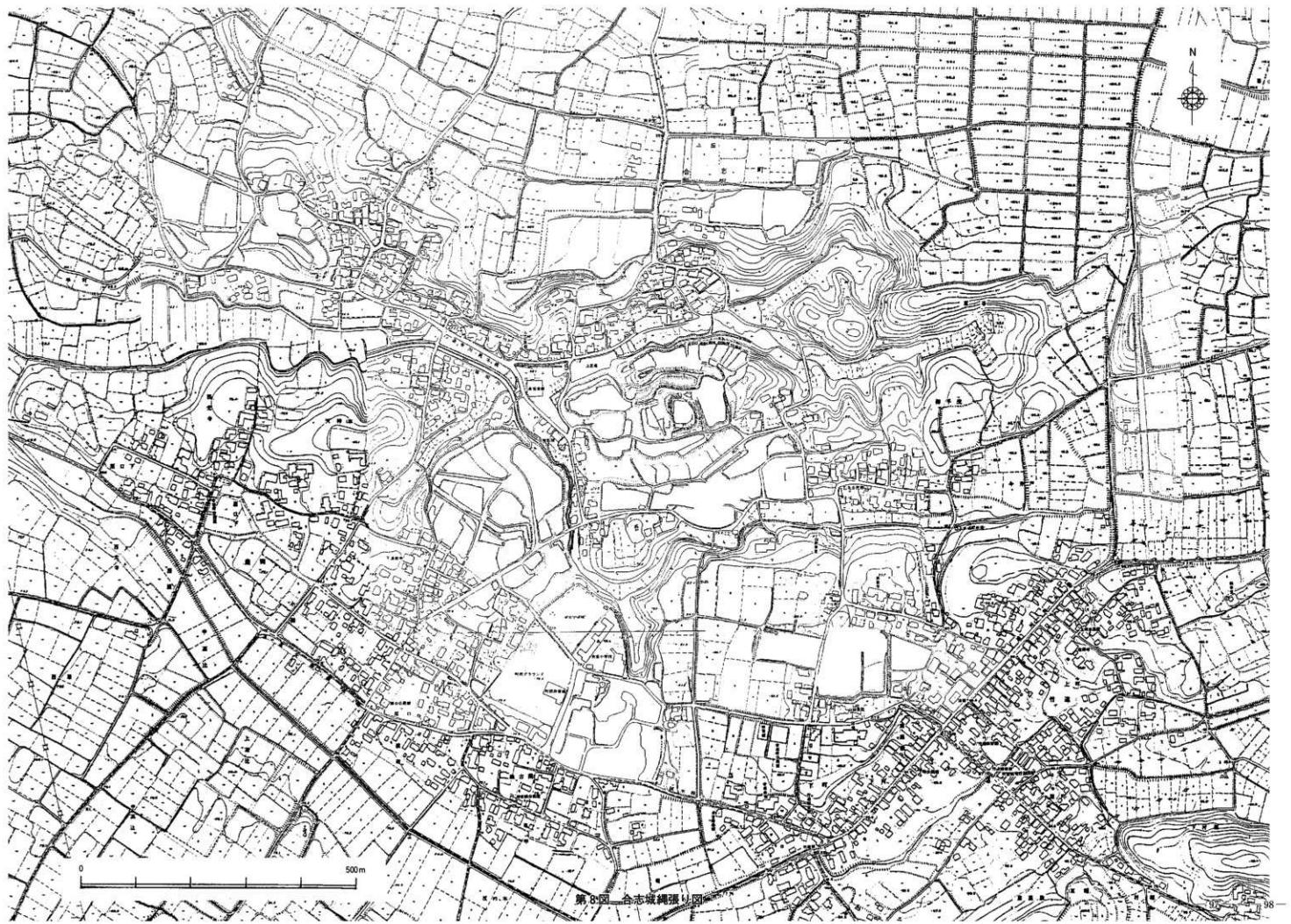
惣堀の内部には複数の浸食谷によって分割された段丘面があって、その段丘面上に城郭遺構群が形成されている。中心部にある通称「竹追城跡」は、三方を二重の空堀に囲繞された厳重な防御となっていて、惣堀内部での配置も求心的な位置にあって主郭であったことは疑いがない。主郭の外縁部、すなわち惣堀内部の段丘面には「大手郭」「新城」に代表される堀や土塁で囲まれた方1町規模程度の家臣团屋敷が凝集していた様子がうかがい知れる。

こうした残存遺構と「竹追城絵図」とを比較すると、かなりの部分が整合的で、城絵図作成者である大塚惟矩の調査が実際的なものであったことが知られる。

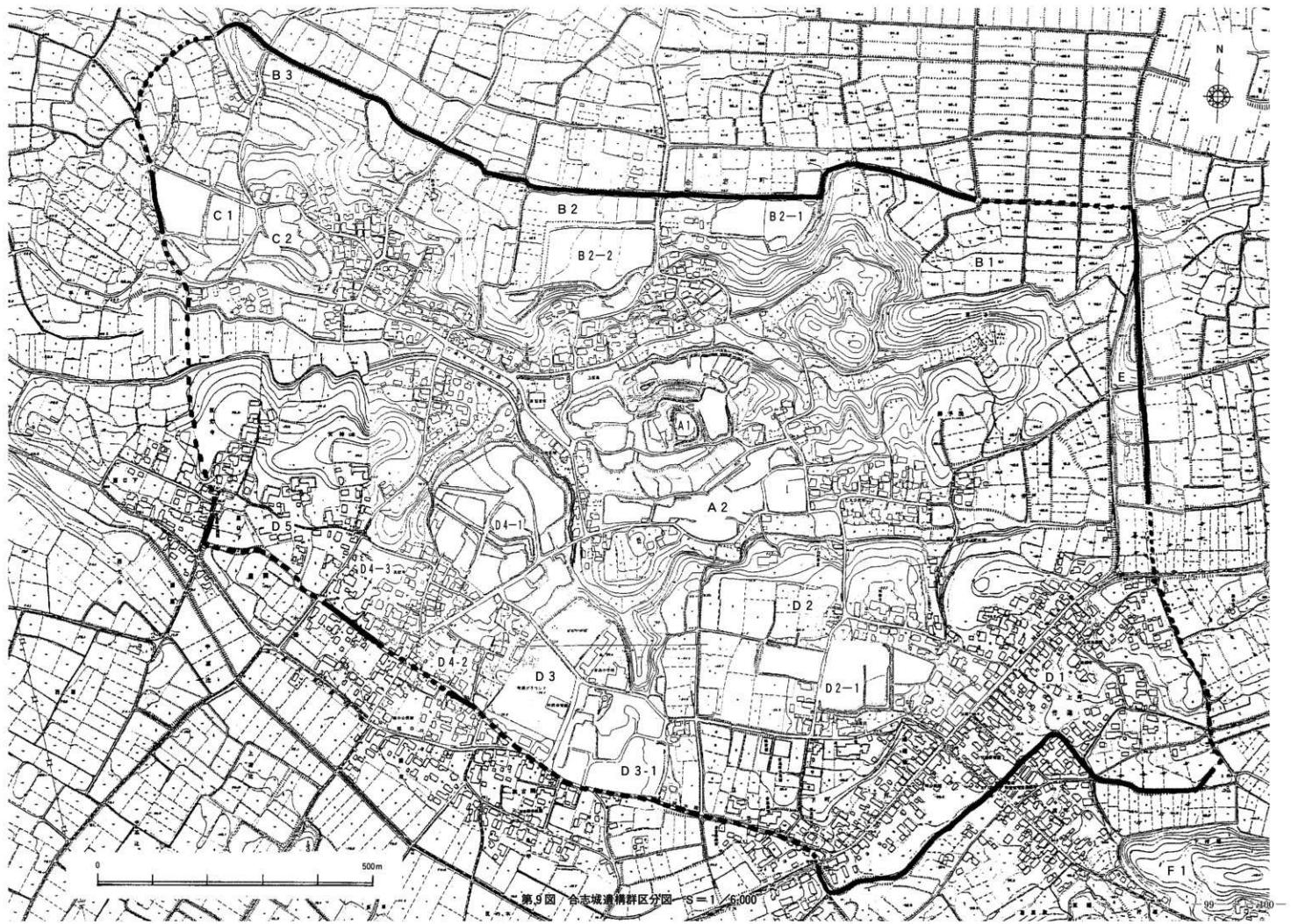
さて、こうした城郭遺構の最終形成時期はいつであろうか。天正15年の「肥後国衆一揆」では合志氏の明確な動きはなく、大規模な普請が行われた形跡もない。直前の島津氏占領時代は、北九州への進駐に忙しく島津氏も肥後国内では積極的な城郭普請を行っていない。したがって、合志城の城郭遺構群の最終形成年代を合志氏時代に想定することは許されるだろう。直接的な史料ではないが、「竹追城絵図」に見える軍師合志一傳による惣堀や大手郭の繩張りに関する伝承が参考になる。また、「合志知二郎日記」⁽⁷⁾によれば、天正13年正月13日から15日の評定において島津勢との討戦に定まり、翌16日に「城内討戦の用意、その手当てあり」、17日には「城外の討戦の用意の将□軍師の見あり」といった籠城戦に関わる記事が注意をひく。こうした関連事項からすると、惣堀などの普請は島津勢との決戦を控えた天正13年正月から4月までの期間に実施された可能性が最も高いのではなかろうか。

(註6) 「肥後国誌」上巻(昭和46年、清瀬社刊)竹追城跡の条(P310)。

(註7) 「合志町史」合志町 P224~228



第8図 合志城縄張図



第3節 竹迫城に係る戦国期の様相について

青木勝士（熊本県玉名地域振興局土木部用地課）

はじめに

本節は陣ノ内遺跡に係る文献等補足調査の結果の一部について記すものである。この調査は合志市教育委員会が平成16年度に合志市立合志小学校校舎建て替え工事に伴う埋蔵文化財発掘調査を行った陣ノ内遺跡（合志市幾久富字陣ノ内、上庄字宮ノ前）から検出された中世期遺構について、その築造時期及び機能を推定し、遺跡の性格を可能な限り明らかにする目的で平成17～18年度に行ったものである。実施に当たっては熊本県教育委員会文化課の長谷部善一氏の協力の下、米村大氏が調査全体の企画総括し、青木が具体的な調査計画の立案を担当し、米村・青木と大山智美氏並びに鶴嶋俊彦氏が担当区分ごとに現地調査と史料分析を行い、熊本中世史研究会・合志市文化財保護委員会等の多くの研究者及び史料所蔵者、合志市民の協力を得て実現した。

具体的な調査に当たっては、陣ノ内遺跡の発掘調査から得られた埋蔵文化財情報が範囲的に限定的であり、遺跡に直結する歴史史料が皆無であるため、遺跡を含む竹迫（合志）城全体、さらにこの地域に関連する竹迫氏及び合志氏の支配領域まで対象地域の範囲を広げ、地域の歴史の全体像から絞り込んで遺跡の性格に言及する手法を採用した。また、対象とする史料はこれらの地域に関する文献史料及び金石史料（表1）とし、特に遺跡が所在する竹迫城については地形等に残る遺構を過去の航空写真及び地籍図・地形図を加味して考察した。そのため地形に現存する遺構から分析を始め、遡及的手法で地域の歴史を明らかにしていくため、まず現地に残る遺構と現地を文政8年に描寫したと伝えられる『古今考図（竹迫城絵図）』（合志市立合志歴史資料館蔵・巻頭図版1・第1図・図版3）との対比照合作業を行った。この古今考図は『竹陽古今考』の付図に当たるが、その成立過程と製作依頼者の竹迫氏及びその祖である中世竹迫氏については大山氏が第1節で詳しく分析され、論じられているので参照されたい。また、今回の作業で検出された竹迫城と竹迫城を中心に周囲を巡る惣構え（竹迫城惣構え（合志城））の個々の構造については鶴嶋氏が踏査結果を図化され、第2節で詳しく論じられているので参照されたい。本節では陣ノ内遺跡で検出された遺構を踏まえて、第1節及び第2節で触れられなかった戦国期を主な対象時期に置き、当該期に竹迫を支配領域にした竹迫氏とその後竹迫城を本城に合志郡を支配した合志氏に着目し、陣ノ内遺跡の性格と遺跡を含めた竹迫城惣構え（合志城）の歴史的意義について私見を述べる。

なお、本節で使用する「竹迫城」の名称については、大山氏が第1節で指摘しているとおり研究上で確定しておらず、合志市上庄字城山に所在する城跡（竹迫城公園）が從来「竹迫城」と通称され、『熊本県遺跡地図』で合志市指定文化財「竹迫城跡」と登録されている。鶴嶋氏は「上井覚兼日記」天正13(1585)年9月2日条の「合志之城」を根拠に竹迫城を含めた竹迫城総体を指して第2節で「合志城」と呼称されている。この説は『家久君上京日記』天正3(1575)年2月26日条の「右方にこうし殿、あかほしとの城とて遠くみえ侍り」と記されている竹迫城を「合志殿」の城と呼ぶ島津家久の認識と併せて傾聽すべき説ではある。しかし、建武3(1336)年9月日付け小代吉宗軍忠状（小代文書）で「合志館」、建武4(1337)年6月29日付け一色道猷軍勢催促状（詫摩文書）で「肥後國合志城」と現れる北朝方の合志太郎幸隆の本拠であった館城（菊池市泗水町大字住吉字飛懸）と混同する可能性があるので、本稿では『国郡一統志』（寛文9(1669)年）、妙正寺文書（享保2(1717)年3月）、『肥後国誌』（明和9(1772)年）及び『竹陽古今考』（文政12(1829)年3月）で使用されている「竹迫城」を踏まえ、現行の遺跡名称を採用し、合志市上庄字城山に所在する城跡を「竹迫城」とする。この竹迫城を中心に合志市上庄・豊岡・幾久富・竹迫にまたがって周囲5.9kmを巡る土塁と堀による惣構えを「竹迫城惣構え」と呼称する。同様に豊岡字宮本に所在する城郭を原口城（遺跡地図では「原口新城」）、今回の調査で新たに発見された上庄字寺崎に所在する城郭と西隣する方形館を総称して寺崎城（遺跡地図では「寺崎遺跡」）と呼称する。

2 竹迫城惣構えの構造について

陣ノ内遺跡の発掘調査の直接的な契機は、『古今考図』の当該地に「陣ノ内 竹迫氏始祖此所屋形ヲ構エ居

今幕二ツアリ」と記され、伝竹迫氏館とされていた事にある。この『古今考図』は奥書に「文政八年乙酉春 古今考図制之 肥後竹追住 大塚惟矩」とあるように『竹陽古今考』の編纂に併せて文政8(1825)年に竹迫在住の大塚惟矩が現地で伝承の聞き取りをしながら踏査し、その遺構の残存状況と伝承内容を図面に記録したもので、この当時から竹迫城を中心に大きく外堀が巡らされていたことが地元では認識されていた事が分かる。第1節で明らかにされているとおり、「古今考図」が柳川藩主で北閑在勤の竹迫貞右衛門重義の「其先竹迫の城主たりしにより廢城の跡を圖し遺事を求むる」事を動機に調査編纂された『竹陽古今考』の付図であることから、調査の視点は竹迫氏関係の旧跡搜索に軸足が置かれ、「陣ノ内」以外にも合志市福原字下村廻の金童寺跡を「竹迫氏城跡」、福原字上古閑に「竹迫氏屋形跡 今館山下云」と記して、竹迫氏関係の伝承を持つ文政8年当時の旧跡をつぶさに記録している。しかし、「古今考図」は竹迫氏関係の旧跡のみならず、文政8年当時から合志氏の居城跡とされていた竹迫城を中心にその周辺を大きく巡る外堀まで含めた竹迫城懐構えの範囲を主題にして描いている。このことから第2節で指摘されているとおり、「古今考図」は地元で伝承されてきた竹迫氏関係の旧跡の記録と合志氏の竹迫城と竹迫城懐構えに関する記録の二つの目的で描かれた図面と評価する事ができる。しかし、その後「古今考図」の記載内容は実地検証される事はなく、『合志町史』(昭和63(1988)年9月合志町)では外堀の推定線が破線で記されるに止まり、竹迫城のみが略測図が添付されて中世期の典型的城郭として評価されるに止まっている。これは『熊本県の中世城跡』(昭和52(1977)年3月熊本県教育委員会)、『日本城郭体系18巻熊本県』(昭和54(1979)年10月新人物往来社)でも同評価で、「肥後国誌」(明和9年森本一瑞)等の地誌で記録されている備前屋敷等の城内各所を略図化した点で『古今考図』以来の近代的な実地検証であった。

今回の調査では現地踏査で地形に表出する遺構を現認し、平成16年の国土調査で作成された17条地図(合志市総務部税務課・第2図)で筆毎に照合し、さらに国土調査以前に改変された町道新設や圃場整備等の後世の改変を除去するため旧字図(明治6(1873)年大津法務局)と17条地図を照合した。さらに界筆と地形を照合するため合志町地形図1/1000(平成5年合志町土木課)と重ね合わせた。不明な部分は現地で聞き取りを行い、17条地図及び旧字図で照合すると共に昭和23(1948)年11月23日米軍撮影の航空写真(国土地理院蔵・図版1)で戦後の改変で既に消失した遺構の確認を行い、「古今考図」以来、不明確であった竹迫城懐構えをほぼ正確に検出した(第14図)。南面(幾久富字小園)と西南端部(農園字西光寺)及び東南端部(竹迫字御堂園)に不明な箇所があるものの、「古今考図」が文政8年の現地踏査を踏まえたほぼ正確な略測図であった事を証明した。

さらに、この作業の過程で北面(上庄字出口)に土壘と三重の空堀を確認し、南面(幾久富字小園)でもその可能性を見出す事ができた。また、竹迫城懐構えの内部に当たる幾久富字村廻では「村廻」を囲む空堀を確認する事ができた。このことから竹迫城懐構えは一気に構築されたのではなく、数期(3期?)にわたって段階的に構築され、次第に防御力を増強して最終形の現況に至った可能性がある事が判明した。また、竹迫城懐構えの最終段階のプランは北面と東面を直線で意識し、上庄側の北面虎口(上庄字出口)を三重の土壘と空堀で堅固な防御を固めた計画であった事が判明した。さらに東面では合志川河畔の住吉(菊池市泗水町住吉)に接続する住吉往還(現在の県道幾久富住吉線)を竹迫町北端から空堀(「バヤンボリ」)に誘導し、往還を堀底道にしている。この構造は堀上の幾久富字今井戸から往還を往来する人馬を監視・攻撃する事を可能とした攻撃性の高い構造で、往還の遮蔽と通行の自由を掌握することを目的にしていたものと考えられる。

このような計画性と防御性の高い竹迫城懐構えは東南側で竹迫町を内包させ、竹迫町の外側に堀を走らせ、竹迫町南端で堀を大きく変針させて、町全体を防衛する事を懐構えの重点的な目的に置いて構築している。また竹迫城懐構えのプランは、竹迫町南端から住吉・須屋(合志市須屋・第10-11図)・鳥栖(合志市野々島・第12-13図)・小山(熊本市小山町)・大津(菊池郡大津町大津)の各方面に通じる分岐点を起点にしている(第3図)。これは交通の要衝の物流拠点として栄えた竹迫町と各方面に広がる交通路の掌握と防衛を懐構えの計画者が重視していた事を示している。同時に竹迫城周辺の寺崎・筒井・原口・村廻の村落をも含めて防衛することを意図した事を示している。

また、「古今考図」にも見られる竹追城懇構え南面の伝「大門口」（福原字大門）から竹追城に伸びる直線道路（伝「大手道」）は各方面交通路の結節点であった竹追町南端とは別に設けられ、その延長線は北面虎口を有する懇構え北面最外郭の直線ラインと直交すると共に住吉往還が走る懇構え東面の直線ラインと平行することから、懇構え構築計画に合わせて同時に企画された計画道路と位置づける事ができる。おそらく懇構え計画者は現実の地形を踏まえたうえで可能な限り矩形を意図する直線プランを懇構え全体のプランに取り入れ、領主の府であつた竹追城を懇構え全体の中心に据え、そこに至る懇構え南面から竹追城に至る道を大手道に位置づけ、儀礼的な直線道路を企画したと考えられる。

このように竹追城懇構えは極めて高度な測量術を必要とした計画性の高い企画に基づき、かつ城郭と町と村落を同時に防衛する事を意図した住民の生命と財産を守る高い公共的な目的を有した。また防御性を高め、同時に交通路の掌握も可能とする総合的な計画設計に基づいた戦国末期の代表的な防御要塞都市と評価する事ができる。しかし、矩形を意図しつつも地形的な制約で部分的にしか導入できず、西面・南面に見られるような地形と既存の竹追町や街道の位置に制約されて全体的なプランを構築せざるを得なかつたのが限界でもあった。これは天正16～18(1588～90)年に豊臣秀吉の関東鎮圧に備えて構築された小田原城懇構え（神奈川県小田原市）と共通項にあり、中世末の都市設計の頂点を示す遺構と評価する事ができる。

3 寺崎城・原口城について

今回の竹追城懇構えの確認調査の過程で、竹追城懇構えの西端に当たる塩浸川右岸の上庄字寺崎に東西54m×南北90mの規模の単郭方形館と思われる空堀に囲繞された区画を発見すると共に、東側に隣接する背後の独立丘陵に丘陵頂部を平坦化し、空堀で3郭に区画した寺崎城（「寺崎遺跡」）を発見した。この寺崎城は郭で表面採集した土師系土器から14世紀に構築されたと推定され、幾久富字今井戸から西進する塩浸川から西部に広がる平地を望む位置に立地すると共に館が平地側の西方を臨む事から、塩浸川沿岸の上庄字田久保周辺を治める領主館と考えられる。しかし、現況の登城口は東の上庄字筒井側の竹追城に向かって開いており、居館を囲繞する空堀には後世に追加された空堀が接続されて竹追城懇構えの一部を構成していることから、竹追城懇構えの構築段階で寺崎城は取り込まれて竹追城懇構えの一構成要素に編入されたものと考えられる。

塩浸川左岸の豊岡字宮本に所在する原口城（原口新城）は「古今考図」では「新城ト云 所々ニ空堀アリ」と注記され、「肥後国誌」では「御臺丸御姿丸」と地元で伝えられている事を記している。現在も竹追日吉神社の北西側には空堀と土塁が現存し、これらに区画された郭群を確認する事ができる。合志町教育委員会が昭和57年度に合志町中部保育園の園舎建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査を行った結果（「原口城跡」合志町教育委員会1984）によると、原口城北東側郭から土坑や掘立柱建物跡と共に青磁、土師系土器、瓦質土器等の遺物が検出されている。の中には14世紀後半～15世紀前半の雷文帯文・ラマ式連弁文の龍泉窯系青磁の碗片が含まれると共に15世紀後半～16世紀前半のへら書き線描蓮弁を施した龍泉窯系青磁が含まれている事、15世紀と16世紀の土師系土器が出土している事から、原口城は15世紀に築城され、16世紀前半まで確実に機能した城郭であったと評価する事ができる。この原口城は陣ノ内遺跡と同じ塩浸川左岸に位置し、立地的にも竹追日吉神社の東側の馬出状郭と空堀を隔てて隣接すると共に、陣ノ内遺跡でも15世紀を主体とする遺物が出土している事から、陣ノ内遺跡から検出された館跡と同時期に機能したセット関係をなす城郭である可能性が高い。つまり14世紀の寺崎城と同様に、原口城と陣ノ内遺跡がセット関係にあり、館として陣ノ内遺跡が機能し、防御用の詰城として原口城が機能した事が想定される。また、伝「大手道」が原口城には伸びない事から竹追城及び竹追城懇構えの構築以前の時期に比定できる城郭と位置づける事ができる。原口城東北側郭と陣ノ内遺跡からは共に16世紀に遡る可能性のある宗教施設と想定される地下式土壙が検出され、原口城東北側郭には「天正十七年己丑七月廿八日 権律師植尊 靈位」の供養板碑（現存せず）が建立されていた事から、館・城郭の機能が廃された後に同地の敷地を利用して寺院等に用途転用されたものと考えられる。廃止した城館跡を領主の公有地転用として氏神を祀る神社や先

祖代々の菩提をともらう菩提寺や祈願寺に機能転化させられる事例は人吉相良氏の「上原館→願成寺」や中世八代城（古麓城）の「陣内館→春光寺」など、多くの事例が見られる一般的な用途転用であることから、原口城と陣ノ内遺跡も同様の用途転用であったと見られる。

4 陣ノ内遺跡について

陣ノ内遺跡（字陣ノ内1296他）は「古今考図」によると「八竜」と「清寿院」の間に位置する「竹迫氏始祖」の「星形」伝承地である。今回の埋蔵文化財発掘調査の結果、調査区を南北に分断しさらに調査区外の東に伸びる15世紀～16世紀の時期が推測される3条の堀跡（8・9・10号溝）が併走して検出された。これはいずれもほぼ同位置で位置をややすらしながら15世紀から16世紀にかけて堀を掘り替えていたことを示しており、長期にわたって同位置で区画していた事を示していた。また、調査区東側に隣接する「八竜」（字陣ノ内1316-1他）には八竜大明神を祀る石造祠が土壇上に建立され、その東側には空堀が残り、南側には東側の空堀から続いていたと見られる堀跡の段差が残っていた。この延長線上に調査区から検出された堀跡があり、かつては「八竜」南側の堀に連続していたものと推定された。しかし、現地は旧合志中学校造成時に約1～1.5m削平されたとされ、中学校移転後は中央町民グラウンドとして完全に平坦地化されていた。また隣接地（字陣ノ内1295他）は合志小学校の造成により削平されているうえ、国土調査の17条地図でも町道や宅地開発により細かく分筆され、地形や筆界に基づいた旧地形の類推を困難にしていた。そこで17条地図で筆位置を照合するとともに、後世の改変を除去するために旧字図と17条地図を照合して旧筆界を復元し、さらに旧筆界と地形を照合するため合志町地形図1/1000と重ね合わせた。その結果、検出された3条の堀（8・9・10号溝）は字陣ノ内1296の南側の筆界となる字陣ノ内1297と1298に比定され、「八竜」南側の堀跡（字陣ノ内1317）に統く事が推測できた（第4図）。また現在合志小学校プールになっている字宮ノ前40は地形的に低地で堀の伝承があったが、ここも字宮ノ前55他を囲繞する堀の一部で、現在水路として溝状に残存している字宮ノ前58に連続することが考えられる。このように遺構と地形と字界を関連づけて検討した結果、陣ノ内遺跡は北側を塩浸川に面し、その河岸段丘を利用した東西270m×南北230mの範囲を4郭に分割した鉢跡であることが想定される。この館の主郭である第1郭は合志小学校体育館他になっている字陣ノ内1291他と見られ、副郭の第2郭は「八竜」であったと見られる。今回調査した箇所は字陣ノ内1290他で構成される第3郭の南半分に当たると考えられる。そして検出された3条の堀跡は土手の段差と堀で区画された第3郭の南側堀に当たると考えられる。この郭群の旧地形は合志小学校建設前の昭和23（1948）年11月23日米軍撮影の航空写真（国版3）に残っており、検出された堀の痕跡も旧合志中学校の位置に存在した合志青年学校の敷地に現れている。

このような4郭構造の館跡は平成10年度に篠原遺跡（菊池市泗水町田島字篠原）での泗水テック工場用地造成に伴う埋蔵文化財発掘調査でも検出されている。この館は一辺70mの矩形の敷地を外堀と内堀で田形に4分割する16世紀後半の田島氏の館跡とされている（『篠原遺跡』泗水町教育委員会1998）。

陣ノ内遺跡は自然地形を利用して平面プランが矩形を意図し、不完全で不定形であるものの、篠原遺跡と同様の4郭構造であることから、合志郡の館の地域的形式の特徴を踏まえ、郭毎に用途別がなされていたものと考えられる。出土した遺物が少なく、調査面積が限定されているので第3郭の具体的な用途は判然としないが、位置的に主郭に隣接し、龍泉窯系青磁碗や土師系土器の壺、瓦質土器の火鉢と擂鉢など15世紀の生活遺物と共に、掘立柱建物跡が検出されているので、主郭の領主に近い階層の居住域として利用された可能性が想定される。

5 陣ノ内遺跡の改変の時期について

陣ノ内遺跡から検出された3条の堀（8・9・10号溝）は、3回にわたって堀が同位置で位置をややすらしながら掘り替えられていることを示している。このことから、第3郭を含めた館全体の構造は基本的に変化することなく、15世紀から16世紀にかけて小規模な改変が加えられて継続的に使用されたと考えられる。

隣接する清壽院（宮ノ前25）は「肥後國誌」で「清壽院此君山 士宗府ノ往生院末寺或説天文年中合志城主佐々木氏老母清壽院尼ノ建立、開山ハ行基上人云々。年貢外ノ地也」とされる寺院で、御堂内には近世に作られたと見られる「合志院殿前佐々木玉岸淨全大居士」「天正十七年□寅臘月廿五日」の木製位牌が残されている。

この清壽院に関して、正安4年5月6日銘當麻曼荼羅軸本（柳林寺藏・合志氏関係史料集）の修理銘に「肥後國飽田郡河尻庄玄通山満善常住物再々修補願主満善第十五世一蓮社○誓私○○作者大和國住候快審法師○工右京又七郎、元亀第三壬申年從九月廿四日十月七日成就畢（中略）元亀三年九月七日以表具損而加修補至同十月七日成就之了 頼主 満善寺十五世○追清壽院二世高米 修補者 大和住人快審法師 小工右京又七郎（下略）」とあり元亀3（1572）年9月7日段階で竹迫清壽院住持は二世で、河尻満善寺十五世○誓が兼任していたことが分かる。

さらに清壽院境内に現存する清壽院石造物群の天文11（1542）年3月7日銘阿弥陀三尊梵字板碑（第5図）が清壽院二世住持の○誓と同じ「誓」を法名に持つ「当寺中興玉誓智○大德壽位」の逆修供養を目的に建立されていることから、天文11年以前に「玉誓」によって清壽院は中興されたことが判明する。この中興の時期は清壽院石造物群が天文5（1536）年11月20日銘「道真禪定門」五輪塔地輪以降の時期に限られること、現存しないが「肥後國誌」に「古石碑 清壽院境内ニアリ銘ニ云、清壽院殿仙壽公大師 合志藏人母 天文四未天三月十五日ト記ス」と記録される板碑が存在していたことから、天文4（1535）年に玉誓が清壽院中興初代となって再興したものと考えられる。

この天文4年は、天文2（1533）年11月21日に大内義隆の誘いを受けた菊池義武が大友義鑑の支配領域にあった筑後国に出手したことを契機に大友義鑑と対立し、天文3（1534）年1月15日には肥後国に攻め込まれ、4月28日には木山城（益城町木山）が落城し、5月1日に和議が成立し、菊池義武の勢力が肥後国から一掃され、10月17日には菊池義武が筑後国へ落ち延びた一連の事件が落ち着いた年である。この菊池義武と大友義鑑の対立に伴う義武勢力の没落は肥後国守護職家菊池氏を核にした従来の肥後国の政治勢力団を根底から刷新し、天文4年3月21日には豊福（宇城市松橋町豊福）の割譲を条件に宇土の名和武顕と八代の相良長唯が和議を結び、相良氏の支配領域が豊福まで北上している。一方、堅志田（美里町堅志田）の阿蘇惟前は相良長唯と結び4月6日には名和領の寺前（城南町）まで勢力を伸ばしている。国中（熊本市）では鹿子本親員や田島重賢らの旧菊池義武者衆が大友義鑑方として引き続き行政統治機能を担当している。そして菊池義武は肥前国高來（長崎県雲仙市・島原市）から八代の相良長唯を頼って12月13日に八代徳潤に着岸し、莊嚴寺を宿館に充てられ長唯に迎えられている。

このような中で、竹迫左京亮は天文3年4月28日の木山城合戦に連動した塩浸川での合戦で菊池義武方として防戦する中で負傷し感状を得ている。しかし、天文3年には義武方であった竹迫氏は天文9（1540）年3月18日の相良長唯と結んだ菊池義武方と大友義鑑方との河尻口・大渡口（犬瀬）・木部口合戦では義鑑方として竹迫彦五郎が木部口で二度にわたって防戦を遂げ、「分捕高名」を挙げて感状を得ている。さらに8月5日に隈本の国中衆から相良長唯に遣わされた使者に「たかはさま駿川守」が確認される。この竹迫駿河守は複数回使者を務めたらしく義武とも面識があり、「辛勞之至」を賞せられている。しかし、これを最後に竹迫氏の活動は肥後の史料では見られなくなる。おそらく天文3年5月1日の菊池義武没落を契機に義武方についた竹迫氏は竹迫領の支配権を失い、縁戚関係にあった大友義鑑方の鹿子木氏を頼り、国中に一時身を寄せていたものと見られる。

一方、合志氏は天文3年2月5日に「所望」に応じて菊池義武から「勘解由左衛門尉」を与えられており、その合志勘解由左衛門は義武方として「所々粉骨」した「恩賞」として天文3年6月23日に「山鹿志々岐十三町同郡寺島之内十町」を宛われている。しかし菊池義武は5月1日に没落しているので、この所領宛行そのものが実効性を伴うものではなかったと見られる。このように合志氏では義武方についた合志勘解由左衛門尉が確認できる一方で、合志領惣家当主の合志高久に近い合志四郎左衛門尉は義武方から届けられた「計策状」を大友義鑑に届け出て天文2年11月17日に「忠義」を賞せられている。この中で義鑑は「高久申談」じることを四郎左衛門尉に求めており、天文3年7月21日に太宰府天満宮領であった合志郡富納村（菊池氏酒水町富納）を大鳥居信間に還替する「代所」を「郡内闕次第可領知之旨」の義鑑の「御判」を与えられたことを高久が大鳥居氏に報じてい

る（合志氏関係史料集）ことを併せ考えると、合志惣領家の高久は最終的には義鑑方であったと見られる。庶子家が義武方と義鑑方に分かれた合志氏では惣領家高久が両勢力の狭間で時局を観察しつつ、支配領内の土地領有問題の解決にあたり、最終的には義武方を下した義鑑方に付いて勢力の保持と領域の安定を図っていたものと考えられる。この過程で義武方に付いた竹迫氏に替わり、旧竹迫領を併呑し支配領域を拡大させたものと考えられる。この段階で合志氏は領内の所領知行関係を確認及び再整理する必要に迫られ、天文4年に領内全域の寺社及び家臣知行地に係る「社寺方並侍中坪付写」（嚴照寺文書・合志氏関係史料集）が作成されたものと考えられる。

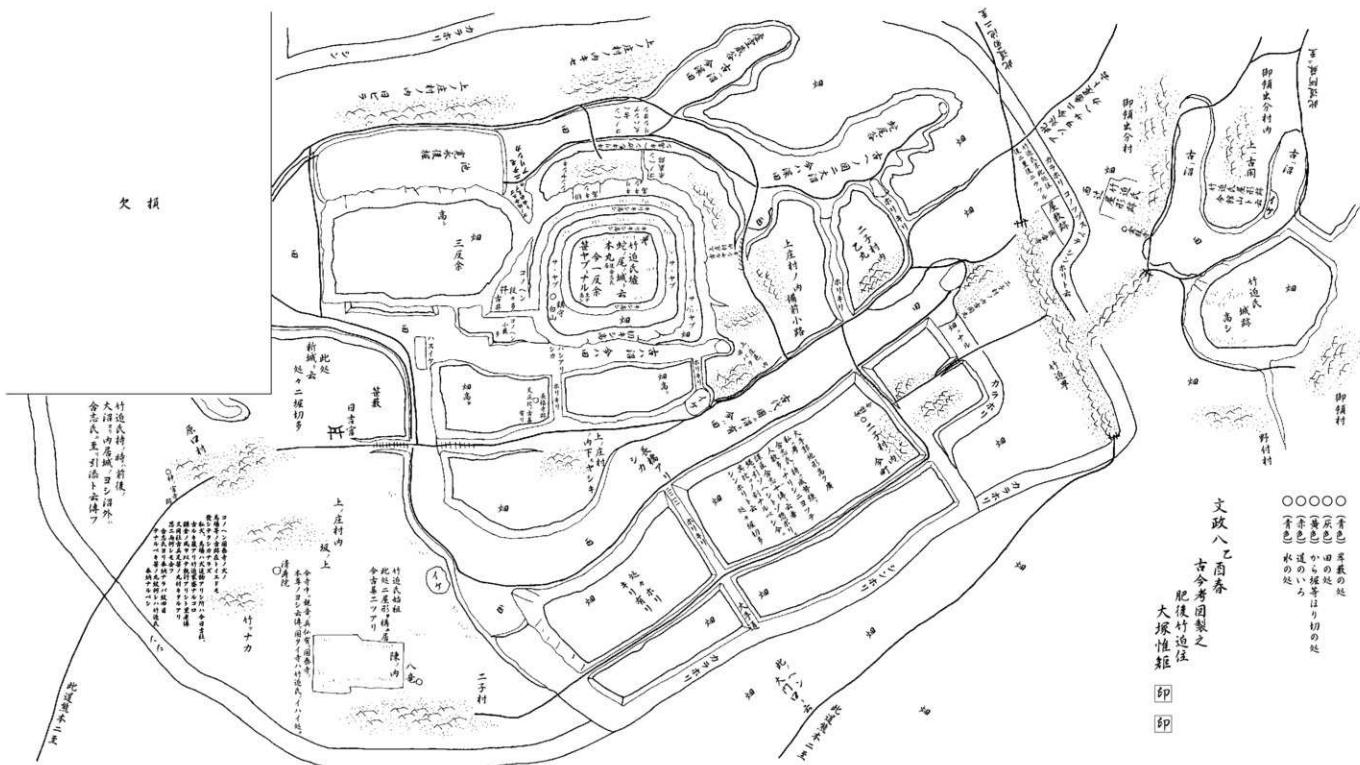
つまり、合志高久は天文2～3年の義武方と義鑑方との争乱に乗じて、義武方についた竹迫氏を没落させ、天文4年には旧竹迫領を併呑して本拠を竹迫に移転させ、館閣接地に「合志惣人（降界？降房？）」（佐々木合志系図）の母の清壽院殿仙屋壽公大師の菩提寺に法名を冠した清寿院を玉譽に再興させたと考えられる。

のことから陣ノ内遺跡は15世紀に原口城と共に竹迫氏の館として構築され、天文4年に合志氏に替わり、基本的なプランを踏襲しつつも、堀を掘り替え、防御性を高め敷地を広げるために館外に土塁を築くなどの小規模な増改修を加えられながら16世紀まで存続した館と評価することができよう。

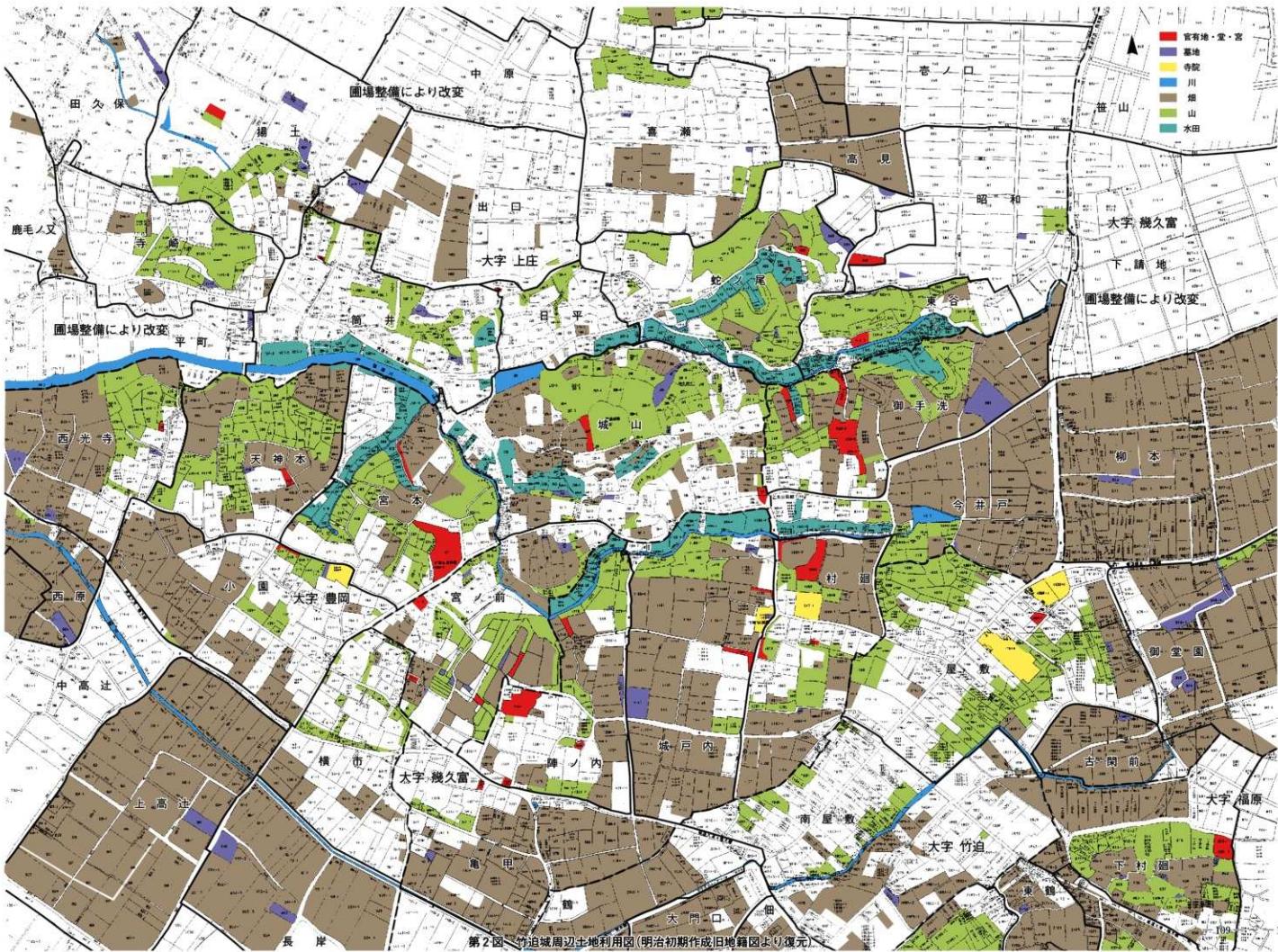
6 竹迫城と竹迫城惣構えの構築時期について

合志氏が竹迫城を築城し、防衛拠点を原口城から竹迫城に移転した時期は不明であるが、竹迫城惣構えが竹迫城を中心に据えて計画されていること、惣構え南面の伝「大門口」から直線道路の伝「大手道」が竹迫城に向かって伸びていることから、竹迫城を意識して惣構えが計画されたことは明らかである。

竹迫城築城の契機は不明だが、天文4年以降で合志氏や竹迫を巡る合戦は、大友義鑑の二階崩れを契機にした菊池義武の蜂起に伴う天文19(1550)年5月12日～7月11日の合志親堅（親賢）による津守（益城町津森）及び住吉表（菊池氏泗水町住吉）での大友義鎮方との合戦、天正8(1580)年11月23日の龍造寺隆信・大友義鎮方の合志親為が島津義久方から攻撃を受けた久保田合戦（菊陽町久保田）、天正10(1582)年12月～天正13(1585)年9月3日の合志親為（親重）と島津方との攻防、天正15(1587)年3月～4月15日の豊臣秀吉の九州征伐に伴う島津方の新納右衛門尉・武藏守による合志在番の4回が挙げられる。これらのいずれでも竹迫は直接的な戦闘には巻き込まれていないが、領域支配の存亡の危機に瀕する戦闘行為は領主の防衛意識を刺激し、領民の生命と財産を守るために本拠防衛力の増強を迫られたと考えられる。特に合志親賢（宣頼）の娘婿として永禄13(1570)年頃に合志惣領家を継承したと考えられる菊池赤星氏出身の合志親為（親重）は、天正13年閏8月22日に「合志親重親父宣頼」から「就親重進退、世上物沙汰共候、何共酒狂のミにて散々之者候」（「上井覚兼日記」）と島津方の上井覚兼に説明され、宣頼孫（親重子）の合志千代松丸への家督譲渡を迫られる立場にあり、合志一族の中でも血縁的に薄い惣領家当主の位置付けにあったと見られる。逆に言えば親為は合志一族の血縁的紐帯に基づく価値観から比較的の自由な位置にある惣領家当主と見られ、この親為の段階で天文4年以來、伝統的に合志氏の本城であった原口城から戦国期城郭として整備された竹迫城へ本城機能を移動した可能性が想定される。そして天正8年11月23日の久保田合戦での敗北を契機に親為の本城防衛意識が高まり、島津方への恐怖から竹迫城のみならず竹迫町や城下村落を包括して総合的に防衛する竹迫城惣構えの構築を構想する。竹迫城周辺住民や合志氏支配領域内の領民を始め、天正12年9月に親為を頼って領外各地から竹迫城に結集した反島津方の山鹿（隈部）氏や三池氏等を総動員して竹迫城を大きく外周する惣構えの堀と土塁を構築した可能性を想定する。しかし、竹迫城惣構えには一部に三重の堀や構築途中で放棄され堀替えられたと推定される堀が見られることから、段階的に構築が進み、最終的に大規模な防衛施設に成長したと考えられる。このため、攻城軍の島津方は戦術的な直接攻撃より戦略的な交渉によって合志氏を孤立化させ陥落させる手法を選択したものと考えられる。また、その戦略的価値を認識していたが故に島津氏は肥後國での対豊臣戦の防衛拠点陣地に竹迫城を選び、大口衆の新納氏を配備して豊臣方との戦闘に備えたものと考えられる。そして、その戦略的価値は豊臣秀吉も認識し九州の主要城郭群の一つに挙げ、廢城後の寛永15(1638)年5月10日に細川忠利が幕府方の戸田氏鉄に廢城状況を説明する程、著名な城郭といえる。



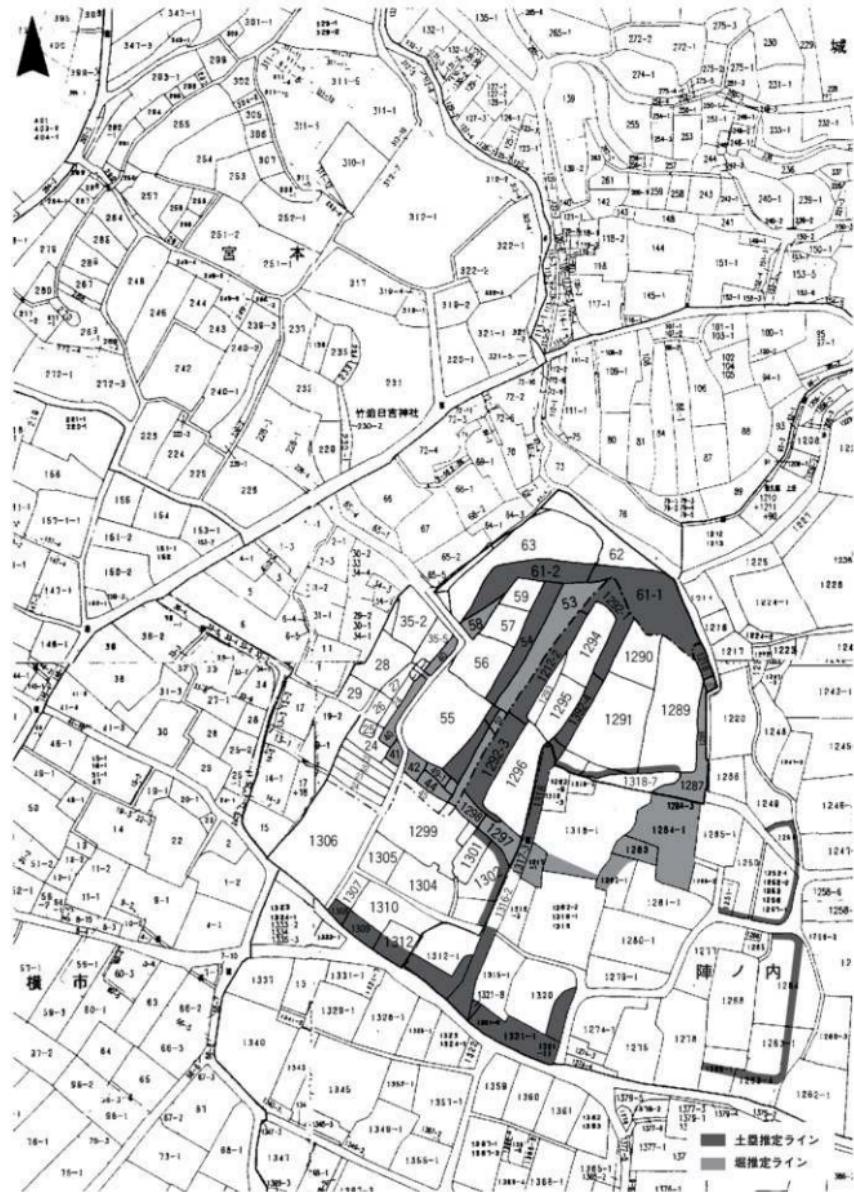
第1図 古今考園(竹迫城絵図)合志市合志歴史資料館蔵(衛藤久米男氏旧蔵)



第2図 竹迫城周辺土地利用図(明治初期作成旧地籍図より復元)



第3図 合志氏関係領域図 S = 1 / 70,000



合志氏関係資料一覧（城郭・金石・仏像等・史料）

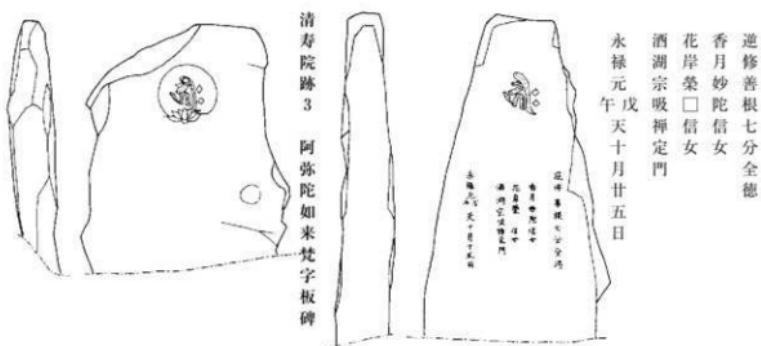
No.	場所	史料番号	史料名	年	月	日	詳細	備考
合志市竹迫地区								
1	竹迫惣構跡						合志親為?	天正10~13
2	竹迫城跡						合志親為?	16世紀後半
3	原口新城跡						竹迫氏→合志氏	15~16世紀
4	寺崎城跡						竹迫筑後介?	14世紀
5	千束城跡							
6	清秀院觀音堂		木造阿弥陀如來坐像	天保2			「天保式年五月吉日 繪師弘生右衛門源高」	
			木造十一面觀音菩薩坐像					
			木造仏像残欠					近世仏像
			木造仏像残欠					頭顱部
			木造地藏菩薩坐像					頭顱部
			木造地藏菩薩坐像					近世仏像
			木造地藏菩薩坐像					近世仏像
			木造地藏菩薩坐像					室町末~近世
			位牌	天正17	4	25	表「合志院殿前佐々木玉岸淨全大居士」裏「天正十七年□寅四月二十五日」	近世
			木造聖觀音菩薩坐像				台座銘「文政十三年再興 佛工可見 寶蓮社任曰□道和 時守」側面銘「松橋正願弟子任光和尚」内側銘「神護慶雲二年八月吉日造」	
		1	阿彌陀三尊梵字板碑		天文11	3	7	当寺中興玉營口大德壽位
		2	阿彌陀梵字板碑		永祿元	10	25	
		3	阿彌陀如來梵字板碑					16世紀
		4	五輪塔地輪		天文5	11	20	
		5	宝嚴印陀基部		天文6			
		6	五輪塔地輪		天文14	正	12	
		7	宝嚴印塔		天文18	6	吉	
7	匯音寺跡	1	權少僧都證雄板碑	明応2	2	15	当寺第七住持權少僧都證雄聖位	
		2	訖道如來坐像線刻板碑		大永6	2	吉	
		3	醫舟西口禪定門位牌線刻板碑残欠		天正2	12	吉	
		4	訖道如來三尊梵字板碑					16世紀
		5	地藏菩薩立像來迎線刻板碑					16世紀
		6	日頭宣頌山主板碑		元龜3	2	彼岸	合志蘿人太夫源親賢
		7	結衆逆修供養板碑残欠					16世紀
8	金龜寺跡	卵塔						近世
		卵塔						近世
9	金福寺跡阿彌陀堂	1	阿彌陀如來梵字板碑	寛政		3	吉	16世紀
		2	卵塔					近世
		3	卵塔					近世
		4	木造阿彌陀如來坐像					近世
10	嚴照寺境内	1	阿彌陀三尊梵字板碑	大永5	3	吉		
		2	阿彌陀如來坐像線刻板碑		享禄3	3	吉	
		3	阿彌陀如來線刻板碑		天文18	11	吉	
		4	阿彌陀如來立像來迎線刻板碑					
		5	板碑残欠					16世紀
		6	六地藏					15世紀後半
		7	逆修供養板碑					
11	国泰寺	1	阿彌陀如來梵字板碑	大永8	2		大林大和守岑徳	大林岑徳
12	今町遺跡	1	阿彌陀如來立像來迎線刻板碑				藤原	16世紀
		2	地藏菩薩立像來迎線刻板碑					16世紀
菊陽町戸次地区								
13	久保田城跡							(伝)久保田大和守昌宗
14	今石城跡							(伝)石勝野守之秀
15	戸次	1	阿彌陀如來梵字板碑	天正13	5	1	合志伊賀守隆知居士	合志隆知
菊池市酒水地区								
16	高請城跡							(伝)里前治郎頭
17	飛臘館跡							岩本兵部少輔
18	池上城跡							(伝)合志國左衛門
19	住吉城跡							鷺田安房守
20	中林城跡							合志隼人佐・越前守

No	場所	史料番号	史料名	年	月	日	詳細	備考
21	華嚴山広勝寺跡		木造般若菩薩立像					近世
			木造間魔坐像					近世
			木造開山像					近世
			位牌	文政13	9	5	須屋但馬之姫（合志鎮増妻）の追善供養	合志鎮増妻
			華嚴広勝碑	享保12			広勝寺縁起	
		1	追善供養碑	享保12			前勢州太守広勝居士 干時享禄四辛卯年二月廿七日	合志隆岑
22	日頭山宣頌寺跡		木造地蔵菩薩坐像	貞享4				
			木造韋馱天立像					室町末～近世
		1	日頭宣頌山主居士板碑	元亀3	2	彼岸	合志藏人太夫源親賢	合志親賢
23	住吉字北小路	2	追善供養板碑	慶長14	4	25	合志伊勢守源隆重	合志高重
		1	追善供養板碑	天正6	2	15	合志弾正大忠源鎮増・須屋但馬守之姫	合志鎮増
24	住吉字北小路 光明寺跡	1	追善供養板碑	弘治3	4	6	鷺田安房守源隆安	鷺田隆安
25	飛櫻虚空藏堂	1	逆修供養板碑	享禄5	4	4		
26	住吉字内村 天応寺跡	1	逆修供養板碑	天文16	4		岩本兵部少輔隆長	岩本隆長
				天文11	1	28	鷺田伊予介・栗林源右衛門・谷川兵部允・野田三郎左衛門尉	鷺田伊予介
27	永字福原阿蘇神社		石造阿弥陀仏頭					
			石造獅子頭					
28	福本字中林	1	追善供養板碑	元亀3	12	12	前合志上総介高豊	合志高豊
		2	追善供養板碑	天正5			合志隼人佐謙光	合志謙光
29	大津町真木地区	1	逆修供養板碑	天正4	正	30	妙闘禪定尼	
		2	宝篋印塔基部残欠	応仁			比丘昌律大師	
		3	五輪塔地輪	元亀元			合志越前守謙賢	合志謙賢
		4	五輪塔地輪	天正8	7	29	慶雲道覺居士・合志能登守謙増	合志謙増
大津町真木地区								
29	九万石城跡							(伝)今村和泉守
30	真木城跡							(伝)香本三郎右衛門
31	古城							(伝)青藤尾張守
32	萩之尾城跡							(伝)青藤尾張守
33	陰嶽城跡							(伝)平川高冬
34	城の本城跡							
35	池上城跡							(伝)青木勘太夫
36	玉岡城跡							(伝)帆保因幡守
37	荒戸城跡							
38	葉山城跡							
39	西園城跡							(伝)大津越前守
40	東嶽城跡							(伝)大津守亮
41	真木向村 魔利支天堂	1	結衆逆修供養板碑	大永7	10	20	中原内蔵助藤原岑長	
		2	逆修供養板碑	天正3	11	吉	權大僧都法印契徹靈位	
42	矢謹山無動寺		宝塔					鎧倉
			宝塔					鎧倉
43	矢謹川字 御願所西鶴		逆修供養板碑	大永2	3		妙譜	
			逆修供養板碑				道了	
44	矢謹川字 御願所中野	1	追善供養板碑	文祿2	4	10	前合志天隻一清居士	合志高重
		2	追善供養板碑	慶長6	4	17	豪嘗	
45	矢謹川字御願所	1	追善供養板碑	大永6				
		2	追善供養板碑	天正14	10	18	豪淳	
		1	追善供養板碑	天正3	9	10	榮胤法印和尚位	
菊池市伊萩地区								
46	亀ヶ城跡							合志高遠？
47	菊池市板井地区							
48	板井城跡							
合志市須屋地区								
49	須屋城跡							(伝)須屋但馬守
50	鳥栖城(花園城)跡							
51	弘生城跡							弘生氏
52	積雪城跡							
熊本市小山地区								
53	小山城跡							小山氏

清寿院跡 1 阿弥陀三尊梵字板碑



清寿院跡 2 阿弥陀梵字板碑



清寿院跡 4 五輪塔地輪

道貞押定門
天文五丙十一月廿日敬

清寿院跡 5 宝篋印塔基部
逆修善根

清寿院跡 6 五輪塔地輪
了仙妙芳
天文十四乙正月十二日
于時天文六年酉丁

清寿院跡 7 宝篋印塔
六月吉日施主敬
于時天文十八年酉己

第5図 清寿院跡石造物実測図 (S=1/20)

医音寺跡一 権少僧都澄雄板碑

医音寺 2

跡积迦如来坐像線刻板碑

医音寺跡 4

當寺第七住持權少僧都澄雄聖位

明應三年二月十五日

□道微觀
□正金蓮

□妙本妙
□泉善成幸

□衛月妙妙
又金山法金

妙當道妙道
金永弁

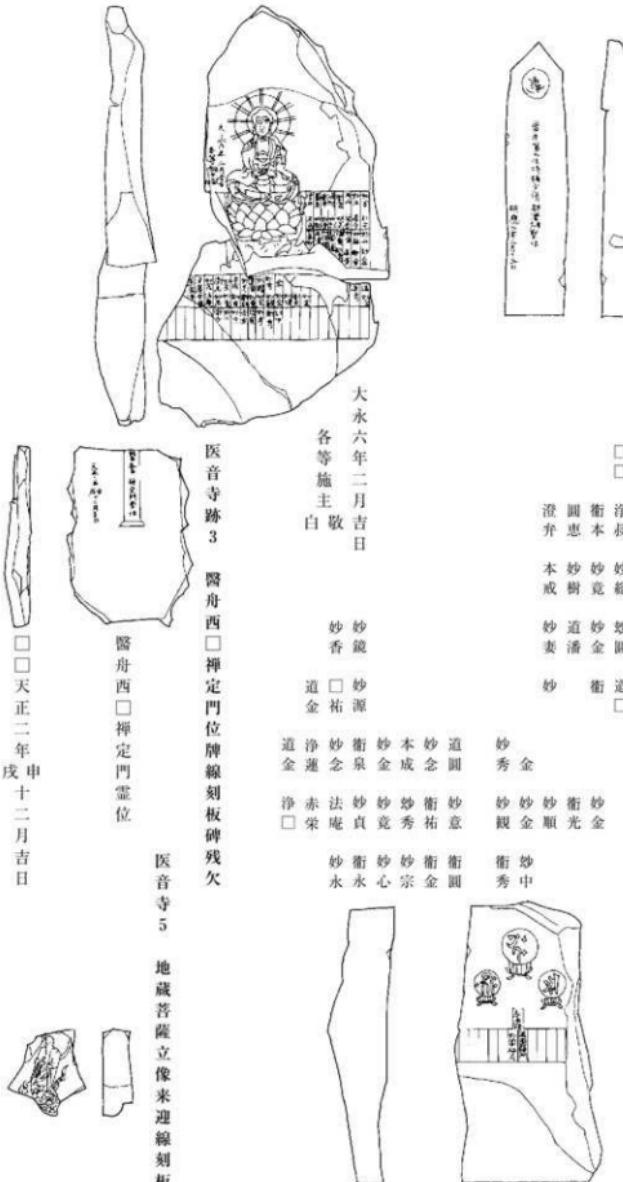
妙妙妙妙
竟金祐
妙道妙妙妙
秀金金秀

道道
秀

妙妙
泉金

妙圓禪尼

妙圓禪尼



第6図 医音寺跡石造物実測図 (S=1/20)

奉書一字一石大乘妙典一部

由

現世安穩
預修冥福
後世善處

大林大和守岑德

月泉淨金壽位

妙慶 道真
長榮 妙清
道性押門
妙善押尼

于時大永八年二月日
子 戊

各々
寺白敬

□□大永五年三月吉日



妙妙道祐道妙妙妙道道淨道淨賀清妙道妙道善宗道妙道妙道百言元妙道
□水道香金迺光金秀齊壽水立泉清音金俊首金金永俊林水永國正益金順山五立香水金
止座坐

道道妙水妙妙道淨淨道道妙淨淨道水妙妙淨淨道妙淨妙道妙□道妙淨道林善妙道淨
慶音善應光清茂□久音志西西世因貞□泉宗安金林本西□圓泉音□意秀秀金阿通金忍泉
往七三
生

淨道道淨道妙淨妙道淨妙道妙善妙道妙道淨道妙道淨道妙清妙道妙妙妙
心心□金金善金林益祐國金金才金□圓清壽因仙善本永光方竟□心順充意本泉水心仁

□□□□道妙水妙宗妙道道□妙妙妙妙妙道□□大道水妙□□□□□□□□
□□□□了順泉祿清香慶□□春道水秀□雪心□□五心秀壽□□□□□□□□
郎

第7図 国泰寺跡・嚴照寺石造物実測図 (S=1/20)

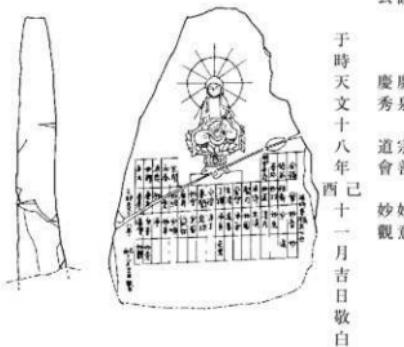
嚴照寺 3

阿彌陀如來線刻板碑逆修善根主七分□□



右七分全得之善根者預資嚴來世冥福者也夫惟三世諸佛之出回者皆為濟渡來世也就中念愚闇權少僧都永榮脫離三途善直往生淨土者寫阿弥陀如來佛願願故影刻一尊像立也

隆季
當菴住持公典藏禪師
告者預資啟來世冥
世諸佛之出回者皆為
不念愚闇權少僧都永榮
往生淨土者寫阿彌陀
一刻一尊像立也



直妙源永宗
云讚毘春闐

慶慶妙□妙廣妙善宗了玄常聖淨妙妙祥□
秀泉□雲經周守闡授讚清哲月泉蓮珍壽實

道宗淨妙宗仙宗泉淨淨道淨妙立清妙宗妙
會善□幸順阿圓珎了貞善榮圓清月泉□音
彌

妙觀意 正二道妙

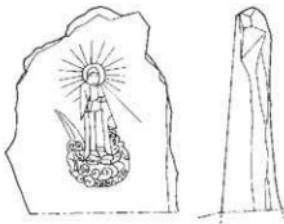
卷二

□道妙
□□

第8図 嵩照寺石造物実測図 ($S = 1/20$)

嚴照寺 4 阿彌陀如來立像來迎線刻板碑

金福寺跡 1 阿彌陀如來梵字板碑
□三月吉日



今町遺跡 1 阿彌陀如來立像來迎線刻板碑

淨幸禪定門

妙幸禪定尼

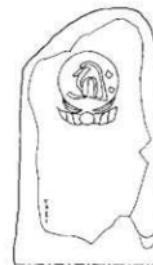
平等利益

大菩提也

嚴照寺 5
板碑殘欠

藤原

今町遺跡 2 地藏菩薩立像來迎線刻板碑
現世一焉
求外道妙儀一座宣者



今町遺跡 2 地藏菩薩立像來迎線刻板碑

淨幸禪定門

妙幸禪定尼

平等利益

大菩提也

嚴照寺 5
板碑殘欠

藤原

求外道妙儀一座宣者

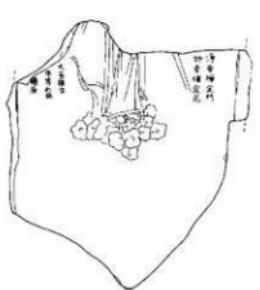
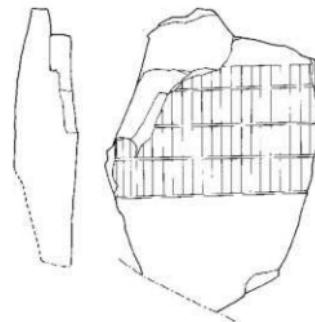
藤原

藤原

藤原



藤原



回版番号	場所	資料名	時代	詳細
第5回	清舟院跡 1	阿彌陀三尊梵字板碑	天文十一年	5つに破損
第5回	清舟院跡 2	阿彌陀梵字板碑	永禄元年	梵字訛遂如來（バク）？
第5回	清舟院跡 3	阿彌陀如來梵字板碑		梵字阿彌陀如來（キリーク）
第5回	清舟院跡 4	五輪塔地輪	天文五年	
第5回	清舟院跡 5	宝鏡印塔基部	天文六年	
第5回	清舟院跡 6	五輪塔地輪	天文十四年	
第5回	清舟院跡 7	宝鏡印塔	天文十八年	
第6回	医音寺跡 1	梅少僧都證雄板碑	明応二年二月十五日	「當寺第七住持梅少僧都證雄靈位」
第6回	医音寺跡 2	枳遊如來坐像線刻板碑	大永六年二月	枳遊如來坐像 四つに破損
第6回	医音寺跡 3	醫舟西口裡定門位牌線刻板碑殘欠	天正三年甲戌十二月	
第6回	医音寺跡 4	枳遊如來三尊梵字板碑	不明	
第6回	医音寺跡 5	地藏菩薩立像來迎線刻板碑		
第7回	国泰寺跡 1	七佛逆供要板碑	大永八年二月	「大林大和守零德」
第7回	嚴照寺 1	阿彌陀三尊梵字板碑	大永五年	
第8回	嚴照寺 2	七佛阿彌陀如來坐像線刻板碑	享禄三年	七
第8回	嚴照寺 3	阿彌陀如來線刻板碑	天文十八年	
第9回	嚴照寺 4	阿彌陀如來立像來迎線刻板碑		
第9回	嚴照寺 5	板碑殘欠		
第9回	金福寺跡 1	阿彌陀如來梵字板碑		
第9回	今町遺跡 1	阿彌陀如來立像來迎線刻板碑		「藤原」
第9回	今町遺跡 2	地藏菩薩立像來迎線刻板碑		

第9回 嚩照寺・金福寺跡・今町遺跡石造物実測図 (S=1/20)

(端表切封)

(墨引)

返々如前々御神領、千秋萬歲目出存候、々々々、如御札不慮之就御弓箭之儀、相互無心疎候へ共、不逆之至無申事候、於于今者、旨、殊御神領之儀候間、彼村打渡候、雖無申及候、倍々御祈念之事頼存候、於様體者、具角新歲入道方へ申達候之間、書面不能詳候、恐々謹言、

五月九日

親為(花押)

天満宮

大鳥居殿 御報

「大鳥居文書」
「太宰府・太宰府天満宮文書」 卷十七

追而任無御隔心、鳥之儀申候之處、遠方被居を被懇御意候、一段爲秘藏無申事

候、必應可速御體候矣、

如御札、天満宮領富納村之儀、就御弓箭人組子細候づ、誠非私曲候、如前々相

附御神領、

〔太閤記〕 天正十五年

(○) 數ヶ所之城明退事

新納武藏守猪籠の高追請之要害、打闘可攻干旨に付て、五萬騎兵を段々

にをしよせければ、難抱や思ひけん 同七日夜明のきりけり、同十一日南

之間之城、御本陣をよせられ十三日にハ禰尾茂助を番手として入置れけり、

其より小代伊勢守居城簡からも渡しつるに依て、河尻肥前守を入れをかる、肥後

之内熊本之城ハ、城十郎太郎居城也、先陣として遠巻にして、一むし蒸けれど、

甲を脱て降人に成しかか、城を講取即捕除等よまに沙汰しけり、同十六日秀吉

公移り給ふて御滞坐あり、

「部分御旧記」
「城郭部 (細川家文書) 寛永十五年

五月十日 細川忠利、戸田氏鏡宛書状

一笑令將上候定者也、可被成御下候、上様亦御機嫌能可被成御座と奉存候、然者、我等國之内二古城之石垣など候ハ、崩させ可申由被仰聞候つる、左様之所御座有聞候と存候由申入候へとも、為念と存此間中迄答、左様所も久敷城地などと御座候事も候わんと、色々尋候とも、只今ハ見出不申候、合志郡と申郡に以前合志と申居申候、山も茂り久敷儀にて、城山とも近代之者ハ不存候、是を承付見申候へハ、山一堅横(ちいさき堀)など御座候處、賢キ山にて候間、石垣にてハ御座候へとも、此中かゝり候て、切理申事候、無故事を仕置、其上大木茂り下々骨を折申候事、可被成御推量候、恐惶謹言

五月十日

戸田左門様

人々御中

菊池市泗水町・大津町石造物銘文資料

住吉 字北小路 広勝寺跡合志隆岑供養塔

前勢州太守広勝居士

南無阿彌陀仏

于時享禄四年辛卯三月廿七日

近世に建立

合志町にも隆岑墓あり 命日・法名すべて相違

合志寺跡合志吉額逆修供養碑

日頭宣領山主居士

元龜三年壬申三月彼岸

泰元龜三年(1572)は壬申 宣領の逆修碑は合志町にもあり

住吉 字福島 宣領寺跡合志高重供養碑

合志伊勢守源高重為清淨忌也

山北五郎左衛門居孝子敬曰

于時慶長十四年己酉四月廿五日

幸天叟一清居士の供養碑は大津町御願所にもあり

「大宰府天滿宮文書」大宰府・大宰府天滿宮文書 卷十七

(續表)

「天滿宮領」

□正十五年

合志都内富納村宰府天滿宮御指出□置日記之事

高七町六反

田方

此分米壹反二付て三斗宛

七拾六俵者

四段

高方

此分米半納にて

貳俵者

以上八町

田畠共二

合七拾八俵者

三斗俵者、

杉山 小助 (花押)

とひなふ村 (花押)

猪百性中

天正十五年

七月十九日

「大鳥居文書」大宰府・大宰府天滿宮文書 卷十七

猶以、天神領之儀、檢地無相違候、定而於以來茂不可有異儀候矣、

肥後國合志郡之內富納村宰府天神領之事、今度候地之上、六拾石在之由候、可

被得其意候、恐々謹言、

(天正十六年)

蜂須賀阿波守

家政(花押)

天満宮

留守大鳥居殿

參

「大宰府天滿宮文書」大宰府・大宰府天滿宮文書 卷十七

尚、卷數并兩種送給候、尤祝着之至候、

御使札之旨得其意候、仍於富國、天滿宮御領之儀、聊不存疎略候、委曲對御使

者令人魂候、猶彼口上可被申候、恐々謹言

(天正十六年)

蜂須賀阿波守

家政(花押)

天満宮

留守大鳥居殿

卯月八日

○後關力

「齊藤文書」(熊本県史料)四

(切紙)

今度至豐州、可抽忠儀覺悟候、各寄、被申進肝要候、然者下謂無足無甲斐、粉

骨次第可扶持候、別而此節馳走賴存候、為御存候、恐、謹言、

卯月五日

親為(花押)

田吹美濃守殿

隈部式部太輔依逆心顯然、至内村要害、親為被取懸候砌、自身被碎手、同手之

者分捕高名之著到、銘、加披見、惑入候、亦可勸軍忠事肝要候、必取鎮、追而

可製之候、恐、謹言、

田吹美濃守殿

八月九日 義統(花押)

田吹美濃守殿

「肥後國誌」所取合志九太夫文書

今日神事為用事於小山表終日辛勞之由承候祝着候、至親實應可申恐々謹言

六月十四日 義武

合志治部少輔殿

合志但馬守殿

合志山城守殿

勘解由左衛門尉所望之由令存候恐々謹言

二月五日 義國

「合志四郎左衛門尉殿」

「合志川芥」所取文書

林原村之事役職の儀申付候全可右裁判者也、仍て状如件、

天正十一年末三月廿日

親為（花押略）

大津対馬殿

上生之内一所

五段

正觀寺分

預ヶ進之候、全可有知行者也、仍而狀如件、

天正十一年癸未

合志信濃守殿

「三千院文書」（大日本史料）十二編の七（

懸紙）

親為（花押影）

合志

正覺坊同宿中尊報

瑞裏（

一）

尊札只令拜見候、然者貴山御再興之段、被成勅宣候之哉、尤目出奉存知候、因
茲諸國御進行之由候、就中惣都内攝護山之事、比擬山末寺之儀候之條、爰許様
林之事、何様以聽走勤進卿不可存候、隨而佐々木名字之連續之儀、是又御
眞實之承事、千秋萬歲存候、必親類一門申談、以時分可請御指南候、細碎彼法
印可爲御演說候之間、不及重筆候、恐惶謹言、

六月四日

親為（花押）

正覺坊

南光坊參御同宿中尊報

大津執秀寄進狀文

合志千代松丸寄進狀文 繁照寺文書

奉寄附

竹迫山王宮下庄之内古地分島地五反、全可有社務之狀如件、
于時天正十五丁亥年十一月吉日

合志千代松丸印

六月四日

正覺坊

南光坊參御同宿中尊報

「上井覺兼日記」天正十三年閏八月二十一日条

一、廿二日、從合志殿、同名對馬守にて祝言申上候、祝物等有之、合志親重視、
父寅朝被參候、趣者、就親重視、世上物沙汰共候、何其酒のミにて散々之者

候、然者、寅朝と孫にて候者之事、向後續奉候之由共也、從合志殿、私ニ太刀・

織筋預候、寅頃拙宿へ礼義候、杉原拾帖預候也、

「合志川芥」所取文書

一所 竹迫下庄之内

一所 村吉之内田地

二段 古庄根津守分

高地三段中屋敷之内

一所 上生村之内

田地五段 正觀寺分

右全可有知行者也、仍狀如件、

天正十五年

十一月十五日 千代松丸

合志信濃守殿

天正十五年

合志信濃守殿

天正十五年

合志千代松丸寄進狀文

嚴照寺文書

奉寄附

合志千代松丸寄進狀文 繁照寺文書

大津執秀寄進狀文

合志千代松丸寄進狀文 繁照寺文書

大津執秀寄進狀文

大津執秀寄進狀文

大津執秀寄進狀文

坂本六郎殿

六月七日 大津執秀寄進狀文

「合志文書」(大相原所蔵) (熊本県史料) 四

依用所儀、桑賀候、一ヶ条成就之刻、一所九町可申付候、山王廿二社不動明

王御照實、偽之儀有間候、仍如件、

天正九年

かのとミ

七月九日

信濃守殿

進之

〔三〕 まいる御返

申給へ

(付箋) (宋) 「合志伊勢守親乃方」

親為

後河辺之内
一所五段 高地

屋敷 一力所

預進之候、全可有知行者也、仍狀如件、

天正九年 辛巳 十二月廿日

合志信濃守殿

親為(花押影)

「齊藤文書」(熊本県史料) 四

(折紙)

一所公領之内
鶴本之中

田吹太郎丸

(ママ) 預進之候、全地行専一候者也、

一所二段 谷追

一所一段 井手之上

預進之候、全以知行、倍忠貞泰公無疑可被相應者也、仍狀如件、

天正壬午十年 二月十日

親為(花押影)

合志信濃

□

御神頼

合志親為寄進状写 戴照寺文書

合志郡之内鳥居村式拾町分

一所志町 五郎丸名之内

霜月廿二日 親為(花押)

田吹美濃守殿

合志郡之内妻越村之内

一所三反三畝

合志郡之内津浦留村之内

屋舗一ヶ所 付天子免主反

申付候、全格護専一に候也、以上、

天正十年 五月十日

合志親為

十二月朔日

親為書判

「合志文書」(合志甚九郎氏所蔵) (熊本県史料) 二

六拾町之内一所四丁、高柳預進之候、全可在知行者也、仍狀如件、

天正九年 辛巳 十二月十三日

親為(花押)

大津対馬殿

(付箋) (宋) 「合志伊勢守親乃方」

親為

後河辺之内

一所五段 高地

屋敷 一力所

預進之候、全可有知行者也、仍狀如件、

天正九年 辛巳 十二月廿日

合志信濃守殿

親為(花押影)

伊萩之内

折替

浮免之當地

一所二段 谷追

一所一段 井手之上

預進之候、全以知行、倍忠貞泰公無疑可被相應者也、仍狀如件、

天正壬午十年 二月十日

親為(花押影)

(ママ)

天正九年辛巳

霜月廿二日

田吹美濃守殿

合志親為寄進状写 戴照寺文書

合志郡之内鳥居村式拾町分

一所志町 五郎丸名之内

霜月廿二日 親為(花押)

竹迫山王社へ奉拝進

天正九年辛巳

十二月朔日

親為書判

坂本孫六殿進之

家久君上京日記(天正三年一月二十六日)条
一、廿六日辰の魁に打立、しゃう殿の城一見。備後の大庭に麗子本といへる町に出御よふ處に、大野治部太夫殿道着候て同心すといへとも、程もなく別行にて右方にかうし殿、あかなどとの城とて遠くみえ侍り、それよりはたての門・清水の左近といへる者の所へ宿。

急度榮華事，數度如申候。田原石馬頭急應之，加詔誥之下知切。報獄、安耽兩箇，令落去者，彼復無殘所屬矣。本望候，然者其表之儀，親為申談，一言而御訓儀可為此簡候之趣。猶志賈安房人道，朽納三河人道可申候。恐々謹言。
行之御訓儀可為此簡候之趣。猶志賈安房人道，朽納三河人道可申候。恐々謹言。
(天正八年)

十四

卷之三

施子木二河入道

冥福 合志彈正大忠源鎮增（花

丙戌 行年五十三

慶譽道覺居士福祿壽位

真清妙淨禪定尼

天正六戊寅天二月時正十五日

台志稿及預分稿等，續照時文書
社頭望之庄所次第，則所云五十

合志

天正八年庚辰 正月元日

卷之三

福本 中林城跡合志鎮增墓

合志前題守銅堆

天正八年庚辰七月二十九日

104

二四

「鹿子木三河入道殿」

〔初附〕

「(切封)

追而御樽一荷、海月一折送給候、賞假此事候、隨面於其元居屋敷、近年無相遠
御裁聲、
乍案中異存候、必以一人應御被候、申述候、以上、
如御問中異、近年者、就御弓箭不申過候、御非心疎候、御祈念之多數數、一束拜頭
奏悉、仍遣寺方、阿彌、親為、以致國今程解候、水靜謐降信御
堅虜前候、然者如前、御神領於富納村、角日向入道被指遺候、千秋萬歲候、
無異儀御知行之條、目出候、旁期御音候、恐、謹言、
(天正九年)五月十日

「大宰府天滿宮文書」(「大宰府天滿宮史料」卷十六)
端裏

端裏

(包紙ウハ書)

(包紙ウハ書)

卷二

「八代日記」天文十九年六月二十日午時文書

同廿六日 義武為退治、豊州人數肥後合志ノウラコトバ云所二在陣、

廿八日トモ申候、如何々々。

「肥後國誌」所收合志九太夫文書

就其面細為申竹林寺後藤木工左衛門差遣候然名城越前同長門振廻不及是非

候早々可退治事外聞異候豐州衆出申由其聞不可有指事候此節可被添御心事憑

存候恐々謹言

（天文十九年）

六月晦日 義武

合志山城守殿

「肥後國誌」所收合志九太夫文書

於昨日住吉表祝以一手垂合諸勢逐防戰勝利之次第無比類候各高名不申候殊

更諸京被號之由候每之儀異于他候等之儀爲可申市川左近之尤遠申候彌此節其

方兄弟事可被添御心事可爲祝候候每度被懸心候由氣仕可有推量候爰元事旁左

近尤可申候恐々謹言

（天文十九年）七月二日

義武

合志山城守殿
合志越前守殿

（肥後國誌）

「怒留湯文書」（新熊本市史 史料編第一卷）菊池郡七城町 怒留湯義一氏所藏

（包紙折封ウハ書）

「怒留湯」
孫太郎殿 義武

於其表田代伊豆守以前、毎日粉骨削妙候、何様可成其等候、弥忠貞専用候、

恐々謹言、

七月十四日

義武（花押）

怒留湯孫太郎殿

「怒留湯文書」（新熊本市史 史料編第二卷）菊池郡七城町 怒留湯義一氏所藏

（包紙折封ウハ書）

「怒留湯」

吉岡大和守

白杵安房守

吉岡越前守

田北大和守

小原遠江人道

赤星筑前守殿

龜元

城越前守殿御宿所

（切封）

怒留湯孫太郎・坂梨宮内系被逐

御對面場因候、於其國別而被加傷恐肝要候、猶重々可申候。恐々謹言、

（小原）

龜元（花押）

（田北）

龜生（花押）

吉岡（花押）

長増（花押）

（白杵）

龜續（花押）

（雄城）

治景（花押）

（雄城）

赤星筑前守殿

城越前守殿

御宿所

住吉字内村 天心寺跡境内 結業送修供養碑

鶴田正子介

栗林源右衛門助

本願主 龍泉寺融賀

現世安稳 谷川兵部允 野田三郎左衛門尉 洞電智誠

榮舞大徳 宗水神定尼 以道受樂

後生善処

春上坐 淨本禪定門 道本

功祐宗忠 妙全禪定尼

宗祐妙金 道電禪定門 各位

□漢禪定門 妙仲禪定尼

妙圓禪定尼 玄心禪定尼

于時天文十一旨壬寅小春廿八日

采園知穂

前光善龍雲叟書之

天文十一年（五四二） 荣圓は山田白山宮文書に宮司坊の人物と關係

住吉處空藏菩薩堂境内 岩本降長逆修供養碑
爰源公窮手本達其源深之不濟撫之不平及得恩激出没生死草

然超絕既超絕後復更見乳羊把火助熱油搗骨鉄作肝躬須進

預修 松岩淨源禪定門 善位

于□（日）（之） 天文十六丁未年四月下旬 如意珠日

岩本兵部少輔源降長敬白

「肥後國誌」所収合志九太夫文書

今度義堅依無思合志家風失累年之忠義候是非能義武一節雖任雅意可打崩事差當候者諸口堅相調候様近々至限本可向人數候此節存頤義於屬忠貞者可加扶助之趣猶真光寺可有演說候恐々謹言

（天文十九年）五月十二日 義鎮

合志山城守殿

「八代日記」天文十九年四月十四日条

（朱）「打勝」

同十四日丁未限本ヨリ木山に勤候、勝利候、義武衆社勝

（朱）「打勝」天文十九年四月十九日条

同十九日限本ヨリ木山・津守・限莊勤候、木山ニテシル也九十六、限莊ニテ十四打取候、限本勝利候、

「相良家文書」

（信封内ハ書）

相良殿

義武

（信封）

（信封）

急度申候、先日如申候、阿蘇五ヶ所之者共、至此表去十四取懸候之間、即時爰許衆懸付候處、不能一戰、如健軍敗北候案、追込後村、悉放火候、然者、今日十九津守・木山取懸、敵出合候間、遂合戰、百余討捕候、於限庄口茂、甲斐名字之者、彼是類十一顯然候、合志孫次郎如津守發向候間、彼人數以粉骨敵討取、類到来候、增々爰元無油斷成下知候、可御心安候、兼亦、從筑州如往連者、昨日十八至津口要害、豐饒以下取懸候之条、以防戰、數多討捕、類到来候、勝利之次、珍重候、双方々相調、可取詰候、此節其等被指證、遂可被嗣御心事、速々可為首尾候、万端賴存外無他候、此謂為可申、先用一行候、旁近日邊近辺之者、巨細可申之旨、坂折彈正忠可申候、恐々謹言、

（天文十九年）五月十九日 義武（花押）

相良殿

「肥後國誌」所収合志九太夫文書

昨十九日於津守○口述粉骨勇猛之由憶慨彌此節忠貞要候必可成其實之旨至親賢細今申候恐々謹言

（天文十九年）五月二十日 義鎮

合志山城守殿

當國守護職之事、惟長可相計之由、如此以實文達著、去十八日、內古閑大郎左衛門尉為使口入候、此等之儀、於後代可相沿候矣、正文者、於御獄大明神御室物被置候人物江納候、為後日書写添文書候舉。

「大宰府天滿宮文書」（大宰府・大宰府天滿宮史料）卷一四

九州肥後國天滿宮社職富納一路之事、信勢依無直子、任先例大鳥居信闇、男號育子、彼家督之事對疊岐公信全讓與申單、於末代本社神役、國家御祈禱專一候て、社役連願不可有懈怠候、代々證文代重寶一筆相添譲與申單、次御神領富納、片役兩所巨細之旨以別紙渡申單、返々為神役旨信勢子孫可被達事、可為神事候、仍件、

水正三年内寅貳月七日
信勢（花押）

對子孫疊岐公信全

合志勘解由左衛門殿

① 今度於所々粉骨為恩賞山鹿志々岐十三町同郡守島之内十町免行所也早可令領知候様如件
天文三年六月二十三日
左兵衛佐義宗

「菊都誌」所收

田島右京亮殿

義良（花押）

九州肥後國天滿宮社職富納一路之事、信勢依無直子、任先例大鳥居信闇、男號育子、彼家督之事對疊岐公信全讓與申單、於末代本社神役、國家御祈禱專一候て、社役連願不可有懈怠候、代々證文代重寶一筆相添譲與申單、次御神領富納、片役兩所巨細之旨以別紙渡申單、返々為神役旨信勢子孫可被達事、可為神事候、仍件、

水正三年内寅貳月七日
信勢（花押）

合志勘解由左衛門殿

① 今度於所々粉骨為恩賞山鹿志々岐十三町同郡守島之内十町免行所也早可令領知候様如件
天文三年六月二十三日
左兵衛佐義宗

「菊都誌」所收

田島右京亮殿

義良（花押）

肥後國天滿宮御領富納、片役兩所之事、大鳥居信闇二男疊岐公信全仁依有志之旨、讓與申所實也、彼地田數之事、居屋敷共十二町にて候、此内武町井手料として、合志殿立西候、田數之外二畠地五町、同対外共一所不殘可有知行候、四至堀、東者御領所之后、南者河を堀、西者かたかい所堀、北八車地限候、爲末代、筆進候處也、自今已後、於彼地我等親類など連亂之儀申蒙あるへからず候、任申定貰、堅可有御知行候、仍為後代讓渡申狀如件

水正三年内寅貳月七日
疊岐公殿まいる
信勢（花押）

「大鳥居文書」（大宰府・大宰府天滿宮史料）卷一四
遠方之在所御音問祝候、仍部内興太第可領知之旨、被成御判候、就夫官納之事、巨細承候、雖先例之旨候、且者對御神慮、且者達々無御等聞之候、無別儀候、罪目悉承候、召翼惣者、致覺悟候、御使被存候、定而可被達候、委曲猶同名從三郎右衛門尉所可申候、御分別專一候、恐々謹言
（異筆）天文三年甲午七月廿一日
高久（花押）

大鳥居殿
御報

天滿宮御領富納居敷拾二町、此内二町號井手料、畠地五町井四至堀荒野無其疊候、東御領所之後、南者河限、西かたかい所堀、北車地堀候、如此神草創跡處被住候間、於末代不可有相違之儀候、其外巨細之旨述口上畢、此方親類其外雖有他家外孫、此旨相背違亂之儀全あるへからず候、依請神非例儀、子々孫々及も可被達社役事、信勢可為本望者也、仍如件、

水正三年内寅貳月七日
信勢（花押）

對子孫疊岐公信全

十一月十七日 義鑑

合志四郎左衛門居殿

合志氏関係史料集

【大宰府天満宮文書】

爲成義之折持、喜悅之至候、彌國
家昇平之御丹誠可然候、恐々謹言、

十一月廿五日
富納中將公
政朝(花押)

岩瀬源人允

黒澤右京亮

若瀬源兵房

黒澤長左衛門

牧石馬九

黒澤少輔
武治

岩瀬源人允

黒澤右京亮

忠組

黒澤長左衛門

安満

赤星源三少輔
重規

立田小太郎

赤星右京亮

武規

赤星源三少輔

朝蕃

赤星源三少輔
重徳

立田小太郎

赤星右京亮

昌平

赤星源三少輔

朝蕃

赤星源三少輔
重載

立田小太郎

赤星右京亮

運俊

赤星源三少輔

朝蕃

赤星源三少輔
内古衛門守

立田小太郎

赤星右京亮

能清

赤星源三少輔

朝蕃

赤星源三少輔
重實

立田小太郎

赤星右京亮

貞明

赤星源三少輔

朝蕃

赤星源三少輔
能世

立田小太郎

赤星右京亮

惟豐

赤星源三少輔

朝蕃

赤星源三少輔
内古衛門守

立田小太郎

赤星右京亮

惟衛

赤星源三少輔

朝蕃

赤星源三少輔
重雄

立田小太郎

赤星右京亮

惟雄

赤星源三少輔

朝蕃

赤星源三少輔
能世

立田小太郎

赤星右京亮

惟豊

赤星源三少輔

朝蕃

赤星源三少輔
内古衛門守

立田小太郎

赤星右京亮

惟豊

赤星源三少輔

朝蕃

赤星源三少輔
能世

立田小太郎

赤星右京亮

惟豊

赤星源三少輔

朝蕃

請文如件、

永正二年乙丑十二月三日

城上並合
賴岑

出田刑部大輔
武秀

白田田口又郎
武益

高橋篤守
朝景

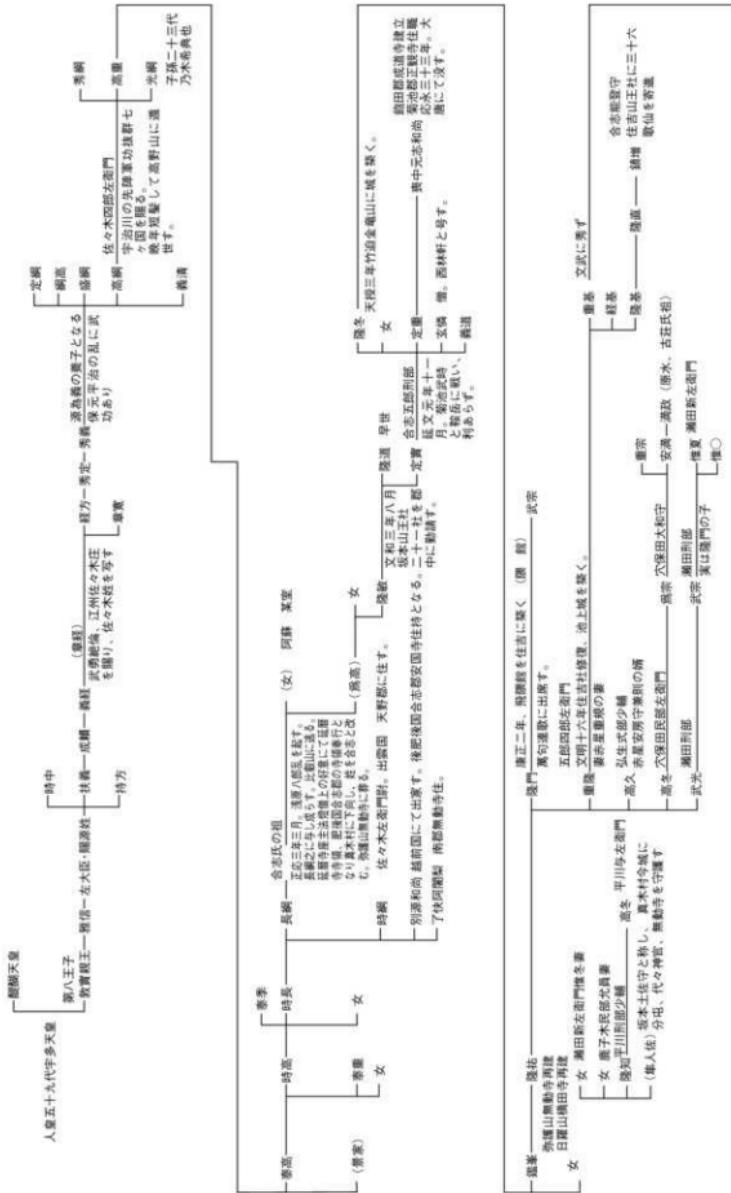
重生

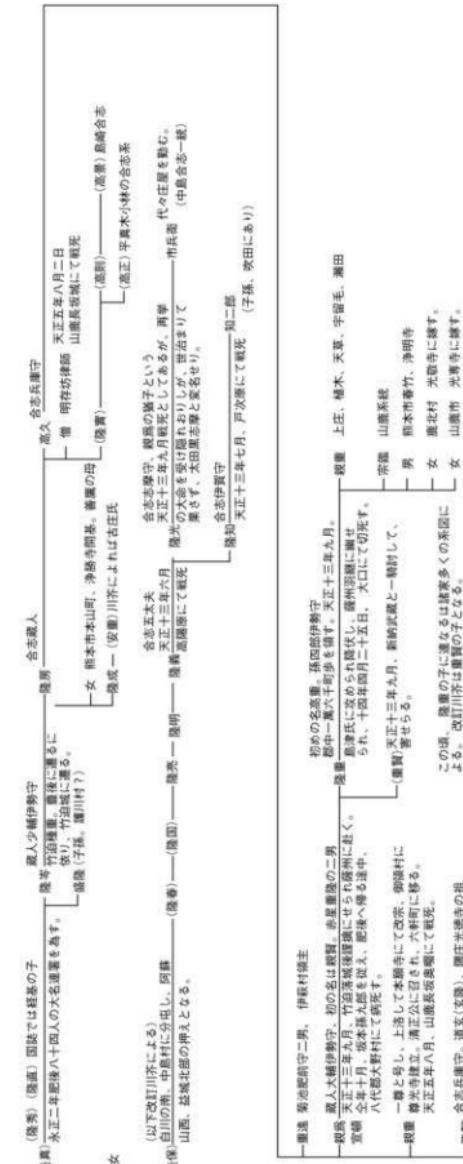
多賀良出
朝道

佐藤伊豆守
朝經

佐々木合志系図

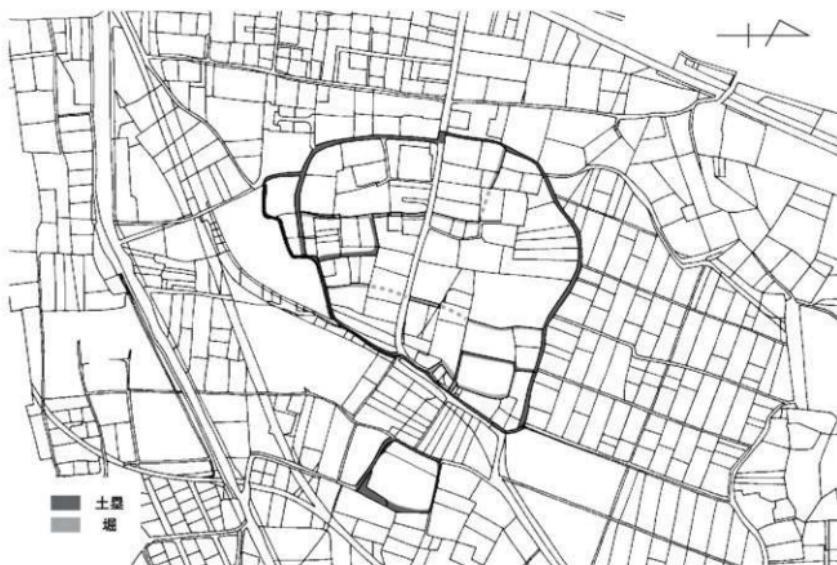
肥後國誌に上る（）



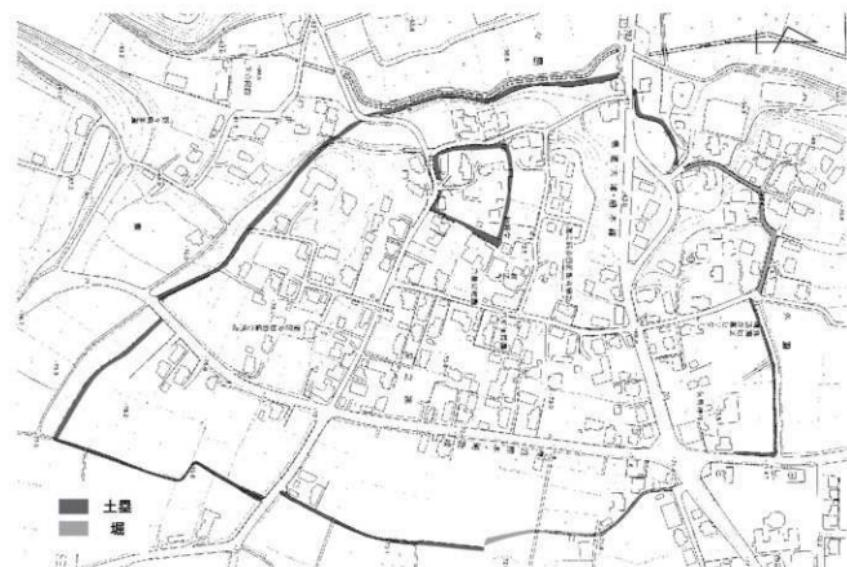




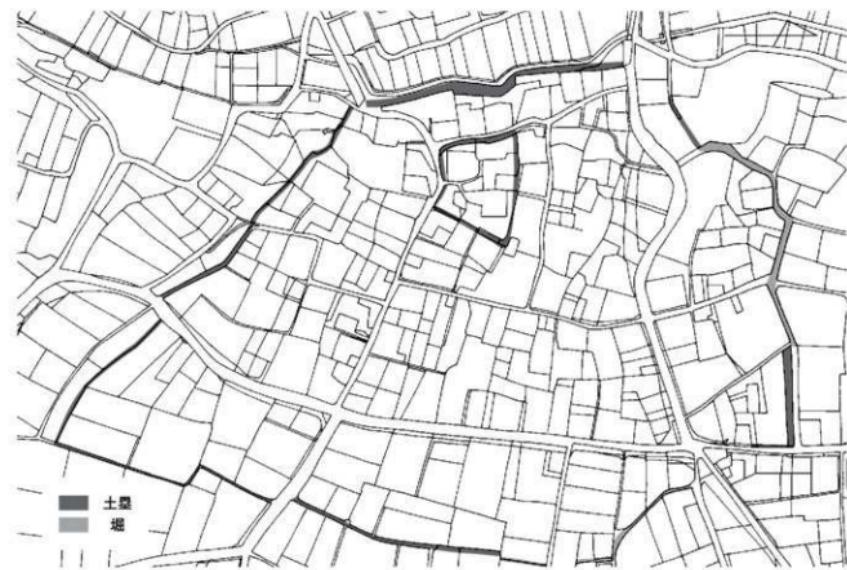
第10図 須屋城周辺地形図(物構ライン他表示) S = 1 / 5,000



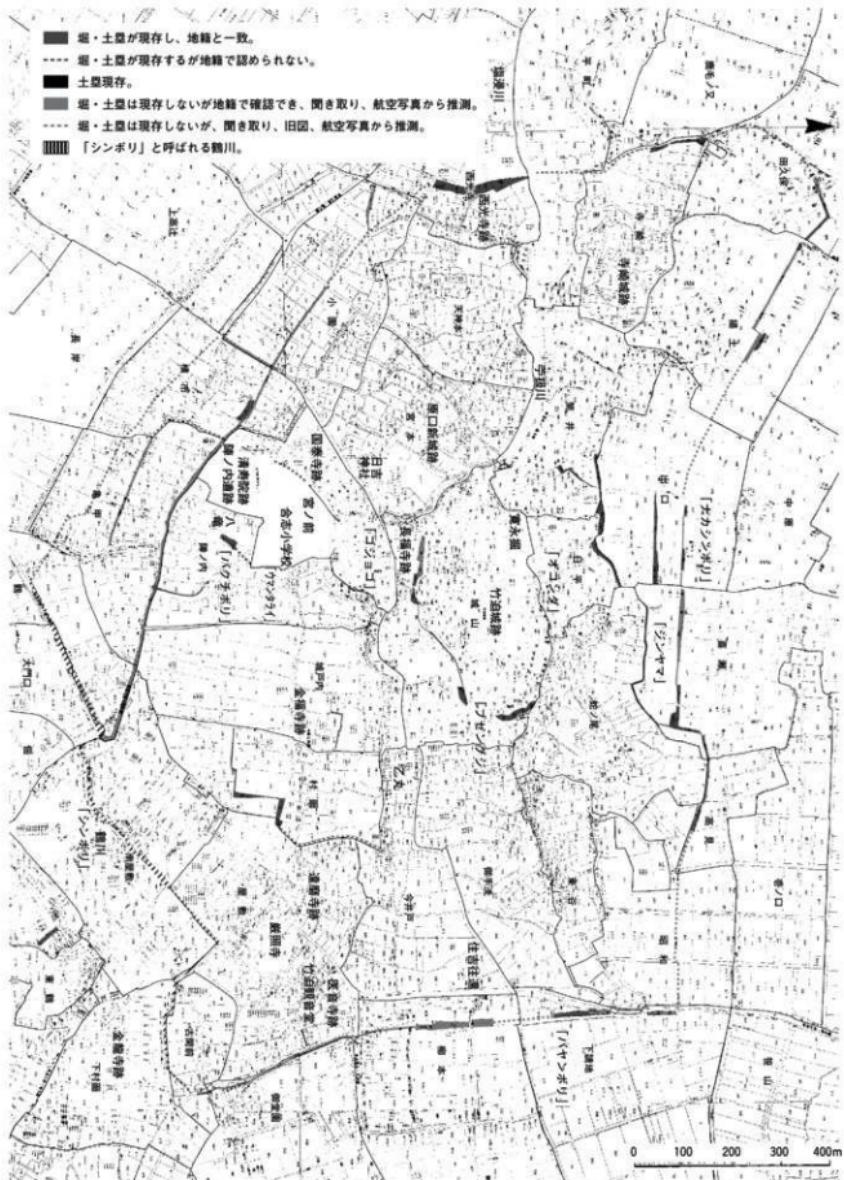
第11図 須屋城周辺地籍図(物構ライン他表示) S = 1 / 5,000



第12図 花園土塁(鳥栖城)周辺地形図(惣構ライン他表示) S = 1 / 5,000



第13図 花園土塁(鳥栖城)周辺地籍図(惣構ライン他表示) S = 1 / 5,000



第14図 竹迫城周辺地籍図(惣構ライン他表示) S = 1 / 10,000



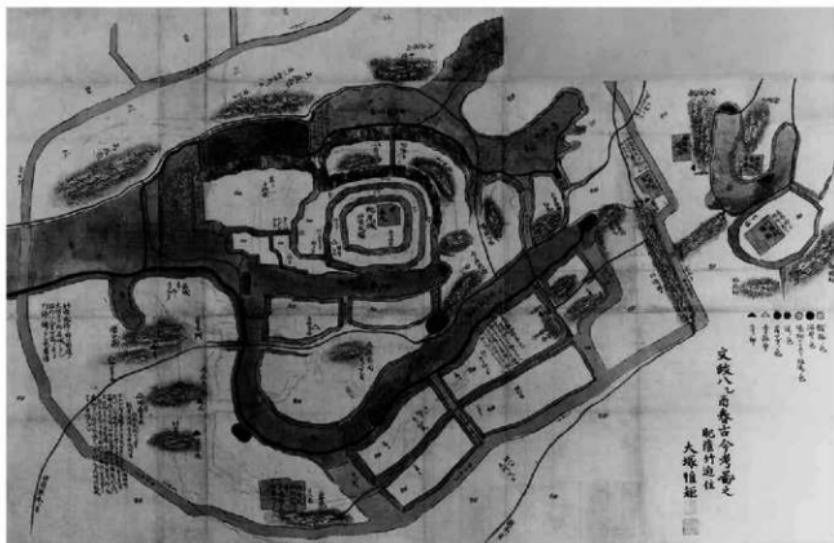
(1) 昭和23年11月23日 米軍撮影『国土地理院』



(1) 昭和36年国土地理院撮影「国土地理院」



(1) 古今考図(竹迫城絵図)合志市合志歴史資料館蔵(衛藤久米男氏旧藏)



(2) 古今考図(竹迫城絵図)合志市合志歴史資料館蔵(神殿エツ氏旧藏)



(1) III·IV区1·2·3号葬棺出土状况



(2) 2号溝土層堆積狀況(IV区西壁面)



(3) 1号葬棺墓出土状况



(4) 1号葬棺墓出土状况



(5) 3号葬棺墓出土状况



(6) III区墓塚群



(7) 9号葬棺墓出土状况(1号溝)



(8) 10号葬棺墓出土状况



(1) 1号木棺墓・5号土坑完掘状況



(2) 1号木棺墓・5号土坑土層堆積状況



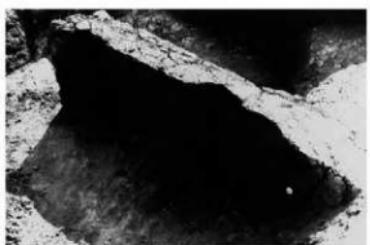
(3) 2号木棺墓完掘状況



(4) 2号木棺墓土層堆積状況



(5) 3号木棺墓完掘状況



(6) 3号木棺墓土層堆積状況



(7) 7・10・11号溝土層堆積状況(手前3号地下式土壤)



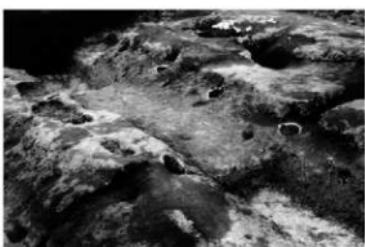
(8) 10・11号溝土層堆積状況(手前2号地下式土壤)



(1) 10号溝土層堆積状況（トレンチNo.1）



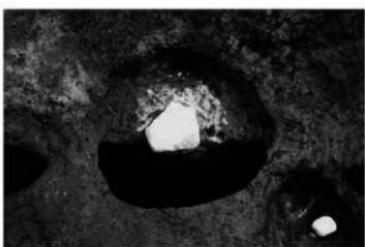
(2) 8・9号溝完掘状況



(3) 9号溝土橋状造溝完掘状況



(4) 9号溝土層堆積状況（トレンチNo.1）



(5) 21号土坑半裁状況



(6) 24号土坑土層堆積状況



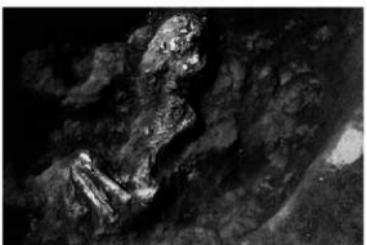
(7) 1号地下式土壤完掘状況



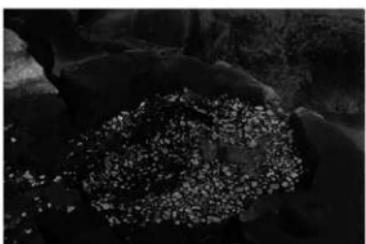
(8) 1号土壤墓人骨出土状況



(1) 14号土壤墓人骨出土状況



(2) 11号土壤墓人骨出土状況



(3) 碓石経出土状況



(4) 13号土壤墓人骨出土状況



(5) 清寿院跡



(6) 原口新城跡掘堀底道（アカサカ）



(7) 豊岡宮本横穴群上段壁面



(8) 北東部惣構え（町道住吉線工事壁面）



1号甕棺 (上甕)



4号甕棺



5号甕棺 (上甕)



5号甕棺 (下甕)



1号甕棺 (下甕)



6号甕棺



7号甕棺



8号甕棺



2号甕棺



9号甕棺



大黑天



座 像



3号甕棺

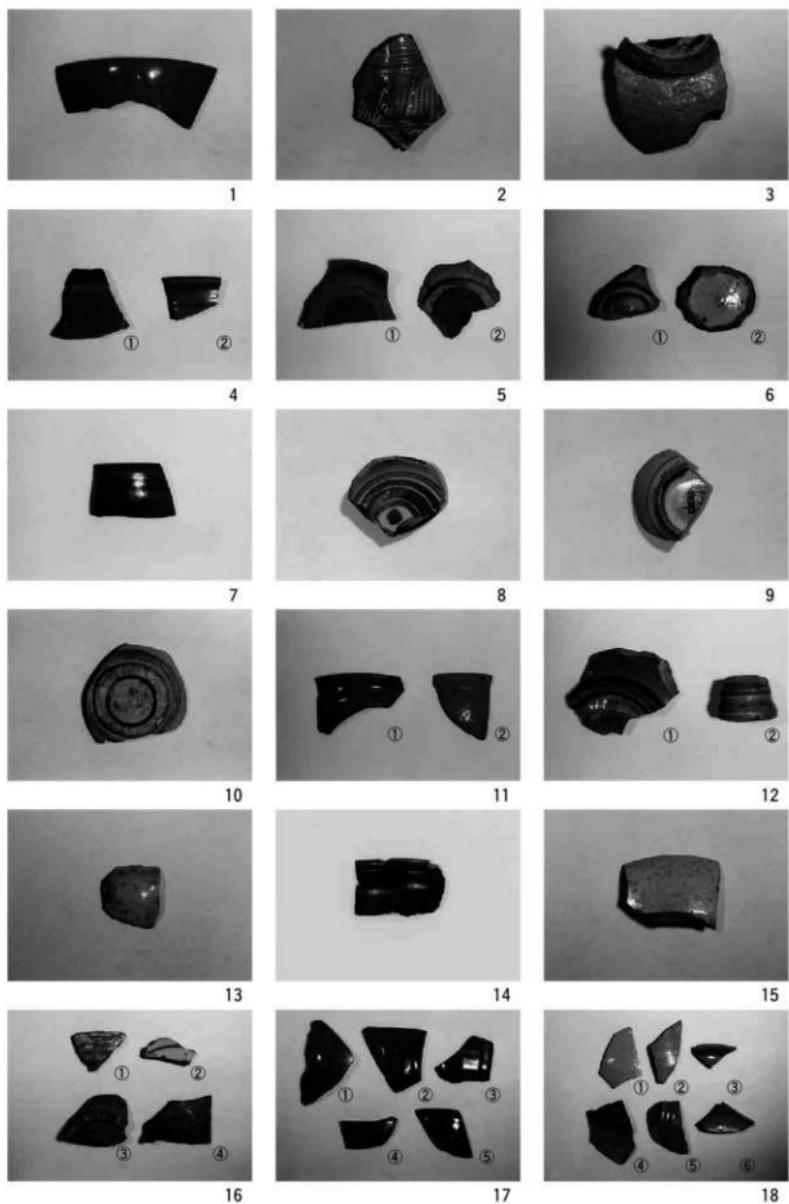


笄

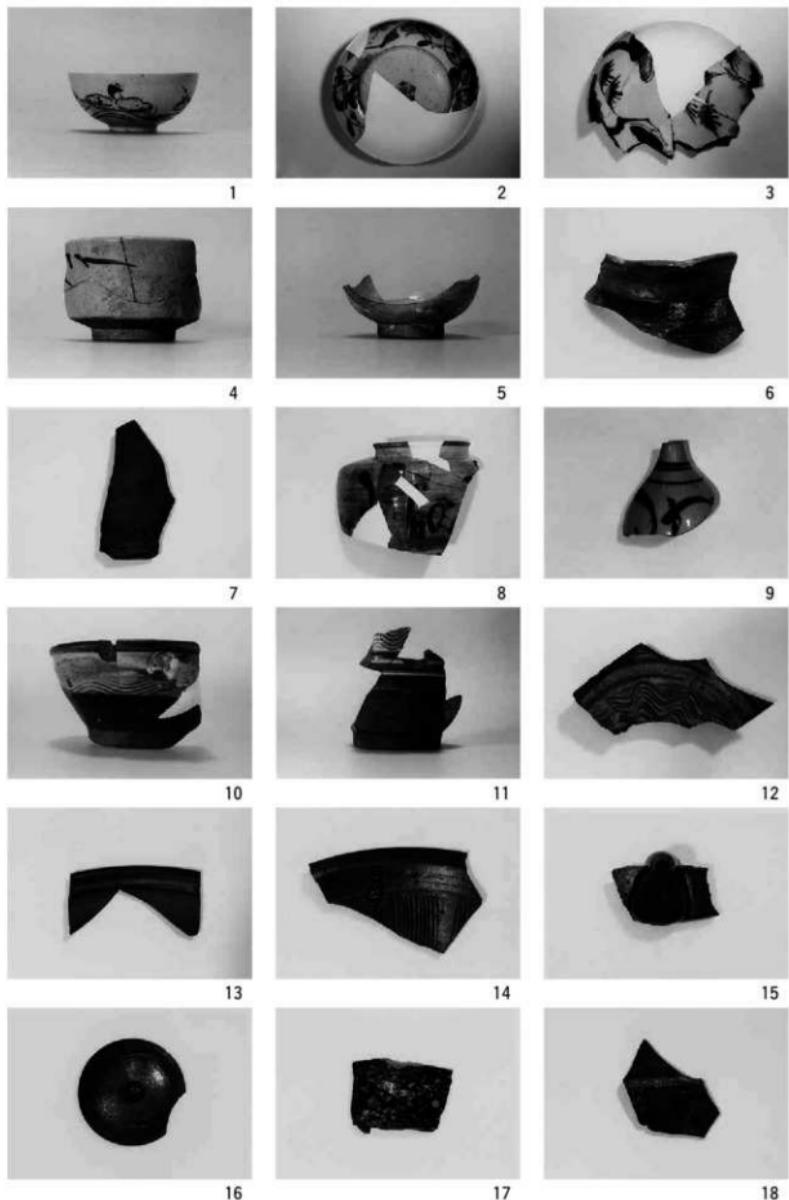


狩 保

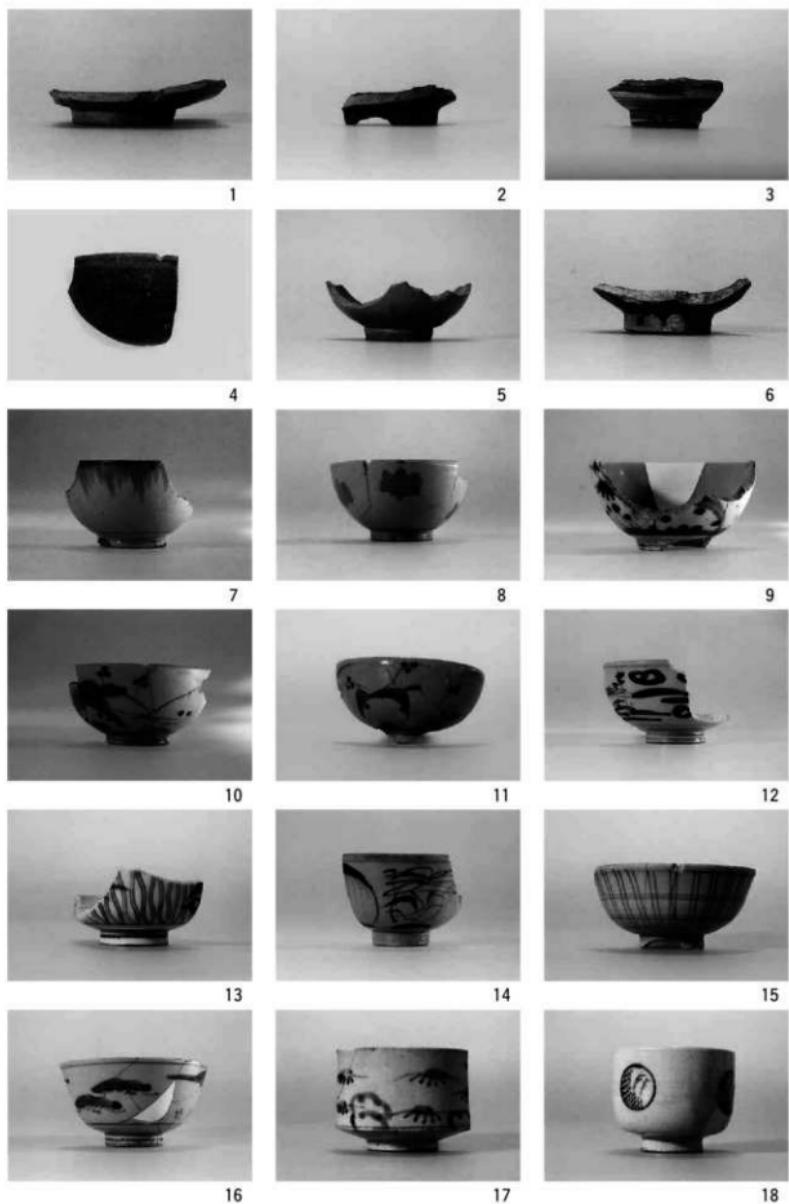
弥生土器·中近世出土遗物



中世陶磁器



近世陶磁器 1



近世陶磁器 2

あとがき

本遺跡では調査面積の割に遺構密度が高く、重要な遺構が多く確認された。調査者の認識不足から発掘作業員の方々には酷暑の下で、スコップを使っての力仕事が多いなか従事して頂いた。併せて遺構実測を担当頂いた株式会社理蔵文化財サポートシステムの社員の方々には大変な努力を頂いた。特に記して深く敬意を表し感謝申し上げます。また学校教育課には重機の手配や期間の調整に御協力頂いた。文化振興課の事務局の方々並びに整理作業員の方々にはお世話になりました。心より感謝申し上げます。

発掘調査に伴う文献等補足調査は青木勝士氏、鶴嶋俊彦氏、大山智美氏には調査指導並びに報告書執筆を頂いた。御協力に深く感謝申し上げます。

今回の調査では遺跡が15世紀の竹迫氏の館跡また16世紀の合志氏時代の清寿院であった可能性が高いことが明らかになりました。併せて竹迫城跡惣構えの存在が今回の文献等補足調査において確認されました。土壘や空堀が全周する惣構えとしては九州で初めての確認例となりました。竹迫城跡惣構えの規模は戦国期における地方領主としては突出しているようです。国指定史跡である小田原城惣構えよりも時期的に先行する可能性があり、地方の城郭と城下の構造や戦乱を考えるうえで学術的に貴重な遺跡であることが指摘できます。

今後、比較的の遺構の残存状態が良好である竹迫城跡惣構え及び惣構え内部の竹迫城跡を始めその城下を調査していくことで、新たな事実が発見されることを期待します。さらにこの地域の大変貴重な文化的財産である竹迫城跡を中心とする城域が国指定史跡に向けた第一歩にこの報告書がなることを心より祈念します。また地域振興の礎に文化財である竹迫城跡がさらに活用され、文化財調査がその一助となれば幸いです。

最後にこの報告書作成に至るまで御協力、御支援頂いた多くの方々に篤く御礼申し上げます。



竹迫城跡

報告書抄録

ふりがな	じんのうちいせき
書名	陣ノ内遺跡
副書名	合志市立合志小学校新築事業に伴う埋蔵文化財調査報告書
シリーズ名	合志市埋蔵文化財調査報告
シリーズ号	第1集
編集者名	米村 大
編集機関	合志市教育委員会
所在地	〒861-1193 熊本県合志市御代志1661番地1
発行年月日	2007年3月31日

所取遺跡名	所在地	コ一ド		北緯	東経	調査期間	調査面積 m ²	調査原因
		市町村	遺跡番号					
陣ノ内遺跡	菊池郡合志町幾久富	405	10	32°53'39"	130°47'29"	平成17年 4月6日～ 8月31日	1800m ²	合志小学校 新築事業

所取遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
陣ノ内遺跡	集落	弥生・中近世	環濠・木棺墓・甕棺墓 堀跡・掘建柱建物 地下式土壙・土壙墓 礫石絆	绳文土器（後晩期） 弥生土器（中～終末期） 中世陶磁器、土師器 瓦質土器、近世陶磁器	竹迫氏に関連する館跡

合志市埋蔵文化財調査報告 第1集

陣ノ内遺跡

合志市立合志小学校新築事業に伴う
埋蔵文化財調査報告書

発行年月日 2007年3月31日

編集・発行 合志市教育委員会

〒861-1193 熊本県合志市御代志1661番地1

印刷・製本 白鷄園
